

平成 23 年 第 1 回

菊陽町議会 3 月定例会会議録

平成 23 年 3 月 4 日 ~ 3 月 22 日

熊本県菊陽町議会

平成23年第1回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
3 / 4	金	開会・行政報告・施政方針・提案理由説明・議案第8号審議
3 / 5	土	休会
3 / 6	日	休会
3 / 7	月	当初予算内容説明（議案第1号～議案第7号）・議案第10号 質疑・委員会付託
3 / 8	火	議案審議（議案第9号・議案第11号～議案第28号・同意第1号）表決
3 / 9	水	休会（議案調査）
3 / 10	木	休会（議案調査）
3 / 11	金	休会（議案調査）（中学校卒業式）
3 / 12	土	休会
3 / 13	日	休会
3 / 14	月	休会（議案調査）
3 / 15	火	一般質問
3 / 16	水	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 17	木	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 18	金	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 19	土	休会
3 / 20	日	休会
3 / 21	月	休会（春分の日）
3 / 22	火	委員長報告・質疑・討論・表決・議案第29号審議・閉会

平成23年第1回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	小林久美子 (P155～)	1. 街灯・防犯灯設置事業について	①現在の防犯灯の設置数についてどうなっているのか 自治会の設置数と町の防犯灯設置数について ②平成23年度の設置予定について ③自治会での維持管理費など掌握しているのか ④街灯・防犯灯の電気代などの維持管理は、町で行った方がよいと思うが、どのように考えているのか
		2. 菊陽町在宅重度要介護手当について	①介護手当の拡充を
		3. 町長の政治姿勢について	①国保税の値上げ、障害者福祉手当の廃止など、町長の「人を大切にするまちづくり」に照らしてどうか
2	甲斐 榮治 (P169～)	1. 菊陽中部小学校建設について	①事業の正式名称は何か ②事業を進める手順について ③開発費増額（7,760万円）の理由及び運動場の嵩上げ工事費と新規獲得校地の開発費内訳について ④校舎費増額（＋9億9,820万円）の要因を問う ⑤運動場地下の調整池について ⑥仮設校舎関連費用について ⑦中部小学校建設に関連する事業費について ⑧事業費がこれ以上膨らむ可能性について ⑨総工費45億5,711万2千円中、28億3,870万円が地方債であるが、どのように返還するのか
		2. 今後の主要な事業と町財政について	①近い将来に予定される主な事業にはどんなものがあるか ②その優先順位とおよその実施時期及び事業費の概算について示せ ③それら事業実施との関連で町財政の健全な運営は保証できるか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 住民の安全・安心のため「警察力強化を求める運動」について	①全県・大津署管内・菊陽町に於ける警察機能の配置の現状についてどう認識しているかまたそれはどうあるべきだと考えるか ②住民の中から、警察署配置の再編と適正配置の運動が起きている。菊陽町はそれとどう関わるのか
3	吉本 堅 (P183～)	1. 消防の広域化について	①熊本県や県下13消防本部の管理者が消防の広域化を進める理由は ②県下13消防本部の管理者が消防広域化への取り組みは ③消防広域化におけるメリット、デメリットは ④町長が消防広域化に反対する理由は
		2. 集落内開発制度について	①自己用開発、非自己用開発における道路後退幅員の考え方の違いは ②集落内開発による道路後退の考え方について町の意見がどのように反映されたか ③集落内開発道路の計画幅員を決め、その幅員を開発許可基準の参考にすることは考えられないか
		3. 企業進出における町の対応について	①民間企業進出に伴う町の誘致企業、通常の企業進出における用地取得に対する町対応の考えを問う ②課内部での翌日の業務連絡体制を問う
		4. 副町長制度について	①助役制度が廃止され、副町長制度が新設された理由は ②菊陽町副町長の定数を定める条例をどう捉えるのか ③菊陽町に副町長を設置しない理由は ④副町長人選の考えを問う
4	大塚 昇 (P198～)	1. 農業問題について	①産地指定を受けている菊陽人参のさらなるブランド化を目指す手段として、人参の里マラソン大会がある。町としての支援を強化できないか ②市街化区域のある農業地区と全くない地区では農業後継者の数にも差がある。どのように対処していくか。また、TPP問題も含め町の農業をどのように捉えるか
		2. 航空機燃料譲与税について	①譲与税のなかで対象世帯数143戸とあるが算定額にも影響あるのか ②現在でも空港周辺とは町内全域なのか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 鼻ぐり公園について	①歴史資料館及び物産館や駐車場の用地確保の陳情書が出されているがどのように考えているか ②町観光の目玉として、また、南校区の活性化の拠点としても早急に取り組む必要がある検討委員会等の立ち上げはいつになるか
5	芝 和長 (P208～)	1. 町の各小中学校における給食費について	①給食費の徴収状況は ②未納額はないのか、各学校毎把握しているか ③未納額に対する給食の実施方法は ④未納者に対する対応対策は ⑤未納者があれば保護者間で不公平感が生ずると思われるが、どのように受けとめているか ⑥不公平感を少しでもやわらげるため、未納解消の手段として2分の1を町で助成する方策はできないか

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成23年3月4日（金）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1 日 目)

(平成23年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成23年3月4日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出議案第1号から同意第1号までを一括議題

日程第6 町長の施政方針並びに提案理由の説明

日程第7 (議案第8号) 菊陽町花立コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 坂 本 秀 則 君

2 番 北 山 正 樹 君

3 番 石 原 武 義 君

5 番 芝 和 長 君

6 番 岩 下 和 高 君

7 番 佐 藤 竜 巳 君

8 番 大 塚 昇 君

9 番 福 島 知 雄 君

10 番 川 俣 鐵 也 君

11 番 吉 本 堅 君

12 番 小 林 久 美 子 君

13 番 酒 井 良 一 君

14 番 上 田 茂 政 君

15 番 梅 田 清 明 君

16 番 鍋 島 有 志 男 君

17 番 永 野 輝 全 君

18 番 吉 村 豊 明 君

3. 欠席議員は次のとおりである。

4 番 甲 斐 榮 治 君

4. 会議録署名議員

16 番 鍋 島 有 志 男 君

17 番 永 野 輝 全 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

総 務 部 長 大 川 育 男 君

福 祉 生 活 部 長 眞 鍋 清 也 君

産 業 建 設 部 長 服 部 貞 夫 君

会 計 管 理 者 兼 吉 岡 典 次 君

総 務 課 長 阪 本 修 一 君

会 計 課 長 松 本 東 亞 君

財 政 課 長 實 取 初 雄 君

総 合 政 策 課 長 廣 野 豊 徳 君

人 権 教 育 ・ 堀 川 俊 幸 君

税 務 課 長 渡 邊 幸 伸 君

啓 発 課 長 宮 本 義 雄 君

福 祉 課 長 吉 野 邦 宏 君

健 康 ・ 保 険 課 長

環 境 生 活 課 長

町民課長 堀川正信君
農政課長 荒木一雄君
都市計画課長 坂本恭一君
商工振興課長 平野誠也君
図書館長 堀行徳君
生涯学習課長 佐藤清孝君

武蔵ヶ丘支所長 村田保孝君
建設課長 松村孝雄君
下水道課長 山崎謙三君
総務課長補佐
兼庶務法制係長 服部誠也君
学務課長 松本洋昭君
農業委員会事務局長 志垣敏夫君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君
書 記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

平成23年3月定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

気候もようやく春めいてまいりましたが、まだまだ気温の差が激しい時期でありますので、各位におかれましては、体調を崩されないよう十分にご自愛いただきたいと思っております。

さて、本定例会は、新年度予算を審議する重要な会議であります。提案された諸議案は、平成23年度予算及び平成22年度補正予算のほか条例関係など、町民の生活に密接したものであり、その内容も多種多様にわたるものであります。

施政方針につきましては、後ほど町長から説明がありますが、議会といたしましては、町民の福祉増進の見地から慎重なる審議を承り、適切なるご判断をお願い申し上げて、開会のごあいさつといたします。

本日は甲斐榮治君から欠席の届け出があっております。

それでは、ただいまから平成23年第1回菊陽町議会定例会を開会します。

議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、16番鍋島有志男君、17番永野輝全君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

この件につきましては、去る2月28日の議会運営委員会で協議の結果、今定例会を本日より3月22日まで19日間と諮問することに決定をいたしました。

会期日程につきましては、別紙のとおりとしたいと思います。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月22日まで19日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から3月22日まで19日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（吉村豊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査（11月、12月、1月分）の結果報告は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配りましたとおりであります。

次に、今回受理した請願第1号は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託します。

陳情第1号は配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（吉村豊明君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、本日から22日までの19日間にわたり、平成23年第1回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、ご多用の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ご承知のように、ニュージーランドの南島のクライストチャーチ市付近で、22日午後0時51分ごろ大きな地震がありました。マグニチュードは6.3でありましたが、震源の深さが約5キロと浅く、人口の密集する都市のほぼ直下で発生し、古いれんがづくりの建物が多く、建物同士がつながっていることなどで、建物の多くのが全半壊しております。大変悲しいことに、クライストチャーチ市の語学学校で研修中の富山市立富山外国語専門学校の生徒など多くの日本人がこの地震に巻き込まれております。昨日、28人の安否不明のまま、救出作業が打ち切られたところであります。犠牲になられました皆様のご冥福を心からお祈りしたいと思います。

国土交通省が先月まとめました国内の住宅の耐震化率は、全国平均で約79%、熊本県は72%であります。この熊本県を含む地方の耐震化はおくれぎみであります。特に県内は、小・中学校や防災拠点となる公共施設でも6割台、病院では4割台と、それぞれ全国平均を下回っております。

本町では、小・中学校、公民館、庁舎などの公共施設の耐震化工事を計画的に進めるとともに、平成23年度から民間住宅の耐震診断及び改修に対する助成等を計上したところであります。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、去る1月24日から2月2日まで、小学校区ごとに6日間にわたり第5期菊陽町総合計画基本構想に関する町政懇談会を開催したところであります。非常に寒い中での開催となったため、全般的に出席者数は少ない状況でありましたが、多くの意見や要望が出されましたので、総合計画策定審議会に報告するとともに、審議会からは意見や要望を含めた最終的な答申

をいただいたところであります。

なお、具体的な取り組みに当たります基本計画案に対する町政懇談会を7月ごろ開催し、9月をめどに基本計画を策定したいと考えております。

次に、昨年10月に実施されました国勢調査について報告します。

平成22年国勢調査が昨年10月1日に全国一斉に実施されましたが、2月25日に総務省から国勢調査速報値が公表されたところであります。我が国の総人口は1億2,805万6,026人で、前回調査から約28万8,000人、0.2%増とほぼ横ばいで、増加率は1920年の調査開始以来最低でありました。

熊本県の総人口は181万7,410人、世帯数は68万8,106世帯、人口は、平成17年国勢調査184万2,233人に比べて2万4,823人少なく、マイナス1.35%、前々回、前回に引き続き減少しております。

菊陽町は、人口3万7,741人、1万4,113世帯となっております。人口は、前回より5,307人ふえ、16.36%の増加率であり、県内で最も高い増加率となっております。全国市町村でも、三重県朝日町、東京都御蔵島村について全国3番目の増加率となっているところであります。

この国勢調査に対しましては、皆様にもいろいろとご協力をいただき、ありがとうございました。

次に、窓口業務の日曜日開庁試行について報告いたします。

平成23年1月の第2日曜日から、毎週日曜日午前9時から午後1時まで、証明書等発行の窓口開庁の試行を行っております。1月から2月までの実績は、平均30件の申請がっております。毎週日曜日の開庁に伴い、毎月第3水曜日の時間延長業務においては数件程度減少傾向にあります。今後は、試行の実績を踏まえ、多様化する町民ニーズに対応し、よりよい行政サービスを提供するため、本年4月から、年末年始を除き、毎週日曜日の窓口開庁を実施いたします。

次に、地球温暖化防止対策について報告します。

省資源、省エネルギー対策推進のために昨年度から実施しました個人住宅に設置する太陽光発電システム及び太陽熱温水器の助成事業につきましては、2月末現在で太陽光発電システムが160件、太陽熱温水器が54件の申請が上がっておりまして、二酸化炭素排出量削減や循環型社会づくりに寄与しているものと考えているところであります。

次に、ごみ減量化対策について報告いたします。

ごみの排出状況につきましては、本年1月までの状況は、昨年との排出量の比較では、可燃ごみ量が2.2%、ごみ全体でも2.1%増加をしております。人口が2.6%、950名増加しておりますので、それに伴い、各家庭から排出されるごみの量の増加によるものが昨年に引き続き増加しておりますので、今後も継続してごみ減量化、リサイクル対策を進め、処理経費の削減や循環保全対策に努める必要があると考えております。

次に、都市計画事業について報告いたします。

菊陽第2土地区画整理事業につきましては、宅地の利用増進を図るため、東京エレクトロン周辺の約5.5ヘクタールの仮換地指定を行い、区画道路築造工事、舗装工事及び整地工事を行っているところであります。

また、都市計画道路関係では、駄飼代久保線と下原堀川線の築造工事を進めているところでありますが、下原堀川線につきましては、県道熊本菊陽線、JR豊肥本線及び町道杉並木線をまたぐ跨線橋の名称も、全国からの多数の応募をいただき、2月10日の橋梁名称選考委員会で「杉並木陸橋」と決定をいたしまして、4月の暫定供用開始に向け、跨線橋舗装工事、側道の築造工事、県道熊本菊陽線及び菊陽バイパスの交差点工事等を進めているところであります。

暫定での供用開始となり、皆様には不便をかけるところでありますが、ご理解をお願い申し上げます。

それから、平成20年4月から運用開始となりました集落内開発制度につきましては、現在までに約80件、戸数といたしましては約190戸の建築がされまして、市街化調整区域の活性化に、わずかではありますが、一定の成果が上がったものと思っております。

次に、下水道事業について報告をいたします。

下水道事業の主なものは、前年度から引き続き実施しております道明地区の污水管工事と菊陽第2土地区画整理事業区域内のハンズマン西側地区の污水及び雨水工事が完了するところであります。今後の計画は、污水管整備として引き続き道明地区を、第2土地区画整理事業区域内の下水道事業につきましては、区画整理事業の進捗にあわせて整備を進めてまいります。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出議案第1号から同意第1号までを一括議題

○議長（吉村豊明君） 日程第5、町長提出議案第1号から同意第1号までの30件について一括して議題といたします。

議案は、さきに議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の施政方針並びに提案理由の説明

○議長（吉村豊明君） 日程第6、町長の施政方針及びただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めますが、まず初めに施政方針の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 平成23年第1回菊陽町議会定例会を招集し、平成23年度の予算案を初め関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する基本的な考え方と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

さて、我が国の経済は、100年に一度と言われた世界的な金融危機からおよそ2年半が経過し、海外経済の改善や各種の経済対策を背景として、大企業を中心に収益の回復が見られ、景



気の持ち直しが期待されているものの、依然として厳しい状況にあります。

税収は、一定程度の増加が見込まれるなど、改善の兆しが見えてきているものの、個人所得の回復はまだまだあられておらず、まだ低い水準であり、国、地方ともに財政状況は厳しいものとなっています。

このような中、国の平成23年度予算案は、前年度当初と比較して0.1%増の92兆4,116億円となり、3年連続で過去最大規模を更新し、社会保障関係費は5.3%増の28兆7,079億円で過去最大規模となる中、税収40兆9,270億円に対し、新規国債の発行額は44兆2,980億円と、2年連続で国債発行額が税収を上回る状態が続いています。

こうした情勢を踏まえつつ、本町といたしましては、引き続き財政の健全化に取り組むとともに、自主税源の確保に努め、より安定した行財政基盤の構築による自主・自立のまちづくりを目指したいと考えております。

今定例会に提案いたします第5期菊陽町総合計画基本構想案は、第4期基本構想の「人・緑・元気輝く生活創造都市」のイメージを継承しつつ、町の将来像を「人・緑未来輝く生活都市きくよう」と定め、これを実現するために、「人を大切にすまち」、「暮らしやすく安全で安心なまち」、「活力にあふれ、にぎわうまち」、「みんなで協働して支えるまち」の4つのまちづくりの目標（都市像）を設定いたしました。

さらに、4つの都市像の中に8つの施策の大綱（政策分野）と33の基本施策を定めて取り組んでいくことにしております。

まだ議会の議決前ではありますが、基本的には現在の第4期基本構想を引き継ぐものでございますので、第5期基本構想案の4つのまちづくりの目標に沿って施策の方針を説明申し上げます。

まちづくりの目標の第1の柱は、「人を大切にすまち」について申し上げます。

施策大綱第1の「個性を引き出し、感性を磨くまちづくり」を推進します。

学校教育の充実についてであります。

確かな学力の向上と心の教育の充実、特別支援の充実が重要であります。小学校では算数の授業に、中学校では数学と英語の授業に非常勤の講師を配置し、2人の教師によるきめ細やかな指導を行い、基礎基本の定着及び自ら考える力を育成してまいります。

心の教育の充実では、児童・生徒の不登校やいじめに対処するため、引き続き適応指導教室教育相談員、心の教育相談員を配置し、きめ細やかな指導を図ります。

特別支援の充実では、発達障がいのある子どもが安心して授業を受けられるよう支援強化を図り、平成23年度は平成22年度より4人多い28人の特別支援指導助手を配置しまして、子どものニーズに応じた支援を進めてまいります。

新学習指導要領による授業につきましては、小学校が平成23年度から、中学校が平成24年度から全面実施されますので、新学習指導要領に対応した教師用指導書の整備を行います。

安全・安心で快適な教育環境の整備拡充を図るため、菊陽中部小学校改築事業は、夏休みに

仮設校舎への引っ越しを行い、その後建築工事に着工し、平成25年度の2学期から新校舎での授業開始を目指します。菊陽西小学校では、光の森の宅地分譲などにより児童数が増加し、普通教室が不足するため、増築のための設計を行い、菊陽北小学校は、上水道管の老朽化へ対応するため、上水道管の一部改修工事を実施します。

生涯学習・生涯スポーツの充実についてであります。

生涯学習の充実につきましては、町民の皆さんの多様化する学習ニーズに対応し、生涯学習を通して生きがいを感じ、充実した人生を送ることができるよう、中央公民館や町民センター等の講座内容の充実に努めます。また、それぞれの個性を生かした学習活動を展開し、地域の活性化につなげるため、世代間交流事業、地域交流事業、学社融合事業等を実施してまいります。

さらに、学校と地域社会が連携した学校支援地域本部事業を推進するとともに、青少年の健全育成を目指した地域ボランティアによる体験活動の充実を図ります。

また、生涯スポーツの充実としましては、町体育協会を初め、スポーツクラブきくようや各種競技団体との幅広い連携をとりながら、いつでも、どこでも、子どもから高齢者まで気軽にスポーツに親しみ、健康増進ができるよう、生涯スポーツ・レクリエーションの普及を推進してまいります。

また、町民の皆様一人一人が、スポーツを通して体力の維持向上や病気の予防、ケアに努められるよう、保健・福祉部門との連携を強化して、健康づくりを促進してまいります。

文化・芸術の振興についてであります。

町文化協会の活動を支援しながら、町民の皆さんがすぐれた文化・芸術に触れる機会の提供に努めてまいります。

町内の文化財や伝統文化につきましては、学習やPR活動を通してその保存や活用に努めるとともに、鼻ぐり井手につきましては、郷土の農業土木遺産として後世に引き継ぐため、菊陽町文化財ボランティアガイドの会の育成を引き続き支援してまいります。

図書館は、開館以来7年余りが過ぎ、町民の生活に必要な文化・教養の拠点施設として定着しております。子どもを対象とした読み聞かせ等の充実を図り、子どもから高齢者まで、だれもが気軽に親しめる場として、またホールは研修や生涯学習の発表の場として幅広く活用されております。

平成23年度から図書館ホールの自主事業をスタートし、クラシック音楽をもっと身近に感じていただくためのサクソフォン四重奏による学校アクティビティーとホールコンサートを開催いたします。

施策の大綱第2の「地域で支え合い、みんなが健康で暮らせるまちづくり」を推進します。

健康づくりにつきましては、子どもから高齢者まで、生涯にわたる健康づくりを支援するため、予防接種や各種健康診査を実施するとともに、町民が自発的に健康づくりに取り組める環境づくりを推進してまいります。

また、生活習慣病の1次予防対策としての特定健康診査・特定保健指導、各種がん検診については、町内の医療機関及び指定検診会場でも受診できる体制を整備するなど、受診機会の拡大に努めてまいります。

がん対策の一環として、若い世代にふえている子宮頸がん予防ワクチンの接種費用の助成を行うとともに、乳幼児期の健康づくりの一環として、罹患すると重度の障がいを残す可能性の高い髄膜炎を予防するためのヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用を助成し、保護者の負担軽減を図ります。

地域福祉の充実についてであります。

近年、町民の価値観やライフスタイルの多様化といった社会情勢が大きく変化する中で、高齢者世帯や共働き世帯及び単身世帯が増加し、地域コミュニティーの低下が問題となってきております。

このような中、菊陽町では、平成20年3月に策定しました菊陽町地域福祉計画に基づき、菊陽町障がい者計画等の個別の福祉計画の実現に努めているところであります。

今後も、地域の高齢者、障がい者、子育て家庭など支援を必要としている町民を地域全体で支え、だれもが住みなれた地域で安心して自立した生活を送れるような仕組みのさらなる充実を図ってまいります。

高齢者福祉の充実についてであります。

高齢化の進展に伴い、町の高齢化率は16.1%となり、高齢化社会の到来を迎えた今日、高齢者がいつまでも住みなれた地域で安心して生きがいを持って暮らせることができるよう、ひとり暮らし高齢者等の安否確認、見守り、配食サービスや老人クラブ、シルバー人材センター活用など、福祉サービスや生きがい対策の充実を図り、総合的な高齢者福祉の施策を展開してまいります。

障がい者福祉の充実についてであります。

菊陽町障がい者福祉計画及び菊陽町障がい福祉計画により、保健・医療、事業者、支援団体等との連携を密にしながら個々の施策に取り組んでいます。平成23年度は両計画の見直しの年でもありまして、前期計画を検証した上での継続的な取り組みが必要であり、今後両計画の策定を進めてまいります。

また、災害時要援護者避難支援計画は、高齢者や障がい者等で災害時に安全な場所へ避難するための人的な援護が必要な方が迅速な避難行動がとれるよう、情報伝達や避難支援等の支援体制の整備を図ることを目的としたもので、平成22年度で計画の策定作業を終え、平成23年度より要援護者のリスト及び個別計画の作成作業を計画しているところでございます。

子育て支援の充実についてであります。

子育て支援の充実につきましては、平成17年度に策定しました菊陽町次世代育成支援行動計画さんさん輝く陽っ子プランの前期計画の評価をもとに、平成22年3月に後期計画を策定しました。

現在、同計画の目標達成に向け、行政、地域、家庭、企業が一体となった「子どもたちに元気・笑顔・夢を、子育てに安心と喜びを」基本理念としまして、各種の施策に取り組んでいるところでございます。

最近増加傾向にあります児童虐待やネグレクト（育児放棄）につきましては、学校、保育所、児童相談所及び民生委員・児童委員等と連携しながら対応しているところでありますが、相談業務においては専門的な知識が必要となるため、精神保健福祉士を配置する予定であります。

さらに、妊婦や乳幼児の定期的な健診などにより、健全な発達・発育、病気の早期発見・早期治療を支援いたします。また、子育ての問題、育児支援に対する相談が増加しているため、子育て支援センターや関係機関と連携を密にするとともに、育児に対する相談窓口の設置や保健師、看護師による家庭訪問を行い、育児不安や悩みの解消に努めます。

子ども医療費助成につきましては、対象年齢を中学校3年生まで拡大し、保護者の負担を軽減するとともに、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを目指します。

ひとり親家庭などへの支援についてであります。

ひとり親家庭などへの支援につきましては、近年離婚の増加という社会環境の変化に伴い、本町においてもひとり親家庭が増加傾向にあります。

そこで、さんさん輝く陽っ子プラン後期計画にひとり親家庭等の自立支援の推進を位置づけ、今後もさまざまな相談にこたえる体制づくりや、経済的支援、就労支援、医療費助成、保育所入所の際の減免などを通じて、自立につながる環境整備を行ってまいります。

さらに、母子家庭等を対象とした児童扶養手当につきましては、平成22年度より父子家庭も対象としているところでございます。

社会保障制度の適切な運営についてであります。

国民年金につきましては、老後における生活の支えとなっており、今後とも年金機構との協力連携のもと、年金制度の周知徹底を図るとともに、相談業務の充実に努めてまいります。

国民健康保険につきましては、年々増大する医療費を抑制するため、疾病の早期発見・早期治療につながる特定健診・特定保健指導や人間ドック補助などの保健事業等を積極的に実施するとともに、国民健康保険制度の安定的かつ円滑に運営し、健全な保険財政の運営に努めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、現在国で制度の見直しが行われておりますが、被保険者に必要かつ適正な医療サービスを提供するために、後期高齢者健診や人間ドック補助などの保健事業を実施し、熊本県後期高齢者医療広域連合との連携に努めてまいります。

介護保険につきましては、平成24年度から平成26年度までを対象期間とする第5期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に取り組んでまいります。

また、高齢者が住みなれた地域で心身ともに健康で自立した生活ができるよう、菊陽町地域包括支援センターを拠点に、高齢者の生活相談や権利擁護、地域包括ケアなど、在宅高齢者福

祉サービスを引き続き実施してまいります。

本年10月に、第24回全国健康福祉祭、愛称「ねんりんピック2011（ふれ愛）熊本」が開催され、全国から約1万人の選手・役員が熊本県を訪れる予定であります。

菊陽町はウオークラリー交流大会の開催地となっており、全国に菊陽町をPRすると同時に、参加者にとってこの大会が思い出に残るすばらしいイベントとなるよう準備を進めてまいります。

まちづくりの目標（都市像）の第2の柱「暮らしやすく安全で安心なまち」について申し上げます。

施策の大綱第1の「環境に配慮した緑豊かなまちづくり」を推進します。

環境保全対策の推進についてであります。

自然環境の保全と身近にある資源を活用した自然との触れ合いづくりを進めることを基本とし、美しいまちづくりを進めているところであります。

環境保全の推進や監視体制の充実につきましては、関係機関との連携を密にしながら、情報提供体制の整備を進め、河川への油の流出、光化学スモッグ、不法投棄等への対応を行ってまいりますと考えております。

省資源、省エネルギーの推進としましては、平成21年度から実施しています個人住宅に設置する太陽光発電システム及び太陽熱温水器設置の助成制度を引き続き実施し、限りある資源を次世代に残し、持続可能な社会づくりのための施策を進めていきたいと考えております。

また、これまで町の公共施設で実施してきましたグリーンカーテンや緑による温暖化防止対策が町全体に広がるよう、地球環境問題への取り組みを推進したいと考えていますので、ボランティア組織を育成し、お手伝いをいただきながら、地域に広がっていくよう進めたいと考えております。

緑化の推進についてであります。

緑に包まれた自然豊かなまちづくりを進めるため、都市公園92カ所と広場緑地8カ所の維持管理について、地域住民との協働による環境美化と緑化を推進してまいります。

また、花いっぱい運動による明るいまちづくりを推進するため、23年度も引き続き、学校等の公共施設や各地域に花苗を年2回配布して、緑化に努めてまいります。

水環境の保全・活用についてであります。

地下水保全のために、熊本県を中心に熊本市及び周辺の11市町村で新しい組織の設立による地下水保全の検討が行われており、活動資金については水道事業者等の地下水採取者に負担をお願いするという案で協議が進められております。熊本地域住民の公平な負担となるよう、関係機関との調整を行い、具体的な方策を取りまとめて、大切な地下水を守ってまいりたいと考えております。

また、現在行っております白川中流域水田湛水事業によります地下水涵養につきましても、営農対策に十分配慮しながら、継続して地下水の確保に努めてまいります。

施策の大綱第2の「快適でゆとりのあるまちづくり」を推進します。

調和のとれた土地利用の推進についてであります。

人と自然が互いに調和し、美しい町を保つため、菊陽町国土利用計画及び菊陽町都市計画マスタープランを初め、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律などとの整合性を図り、環境の保全と生産活動や開発との調整が図られた適正な規制と誘導に基づく秩序ある計画的な土地利用を推進します。

住宅・住環境の整備についてであります。

老朽化した町営住宅（光団地）の建てかえにつきましては、平成23年度から建築工事の第1期工事に着手し、安全で快適な居住環境の整備を進めてまいります。

住環境の整備につきましては、県の景観条例等に準拠して都市景観の保全・創出に努めるとともに、引き続き土地区画整理事業等の推進を通して、行政と町民が協働して住みよい居住環境の整備充実に努めてまいります。

交通体系の充実についてであります。

道路は地域の発展を支える基本となるものであり、今後も積極的な整備を進めてまいります。

基幹道路の整備といたしまして、熊本空港線延伸のため、県道新山原水線道路の整備を引き続き熊本県、関係機関にあらゆる機会をとらえて早期着工を強く要望してまいりたいと思っております。

生活道路の整備としましては、北小学校原水駅線、原水駅線及び緑ヶ丘線の整備を平成23年度で完了する予定としております。

また、新規路線としまして、川久保南方線の道路整備に着手することとしております。この道路は、県道瀬田竜田線川久保バス停から菊陽バイパス南方の道路で、県道と国道を結ぶ重要な路線であります。幅員が狭く、見通しの悪い箇所も多く、危険な状態であるため、平成23年度から3カ年の計画で整備を予定しているものでございます。

なお、橋梁点検による修繕が必要となった辛津橋の修繕工事の設計を今年度実施いたしまして、平成24年度で修繕工事を行う予定としております。他の橋梁についても、菊陽町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画を進めてまいります。

水の安全供給と下水道の整備についてであります。

安全で良質な水の安定供給を図るため、水道事業者である大津菊陽水道企業団の計画的な施設整備や維持、運用に協力するとともに、節水意識の高揚に努めます。

下水道事業につきましては、平成21年度末で町全体の普及率は96%を超え、県下では上位に位置する高い普及率となっております。平成23年度におきましても、引き続き道明地区を初め菊陽第2土地区画整理事業の進捗状況に合わせ、地区内の汚水及び雨水管整備の拡充を図ってまいります。

また、経理内容を明確にするため、平成24年度に企業会計方式へ移行するための準備を進め

ており、平成23年度も引き続き資産調査や評価業務等の移行作業及び企業会計システム導入作業を進めてまいります。

新規事業としまして、堀川汚水中継ポンプ場改築更新実施設計及び花立地区雨水対策実施設計を予定しております。

環境衛生対策の推進についてであります。

循環型社会の推進としましては、持続可能な循環型社会を目指すため、プラスチック類の分別を見直し、現在は燃えるごみに指定しておりますプラスチック類をほとんどすべて資源物のプラスチック類に変更して、プラスチック製品をつくるための原料として使用していく処理方法を導入したいと考えております。

また、高齢者の方や一人世帯の方のごみ出しの利便性を図るため、小型の可燃ごみ袋を作製し、価格を小さい袋より安価な15円とし、9月から販売できるよう準備を進めていきます。

あわせて、資源ごみの大の袋を可燃ごみより少し大きくして、紙類やプラスチック類等をできるだけ分別していただき、再資源化できるよう進めていきます。

施策の大綱第3の「住みよい安心・安全なまちづくり」を推進します。

防災対策の充実についてであります。

すべての町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、平成23年度においても大規模災害を想定した防災訓練を実施し、行政、地域、町民並びに関係団体が緊急時に迅速かつ的確な対応がとれるような施策を展開してまいります。

また、菊池広域連合消防本部の消防指令センターの運用開始によりまして救急・火災等に迅速な対応が可能となりましたが、さらに災害時において最も重要となる情報の伝達とその共有化を図るため、前年度に引き続き、防災行政無線のデジタル化に向けた推進を図ってまいります。

消防・救急対策の充実についてであります。

消防組織につきましては、社会情勢の急激な変化などを背景に、消防団員の確保が大きな課題となっておりますので、消防団への加入促進と啓発活動を展開してまいります。

また、自主防災組織につきましては、各行政区での組織化の促進を図るとともに、ステップアップを図り、組織のリーダー養成講座の開催や実地訓練を行うなど、地域の防災力の強化に取り組んでまいります。

さらに、引き続き防火水槽、消火栓、小型動力ポンプ等の消防施設・設備の整備を行ってまいります。

防犯・交通安全対策の充実についてであります。

防犯につきましては、児童・生徒の通学や通勤者等の安全を図るため、引き続き通学路等を優先的に防犯灯の整備を行ってまいります。

特に児童・生徒の登下校時における、青色回転灯を装備したスクールパトロール隊によるパトロールを重点的に実施するとともに、学校、保育園、幼稚園等の巡回に努めてまいります。

交通安全対策としては、必要性の高い交通安全施設について、警察署等に働きかけ、施設の整備を進めてまいりますとともに、幼児、児童・生徒から高齢者まで、それぞれの特性や実態に即した交通安全教育を実施し、交通安全キャンペーンなど、機会あるごとに交通安全思想の高揚並びに交通道德の啓発活動を展開し、交通事故防止に取り組んでまいります。

また、本年から3カ年にわたって、交通安全教育の一環として、町内の全小学校の6年生全員に交通安全リーダー証を交付し、自らの交通安全意識を高める事業を推進します。

消費者保護対策の充実についてであります。

消費者保護対策では、国、県等の関連機関と連携しながら、消費者に正しい知識や情報の提供を行うとともに、相談窓口の活用や消費者意識の向上を図ってまいります。

まちづくりの目標第3の柱「活力にあふれ、にぎわうまち」について申し上げます。

施策の大綱第1の「働きやすく、活気とにぎわいのあるまちづくり」を推進します。

農業の振興についてであります。

平成22年度から米戸別所得補償モデル事業が実施されていますが、平成23年度からは畑作物の所得補償も実施されることとなりました。

町としましては、これらに対応するため、熊本県、JA菊池、土地改良区等の関係機関と連携をとりながら、地域の担い手となる認定農業者や菊陽町営農生産組合の育成支援を図ってまいります。

ニンジン等の野菜につきましては、消費地への安定供給を図ってまいりますとともに、直売所における出荷販売農家への支援を図ってまいります。

特に、冬・春夏ニンジンは国野菜産地指定であり、「ニンジンの町菊陽」の名をPRするための取り組みを推進してまいります。

また、食の安心・安全対策に向けた栽培履歴記帳や減農薬・減化学肥料の栽培技術の推進を図ります。

工業の振興についてであります。

企業誘致の方策として、原水工業団地を平成20年3月分譲を開始しておりますが、企業関係者からの情報や工場用地等の照会がほとんどなく、厳しい情勢ではありますが、熊本県や関係機関の協力を得て、新規産業分野の誘致活動を展開できればと考えているところであります。

一方では、ソニーセミコンダクタ九州株式会社や富士フイルム九州株式会社において増設工事が進められており、今後の増設等についても積極的に働きかけをしてまいります。

また、人材を育成することも重要な施策であり、町内の中小企業における人材の確保・育成・技術向上のため、その勤務される方に知識・技術を習得させ、製品の開発、地域産業の振興と活性化につながるよう、研修または講習会を受講するための人材育成補助事業を引き続き行ってまいります。

商業の振興についてであります。

昨年本格製造に至ったニンジンしょうちゅうを真の特産品とすべく、菊陽町商工会にんじん



焼酎部会に対し、販売促進とPR活動を積極的に展開するための支援を行うこととしております。

また、菊陽町商工会が事業主体となって推進されている全国展開支援プロジェクト事業を活用し開発された食事品や加工品等の販売促進を支援していきます。

観光の振興についてであります。

今年で9年目となりますJR九州とタイアップした秋のウォーキングとスタンプラリーを実施することとしております。毎回ご協力をいただいております鉄砲小路の皆様による温かいおもてなしが好評で、参加された方々との交流も定着してきているところであります。

また、九州新幹線の全線開業を間近に控える中、熊本県内のイベントと連携を図りながら、加藤清正公ゆかりの鼻ぐり井手や菊陽杉並木などをPRし、地域資源を生かした地域活性化と観光振興に努めてまいります。

まちづくりの目標の第4の柱「みんなで協働して支えるまち」について申し上げます。

施策の大綱第1の「町民と行政が協働でつくるまちづくり」を推進します。

住民参画の推進についてであります。

平成21年度に協働の仕組みづくり検討委員会を設置し、菊陽町にふさわしい住民と行政の協働によるまちづくりのあり方について検討いただきましたが、平成22年8月、協働の仕組みづくりに関する提言をいただきました。

これを受けまして、現在町民と行政との協働に関する条例の制定に向けた内部検討を行っているところですが、平成23年度は第5期菊陽町総合計画の基本構想及び基本計画における総合的な位置づけの中で条例化の検討を進めるとともに、学識者等による職員研修を実施するなど、内部体制の整備を図ってまいります。

男女共同参画の推進についてであります。

男女がお互いにその人権を尊重しつつ、ともに対等な立場でそれぞれの個性と能力を発揮することができるような男女共同参画社会の実現に向け平成21年3月に策定しました菊陽町男女共同参画計画に沿って、子育て、教育、家庭、地域や高齢者福祉など、あらゆる分野の施策を推進する中で男女共同参画の視点を定着させ、町はもとより、町民の皆様と協力しながら問題や課題の解決に取り組んでまいります。

人権尊重の社会づくりの推進についてであります。

人権を尊重する社会づくりを目指して、地域住民や教職員及び各種団体と連携し、学習会、各種講演会や研修会、海外にルーツを持つ子どもたちとの交流事業などに取り組んでまいりました。

平成23年度におきましても、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及び菊陽町人権教育啓発基本計画に基づき、広報紙や講演会などの充実による人権意識の高揚を図るとともに、地域、行政機関、各種団体、学校などが一体となって人権擁護の推進に努めます。

広報活動の推進についてであります。

広報紙やホームページなどの記事の内容や紙面づくりの工夫を図り、町民生活に必要な行政情報をわかりやすく速やかに提供するように努めるとともに、ご意見、ご要望などを行政に生かす広聴活動を促進します。

施策の大綱第2の「効率的で効果的な行財政運営を図るまちづくり」を推進します。

高度情報化への対応についてであります。

今日の情報通信技術の進歩には目覚ましいものがあり、町民からも情報通信技術を活用した各種行政サービス等を初めとする利便性の高い要望があります。

このようなニーズに対応していくために、町では電子自治体の構築に向け情報通信基盤の整備を進め、情報通信技術を活用した行政事務の効率化・高度化、住民サービスの向上を図る一方で、個人情報保護を初めとするセキュリティー面にも十分配慮したシステム構築やシステム運営体制について随時検証していきたいと考えております。

行財政運営の充実強化についてであります。

行財政改革につきましては、これまで第3次菊陽町行財政改革大綱に基づき、効率的で効果的な行政運営、財政の健全化、住民と行政の協働による安心・安全なまちづくりなどに取り組んでまいりました。

この大綱の集中改革期間が22年度で終了するため、これまでの改革内容を取りまとめる中で、人口増加に伴い事務量も増加しているなどの変動の要因も踏まえて、平成27年までの後期改革計画の策定を行うとともに、これまで実施している行政評価制度を引き続き活用し、さらなる行財政改革を推進することとしております。

(仮称)光の森複合施設建設につきましては、支所機能を有するほか、健康、福祉、生涯学習、地域の会議等ができる複合施設を考えておりまして、平成25年度着工を目標とし、23年度は基本設計等に取りかかります。

あわせて、これまで町職員のプロジェクトチームにより検討してきました内容をもとに、町民の皆様の参加による検討委員会で施設の内容を検討し、基本設計に生かしてまいりたいと考えております。

広域連携の推進についてであります。

消防・救急業務やごみ処理、し尿処理などは、構成市町等と連携し、継続して事業を進めるとともに、広域的な交通体系のあり方についても検討します。

また、熊本都市圏における行政事務の拡大への対応についても継続して取り組みます。

以上、新年度における私の町政に臨む所信の一端と主な施策の概要について申し上げましたが、時代の潮流を的確に把握し、町民の皆様のニーズにこたえ得る公平・公正で透明性の高い行政運営に努めてまいりたいと存じます。

どうか議員各位のより一層のご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の平成23年度施政方針といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（吉村豊明君） 施政方針の説明を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時54分

再開 午前11時6分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長に提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成23年第1回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は、30件であります。その内訳は、平成23年度予算、平成22年度補正予算、条例の制定等の議案29件と同意1件についてご審議をお願いするものでございます。

付議事件の順に申し上げます。

議案第1号は、平成23年度菊陽町一般会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億5,500万円と定めるものでございます。前年度と比較しまして14億3,070万9,000円、率にして13.7%の増となりました。

初めに、歳入の主なものを申し上げます。

町税は、前年度より8,035万円で1.5%増の55億4,512万8,000円を計上しました。昨年1年間で、人口が約970人、世帯数が約550戸増加しましたが、税目ごとでは、個人町民税は景気の動向などから1億1,484万4,000円減の14億6,476万4,000円、法人町民税は1億5,508万3,000円増の4億739万円、固定資産税は宅地化による増加及び償却資産の減少から3,466万円増の33億4,192万9,000円、軽自動車税は469万円増の7,156万4,000円、たばこ税は76万1,000円増の2億5,948万1,000円を見込んだところでございます。

次に、地方譲与税は、総額で前年度より80万円増の1億8,195万6,000円としておりますが、基本的には地方財政計画をもとに計上しております。

交付金関係では、全体で前年度より66万6,000円減の4億2,581万2,000円を計上しておりますが、その中で地方消費税交付金などは増加を見込んでおります。

地方交付税は、4億8,800万円を計上しておりますが、そのうち普通交付税は4億5,800万円とし、国の地方への配慮などによる需要額の増加から2億4,810万円の増加を見込んだものでございます。

次に、国庫支出金は、子ども手当関係負担金の増、公営住宅建設に対する社会資本整備総合交付金、学校施設整備費補助金などがあり、全体としては前年度より4億339万3,000円増の16億2,684万円を計上いたしました。

県支出金では、子ども手当関係負担金の増やワクチン接種関係補助金などがあり、前年度より2,980万4,000円増の6億5,880万2,000円を計上いたしました。

財産収入では、菊陽第2土地区画整理事業の保留地処分金などで2億4,880万7,000円を計上いたしました。

繰入金は、前年度より1億6,050万円増の7億3,195万円を計上しており、基金の取り崩しはできるだけ抑制したいと考えておりますが、住民福祉の向上を図るための財源を確保するため、基金を取り崩し、繰り入れるものでございます。

繰越金は、前年度と同じ1億5,000万円を計上しております。

町債は、教育債4億5,670万円の計上などもあり、前年度より5億5,210万円増の13億2,760万円を計上しており、施設整備に係る必要最小限の額としておりますが、普通交付税の財源不足に対応する臨時財政対策債につきましては、地方財政計画を踏まえ、増額で計上いたしました。

歳入を自主財源と依存財源に分けてみますと、町税などの自主財源は、前年度より1億9,717万8,000円増の71億4,599万円で全体の60.3%、国県支出金や地方交付税、町債などの依存財源は、子ども手当関係国庫負担金の増などがあり、前年度より12億3,353万1,000円増の47億901万円で、全体の39.7%となりました。

次に、歳出の主なものについて説明をいたします。

議会費は、議員年金制度廃止に伴う議員共済会負担金などがあり、前年度より4,186万9,000円増の1億4,904万5,000円を計上いたしました。

総務費は、前年度より607万8,000円、0.4%減の16億1,283万1,000円としており、新たに、繰越金の2分の1の積立金及び（仮称）菊陽町光の森複合施設の基本設計委託料などを計上しております。

民生費は、前年度より3億2,866万6,000円、9.9%増の36億6,166万6,000円としており、歳出合計に占める割合は31%を占め、子ども手当等関係で1億6,143万7,000円を増額しております。

衛生費は、前年度とほぼ同額の10億9,668万4,000円としており、そのうち菊池環境保全組合負担金は1億2,732万7,000円の減額となっておりますが、妊婦健康診査委託料、子ども医療費助成、予防接種委託料、新型インフルエンザ予防接種補助金を増額して計上しております。

農林水産業費は、前年度より5,228万2,000円、24.2%増の2億6,872万円を計上しておりますが、土地改良費及び農業集落排水特別会計繰出金の増などがあります。

商工費は、前年度より4,811万円、66.4%増の1億2,061万4,000円を計上しておりますが、企業誘致関連道路整備費の増額などがあります。

土木費は、前年度より1億5,845万2,000円、10.7%増の16億4,594万6,000円を計上しており、そのうち道路橋梁費は事業量の減少などにより5,725万円を減額しておりますが、都市計画費は菊陽第2土地区画整理費における事業量の増加により1,053万8,000円を増額し、住宅費は光団地の建てかえに伴う工事費等で2億714万1,000円を増額しております。

消防費は、前年度より889万1,000円、2.5%増の3億6,440万5,000円としており、菊池広域

連合の消防費負担金を1,937万7,000円増額しております。

教育費は、前年度より7億6,701万4,000円、84.2%増の16億7,810万8,000円としておりますが、菊陽中部小学校の改築事業費及び菊陽西小学校の増築に向けた設計費等で7億3,865万1,000円を計上しております。

なお、菊陽中部小学校改築事業につきましては、平成23年度から25年度までの間の継続費として、総額42億5,950万円を計上させていただいたところでございます。

公債費は、前年度より3,388万1,000円、2.9%増の12億428万8,000円を計上しており、そのうち2,373万6,000円の繰上償還を予定しております。

議案第2号は、平成23年度菊陽町土地取得特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,174万円と定めるものでございます。

光の森地内の用地取得に係る公共用地先行取得等事業債の返済として、公債費を2億3,019万9,000円、維持管理費などで127万1,000円を計上しております。このため、一般会計から2億3,147万円を繰り入れるものであります。

議案第3号は、平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,325万4,000円と定めるものでございます。

前年度と比較して525万9,000円、率にして0.2%の増となりました。

歳入の主なものといたしまして、国民健康保険税7億5,660万円、国庫支出金7億6,031万7,000円、前期高齢者交付金5億9,440万9,000円、共同事業交付金4億3,578万8,000円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費20億7,991万6,000円、後期高齢者支援金等3億5,909万4,000円、共同事業拠出金4億3,579万2,000円でございます。

議案第4号は、平成23年度菊陽町介護保険特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,804万円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、保険料3億4,607万7,000円、国庫支出金4億391万8,000円、支払基金交付金5億2,723万7,000円、県支出金2億7,040万円、繰入金2億7,979万6,000円、諸収入1,038万4,000円でございます。

歳出の主なものは、総務費2,696万3,000円、保険給付費17億3,358万2,000円、地域支援事業費7,727万7,000円を計上しております。

議案第5号は、平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,704万6,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億9,802万8,000円、繰入金5,820万7,000円でございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 5,427 万 9,000 円を計上しております。

議案第 6 号は、平成 23 年度菊陽町下水道特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 4,050 万 4,000 円と定めるものでございます。対前年度比 6 億 9,996 万 9,000 円、率にして 45.43% の増となっております。

増となった主な要因は、事業費のうち、工事請負費が前年度より 2 億 2,225 万 7,000 円増額になったこと、公債費のうち、高い利率の地方債を低い利率の地方債に借りかえるために 4 億 1,910 万円増となったためであります。

歳入の主なものとしましては、使用料及び手数料 6 億 8,839 万 1,000 円、分担金及び負担金 1,938 万 5,000 円、国庫支出金 2 億 1,400 万円、繰入金 4 億 7,775 万 5,000 円、繰越金 1,600 万 4,000 円、町債 8 億 2,490 万円でございます。

歳出の主なものは、総務費 5,879 万 9,000 円、維持費 3 億 8,437 万 4,000 円、事業費 6 億 3,299 万 8,000 円、公債費 11 億 5,182 万 4,000 円を計上しております。

議案第 7 号は、平成 23 年度菊陽町農業集落排水特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,245 万 9,000 円と定めるものでございます。対前年度比 4,259 万 2,000 円、率にして 106.83% の増となっております。

増となった主な要因は、前年度よりも維持費が 484 万 5,000 円、事業費が 3,781 万円増となったものであります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料 800 万 2,000 円、繰入金 7,344 万 1,000 円でございます。

歳出の主なものは、維持費 1,400 万 4,000 円、事業費 4,731 万円、公債費 2,014 万 4,000 円を計上しております。

議案第 8 号は、菊陽町花立コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

花立・向陽台地区の住居表示を 3 月 7 日から実施することに伴い、実施区域内にある菊陽町花立コミュニティ供用施設の所在地の変更が生じるため、本条例を改正するものであります。

議案第 9 号は、菊陽町支所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、南花立区の分区に伴い、支所の所管区域に加えるため、本条例を改正するものであります。

議案第 10 号は、菊陽町身体障害者等福祉手当支給条例を廃止する条例の制定についてであります。

障がい者福祉の増進を図るための町単独事業として、本町の住民基本台帳に記載されている障がい者を対象に、平成元年度より一人年額 5,000 円を支給してきましたが、周辺の 3 市町では平成 14 年度から平成 22 年度までに廃止され、障がい者団体への補助制度へと移行されております。本町でも障がい者団体の活動を支援する補助金の交付を考えているため、この条例を廃止するものでございます。

議案第11号は、菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び菊陽町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例は、菊陽町ごみ収集手数料の区分に特小を追加し15円の手数料を徴収するため及び粗大ごみ1個当たりの金額がわかりやすくするために改正するもので、あわせて、関係法令の改正に伴い適用条文等を改正するものであります。

また、菊陽町収入証紙条例は、菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例のごみ収集手数料の区分に特小を追加しますので、収入証紙の種類も追加する必要があるため改正するものであります。

議案第12号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、給付費の増加に伴い財源不足を生じるため、税率等を改正するとともに、納税者の各期の負担を軽減するため、納期を8期から9期に改正するものであります。

議案第13号は、菊陽町工場等立地促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、現に立地する工場等の増設や新たな企業誘致の促進を図るには、企業の積極的な投資を促すための優遇措置を強化する必要があるため、本条例を改正するものであります。

議案第14号は、菊陽町中小企業等振興条例の制定についてであります。

内容は、地域産業の発展に重要な位置を占める中小企業の振興が本町の発展に欠かせないものであることの理解を地域で共有し、関係者の協働で地域経済の振興・活性化を図ることにより、もって地域の発展に資するため、本条例を制定するものであります。

議案第15号は、菊陽町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、現在都市公園内に設置されている自動販売機の使用料等の徴収を菊陽町行政財産使用料徴収条例の規定に基づいて行っているところではありますが、これを菊陽町都市公園条例に明文化して徴収するため、本条例を改正するものであります。

議案第16号は、基本構想を定めることについてであります。

第5期菊陽町総合計画基本構想を定めるため、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

基本構想は、本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、議会の議決を経て定めるもので、本年3月で現在の基本構想の期間が終了します。このため、本町を取り巻く社会情勢などの変化を踏まえて、第4期基本構想を継承しつつ、今後の施策の基本的な方向や具体的な展開を示すため、新たな基本構想を策定するものであります。

内容は、平成23年度から平成32年度までの10年間の計画とし、町の将来像を「人・緑未来輝く生活都市きくよう」と定め、達成すべき町の姿として、4つのまちづくりの目標（都市像）を設定しました。1つ目は「人を大切にすまち」、2つ目が「暮らしやすく安全で安心なまち」、3つ目が「活力にあふれ、にぎわうまち」、4つ目が「みんなで協働して支えるまち」

としております。

さらに、この4つのまちづくりの目標を実現するため、8つの施策の大綱と33の基本施策を設け、まちづくりを進めていくものでございます。

議案第17号は、町（字）の区域の変更、及び字の区域の廃止についてであります。

武蔵ヶ丘の住居表示実施に伴い、武蔵ヶ丘中学校及び武蔵ヶ丘コミュニティーセンターがあります大字津久礼字下迎原が飛び地となったため、この区域を光の森1丁目に変更するため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第18号は、町道路線の廃止についてであります。

内容は、久保1号線、下原堀川線及び横道合志2号線の3路線を廃止するもので、土地区画整理事業の施行により消失するもの及び下原堀川線の開通に伴い町道路線の廃止を行うものでございます。

議案第19号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、下原堀川線、下原堀川線側道1号線、下原堀川線側道2号線、下原堀川線側道3号線及び北下原1号線を新たに認定するものでございます。

議案第20号は、町道路線の変更についてであります。

内容は、杉並木線の終点位置の変更に伴い、路線の変更を行うものでございます。

議案第21号は、平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

平成22年度の年度末を迎え、国県支出金などの収入額が決定しているものなどの歳入、事業の進捗状況等により見直しを行った歳出を追加または補正するものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億415万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を116億6,995万3,000円と定めるものでございます。

また、年度内に事業の完了が見込めなくなった7件の事業につきましては、繰越明許費を計上しております。

さらに、債務負担行為として、2件の追加及び6件の限度額の変更を計上しております。

議案第22号は、平成22年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から142万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億3,469万3,000円と定めるものでございます。

議案第23号は、平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,008万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,058万円と定めるものでございます。

議案第24号は、平成22年度菊陽町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万2,000円を追加し、歳入歳出予



算の総額を歳入歳出それぞれ672万8,000円と定めるものでございます。

議案第25号は、平成22年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,478万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億9,118万2,000円と定めるものでございます。

議案第26号は、平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ348万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,804万4,000円と定めるものでございます。

議案第27号は、平成22年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,605万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,154万9,000円と定め、第2条で地方債の借りかえのための増額をするものであります。

議案第28号は、平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ794万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,059万8,000円と定めるものでございます。

議案第29号は、菊池広域連合規約の一部変更についてであります。

内容は、消防費に係る経費の負担割合を変更することに伴い、地方自治法第291条11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

同意第1号は、菊陽町名誉町民の同意についてであります。

前菊陽町長富永清次氏は、菊陽町の社会文化の向上発展に寄与された功績が偉大であり、名誉町民に選定するため、議会の同意を求めるものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際にご説明申し上げますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第8号 菊陽町花立コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第7、議案第8号菊陽町花立コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長（阪本修一君） おはようございます。

ただいま町長のほうから提案理由の説明にありました議案第8号菊陽町花立コミュニティ供

用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げたいと思います。

提案理由といたしまして、住居表示を3月7日付で実施するのに伴い、実施区域にある花立コミュニティ供用施設の所在地の変更が生じるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは、昨年12月の議会におきまして、大字津久礼の一部、行政区といたしましては花立、それから向陽台でございますけれども、そちらの津久礼の一部を花立1丁目から3丁目、それから向陽台とする議決をいただいております。議決後、地方自治法の規定によりまして、町名の変更の告示と、こちらの参考資料をちょっとごらんいただきたいと思いますけれども、一応4枚目につづっております。そちらの裏面ですけれども、4枚目の裏面になりますけれども、そちらに告示の写しをつけております。1月25日付で住居表示を実施する告示を行っております、その告示の中の2番目の欄になりますけれども、住居表示を実施する期日を平成23年3月7日としておりますので、改正条例の期日は住居表示実施日と同じ平成23年3月7日となっております。

前のページにちょっと戻っていただきたいと思いますけれども、こちらのほうに菊陽町花立コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。左側が現行で右側が改正案でございます。現行、下線部分でございますけれども、「大字津久礼4143番地」を、改正案の下線部分でございますけれども、「花立1丁目6番1号」に変更する必要があると、本条例の一部を改正するものでございます。

前のページへもう一ページ戻っていただきたいと思います。附則といたしまして、平成23年3月7日から施行するというところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

月曜日は平成23年度当初予算の説明及び委員会付託を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時39分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成23年3月7日（月）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成23年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成23年3月7日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 議案第1号 平成23年度菊陽町一般会計予算について  
日程第2 議案第2号 平成23年度菊陽町土地取得特別会計予算について  
日程第3 議案第3号 平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について  
日程第4 議案第4号 平成23年度菊陽町介護保険特別会計予算について  
日程第5 議案第5号 平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第6 議案第6号 平成23年度菊陽町下水道特別会計予算について  
日程第7 議案第7号 平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計予算について  
日程第8 議案第10号 菊陽町身体障害者等福祉手当支給条例を廃止する条例の制定について

2. 出席議員は次のとおりである。

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 坂本秀則君 | 2番  | 北山正樹君  |
| 3番  | 石原武義君 | 4番  | 甲斐榮治君  |
| 5番  | 芝和長君  | 6番  | 岩下和高君  |
| 7番  | 佐藤竜巳君 | 8番  | 大塚昇君   |
| 9番  | 福島知雄君 | 10番 | 川俣鐵也君  |
| 11番 | 吉本堅君  | 12番 | 小林久美子君 |
| 13番 | 酒井良一君 | 14番 | 上田茂政君  |
| 15番 | 梅田清明君 | 16番 | 鍋島有志男君 |
| 17番 | 永野輝全君 | 18番 | 吉村豊明君  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 16番 | 鍋島有志男君 | 17番 | 永野輝全君 |
|-----|--------|-----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- |                |       |               |       |
|----------------|-------|---------------|-------|
| 町 長            | 後藤三雄君 | 教 育 長         | 赤峰洋次君 |
| 教 育 次 長        | 水上孝親君 | 総 務 部 長       | 大川育男君 |
| 福祉生活部長         | 眞鍋清也君 | 産業建設部長        | 服部貞夫君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 吉岡典次君 | 総 務 課 長       | 阪本修一君 |
| 総合政策課長         | 松本東亞君 | 財 政 課 長       | 實取初雄君 |
| 税 務 課 長        | 廣野豊徳君 | 人権教育・<br>啓発課長 | 堀川俊幸君 |
| 福 祉 課 長        | 渡邊幸伸君 | 健康・保険課長       | 宮本義雄君 |

環境生活課長 吉野邦宏君  
武蔵ヶ丘支所長 村田保孝君  
建設課長 松村孝雄君  
下水道課長 山崎謙三君  
総務課長補佐  
兼庶務法制係長 服部誠也君  
学務課長 松本洋昭君  
農業委員会事務局長 志垣敏夫君

町民課長 堀川正信君  
農政課長 荒木一雄君  
都市計画課長 坂本恭一君  
商工振興課長 平野誠也君  
図書館長 堀行徳君  
生涯学習課長 佐藤清孝君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君  
書 記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより平成23年度当初予算等について、各課長に説明を求めますが、当初予算については、この後、各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑については、総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第1号 平成23年度菊陽町一般会計予算について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、議案第1号平成23年度菊陽町一般会計予算についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） おはようございます。

それでは、議案第1号の平成23年度菊陽町一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

なお、町長の施政方針及び提案理由で主な施策については申し上げられたところではあります。私のほうからは、前年度との比較等を中心に主なものについてご説明いたします。

また、常任委員会の前の3月14日をめぐり予算の概要説明書をお配りいたしますので、よろしくお願いたします。

詳細につきましては、ご質問に応じ、担当課長等がお答えいたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ118億5,500万円と定めております。

また、第2条で、継続費は第2表の継続費に、第3条で、債務負担行為は第3表の債務負担行為に、第4条で、地方債は第4表の地方債に、第5条で、一般借入金は最高額を10億円に、第6条で歳出予算の流用について定めております。

9ページをお開きいただき、第2表の継続費でございますが、菊陽中部小学校改築事業につきましては、その履行に3年度を要しますことから、継続費の総額を42億5,950万円として定め、平成23年度に5億660万円、平成24年度に32億8,460万円、25年度に4億6,830万円の支出を行おうとするもので、対象事業といたしましては、解体、造成、建築工事及び管理委託を予定しております。

10ページをお開き願います。

第3表の債務負担行為でございますが、電子計算機導入に伴う機器借り上げ料は、期間は平成24年度から28年度までとし、限度額を1億1,300万3,000円に、武蔵ヶ丘中学校教育用コンピューター借り上げ料は、期間を24年度から27年度までとし、限度額を2,250万円とし、平成

23年度の必要経費は歳出予算の中で計上しております。

また、債務負担行為で翌年度以降にわたるものの支出予定額等につきましては、後ほど見ていただきますが、198ページから201ページにかけて調書をおつけしておりますので、後ほどご覧ください。

下のページで、第4表の地方債でございますが、起債の目的、限度額についてご説明いたします。

臨時財政対策債は5億8,600万円、菊陽中部小学校学童保育建設事業は810万円、県営上井手かんがい排水事業は470万円、県営下井手かんがい排水事業は460万円、川久保南方線道路改良事業は600万円、緑ヶ丘線道路改良事業は1,800万円、南方大人足線道路改良事業は2,020万円、土地区画整理事業は7,290万円、光団地建設事業は1億4,220万円、防火水槽整備事業は820万円、菊陽中部小学校改築事業は4億2,880万円、菊陽西小学校増築改修事業で2,790万円と定めており、地方債の限度額の合計を13億2,760万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については記載しているとおりでございます。

13ページから以降は、予算に関します説明書でございます。

14ページは、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、款の区分ごとの前年度との比較及び構成比につきましては、町長の提案理由にありましたし、また歳入歳出予算参考資料を議会開会日に配付しておりますので、説明を省かさせていただきます。

16ページをお開きいただき、まず歳入でございますが、目の前年度からの増減の大きなものを中心に説明いたします。

款の1町税、項の1町民税、目の1個人は14億6,476万4,000円で、1億1,484万4,000円の7.3%の減としており、節区分の1の現年課税分で、所得割は1億1,710万円の減を見込んでおります。

次に、目の2法人は4億739万円で、1億5,508万3,000円の61.5%の増としており、均等割、法人税割ともに増を見込んでおります。

次に、項の2固定資産税で、目の1固定資産税は32億9,555万6,000円で、3,197万7,000円の1.0%の増としており、節区分の1の現年課税分で、土地は721万6,000円の増、家屋は1億1,042万円の増、償却資産は9,065万9,000円の減を見込んでおります。

下のページの項の3軽自動車税は7,156万4,000円で、469万円の7.0%の増としております。

18ページをお開きいただき、項の4たばこ税は2億5,948万1,000円で、76万1,000円の0.3%の増としております。

次に、款の2地方譲与税は、国税収入の一部を譲与されるもので、国が示した地方財政計画を基本として計上しております。

下のページの款の3利子割交付金以降の交付金は、県税収入の一部を交付されるもので、金額の大きなものとしては、20ページをお開きいただき、下段の款の6地方消費税交付金は3億1,411万4,000円で、857万2,000円の2.8%の増としております。



22ページをお開きいただき、款の11地方特例交付金は5,043万8,000円で、910万1,000円の15.3%の減としておりますが、内容は説明欄のとおりで、児童手当及び子ども手当特例交付金は、町の負担が増大しないような措置分として1,911万2,000円を計上しております。

次に、款の12地方交付税は4億8,800万円で、2億4,810万円の103.4%の増を見込んでおりますが、そのうち普通地方交付税は、基準財政需要額では国勢調査結果での人口の伸びがあり、昨年度に引き続き、別枠加算として地方財政対策費及び地域活性化雇用等対策費が措置されており、一方、基準財政収入額も増加が見込まれますが、交付金全体としては2億4,810万円増の4億5,800万円を見込んだところでございます。

下のページで、款の14分担金及び負担金、項の2負担金で、目の総務費負担金1,250万円は、菊池広域連合への職員の派遣に伴う負担金を計上しております。

次に、目の2民生費負担金で、節区分の1及び2の児童福祉費負担金は、公立及び私立の保育所入所者負担金でございます。

24ページをお開きいただき、款の15使用料及び手数料で、項の1使用料は、町の公の施設の使用料を計上しております。

26ページをお開きいただき、款の16国庫支出金、項の1国庫負担金で、目の1民生費国庫負担金は、1億9,290万5,000円の増としておりますが、節区分の5児童福祉費負担金で、保育所運営費国庫負担金は1,762万円増の1億628万円とし、節区分の6子ども手当負担金は8億7,470万2,000円を計上し、下のページの児童手当と合わせて1億5,778万5,000円の増としております。

次に、項の2国庫補助金で目の6土木費国庫補助金は、6,694万6,000円の増としており、各事業量の増減によるものでありますが、節区分の1住宅費補助金で社会資本整備総合交付金は、光団地建設事業に対する交付金を計上しております。

28ページをお開きいただき、目の7教育費国庫補助金は、1億3,618万3,000円の増としておりますが、節区分の1小学校費補助金で公立学校施設整備費国庫補助金は、菊陽中部小学校の改築事業に対する補助金でございます。

下のページの款の17県支出金、項の1県負担金で目の1民生費県負担金は、1,658万3,000円の増としておりますが、節区分4児童福祉費負担金は、保育所運営費県負担金で881万円の増としております。

31ページをお開きいただき、項の2県補助金で、目の3衛生費県補助金は4,020万8,000円の増としておりますが、32ページに、節区分の2予防費補助金で、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン接種に対する補助金3,606万9,000円を計上しております。

35ページをお開きいただき、款の18財産収入、項の2財産売払収入、目の1不動産売払収入のうち、説明欄の2億4,362万9,000円は、第2地区保留地処分金を財源といたしまして、土地区画整理事業を推進するものでございます。

36ページをお開きいただき、款の20繰入金、項の2基金繰入金は、目の1財政調整基金繰入

金を増とし、下のページの学校建設基金繰入金を新たに計上するなど、基金繰入金総額としては1億6,050万円増の7億3,195万円を計上し、財源不足分、学校建設、人材育成、花いっぱい、緑化推進、社会福祉及びスポーツ・文化振興を図りますために繰り入れることとしております。

次に、款の21繰越金については、前年度と同額を計上しております。

41ページをお開きいただき、款の23町債につきましては、第4表の地方債で説明しましたが、項の1総務債で、説明欄の臨時財政対策債は、地方交付税の財源不足分を地方債として借り入れるもので、その将来の元利償還金の全額が普通交付税の基準財政需要額に算入されますが、前年度より7,600万円増の5億8,600万円を計上しております。

43ページをお開き願います。

歳出でございますが、目の概要及び前年度からの増減の大きなものを中心に説明いたします。

まず、款の1議会費は、議員報酬等、議会だよりや議事録の作成費用などを計上し、4,186万9,000円の増としておりますが、議員年金制度の廃止に伴う負担があり、議員共済金負担金を増額して計上しております。

46ページをお開きいただき、款の2総務費、項の1総務管理費で、目の1一般管理費は、行政及び人事一般管理、行財政改革や協働の仕組みづくり推進、緊急雇用創出関係のスクールパトロール隊員の賃金、49ページで、生活安全対策として、町内巡回バス委託料、50ページで防犯灯設置工事費、菊池広域連合管理費負担金、放送施設等設置や行政区運営補助金、地区公民館整備費補助金などがございますが、節区分の17公有財産購入費3,426万円は、地域公民館用地2カ所分を予定しております。

下のページで、目の2文書広報費は、広報紙の印刷代等でございます。

次に、目の3財政管理費では、52ページに、節区分の28繰出金で、次の議案第2号で説明いたします土地取得特別会計への繰出金を計上しております。

次に、目の5財産管理費は、庁舎や公用車等の維持管理費でございます。

55ページをお開きいただき、目の6企画費では、節区分の19負担金補助及び交付金で、56ページに菊陽町文化の薫り高いまちづくり実行委員会補助金やわがまちづくり支援事業補助金などを計上しております。

次に、目の7交通安全対策費は、交通安全施設工事費などを計上しております。

下のページで、目の8財政調整基金等費は、歳入の財政運営収入で計上いたしました基金の利子額をそのまま積み立てるものでございますが、本年度は、別途財政調整基金積立金の中で繰越金の2分の1の7,500万円を計上しております。

58ページをお開きいただき、目の10地域政策費は、下のページにかけてでございますが、サイン設置工事費、地方バス運行等特別対策運行費補助金、人材育成基金運営事業助成金などがございますが、本年度は、仮称菊陽町光の森複合施設の基本設計等、鼻ぐり井手活用調査研究

及び公共交通アンケートを予定しております。

次に、目の11電子計算費は、60ページにかけて、総合行政システムの機器やソフトの維持管理等の経費でございます。

下のページの目の14武蔵ヶ丘支所費は、支所の窓口業務を中心とする運営費を、62ページで、目の15西部町民センター管理費、64ページで、目の17三里木町民センター管理費は、それぞれ当該施設の維持管理及び運営費を、66ページで、目の18男女共同参画社会推進費は、当該事業の推進に必要な経費を計上しております。

下のページの項の2徴税费、目の1 税務総務費は、課税のための事務費を、69ページで、目の2賦課徴収費は、納税通知書や領収書等の印刷及び郵送料などを計上しております。

70ページをお開きいただき、項の3戸籍住民基本台帳費、目の1戸籍住民基本台帳費は、窓口の経費であります。新たにパスポート発給に係ります事務費を計上しております。

下のページの目の2住居表示事業費は、三里木北、新成及び境ノ松区のJRより北側の範囲を予定しており、計画的に取り組んでいくこととしております。

72ページをお開きいただき、項の4選挙費は、選挙管理委員会の事務費及び選挙啓発費のほか、下のページ以降で、熊本県知事及び県議会議員選挙費、菊陽町議会議員選挙費を計上しております。

77ページをお開きいただき、項の5統計調査費は、経済センサスなどの統計調査に係ります経費を計上しております。

78ページをお開きいただき、項の6 監査委員費は、監査委員関係の費用を計上しております。

下のページの款の3 民生費、項の1 社会福祉費で、目の1 社会福祉総務費は、社会福祉に係る事務費、民生児童委員、80ページでボランティアコーディネーター設置や社会福祉協議会への補助金などを計上しておりますが、節区分の13委託料で障がい者計画を作成いたしますとともに、節区分の28繰出金は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計ともに増額で計上しております。

下のページの目の2 老人福祉費は、老人福祉事業として、敬老会、老人会やシルバー人材センター関係、健康づくり、介護支援人材育成事業などで、82ページに、菊陽町においてねんりんピックを開催いたしますための実行委員会の補助金を計上しております。

次に、目の3 障害者福祉費は、下のページの節区分の20扶助費を3,101万円の増として計上しております。

なお、前年度に計上しておりました身体障害者等福祉手当につきましては、議案第10号の菊陽町身体障害者等福祉手当支給条例を廃止する条例の制定により、本年度予算には計上しておりませず、新たに節区分の19負担金補助及び交付金の中で、2団体に対します菊陽町障がい者団体活動補助金を計上いたしたところでございます。

84ページをお開きいただき、目の5 東部町民センター運営事業費は、当該施設の維持管理及

び運営費、隣保館の運営、隣保館デイサービスや地域交流促進事業などを予定しております。

86ページをお開きいただき、目の6人権啓発推進費は、人権啓発の推進に必要な経費を計上しております。

88ページをお開きいただき、目の8老人福祉センター・福祉支援センター管理費及び、下のページの目の10ふれあい交流・福祉支援センター管理費は、指定管理者への管理業務委託料や維持管理費などを計上しております。

次に、目の11後期高齢者医療費は、944万5,000円の増としておりますが、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金は1,999万5,000円の増、後期高齢者医療特別会計繰出金は1,055万円の減としております。

90ページをお開きいただき、項の2児童福祉費で、目の1児童福祉総務費は、放課後児童健全育成事業や子育て支援事業などの児童福祉費全般の経費、92ページで、菊陽中部小学校学童保育施設の解体工事及びリース料を計上しております。

次に、目の2児童措置費は、1億6,143万7,000円の増としておりますが、3歳までの子ども手当の単価を引き上げて計上しております。

次に、目の3母子福祉費は、ひとり親家庭等医療費助成などの経費を計上しております。

次に、目の4保育園費は、町の8つの公立保育所及び子育て支援センターの運営費、私立保育所及び町外の保育所への負担金などの費用を計上し、7,106万7,000円の増としておりますが、下のページで、節区分の7賃金は1,864万4,000円の増、また96ページの節区分の19負担金補助及び交付金の下段で、私立分の保育所運営費負担金は3,673万円の増としております。

次に、目の5児童館費は、西部町民センター内に設置する児童館の運営費を計上していません。

99ページをお開きいただき、款の4衛生費、項の1保健衛生費で、目の1保健衛生総務費は、保健衛生全般、100ページで、母子栄養管理、1歳6カ月及び3歳児健診、妊産婦・乳児健康診査事業、下のページで、病院群輪番制病院運営事業を推進するための経費などを計上し、3,376万1,000円の増としておりますが、節区分の20扶助費の子ども医療費助成の対象年齢を中学3年生まで引き上げて計上しております。

次に、目の2予防費は、結核対策及び町単独の予防事業などを予定しておりますが、102ページで、節区分の13委託料の予防接種料には、新たに子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン分の8,015万5,000円を含んでおります。

なお、ワクチンの接種に関しましては、執行段階における慎重な対応が必要になるようございます。

次に、目の3環境衛生費は、環境衛生全般、白川一斉清掃、狂犬病予防及び地下水涵養対策事業であります。下のページの節区分の19負担金補助及び交付金で、前年度に引き続き、雨水浸透枳設置及び太陽熱温水器設置費に対する補助金を計上し、太陽光発電システム設置費補助金は増額しております。

次に、目の4健康増進費は、104ページで、健康教室や各種健診、健康づくり推進事業であります。また、節区分の13委託料で、下のページに健康増進計画の策定を予定しております。

次に、目の5臨時診療諸費は、診療収入を財源とする新型インフルエンザの蔓延期における発熱外来のための経費を計上しております。

106ページをお開きいただき、項の2清掃費で、目の1清掃総務費は、ごみ、し尿処理経費の負担金やごみ指定袋の経費などを計上し、1億2,739万1,000円の減としております。また、節区分の19負担金補助及び交付金で、菊池環境保全組合負担金は1億2,732万7,000円の減となっております。

次に、目の2塵芥処理費は、下のページで、ごみ収集経費、リサイクル奨励や各種環境対策補助金を計上しております。

次に、目の3し尿処理費は、し尿の運搬に係る経費を計上しております。

108ページをお開きいただき、款の5労働費、項の1労働諸費、目の1勤労青少年ホーム運営費は、西部町民センターにおける当該運営経費を、下のページで、目の2働く婦人の家運営費は、三里町民センターにおける当該運営経費を計上しております。

111ページをお開きいただき、款の6農林水産業費、項の1農業費で、目の1農業委員会費は、農業委員会の運営、農業者の年金事務委託事業、農地調整事務、農業後継者結婚対策事業などを予定しております。

113ページをお開きいただき、目の3農業振興費では、節区分の13委託料で、県からの雇用関係交付金を活用して、特産加工品開発商品化事業、農産物加工品販路開拓拡大事業及び農産物直売所活性化事業の委託費として1,279万円を計上し、114ページに、節区分の19負担金補助及び交付金で、すぎなみフェスタ実行委員会助成金、農業振興のための組織育成や事業推進などの各種補助金、農業制度資金の利子助成金、新たに国県補助金を受けて、農家支援のための経営体育成交付金及び戸別所得補償制度導入事業補助金を計上しております。

次に、目の4畜産事業費は、下のページで、品評会等での報奨金や、節区分の19負担金補助及び交付金では、畜産振興のための組織育成や、116ページで、事業推進などの各種補助金の交付を予定しております。

次に、目の7担い手育成総合支援事業費では、指導員を配置いたしますとともに、節区分の19負担金補助及び交付金で、補助金として、農村集落活性化及び担い手規模拡大推進のための経費を計上しております。

次に、目の8土地改良費は、農道等の維持管理費や、118ページで、県営等で実施される事業への負担金、町内の用排水路改修事業への助成などを計上し1,127万9,000円の増としております。また、節区分の19負担金補助及び交付金で、県営上井手及び下井手かんがい排水事業負担金を合わせて2,120万円増としております。

下のページで、目の15農業集落排水事業費は、農業集落排水特別会計への繰出金を4,261万9,000円の増として計上しております。

次に、目の17農業構造改善事業費の節区分の13委託料では「さんふれあ」前のロータリー等の設計委託料を、120ページで、節区分の15項工事請負費では「さんふれあ」の浴室等の改修工事を、節区分の19負担金補助及び交付金では、平成35年度までの債務負担行為といたしております「さんふれあ」温泉熱エネルギー供給事業負担金を計上しております。

次に、項の2林業費で、目の2林業振興費では、節区分の13委託料で、町有林の管理費及び県からの雇用関係交付金を活用して、原水工業団地関連の造成森林管理と業務委託料を計上しております。

122ページをお開きいただき、款の7商工費、項の1商工費で、目の1商工振興費は、商工振興を図りますための商工会等団体への支援などを計上しておりますが、節区分の13委託料では、県からの雇用関係交付金を活用して、地域ブランド開発販売戦略委託料を計上し、また節区分の19負担金補助及び交付金の下のページで特産品製造販売推進補助金を計上しております。

次に、目の2企業誘致費は、企業誘致のための経費を計上しておりますが、節区分の15工事請負費は、セミコンテクノパーク周辺道路改良工事を予定しております。

124ページをお開きいただき、目の3観光費は、菊陽杉並木沿線の下草刈りやスタンプラリー関係の経費、観光プロモーションビデオ作成を予定しております。

126ページをお開きいただき、款の8土木費、項の2道路橋梁費で、目の1道路橋梁総務費は、県道改良工事負担金などを計上しております。

目の2道路橋梁維持費は、下のページで、道路植栽等の維持管理費、橋梁長寿命化修繕事業、128ページで、道路維持改良工事などを予定しております。

次に、目の3道路新設改良費は、6,288万5,000円の減で、これは事業量の減によるものですが、主な事業としては、新山2号線及び3号線、南八久保地内の道路改良工事などの単独事業のほか、緑ヶ丘線関係事業費で2,050万円、川久保南方線関係事業費で2,700万円、原水駅線関係事業費で1,850万円、狹隘道路整備等促進事業で2,065万円を予定しております。

130ページをお開きいただき、項の3都市計画費、目の1都市計画総務費の節区分の19負担金補助及び交付金で、下のページに、新たに耐震診断及び改修に対します助成金を計上しております。

次に、目の2土地区画整理費は、1,017万7,000円の増で、これは事業量の増によるものですが、主な事業としては、交付金事業で9,900万円、地方債事業で8,100万円、保留地処分による事業で2億4,362万9,000円を予定しております。

133ページをお開きいただき、目の3公共下水道費は、下水道特別会計への繰出金でございます。

次に、目の4公園管理費は、近隣公園や街区公園、緑地等の維持管理費等を計上しております。

135ページをお開きいただき、目の5花いっぱい推進事業は、花の苗を購入いたしまして地

域等に配布しております。

次に、目の6緑化推進費は、生垣設置奨励補助金等を計上しております。

次に、項の4住宅費で、目の1住宅管理費は、136ページで、町営住宅の維持管理、修繕費などを計上しております。

次に、目の2公営住宅建設事業費は、下のページで、光団地の建設事業費などを計上しております。

138ページをお開きいただき、款の9消防費、項の1消防費で、目の1常備消防費は、消防費に係る菊池広域連合への負担金で、1,937万7,000円の増としております。

なお、構成市町の負担額を算出する際の負担割合につきましては、議案第29号の菊池広域連合規約の一部変更についてで提案しております均等割10%、人口割10%、基準財政需要額割80%で求めた額を計上しております。

次に、目の2非常備消防費は、消防団員活動関係及び積載車や小型ポンプの維持管理費、自主防災組織育成推進補助金などを計上しております。

140ページをお開きいただき、目の3消防施設費は、防火水槽や消火栓の設置工事費、消防施設の整備に対する補助金などを計上しております。

次に、目の4防災管理費は、下のページで、防災無線子局の増設工事、防災ヘリコプターや総合防災訓練に対する負担金などを計上しております。

次に、目の5水利費は、土のう等の費用でございます。

142ページをお開きいただき、款の10教育費、項の1教育総務費で、目の2事務局費は、教育委員会事務局、教育相談員、日本語指導員、144ページで、中学生海外派遣事業、奨学資金などの経費を計上しておりますが、中学生海外派遣事業は人材育成基金を充当しております。

下のページの目の3外国青年招致事業費は、2名分の英語指導助手の経費で、これも人材育成基金を充当しております。

146ページをお開きいただき、項の2小学校費で目の1学校管理費は、6小学校の管理運営費及び教育活動支援のための経費などのほか、150ページの節区分の15工事請負費では、北小学校の給水設備改修及び菊陽南小学校の保健室シャワー設置工事を予定しております。

下のページの目の2教育振興費は、教材備品や扶助費などで3,187万7,000円の増としておりますが、本年度は教科書の改訂に伴う経費を計上しております。

152ページをお開きいただき、目の4学校給食費は、6小学校の学校給食運営管理費を計上しております。

下のページの目の5学校建設費は、154ページで、菊陽西小学校の増築等に向けた設計等の委託料3,730万円と、菊陽中部小学校の改築事業費について、継続費としております5億660万円を含みます7億135万1,000円を計上しております。

下のページで、項の3中学校費、目の1学校管理費は、2中学校の管理運営費や教育活動支援のための経費などを計上しております。

159ページをお開きいただき、目の2教育振興費は、160ページで、教材備品や扶助費などを計上しております。

下のページで、目の4学校給食費は、2中学校の学校給食運営管理費を計上しております。

162ページをお開きいただき、項の4幼稚園費で、目の1私立幼稚園費は、私立幼稚園就園奨励費補助金を868万5,000円の増で計上しております。

下のページの項の5社会教育費で、目の1社会教育総務費は、164ページにかけて、子ども会、放課後子ども教室、屋久島町交流会、学校支援地域本部事業、成人式、文化協会などへの補助事業による社会教育事業を予定し、下のページの節区分の19負担金補助及び交付金で、夏祭りへの補助金650万円、スポーツ文化振興基金を活用した文化関係全国大会等出場補助金などを計上しております。

次に、目の2文化財保護費は、次の166ページで、節区分の15工事請負費は、古閑原眼鏡橋の補修工事などの維持管理費や、節区分の19負担金補助及び交付金で、文化財のボランティア活動や保存のための補助金などを計上しております。

次に、目の3公民館費は、施設の維持管理及び公民館事業の運営費、168ページの節区分の15工事請負費で中央公民館1階トイレ改修工事を、節区分の19負担金補助及び交付金で、地域公民館、社会教育、家庭教育支援、下のページで、高齢者大学、青少年健全育成、婦人会活動支援などを計上しております。

次に、目の4人権教育費は、集会所の管理運営、170ページで、子ども集会、各種研修会、学習会、交流会などの人権教育の推進に関します経費を計上しております。

下のページで、目の6生涯学習推進費は、子育て講演会やまちづくり大学などを予定しております。

次に、目の8コミュニティー施設運営費は、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターの維持管理費及び運営費を計上しております。

173ページをお開きいただき、目の10図書館運営費は、ホールも含めた施設の維持管理及び運営費、176ページで、目の18備品購入費の中で、図書購入費などを計上しております。

下のページで、目の11南部町民センター運営費は、当該施設の維持管理及び運営費、鼻ぐり井手関係イベントの経費を計上しております。

179ページをお開きいただき、目の12ふれあいの森研修センター運営費は、当該施設の維持管理及び運営費を計上しております。

181ページをお開きいただき、項の6保健体育費で、目の1保健体育総務費は、保健体育の推進に必要な経費を計上しており、182ページの節区分の19負担金補助及び交付金で体育協会への補助金などを計上しております。

次に、目の2体育施設費は、町民総合運動場、町民体育館及び小・中学校施設開放に関します管理経費などを計上しております。

下のページの目の3スポーツ振興費では、節区分の19負担金補助及び交付金で、スポーツ文



化振興基金を活用したスポーツ関係全国大会出場補助金及び総合型地域スポーツクラブ育成補助金などを計上しております。

185ページをお開きいただき、款の11災害復旧費で、項の1農林水産業施設災害復旧費及び項の2公共土木災害復旧費は、予算の枠を設けるものでございます。

186ページをお開きいただき、款の12公債費で、目の1元金は、4,384万円の増としておりますが、説明欄の一番下で、利率の高い地方債の繰上償還2,373万6,000円を予定しており、また目の2利子は995万9,000円の減としております。

下のページの款の14予備費につきましては、3,268万円を計上しております。

最後に、188ページから196ページにかけて給与費明細書を、197ページに先ほど継続費でご説明しました分の関係調書を、198ページから201ページにかけて債務負担行為関係調書を、202ページに地方債の年度末現在高の推移等についての調書をおつけしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第1号平成23年度菊陽町一般会計予算について、何点かにわたって質問したいと思います。

今實取課長のほうから詳しく説明していただきましたけれども、予算の概要は、委員会前ではなくて、今のこの一般会計当初予算ですから、その前に配付していただければ質問項目も少なくて済むと思いますので、今後改善をまず初めに要望して、質問に移りたいと思います。

1つは、ページ9ページで、中部小学校の改築費について、これは継続費として、平成23年度、24年度、25年度と計上されていますが、やはり当初の、大体30億円ぐらいではないかといった額よりも、42億円ということで、非常に増額になっていますので、その増額になった主な理由について1つはお尋ねをします。

また、国の負担割合ですけれども、6億3,338万3,000円ということで、非常に少ないのではないかなというふうに感じるんですけども、これは地方債で国の、その後地方債が有利なものかとか、その辺の関係があるかと思しますので、この内容についてまず質問します。

次は、ページ27ページです。ページ27ページに、今回光団地等の建設に対する社会資本整備総合交付金というのが出されますけれども、これは2010年度の補正との関係があるのかなというふうに思いますが、その辺の交付金の特征についてお尋ねをします。

それから、続いて、ページ39ページです。ページ39ページには、雑収入の中で、滞納処分費ということで、座置きというか、1,000円の計上がされていますけれども、これとページ67ページに滞納指導員報酬というのが60万円ありますが、それはどういう内容でされるのかということをお尋ねします。

それから、ページ50ページです。私は、12月議会でもかなり防犯灯の問題とかを取り上げたんですけれども、平成23年度では、防犯灯の設置工事に400万円、防犯灯設置補助金に100万円が計上されていますが、それはどういう計画かということをお尋ねします。

それから、ページ56ページ、これも12月議会の質問との絡みがありますが、ページ56ページの交通安全対策費の中で交通安全施設工事について計上されていますが、この内容と、またこの交通安全施設については、歳入のほうで生活交通維持活性化総合交付金が150万円と計上されていますが、歳入はどのようなお金があるのかについてお尋ねをします。

それから、ページ80ページです。これは、その後の、ページ80ページの国民健康保険の特別会計繰出金なんですけれども、これはその後の条例の改正等と影響していますが、法定内の繰り出しだけで1億7,000万円ほど計上されていますが、この法定外の繰り出しは検討されていないのかについてお尋ねをします。

それから、ページ83ページです。これも後の条例等に関係しますが、菊陽町障がい者団体活動補助金について、以前は、福祉手当のときは600万円計上されていたわけで、今回40万円というふうになっていますが、この内容について説明をお願いします。

次のページ84ページです。東部町民センターの講師謝礼が218万5,000円となっていますが、この内容についてお尋ねをします。

それから、ページ87ページです。このページ87ページの補助金の中で、団体活動助成金が401万円ありますが、この役員手当などは出しているのかどうかと、最近領収証は添付しなくていいというふうになっているかと思いますが、その件についてどうなっているのかお尋ねをします。

それから、ページ119ページです。ページ119ページの菊陽町内用排水路修繕工事助成金について計上されていますが、その内容についてお尋ねをします。

それから、ページ146ページと155ページなんですけれども、執行部のほうは手元にメモをお渡ししていますので、おわかりかと思いますが、ページ146ページが小学校、ページ155ページに中学校の特別支援指導助手で、これは町独自の対策なのかなというふうに思いますが、そのことも含めて、かなり手厚く配置をされていますので、両方合わせると約5,000万円ほど計上されていますので、その内容についてお尋ねをします。

それから、ページ169ページです。ページ169ページの人権教育費の中で、ここも講師謝礼とありますが、この401万6,000円の内訳をお願いします。

それから、最後ですけれども、ページ170ページです。170ページの19の負担金補助及び交付金の中で、補助金の中で人権教育推進費補助金195万円の計上がありますが、この内容についてお尋ねをします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） それでは、第1番目の中部小学校の改築関係につきましての質問に対

してお答えしたいと思います。

まず、中部小学校の当初事業費と今回の提案させていただきました予算での相違が大きいということの変更理由につきましては、まず前段としまして、当初3月2日で説明しておりました事業費総額34億7,900万円という状況でご説明をさせていただいておりました。今回、それを受けまして、中部小学校の基本設計、それから検討委員会の設置を並行しまして、検討を重ねて、今現在実施設計という状況で入ってきてる状況でございますが、本年、22年中でございまして、ここで変更点が、文部科学省の今後の将来について、学校の学級数あたりにつきましてはの改正が打ち出されてまいりました。それが一番大きな原因かというふうに思っております。

その中身としましては、文科省としては8月の末ぐらいにこの方針を打ち出したわけでございまして、ちょうど基本設計、検討委員会の設置時期とちょうどいい時期で出されたという部分がございますけれども、30年ぶりに40人学級、1学級40人学級ということで文部科学省のほうはずっと来とったわけでございますが、これを将来8カ年にかけて、1年生から6年生まで、それから中学校の3年生までを35人学級へ移行していくと。また、なおかつ小学校の1、2年生については35人から30人学級へ持っていくというふうな方針が打ち出されました。

これを受けまして、うちのほうも、検討委員会等含めまして、どういうふうな設計で進めていこうかということで検討されまして、その中で、やはり将来の35人学級、また1、2年生の30人学級、これに対応する教室割りを配置するという方向性で検討の結果が出まして、それを受けまして一番大きく変更した部分でございまして、校舎の面積がそれに伴って、当初6,760平米で計画しておりました。この部分が、やはりそういう校舎面積が大きく必要になるという部分でございまして、1万625平米を必要とするということで、面積の増としましては3,865平米、これを大きく増加をしております。この部分でございまして、校舎の建設費が9億9,820万円ということで、これが大体メインの大きくなった部分です。

それから、当初3月2日で説明できなかった部分としましては、調整池の事業費、雨が降りまして、開発を起こしまして、雨が降った場合、どれだけの一時貯留する調整池が必要かという部分が出ておりませんでしたので、設計の中で河川関係の協議、設計が終わってきたところで、今事業費が出てまいりました。それにつきまして、およそ1億1,200万円、これが必要になってくるとい部分の変更点という部分で、この2点が最大の大きな変更点という部分になってきております。

それから、事業費の中での国庫補助金と地方債という部分でございますけれども、お手元の資料でいきますと、予算書の197ページを見ていただければと思います。そこで出ております、これがこれから23年、24年度、25年度の3カ年の継続費を計上しております。この内訳としまして、財源内訳としまして、国庫支出金で6億3,338万3,000円という部分が出てきております。これの中身としましては、どういう事業での国庫対応の部分があるかということでございますけれども、まず1点目としまして、学校建設関係での国庫補助事業として大きく2つに分か

れておりまして、まず既存の学校、今既にある学校、規模等、今菊陽町は非常に児童・生徒が伸びておりますので、今現在での、建設する時点での児童数、学級数、これの比較をしまして、補助要件がありまして、補助の実施細目の中で、当然今の児童数に対応する学級数、面積が必要な部分については大きくできるという部分の国庫補助事業がございます。この部分につきましては、国庫負担金事業という部分であります。要は、学校の建設に係る新築または増築部分に対する補助事業でございます、これは補助率が2分の1でございます。その事業が1点。それから、それ以外で、要は中部小学校の学校建設のスタートが、耐震事業でスタートしております。この耐震事業について、交付金事業という部分がもう一点ございまして、今回菊陽中部小学校につきましては、この増築する部分の負担金事業と、もう一点、改築に係る、地震改築に係る部分の補助事業、交付金事業、これが補助率が3分の1という状況でございます、これを算定しますと、今お手元に出しております、年度分割りしておりますけども、これの合計として、2分の1、3分の1の複合の計算になりますが、6億3,338万3,000円が国庫補助金ということになります。

それから、地方債でございますけども、この全体継続費の42億5,950万円に対して、国庫補助金が6億3,000万円相当しかございません。その残りにつきましては地方債を予定しております。この地方債はどういうものかといいますと、学校建設に係る地方債としましては、今申しました国庫補助事業の対象事業に係る部分の枠の予算、対象事業予算についての起債率としまして、90%の起債が借りることができます。それから、その国庫補助事業以外、要は町が単独ですべき事業費、これにつきましては、学校建設の起債としましては、75%の起債を借りて実施するという状況になります。そういうことで、主に42億5,950万円に対して、起債の事業費が28億3,870万円という形で見込んでいるところです。それから、その残りが町単独の費用ということで、7億8,741万7,000円を当面用立てるという部分でございます。

以上が起債までの状況という形になろうかと思えます。

それから、あわせて特別支援までご説明したいと思えます。

ページの、お手元の予算書では146ページ、それから、これが小学校の管理費の中に入っております備考欄での特別支援指導助手の費用になります。それから、155ページが中学校費の中、中学校2校に係る特別支援指導助手の費用でございます。

この事業は何かといいますと、一般的に学校の中で特別支援学級という学級と普通学級という2つの種類の学級を配置されております。これは、特別に指導を要する、支援を要する何らか障がいをお持ちのお子さんの学級を普通の小・中学校に設置してある学級でございます、この部分には、やはり学級が、県の費用の教職員が配置されております。ですから、普通学級の規模に合わせた県の職員の普通の先生の配置、それから特別支援学級に対して、クラスに1人を県のほうから配置されております。これが一般的な特別支援学級の職員さんへの配置なんですが、これと別に、やはり普通のクラスの中に特別に支援を要するお子さんが、データの的には結構今現在もおられます。そういうことで、県からの職員の配置はございませんが、町の独

自に学校の支援ということで、普通教室のほうでの学校が成り立つように、支援指導助手ということで、各担任は1人ずつおられるんですが、その中に同じく、担任が1人おって、その補助的に特別支援指導助手を普通学級のほうに入れているという部分が主でございまして、要は特別支援学級まではいかないけども、というようなお子様に対する、普通学級に子どもさんが在籍しとるといふ部分ですが、やはりそのままにしておけば、その教室での授業が成り立っていないという部分がございますので、そこで手厚く、菊陽町としてはここで予算をつぎ込んで職員を配置してきていると、そういう部分でございますが、昨年までというか、本年の計画の中では、大体通常の学級に、小・中学校合わせまして8校ございますが、普通教室の中におよそ100名近い、そういう特別に支援が必要な子が存在しているというふうに子どもは学校のほうから報告を受けておりました、これに対応をどういうふうにしていくかということで、人員を各学校に対して配置していったというような状況です。一般的には、国のほうでも言われておりますけども、普通のお子さんに対して約7%とかという状況ではそういうお子さんが在籍されているというふうな状況と同じ部分での、菊陽町でのそういう対応をしているという部分で、今後ますます、特別支援学校に行かずに普通学級へそのまま在籍していくとか、特別支援学級へ在籍していくというような部分が今後ふえてこようかと思っておりますので、今後この辺の人的配置はふえてくるんじゃないかなというふうに考えているところです。

○議長（吉村豊明君） 質疑の途中でございますけれども、しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時7分

再開 午前11時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 2番目にご質問のありました社会資本整備総合交付金の特徴についてということでございますが、これは、国のほうがいろいろ地方の意見も取り入れながら、それぞれの個別補助事業において補助申請、補助交付していくという流れから、ある程度一括して交付していこうという流れの中で、平成22年度において国交省のほうで創設されたものでございます。

概要といたしましては、活力創出、これは政策分野での項目として活力創出、あるいは水の安全・安心、市街地の整備、地域住宅支援といった政策目的を実現いたしますため、各地方公共団体が作成いたします整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的かつ一括的に支援するという制度で制度化されたものでございます。

先ほど言いましたように、この交付金につきましては、国交省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、一部そのまま個別で残ってるのもございますけども、基

本的には原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として流れができてつつあります。

ただし、次の段階の全体的な国の補助金等についての一括交付金化については、平成23年度においては、都道府県向けのみが制度化される予定でございまして、市町村向けには平成24年度以降ということでございますので、その一括交付金ではなくて、まではいっておられない状況の中での社会資本整備交付金ということでございます。

なお、先ほども言いましたように、政策分野としては4つございますけども、具体的な基幹事業の主なものを申し上げますと、活力創出基盤整備関係では、道路関係事業があるかと思えます。また、水の安全・安心基盤整備といたしましては、治水あるいは下水道事業といったものがあるかと思えます。次に、市街地整備関係といたしましては、都市公園、市街地整備、従来のまちづくり交付金事業などがございます。最後の地域住宅支援につきましては、住宅、住環境の整備が基幹作業となっております。

なお、先ほども申しましたように、この基幹産業に加えまして、関連の社会資本整備についても、計画があり、国が妥当と認める内容についてはそれも含まれるという内容になっております。

さらに、補助率でございまして、これは基本的には現行の事業で適用されている補助率が基本となりますので、55%あるいは2分の1、45%、それぞれ補助率が異なってくる状況であるかと思えます。

なお、先ほど27ページということでご質問がありました。予算書を開いていただきますと、27ページの説明欄右のほう、一番下に社会資本整備総合交付金としておりますのが今質問のあった部分でございまして、ここでは、この27ページには、住宅費補助金ということで1億1,637万円を計上しております。この部分は、光団地の建設事業に対する交付金ということでございます。次の28ページをおめくりいただきまして、節区分の2土地区画整理事業費補助金で1億37万5,000円を計上しておりますけども、これは土地区画整理事業を進める際の交付金でございまして、次に、節区分の3市町村道改良費交付金につきましては、2本ありますけども、説明欄の中の交付金としては4,207万5,000円でございます。この内訳といたしましては、歳出のほうを個別には申し上げませんが、サイン設置に係るもの、あるいは企業誘致関係の南方大人足の整備に係るもの、橋梁長寿命化に対する補助金、それから川久保南方線関係に充当しております補助金、生活安全対策に充当させていただいております交付金などがございます。さらに、節区分の4都市計画費補助金が最後でございまして、この部分につきましては、都市計画総務費の中の耐震補強等改修に対する助成制度を本年度設けておりますけども、その部分に対する交付金を上げたところでございまして、社会資本整備総合交付金の総額といたしましては2億5,943万5,000円を今回計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） 続きまして、3番目の質問にお答えさせていただきます。

ページは39ページになります。この滞納処分費というのは、滞納処分に係る財産の差し押さえあるいは財産の保管等に関するもの、配当に関する費用について、その徴収の起因となった徴税に先立って配当あるいは充当するものでありまして、その部分を歳入として受け入れるものであります。

例えば、町のほうではインターネットの公売をやっておりまして、このインターネット公売のシステム手数料が落札価格の3%かかりますので、この3%相当分を歳入としてまず優先的に受け入れをしまして、残った分を滞納繰り越しに充てると、そういうものであります。

それから、67ページの滞納指導員報酬についてであります。こちらのほうは、税務課の徴収事務の向上を図るために、平成17年7月からこの滞納整理指導員を任用しているものであります。具体的には、滞納事案の個別案件に対しまして指導、助言をいただいているものであります。報酬としましては、月額5万円で、勤務日数は月4日としております。週1回の勤務で、勤務時間は1日3時間となっております。現在、毎週水曜日に勤務していただいております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） 4番目の防犯灯設置工事に400万円、それから防犯灯設置補助金に100万円が計上されているが、その内容はということでございます。

ページは50ページになりますけれども、防犯灯の設置につきましては、継続的に毎年整備をしているところでございます。主に小学校、それから中学校、高校生徒の通学路に防犯灯を設置しておりまして、本年度は、平成23年度につきましては設置箇所を40基程度見込んでおりまして、主なところで申しますと、県道熊本瀬田線でございます。これ、戸次、馬場桶でございますけれども、その間、延長にいたしまして800メートル、26基程度予定しているところでございます。

それから、2番目の防犯灯設置補助金100万円についてでございますけれども、これにつきましては、行政区が防犯灯を設置する場合に、その設置に要する費用に対しまして補助金を支出するものでございます。補助率は、その設置に要する費用に対しまして2分の1の額を支給するものでございます。

それから、5番目の交通安全施設工事についての内容はどうなっているのかということと、交通安全施設等について歳入がっております。その内容についてお答えしたいと思いますけれども、交通安全施設に対する歳入なんですけれども、これについては、ページ22ページにございますけれども、交通安全特別対策交付金が交付されております。この交付金は、反則金等による収入ということで、国のほうから市町村に配分される交付金でございます。

歳出のほうで、ページは56ページになりますけれども、主に工事費の内容としましては、カーブミラーの設置、それから修繕、路面標示等を実施する予定としております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 交通安全に関しまして、30ページの県支出金、総務費補助金の中の生活交通維持活性化総合交付金についてお尋ねがありましたが、これにつきましては、59ページをお開きください、地方バス運行等特別対策（運行費）補助金、これは町内を走っております路線バス、赤字になった際の補てん事業でございますが、その事業費で県から150万円ほど入ってきます。こちらの事業に充てております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） ページ80ページでございます。款3民生費、項1社会福祉費、目社会福祉総務費の中の節28の繰出金、先ほどの議員のご質問では、国保特別会計の繰出金1億7,179万3,000円、今回予算計上しておりますが、現在この中には法定外繰り出しは含まれておりません。その理由でございますけれども、近年いわゆる国保財政が収支が非常に悪化しております。その原因は、主に医療給付費の伸びあるいは後期高齢者支援金の負担増等で非常に収支が悪くなっておりまして、平成23年度の見込みで、単年度収支約1億4,000万円程度赤字になる見込みでございます。

これまで国保財政におきましては、財源不足においては、療養給付支払基金等の繰り入れあるいは前年度からの繰越金の財源充当等でどうか収支をやりくりしております。それでもなお収支が改善できない場合においては、平成18年、平成20年度に最近行いましたが、税率等の改正で対応しております。今回は、平成23年度の中で、基金が、残高でございますが、療養給付等支払基金が4,300万円ほどを全額もう使ってしまうと。若干の繰越金を残すにしても、それでもこの国保の収支のほうがいわゆる赤字になります。そういうことで、今回3月議会で議案第12号菊陽町国民健康保険税条例の一部改正の議案を上程させてもらっております。その中で、医療給付分、そして後期高齢者支援金分の税率等の改正をしております。

先ほど言われましたように、法定外の繰り入れということでございますが、これについては、今回の財政運営を考えてした場合は、一応執行部としましては検討はしております。しておりますが、現在平成22年度ベースでございますが、菊池郡市4市町の中で、菊陽町の国保税の税負担の水準ですが、これは4市町の中では一番低うございます。今回の税率等の改正案で、さらにそれを見ますと、菊池郡市4市町の中では上位ではないと、下のほうであるということでございますので、まだ低い税負担水準でありますので、今回の税率改正等については法定外繰り入れはしないという方針で今回の税率改正及び、この一般会計の繰出金を予算計上しております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） おはようございます。⑦番の菊陽町障がい者団体活動補助金について



はどのような内容なのかということにつきましてお答えいたします。

予算書につきましては83ページでございます。こちらにつきましては、平成元年度から22年度までの22年間に福祉手当を支給しておりました。福祉手当と申しますのは、1人5,000円ということで12月に支給しておったものでございます。そちらのほうを、本日の日程第8の議案第10号で示しております、その条例を廃止するというので、それにかわります菊陽町の障がい者団体活動補助金案ということで今案を練っておるところでございます。

内容につきましては、町内に住所を有する代表者及び障がい者等によって組織された次の団体等ということで、身体・知的・精神または障がい児団体、または親の会ということで対象を示しております。

額につきましては、当該年度における予算の範囲内ということで、申請に基づき決定するということです。

対象経費につきましては、事務費、消耗品費、通信、運搬、それから事業費、これは主な大会等に参加される費用あるいはその交通費ということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（堀川俊幸君） お尋ねの8番東部町民センターの講師謝礼について説明いたします。

東部町民センターの講師謝礼につきましては、他の町民センターと比較しまして相当額が大きくなっております。といいますのが、やはり講座の数とその開催回数でこのようになっております。といいますのが、今は東部町民センターと名前を変えておりますが、この東部町民センターにおいては、隣保館事業としてこのような講座のほうを開催しております。隣保館事業として開催するという事は、やはりより多くの住民の方にお集まりいただいて人権啓発につなげていくというのが目的でございます。さらに、隣保館事業としてやっているということで、ページ31ページ、歳入のほうでございますけれども、隣保館運営費補助金の算定の中にも入っております。そのほかにもいろいろと算定ありますので、その一部としてこの講師謝金のほうが補助金の対象となっているということでございます。そういうことで、このような金額になっているということでございます。

続きまして、9番団体活動助成金についてでございますが、役員手当というのは、交付した助成金の中から支払われております。また、領収証の添付につきましては、領収証はついておりますが、いまだその領収証以外にもやはり改善する余地というのが多々あるかと思えます。そこで、議員さん方々ご指摘を受けながら、いろいろと改善すべきは改善すべきで交渉を進めてまいりたいというふうに考えております。

現在も毎年交渉のほうやっておりますが、22年度におきましては、支部のイベントというか、町のイベントに関して支部のほうからの一部持ち出し、そういったものを出していただいております。

次に、12番人権教育費の講師謝礼401万6,000円の内訳はということでございますが、これにつきましては、菊陽町町内に3カ所の教育集会所がございます。馬場集会所、入道水集会所、そして中代文化センター、そこで行われております各種学習会、スポーツ交流学級、保護者学級やパソコン教室、小学生学習会、識字学級、そういったものにいろいろと教職員の先生方あるいはみどり園の職員の方、なかよし園の職員、そのように出席していただくということで、これはもちろん夜間でございますが、毎週月、木、あるいは月曜日、木曜日、月3回とか、そういった不定期にも行っておりますが、通常単価2,200円、そして識字学級におきましては、民間の方においでいただいております関係で1回4,000円、外部講師を招く場合には、随時でございますけれども、1回5,000円等々の支払いがっております。

馬場の小学生学習会におきましては115万9,400円、中代・馬場中学生の学習会におきましてが39万1,600円、馬場の高校生学習会、こちらが13万4,200円、馬場の青少年スポーツ交流学級、これにつきましては23万6,500円、馬場・入道水保護者学級、これにつきましては20万200円、入道水集会所において行う学習会の助言者といたしまして1万5,000円、入道水のパソコン教室、こちらが9万6,000円、これは耳のご不自由な方がいらっしやいまして、手話通訳1回3,000円を支払っております。その関係での支払いでございます。そして、中代の小学生学習会、こちらが111万7,600円、中代の識字学級が51万2,000円、そしてなかよし保育園において行われておりますたんぼぼの会、こちらにつきましては12万5,400円、外部講師を雇いますと5,000円の2回程度支払いがっております。そういうことで、21年度におきましては399万7,900円の支払いとなっております。

続きまして、13番人権教育費補助金の内訳、195万円の内訳ということでございますが、ページ170ページでございます。これにつきましては、県外、県内で行われております人権問題に関する研修会、研究大会、全国大会、そういったところへ学校の先生、教職員の方が行かれるときの旅費としてこれは使わせていただいております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） ページ119ページの菊陽町内用排水路修繕工事助成金について、その内容を説明いたします。

堀川地区におきまして揚水機場が壊れましたので、その揚水機場取りかえ工事としまして、土地改良施設維持管理適正化事業により、640万円に対して17%の助成、それから大菊土地改良区400万円に対して70%の助成、それから馬場楠堰土地改良区100万円に対して70%の助成を計上しております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） ページ50ページです。50ページからお願いします。款の2総務費、この

中で、節区分の17公有財産購入費という中で、何か地域公民館2カ所という話がありました。どうも光の森ということでの用地購入と、新山区というふうな話のようでしたが、ここの用地購入に関しましては、光の森はまだほかにも四、五カ所出てくるのではないかなど。その辺で、普通の単価よりも幾分安目に交渉ができないものかどうか、町長はこの辺は住宅供給公社とどのような交渉をされたのかというところを1点。

それから、ページ59です。款の2総務費の中の目の11電子計算費、これはどうも、今これだけ電算がはやっている中で、それぞれの町村が単独でソフトを開発されてるのではないかなど。どうかわかりませんが、国で考えることができなければ、県単位で考えると、何かそういうふうな考え方を持てばもっともっと安くなるのではないかなどという思いがするんですが、その考えは、町長どういうふうに思っておられるのかお尋ねいたします。

それから、すぐ上ですけど、59ページですね、総務費、目の10の地域政策費、区分13委託料、仮称菊陽町光の森複合施設基本設計委託料というふうになっておりますが、大体何と何をつくる考えなのか、その辺の目的があるからこそ設計を出されるというふうに思っておりますので、何と何をつくられる考えなのかと、お尋ねします。

それから、ページ92ページです。款の3民生費、目の4保育園費、対前年比7,106万7,000円増の原因は何かと。当初予算の中でちょっと大幅にアップしているということで、これもお尋ねします。

それから、小学校関係ですけど、教育委員会関係です。ページの9の、小林議員のほうから先ほど言われましたが、それとまた違うところをちょっと。継続費ということで42億5,950万円と上がっておりますが、今までの経費を含みますと、45億どれだけというふうな金額になるかと思いますが、この中で、154ページもちょっと開いていただきたいと思います。154ページの款の10の教育費、項の2の小学校費、節区分の15、この辺の話も入る話なんです、幾つかまとめておりますので、一通り読み上げまして、あとはコピーをしておりますのでお配りをしたいと思います。開発絡みということになるかと思いますが。

中部小学校のこの開発区域というのはどの範囲かと、これが1点目。一通り読みます、後で書類を配付しますので。2点目、運動場東南部県道付近の道路後退、それから運動場南側の県道に接する部分の道路後退の考えはあるのか、どういうふうに考えておられるのか。3番目が、この小学校の工事を進める中で、プール等の基礎ぐい等の変更を伴う大幅な事業費の増は考えられないかと。4番目に、今まで町有林という話がありました、学校建設において町有林の使用をどの程度考えておられるのか。5番目が、この小学校建設事業は、工事業の発注として何本ぐらいで発注をされる考えか。1本か2本か3本かわかりませんが、そういう意味です。6番目、工事発注に当たり、町内業者育成の立場から地元企業の参加を具体的にどう考えておられるのか、まずは1回目としてこれだけお尋ねいたします。

議長、書類をちょっと配りたいと思います。6枚か7枚あります。

○議長（吉村豊明君） 許します。

[資料配付]

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） 最初の、ページ50ページの公有財産購入費についてですけども、こちら予算で3,426万円を計上させていただいております。件数としては2件でございます。吉本議員が言われましたとおり、光の森6町内と北新山の公民館用地でございます。

今後の計画なんですけども、平成22年度、本年度が一応7町内を購入しております。23年度、ただいま言いましたように、6町内が23年度で購入予定ということで、来年度、平成24年度で、もう一カ所ございまして、4町内を購入するというところでございます。これは、以前議会のほうでも決定していただきましたように、3年間の債務負担行為を行いまして購入を計画をしたところでございます。

公社との購入する場合の価格の交渉なんですけども、当然相手との協議はするものでございます。なかなか相手と町との協議の中で価格の折り合いがつかない場合がございます。そういったところでは、やはり売買価格の事例、それから最終的には不動産鑑定をとったところで交渉するというところで行っておるところでございます。

（11番吉本 堅君「まだもうちょっと補足を。面積と坪当たり幾らかも」の声あり）

面積は、光の森6町内で308平米です。北新山で300平米ということでございます。

（11番吉本 堅君「単価」の声あり）

単価は、光の森が一応6万3,900円、それから北新山が4万8,400円と見込んでおります。

（11番吉本 堅君「坪当たり」の声あり）

平米です。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亜君） 地域政策費の中の仮称光の森の建設の何と何かといったご質問でございますけど、町当局といたしましては、住民票等交付サービスの行える支所機能に加えまして、健康診断、それから健康診断ができる場所の施設でございます、それから福祉関係の相談所ができる施設でございます、それから生涯学習が、研修ができる場所、それから地域のコミュニティーセンター的な会議ができる場所、こういったものの施設の複合施設を想定しております。

それから、電子計算機の委託料、費用が高い、安くする方法ということでございまして、現在行っておりますソフトの会社が、これは全国的な会社でございまして、基本的にはその会社が持ってます既製服と申しますか、そういったのを活用いたしますが、自治体の事務というのは、それぞれの町によりまして特性がございまして、既製服どおりはいかないということで、若干の修正をしてるわけございまして、そこに修正費用等が発生しております。

ご案内のとおり、共同でやるということで経費を削減するという方向につきましては、時代とともに、そのような産業界の動きの中でそういうシステムも開発されている中でございます

ので、町といたしましても、特に菊池郡内の関係自治体等のそういった相談の場も一応持っております。しかしながら、それでそれぞれの自治体の機械の更新日というのがそれぞれに違うものですから、一線を合わせて、何年度の何月から同時の機会を入れましょうということまでは至っておりませんで、なるべく共同化できるところは共同をしながら経費を下げるという努力は今後とも続けていこうと考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） ただいまの保育園費の増額はというところでございます。ページにつきましては92ページからでございます。

まず、2点ございまして、93ページの7番賃金でございます。こちらが、前年度の当初予算につきましては要求の何%ということでスタートしたところですけども、これにつきましては、後に補正で予算措置をさせていただいております。本年度は人数もふえましたし、ほぼ予算措置ができたということで増額になっております。

続きまして、96ページでございます。19番の負担金補助及び交付金ということで、一番下のほうでございますけども、保育所運営費の負担金ということでございます。こちらにつきましても、昨年度は当初2園、このとりと、それから優貴保育園が開園いたしましたけども、当初の見積もりが下回ったということで、新年度につきましては22年度の実績に基づいた予算措置をさせていただいたところでございます。そういう内容が増額につながったというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 学務課のほうで、ページの9ページに関連する全体の考え方という形になろうかと思えます。まず、開発区域についてですが、範囲についてですが、まず本年度取得しました山林部分、これが5反ほどございますが、この分を含めた既存の学校敷地、これが開発区域になります。そういうことで、トータル面積としては2万527平米が学校の敷地という考え方になります。これが対象とする開発区域と。若干開発としての数値はぶれてくるかと思えますが、こういう状況でございます。

それから、2番目の運動場の南東部の県道付近の道路後退、口頭では非常に表現しづらいんですが、この部分は、今現在の県道から保育園へ入っていく部分の入り口という考え方でのかなと思えますが、今現在は県道からの入り口、県道側から保育園へ向かいますと、右側が民家が建っております。そして、左側が学童クラブが2クラブ建っております。この部分で、民家のほうを移設するというのは非常に困難に近いということで、学童クラブを、当然今年新しい校舎の中に配置するわけでございますので、学童クラブ自体はグラウンドからなくなります。そういうことで、東側、グラウンド東側の部分を8メートル程度に広げます。そのうちグラウンド側から6メートルが道路部分、それから2メートル部分が隅切り部分というところで進入部分を考えまして、それから今現在の道路の計上の部分の境界へ2メートル部分をすりつ

けて、ちょっとカーブになるかもしれませんが、見通しのいい8メートルから6メートルへ入っていけるような形に考えております。

それから、運動場の南側、全体に指してると思いますが、県道に面する部分ということで、これにつきましても十分検討した結果、グラウンド面積、余りいじめるということが不可能なものだったものですから、県道に面しまして最低の、今道路基準法上で決めております歩道幅員2メートル、この部分を確保していこうと。多少線形的には満足な線形はとれませんけども、できるだけ可能な限りいい線形で2メートルを確保していきたいというふうに考えております。

それから、工事を進める中でのプール等の基礎ぐい等の今後の変更、事業費に大きな増は考えられないかということですが、これにつきましても、今実際実施設計のほうは走っておりますので、この分に対する基礎ぐい設計というのは、もう大幅にこのような変更はないというふうに考えております。

それから、学校建設における町有林の使用ということですが、これはまだ実施設計で、今後詰めるということになります。今基本的に考えてるのは、町有林の材質がヒノキが主でございますので、廊下材、床材、それから壁の腰までの壁材、内側に化粧で張っていくんですが、やわらかいイメージを持たせようということで、180立米程度が、最大使ってもこの程度かなというふうに考えてますので、今後どこに使うかという部分を詰めて、若干この数量からは減ってくるというふうに考えております。

それから、この事業の今後発注する工事の本数という部分ですが、大きく分けて、今回の平成23年から25年度へ向かって工事を発注する部分で大きく分かれますのが、建築工事、それと土木工事、土木は開発工事です、これに分かれてまいります。これも今実施設計しておりますが、今後その辺を、建物についてはどういうふうに区分して工事を発注するのか、分けれるのか、それから土木開発工事においても、どういうふうに区分して発注できるかを詰めてまいるという作業が出てくるんですが、今の段階でお話ができるとしたら、建物本体が一番北側の町道から入った部分が北棟ということで、2階建ての棟がございます。これが一つの建物です。それから、中央棟という部分が校舎本体の棟になりまして、3階建て、それからそれに並行しまして体育館棟ということで、3階部分が体育館、下が特別教室、一番下は学童クラブというふうになりますが、この部分の棟が体育館棟と名称つけておりますが、それから今現在プールがある部分、これが南棟という形で、4棟に、一体の建物に見えますが、実際建物区分としては4つに分かれた建物という部分で建築されていきます。その組み合わせを、今後どういう施工方法で、施工順位、その辺を考えて、どの棟とどの棟と一緒に発注せにゃいかんとか、これは分離して発注できるという部分を十分詰めまして、これは施工の方法から絡んでくるものですから、このあたりが出てきて初めて、その本数、例えば2本で発注するのか、2棟に分けて、それかもしくは3つに分割して発注できるのかというのは今後の作業になってしまいます。恐らく最大限分離発注できても3棟ではないかなというふうに考えてはおります。

それから、開発の土木開発ですが、これはもうほとんどが町内業者さんで、今までの実績の中でできる作業ではないかなというふうに考えております。そういうことで、これもヤード的に土木業者さんが入られて、支障のない、重複のない形でどういうふうに区分ができるかということで、今後工事の発注本数が決定されてくるというふうに考えております。

それから、工事発注に当たって、町内業者育成の立場から、地元企業の参加を具体的にどう考えているかという部分は、正直私どもとしましては、実際の担当課でございますので、工事発注部分はまだ若干変わってくるかもしれませんが、今申しましたように、担当課としては、区分がどうできるのか、どういう発注ができるかという設計図書の本数を作成して、入札という形の手続に入っていただくという部分になってくるかと思いますが、基本的には今の建築、校舎建築については、今までの実績等見まして、県内のゼネコンさん程度で十分対応できる校舎かなというふうには考えておりますが、この辺はまたどういうふうな考え方で、大手ゼネコンさん、中堅ゼネコンさん、その辺の発注をどういうふうに町として考えていくかという部分は出てこようかと思えます。

それから、土木の開発のほうにつきましては、今先ほども申しましたように、町内業者さんで十分できてくる工事の技術的なものではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） なら、今一番最後に学務課のほうから、課長のほうから答弁がありましたので、その続きからいきたいと思います。2回目です。

問い1番の開発区域はどの範囲かということで、山林と既存の学校施設ということを答弁されたと思います。ということは、飛び地は入ってないということになるかと思うんですが、飛び地に関しての作業というのはどの程度されたのか、全くされてないのか。学校用地として確保するんであれば、もちろん境界立ち会いをされて、ぴしゃっとしたくいはいけてあると思いますが、その辺の整備がぴしゃっとできているのかどうか。今後その飛び地を、今までは駐車場用地とか学校農園とかいろいろ話があった中で、学校農園というふうに決まりはしましたけど、今後その学校農園の用地をまた何か施設をつくらうとした場合にはどのような開発申請の仕方になっていくのか、その辺も1つお尋ねします。

それから、問い4番目の学校建設において町有林の使用をどの程度考えておられるかということで、今答弁では180立米ほどを考えておると。それよりも少なくなるかなという答弁がありました。やっぱり今農業にしても、林業にしても、大変厳しい時代であるかもしれません。できるだけ多くのそういう材料を使っていただくならばと。そこに関して、2回目に関しては、わかるのであれば町長の、町長の判断が必要というところは町長のほうでお尋ねをしたい。

5番目が、事業発注に当たり、町内業者育成の立場から地元企業の参加を具体的にどう考えているかの2回目です。今、県内業者で十分対応できるだろうとか、土木に関しては町内業者

を考えておるとか、私もそういうふうに思います。四十数億円の経費がかかるからといって、県外の大手ゼネコンさんに出す必要はないと。やっぱり県内のこの景気を少しでもよくするために、県内あるいは町内というふうなことで対応をとっていただくならばと。そこに関しても町長の答弁を願います。

それから、この事業費が四十二、三億円今からかかっていくということなのですが、今学務課長が答弁されましたように、学務課だけで対応をとっていかれるのか、それとも事業課も含めて対応をとっていかれるのか、そろそろ考えてもいい時期ではないかなと思いますが、その町長のお考えもお尋ねします。

それからもう一点、173ページです。図書館運営費ということで、本年度が8,514万8,000円と上がっておりますが、今までの議員の皆さん方の一般質問とか、いろいろ町民の皆さん方のご意見の中で、ホールが狭いと、何とかしてほしいというふうな意見の中で、何とか対応をとりましようというふうな答弁もあっておったかと思えます。この予算の中にそういう予算が含まれているのかどうか町長にお尋ねいたします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 質疑の途中でございますけれども、昼食休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時11分

再開 午後1時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

図書館長。

○図書館長（堀 行徳君） それでは、吉本議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

ホール等の附帯設備が少ないという、多分ご質問だろうかと思いますけども、昨年の3月にも関連の質問がありましたので、1年間図書館のほうでも検討させていただきまして、実は予算書の175ページ、委託料のほうで調査等委託料というのを計上させていただいております。この部分の中で、図書館、ホールの楽屋、練習室等、広さとか、あと建設費がどれくらいかかるかというのを23年度で調査をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） それでは、学校菜園の部分につきましてお答えしたいと思います。

まず、今回ご質問ありましたように、この学校菜園については開発区域には含んでおりません。そういうことで、開発地の申請関係については、学校菜園という用途で当面使用してまいりますので、この部分については今回開発行為は起こさないということでいっております。

それから、今後の部分でということですが、今後の部分については、またその必要性等、学校菜園以上の必要性が何らか発生した場合、その時点で関係法令に適用するような形



での申請がなされていくものかなというふうに考えます。

それと、今現在の学校菜園の状況でございますけども、用地の契約のほうが、前回全員協議会の中でご説明した時点ではまだありませんでしたが、実は昨土曜日、5日の日に、3者契約という形で用地のほうの契約締結を結んでおります。そういうことで、今後この学校菜園部分につきましては、中部小学校の北側の児童がおりてきて、町道を北側、中部小学校北側の町道を横断するという部分になります。そこで、町道のT字の部分であったり、横断歩道部分が若干狭うございますので、この辺を含めて、改修も含めて学校菜園という形で、今建設課さんのほう、町道管理のほうと協議を進めさせていただいてるところでございます、児童の横断歩道手前のたまり場とか、そういう部分も検討した上で、学校菜園の配置という部分を検討していらっしゃるところでございます。

一応7番目の質問は私のほうで以上ということになります。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 学校建設について、町有林の使用のことがありましたけども、この件につきましては、学務課長のほうから180立米ぐらいは使うっていいですか、床とか壁材あたりということでありましたけども、これにつきましては、以前一般質問でもありましたように、町有林の中で使えるのが大体450立米ぐらにあるというような、12月の、これ佐藤議員の質問があったときに、そういう答えだと思いますけども、具体的には、この設計ができ上がる中で、できるだけ活用するように持っていきたいというふうには考えておりますけども、いろいろ聞いてみますと、非常に、自分ところにある木材を、町有林の木材を使うということで、安く上がるかと私思ったんですけども、非常に経費的にはかなりかかるようなことも言っておりましたけども、せっかくある町有林で、教育の、小学校の場でもありますので、できるだけ使っていきたいというふうに考えているところであります。

それから、事業発注に当たっての工事、いわゆる町内業者の育成の立場からということで、先ほど学務課長も申し上げたところでありますけども、工事の中には、解体撤去工事、開発工事、建築工事あたりがいろいろあるかと思っておりますけども、業者選定に当たりますと、工事期間が3年間の中で一番大事なことは、当該工事が適切に、そして適正に施工されるということが基本でありまして、その上で、工事ごとの内容に応じまして、町内業者でできるものについては町内業者、町内業者でできないものについてはまた県内のと、いろいろ、具体的には、設計ができ上がった段階で、学務課長も申し上げましたけども、指名審査会あたり等で十分検討させた上で、できるだけ地元の方々に、この学校建設ということでもありますので、そういう地元でできるものは地元でということの、そういう優先した形で取り組んでいきたいと思っております。

それからもう一つ、いわゆる取り組みの体制、組織のことだったかと思っておりますけども、いろいろ教育委員会のほうは実際の教育の内容のものを抱えとるところがありますけども、この学務課のほうのいわゆるこの体制の強化、あるいはどういった体制に持っていけるかというの

は、今内部のほうでもいろいろ検討させておりますので、そういった中で、23年度の組織体制の中で、少ない、限られた職員数じゃありますけども、そういった中で十分検討した上で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 3回目です。

ページ59ページの目の10の地域政策費、課長のほうからの答弁もありましたが、光の森の複合施設の基本設計と。基本的には、町のほうの意見と地元の、地域の意見をまとめたところで設計に入るとというのが基本ではないかなというふうに考えております。また、これが逆の状況で、設計をしてしもうて、後で地域住民の意見を聞かれるということがないように、くれぐれも注意をしておきます。

それから、やっぱり同じ59ページの電算に関してなんですけど、今の時代ですから、全国どこの自治体も同じようなことはされてるんじゃないかなと。やっぱり国の取り組みがなければ、県のほうでもその辺の取り組みを提案するというぐらいのことは必要ではないかなというふうに思いますが、町長、その辺はいかがでしょう。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 光の森の複合施設につきましては、もう吉本議員言われましたとおり、いわゆる町で、内部でつくったのは一応たたき台でありまして、基本設計の中で、地域の方々、そしてそういった町民の方も入っていただいた中で検討を重ねながら設計のほうに生かしていきたいというふうに考えております。

それと、電算関係につきましては、言われるとおりでありまして、これは国のほうでも、何か全国的に使えるようなのを、今どこまで進んだのか具体的に把握しておりませんが、そういった動きがっております。非常に電算経費がかかるということでありまして、現時点では、これどこかでとめるわけにはいきませんので、そういった協力体制も持ちながら進めてるということですが、国のほうで一つ全国的な扱いの開発が進めば、そういうものを使えば大変、特にソフト開発費あたりが安くなるということですので、十分注意しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

上田茂政君。

○14番（上田茂政君） それでは、お尋ねいたします。

58、59ですけれども、8番の報償費で、菊陽町光の森複合施設建設検討委員会の謝礼とあって、いわゆる今まで何回かずと検討を重ねてこられて、13の委託料で光の森の複合施設の基本設計委託料に入られたかと思っておりますけれども、2点ほどお伺いいたします。

1点は、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターのほうでは、炊事場がなくて、もちつきなんかも何もできないということで、つくってくれっていう要望があって、担当課に言ったところ、場

所も狭く、今度の光の森複合センターのほうで対応していくというような答弁というたらおかしいけども、そういったニュアンスがございました。今度の検討委員会でそういった施設が設けられるのかどうか、それが1点と、中のホールが、私は常々東のほうには図書館の500人の収容する施設があるので、西部のかなめとして250人ぐらいの収容するような町民センターをつくるべきだと言ってるんですけども、その辺の検討はどのようになっているのでしょうか、2点お伺いします。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 保健関係といえますか、料理あたりの、それから炊き出し関係で、その調理する施設は可能だと考えております。はっきり調理室をつくるということはちょっと言えませんが、そういうご相談の中で取り組めるかと思っております。

それから、250人という数字は、ちょっとそこまではいきませんが、軽運動室みたいなのを兼ねて、一時期はそこで集会ができるようなというふうな、そういう意味の多目的なものも考えておりますので、今のお話も煮詰めていく中で、話題の中で検討されていくと思います。

以上です。

（14番上田茂政君「よろしくお願ひします」の声あり）

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 今の光の森の施設にちょっと関連してですが、基本設計を予算づけしてるところで初めに質問しようかなと思ったんですが、ちょっと後回しになりましたので、ちょっと大変申しわけなかったんですけども、今の段階で、床面積であるとか、会議室であるとか、今のお話にあったトレーニングなど、そういったものができる個別の施設をどのようなものをつくるのかというところがある程度リストアップされてるんじゃないかと思いますが、その辺のところをまず教えていただきたい。そういうことと、実施設計、本体工事の日程はいつぐらいになるのか、そのときの本体工事は大体概算的にどれぐらいのことを考えているのか、わかる範囲で教えていただきたい、そういうふうに思います。

次に、75ページですが、選挙管理委員会のほうです。今年度はいろいろと選挙がございしますが、開票の時間が非常に菊陽町は長くかかっているというような印象がありまして、時間短縮に向けての方策はどのようにされていくのか、策があれば教えていただきたいと、そういうふうに思います。

113ページの委託料です。そこでは、いろいろとふるさと創生事業の委託料の関係が出ています。113ページは農業に関してですけども、これはふるさと創生一般について言えることですが、23年度で大体この事業は終わります。この事業の現在までの進捗状況と、今この個別の政策が、果たしてその23年度終わった段階でひとり立ちできるところまでいくのかいかないのか。国からもらってるから、それを委託料として右から左へ出してますっていうところで終わってしまうところなのかどうか、その辺のところの見通しもお尋ねをいたします。

それから、115ページをちょっと見ていただきたいと思うんですけど、これ農業関係でいろいろ補助金があります。115ページ、116ページとしていろいろありますが、115ページで言うと、補助金として畜産組織活動育成補助金、これが111万円余り。次の116ページで、畜産総合振興、その次の畜産環境対策云々ということで、これらのもの、それから7番の19負担金補助及び交付金の中に、補助金として担い手規模拡大推進事業費補助金というものがあります。先ほどのTPPの問題もありますので、本町の農業の規模拡大といえますか、足腰を強くするという中で非常に大事な事業だとも思いますけれども、今までこういう事業が行われてきて、大体どのぐらいの効果が上がっているものなのかどうか、その辺のところと、来年度、22年度、どの辺のところを目指してこの交付金、補助金を出していくのか、その求める効果についてお尋ねをしたいと思います。

その次ですが、137ページ、光団地の件ですけれども、建設様式は恐らく木造でつくるんだろうと思いますが、その辺のところ、2階建て、3階建て、そういったところがわかる範囲で教えていただきたいということと、あともう一つ、先ほど町長が言われた町有林の利用ということについてですが、この辺なんかでも可能性があるんじゃないかと思います。来年度以降、ほかの学校の施設建設も入りますので、そういう面も含めて、今後の町有林の有効利用ということについて、あわせて答弁をしていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） これはまだ構想段階ということで、部屋ごとの区域割りということまではいってませんが、施設関係の床面積で1,600平米程度、それからトイレ、それから倉庫、そういったのが500平米ございますので、2,000平米前後になろうかと思います。その他、あと駐車場、外側に駐車場が3,000平米とか、あと外構というような形になるかと思います。

それから、基本設計は、先ほど検討委員会等を選考して、ご意見等を聞きながら進めますので、若干検討委員会を先に走りながら、準備ができて、基本設計の発注業務というふうな形になりまして、かつ基本設計の中にも意見を入れながらという、途中から同時並行になろうかと思います。そのように考えておりまして、時期は今のところまだ未定でございます。

以上です。

（2番北山正樹君「本体の概算とかその辺もわからんかいのう」の声あり）

概算は、七、八億円だと考えております。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） 開票事務の短縮をとということでございますけども、投票事務が一応7時から8時までということで、それから開票事務に移っていくわけでございますけども、一応開票事務については9時から一応予定しております。

今選挙管理委員会としては、開票事務の効率化ということ、そういったことを考えておりま

して、人員を削減したり、そのかわりに機械を導入したりということで対応しております。あらかじめ開票の時間を定めておまして、その定めた時間内に終了するように、一応開票係全員参加ということで事務を進めております。

開票係にもいろいろ、開披係、あるいは点検係、あるいは集計係、そういった分類で一応行っておりますけども、開票係が終われば、その開票係をまた新たなところに誘導して事務に当たっていただくようなことで事務の効率化を図っております。

そういった目標に、時間達成するかどうか等については、一応達成する方向でしてるんですけども、やはり実際に行われた、また開票の中で反省、それからまた課題等が出てきた場合は、そういったものをまた検討しながら、さらなる開票時間の短縮に努めていきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） それでは、お答えしたいと思います。

今議員のお尋ねは、113ページの農業振興費の中の委託料についてお尋ねでございましたけども、一応今議員もおっしゃいましたように、この事業が緊急雇用対策事業ということで、平成23年度までを事業年度というふうに現段階ではなっております。その中で、一応10の事業を23年度においても実施しようということで、予算のほうに計上させていただいております。

10の事業の中には、緊急雇用対策の交付金とふるさと創生の交付金ということで、2つの交付金があるんですけども、今議員が言われました、113ページにうたっておりますような事業につきましては、一応個々人で試作品ていいますか、そういうのも実際でき上がって、今販路を拡大するための取り組みを企業の中ではされてるといような状況でございます。

ただ、今申しましたように、これはあくまでも緊急雇用で、雇用を基本としておりますものですから、実際23年度で事業が終わった場合、引き続きやっていく事業というのも幾つかあるわけです。例を申しますと、その緊急雇用でいきますと、スクールパトロール事業、これはもう補助がないからこれで終わるかというところちょっと疑問を感じますし、原水工業団地等の維持管理等も、これはもう引き続きやらなくてはいけないというふうに思っているところでございます。農政サイドの委託で実施した事業についても、それを今度はずっと生かしていかなければいけないというふうに思っておりますので、その辺は、今後どういうふうに進めていくかというのは検討するべきところだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 115ページの畜産組織活動育成補助金ということで、これには4団体に補助しております。まず、熊本市酪農農業協同組合、菊陽町畜産分区分、放牧組合、コントラクター利用会に、4団体に補助金をしております。

それから、次のページですけど、菊陽町畜産総合振興事業費補助金190万円ですけど、これは肉用牛改良事業といたしまして、畜産農家が母牛を購入した際の補助と、地域内一貫生産体

制ということで、自分の家で生まれた雌牛を母親まで育てた牛に対しての補助をしております。

それから、菊陽町畜産環境対策補助事業費補助金、これは畜舎に定期的に消毒剤、殺虫剤をまいてもらうための補助です。

それから、その下の19番なんですけど、担い手規模拡大推進事業費補助金、これは認定農業者が農地を5年以上借り上げた場合、借受人に幾ら、それから貸付人に幾らというふうな助成金を交付しておる事業です。人数については、大体400人ぐらい昨年はあると思っています。

すみません、以上です。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） では、137ページの町営光団地の建築工事について申し上げます。

光団地は、23年度から26年度までに48戸建設するものなんですけども、23年度におきましてはそのうちの20戸を建設いたします。木造2階建てが4棟で、1棟が1階が2軒分で、2階建てに並びますと4戸になります。それが4棟で四四、十六戸。それと、平家建てが2棟です。それは2棟分です、二二が四戸です。20戸を予定しております。24年度におきましても、同じく20戸でございます。最終年度、25年度が8戸でございます。それと、最後4年目、平成26年度が、集会所と公園を予定しております。

以上です。

（2番北山正樹君「町有林の利用はだれが答える。町有林の利用」の声あり）

これは、以前ちょっと一般質問にもございましたけども、建設費を安く上げるのも必要なんですけども、入居者が退去する際に、町有林のヒノキあたりを使用しておりますと、退去時の修繕等にいろいろ、経費的に高くつくということで、町営住宅には今のところ使う計画はございません。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑はありませんか。

質疑におきましては、総括的、大綱的な質疑をお願いいたします。

芝和長君。

○5番（芝 和長君） 光の森の総合施設について関連、何件かありましたけれども、最後に建設の主眼、これを教えてください。お金の問題なのか、それともそれを利用する人たちの利用度を勘案して建てるのか、どっちか。

例えば、町民の10年後の目標は4万7,000ですね、それに匹敵するような利用度のある大きな建物を建てるのか、それとも金を制限して、それに見合うだけの、お金に見合うだけの小さな施設をつくるのか、その辺の見解を聞かせてください。

以上。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） それは両方とも考えながらやはり進めなければいけないと思ひまして、そういうなんもちょっと検討、天井がないということもないと思ひまして、適正な規模の中で、やはりそういったことも考えながら進めさせていただきたいと、そういったものも含めて検討委員会の中で検討して、適正規模を考えたいと考えてます。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今のご質問です。今総合政策課長が答えましたように、やはり地元、地域の方々も入っての検討ということで、お金がいっぱいあれば、そりゃもう規模のいいのをつくりたいと思っておりますけども、その辺、また補助事業あたりにも採択をしていただきたいと思いますので、その辺十分練りながら、余り、つくっても利用価値が非常に低い、貧弱なものでもいけませんし、どういった、適正規模ということについても、そしてまた予算的なところも勘案しながらまとめていきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これで議案第1号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第2号 平成23年度菊陽町土地取得特別会計予算について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、議案第2号平成23年度菊陽町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） 議案第2号の平成23年度菊陽町土地取得特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、予算書の1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,174万円と定めております。

8ページをお開きいただき、歳入でございますが、款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1基金運用収入でございますが、これは土地開発基金の平成22年度末残高が2億8,321万9,000円の見込みであります、その利子見込み額27万円を計上しております。

次に、款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目も同じでございますけども、第1号議案の平成23年度菊陽町一般会計予算の中で繰出金としてご説明申し上げたものでございまして、一般会計から2億3,147万円の繰り入れを予定しております。

下のページは歳出でございます。

款の1土地開発基金積立金、項の1土地開発基金積立金、目の1も同様でございます、歳入でご説明申し上げました基金運用収入額27万円をそのまま積み立てるものでございます。

10ページをお開きいただき、款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の3土地建物管理費127万1,000円でございますが、光の森地内の仮称菊陽町多目的広場複合施設用地のうち、南側

の約70アールの除草作業手数料及び北側の約3ヘクタールの管理業務委託料、電気料及び上下水道料などを計上しております。

下のページで、款の3公債費、項の1公債費、目の1元金は、元金均等での償還でありますことから、前年度と同額の2億1,459万円、目の2利子は、未償還元金が減っていきますことから年々少なくなりますが、1,560万9,000円を計上しております。

なお、地方債の年度末現在高の推移等につきましては、12ページに調書をつけておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで議案第2号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第3号 平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

○議長（吉村豊明君） 日程第3、議案第3号平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（宮本義雄君） では、議案第3号平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入歳出の予算は、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億9,325万4,000円と定めております。前年度に比べまして525万9,000円の増となっております。

第2条で、医療費の支払い等に資金が不足が生じた場合の対応といたしまして、一時借入金の借り入れの最高額を2億円と定めるものでございます。

第3条で、歳出予算の流用を定めております。

次に、10ページをお開きください。

まず、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。

款の1国民健康保険税、項の1国民健康保険税、目の1一般被保険者国民健康保険税は、6億9,432万2,000円で、前年度に比べまして4,456万6,000円の増を見込んでおります。これは、議案第12号国民健康保険税の税条例の改正の内容で、今年度、平成23年度にこの国民健康保険税の医療給付分、後期高齢者支援金分等の税率改正等に伴う収入増によるものであります。

目の2退職被保険者等国民健康保険税は6,227万8,000円で、前年度に比べまして876万8,000円の増を見込んでおります。



次に、12ページをお開きください。

款の5国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1療養給付等負担金は5億9,741万4,000円で、前年度に比べまして7,288万円の減を見込んでおります。これは、主に算出基礎数値が前年度よりは変更になったためによる減額でございまして、これは国から34%が交付されるものでございます。

その下のところでございます。項の2国庫補助金、目の2財政調整交付金は、1億4,778万3,000円で、前年度に比べまして5,732万9,000円の減を見込んでおります。これも先ほどの理由と同じで、この算出基礎数値の前年度からの変更によるものでございます。節の1普通調整交付金は交付額が7%、節の2特別調整交付金は2%の交付予定になっております。

次に、13ページをお開きください。

款の6療養給付等交付金、項の1療養給付等交付金、目の1療養給付等交付金は1億7,798万9,000円で、前年度に比べまして57万2,000円の減を見込んでおります。

款の7前期高齢者交付金、項の1前期高齢者交付金は5億9,440万9,000円で、前年度に比べまして1億1,295万6,000円の増を見込んでおります。これは、主に過年度、平成21年度分の精算による追加交付が影響しております。

次に、14ページでございまして。

款の8県支出金、項の2県補助金は1億1,781万7,000円で、前年度に比べまして756万6,000円の減を見込んでおります。

その下、款の10共同事業交付金、項の1共同事業交付金は4億3,578万8,000円で、前年度に比べまして1,673万円の増を見込んでおります。

次に、15ページをお開きください。

款の13繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金は1億7,179万3,000円で、前年度に比べまして1,911万1,000円の増を見込んでおります。このうち、節の1保険基盤安定繰入金で1億340万8,000円を計上しております。

次に、16ページをお開きください。

款の13繰入金、項の2基金繰入金は、4,300万円を計上しております。

その下でございまして、款の14繰越金、項の1繰越金、目の2その他繰越金は、2,000万円を計上しております。

続きまして、19ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、862万2,000円を計上しております。これは事務費でありまして、内容については説明欄のとおりでございまして。

目の2連合会負担金は、171万1,000円を計上しております。

次に、20ページをお開きください。

項の2徴税费、目の1賦課徴収費は、395万円を計上しております。

次に、22ページと23ページでございます。

款の2 保険給付費、項の1 療養諸費、目の1 一般被保険者療養給付費は16億6,800万円、目の2 退職被保険者等療養給付費は1億3,800万円を計上しており、これらは前年度と同額であります。

項の2 高額療養費、目の1 一般被保険者高額療養費は2億400万円、そして23ページの上のほうでございますが、目の2 退職被保険者等高額療養費は1,920万円を計上しております。

次に、24ページをお開きください。

このページのちょうど真ん中のところの表でございますが、項の4 出産育児諸費、目の1 出産育児一時金は、2,773万4,000円を計上しております。

次に、25ページです。

款の3 後期高齢者支援金等、項の1 後期高齢者支援金等、目の1 後期高齢者支援金は3億5,904万4,000円で、前年度と比べまして1,515万7,000円の増を見込んでおります。

次に、27ページです。

款の5 老人保健拠出金、項の1 老人保健拠出金は、目の1と2を合計しまして362万2,000円で、前年と比べまして547万7,000円の減を見込んでおります。これは、老人保健事業の精算額が昨年度よりも減少しているためでございます。

次に、28ページです。

款の6 介護納付金、項の1 介護納付金は、1億5,513万4,000円を計上しております。これは、介護保険法に基づきます第2号被保険者の方の保険料でございまして、年齢が40歳から64歳までの方でございます。

次に、29ページです。

款の7 共同事業拠出金、項の1 共同事業拠出金、目の1 高額医療費拠出金は、4,701万8,000円を計上しております。

目の2 保険財政共同安定化事業拠出金は、3億8,877万2,000円を計上しております。

30ページをお開きください。

款の8 保健事業費、項の1 特定健康診査等事業費は1,897万7,000円で、前年と比べまして1,039万8,000円の減を見込んでおります。これは、平成22年度の特定健診受診率に基づいて減額をしております。内容は、説明欄のとおりでございます。

31ページでございます。

項の2 保健事業費、目の1 保健衛生普及費は、602万8,000円を計上しております。

目の2 疾病予防費は、1,054万円を計上しており、これは人間ドック補助のため、420人分を見込んでおります。

35ページでございます。

款の12 予備費は、617万8,000円を計上しております。

歳入歳出について、以上で説明を終わります。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第3号の平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、23年度からの税制改正が後でまた議案にありますので、それに関連して質問をしたいと思いません。

第1点は、国民健康保険の運営協議会、町でもそこに諮問されたというふうにお聞きしましたけれども、そのメンバー構成員について、どういう内容だったのかをお尋ねします。

それから、その国保運営協議会のメンバーで税制改正についても検討されたと思いますが、私たち議員に配られました資料では、資料1と資料2で国保税率等の推移、それから菊池郡市の状況という資料を2ついただいたんですけれども、国民健康保険運営協議会でもこれぐらいの資料でされたのか、それとももっときちんと資料を出されたのかということを担当課長にお尋ねをしたいと思いません。

それから、町長にお尋ねをしますけれども、私はこれだけの資料では十分議員としても審議できないというふうに思いますが、町長は担当課が出されてるこれだけの資料で、議員に十分これで審議ができる材料だと考えておられるのかどうかという点について初めに質問します。

2回目もまた質問させていただきます。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） まず、第1番目の質問についてお答えいたします。

今回の国民健康保険税の税率等の改正につきましては、菊陽町では菊陽町国民健康保険規則第2条の規定により、この菊陽町国民健康保険運営協議会というのがございますが、その中で国民健康保険税に関する事項等、そのほかも含めて、税率改正等におきまして、町長の諮問に応じて答申するという機関が設置されております。平成22年度、今年度につきましては、この国民健康保険運営協議会を計4回開催しております。そして、平成22年12月1日から、これは第2回でございますが、税率改正について必要だということが出てきました。そして、今度は今年の1月20日に町長のほうから税率改正についての諮問があったということでございます。そして、慎重審議の上、次の第4回、今年の2月3日に開催されました会議の中で、3つの諮問案の中で1つの案が答申としてされたということでございます。

その資料につきましては、国保運営協議会ですから、この前の全員協議会でお配りしましたあの資料と、また少し加えて資料は説明しましたが、内容につきましては、この前の平成18年度以降の税率等の改正、それぞれ3つの分があったと思います。医療給付分、後期高齢者支援金分、そして介護納付分ということですね。そして、それぞれ所得割、均等割、平等割があった、あの分の資料と、いわゆる療養給付等の基金の推移、そして繰越金、そして最終的に幾ら不足しますとかということですけども、あの資料がこの国保運営協議会の中では中心になって

論議されております。そして、その中で、財源の確保という論議の中で、今回の議案第12号の税率等の改正の内容になったものであります。

以上であります。

(12番小林久美子君「メンバーの、構成メンバーを」の声あり)

じゃあ、菊陽町国民健康保険運営協議会のメンバーでございますが、被保険者を代表する委員の方が3人、保険医または保険医、薬剤師を代表する方が3人、そして広域を代表する委員の方が3人ということで、計9人で構成されております。

午前中の中で答弁いたしました。税率改正につきましては、平成18年度、平成20年度も行われております。このときでも、やはり国保運営協議会の審議をもとに、最終的に条例案となって改正をしております。

以上です。

○議長(吉村豊明君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) 全員協議会の中で担当のほうから資料等を配ったものが、議員さん方に配った資料でありますけども、これにつきましては、今期税率の改正につきましては、18、19年、20年ということで基金の取り崩しはしておりませんでしたけども、税率を一たん見直した段階で、そのあたりからいろいろ基金取り崩しで対応してきた中で、23年度においては、この療養給付支払い金等の残高が、22年度末4,375万円……

(12番小林久美子君「町長、すみません。中身はわかっているんで、この資料で十分かどうかという……」の声あり)

だけん、この資料で、担当のほうから十分説明はしたと思っておりますけども、それでご判断いただけるものとして資料等は出させたところであります。

○議長(吉村豊明君) 小林久美子君。

○12番(小林久美子君) 私は、これだけではちょっと不十分だと思うんです。なぜそう思うかといいますと、内容は、今言われたように、基金の今足りないという状況はわかるんですけども、お隣の天津町のを見せていただくと、天津町の国民健康保険税条例の一部を改正する条例説明資料は12項目入っています。これは、事前に条例を改正するときにもう既に議員の方に配られている内容なので、ちょっと皆さんにもお伝えしたいと思いますけれども、1つは国民健康保険特別会計決算状況、2つ目に国民健康保険加入者等の推移、3つ目に療養給付費の推移、4つ目に基金保有額の推移、これいずれも10年間ぐらいのスパンで見えてあります。それから、5番目に国民健康保険税率の推移、6番目に国民健康保険税率改正案、7番目に国民健康保険税算定資料、8番目に国民健康保険税1人当たり平均保険税額、9番目に国民健康保険税率改正シミュレーション、10番目に国民健康保険被保険者所得階層(平成22年度)、11番目に減額対象となった世帯数等、12番目に医療保険制度別の保険料負担率比較表(平成20年度)これだけの資料が実際出されているわけなんです。私は、やはり、何でもよく近隣町村はこうだからというふうに言われますけれども、本来ならば、もう少しきちんとした、やっぱり

税率改正を、それも値上げをするということは町民の暮らしに大きく影響するわけですので、最低でもこのくらいの資料をして保険運営協議会でも議論されたのかなというふうに思いますけれども、資料だけではないかもしれないですが、やはりこれは最低必要な内容ではないかなと。やっぱりこれが議員にもきちんと配付されて、しっかりと審議されないと、私はまた、ずっとこの間、これからはどういうふうに推移になっていくかとか、今の国民健康保険の問題点がどうかとか、要望活動がどうなのかとか、全部絡んでくると思いますので、きちんと議論をしていく必要があるというふうに私は思います。

全員協議会でも、やはり条例改正案も委員会付託してきちんと審議をしたらどうだろうかという提案はしましたけれども、残念ながらほかの議員さんの同意は得られなかったので、明日税率改正が採択をされると思いますが、今からでも遅くないですから、ぜひこれくらいの資料はやはり議員にしっかり渡していただいて、議員も熟議して検討できる環境をつくっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） 今おっしゃいましたように、議案第12号が明日採決されますので、事務局としましては、できるだけ多くの資料を議員にお示ししまして適正な判断をしてもらうようにしたいと思いますので、資料のほうは今日この後早急に作成したいと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これで議案第3号についての質疑を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時3分

再開 午後2時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第4号 平成23年度菊陽町介護保険特別会計予算について

○議長（吉村豊明君） 日程第4、議案第4号平成23年度菊陽町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（宮本義雄君） 議案第4号平成23年度菊陽町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成23年度当初予算につきましては、平成21年度から平成23年度までの3カ年を対象期間と

します第4期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画にあります平成23年度の介護サービス給付費等の事業の見込み額を中心に算定をしまして、そして平成24年度から26年度までを対象期間とします第5期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の策定のための事務費等を加えた予算編成となっております。

では、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出の予算は、第1条で歳入歳出の予算の総額をそれぞれ18億3,804万円と定めております。前年度に比べまして5,701万8,000円の増となっております。

第2条で、保険給付費等の支払いに不足が生じた場合の対応といたしまして、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条で、歳出予算の流用を定めております。

では、10ページをお開きください。

まず、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。

款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料は、65歳以上の保険料でありまして、3億4,607万7,000円、前年度に比べまして786万8,000円の増を見込んでおります。保険料の基準額は平成20年度と同額ですので、大きくは変わっておりません。

その表の一番下でございますが、款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金は3億108万7,000円で、前年度に比べまして904万円の増を見込んでおります。これは、介護給付費及び予防給付費に要する国の負担分でございます。

11ページでございます。

項の2国庫補助金、目の1調整交付金は8,667万9,000円で、前年度に比べまして262万2,000円の増を見込んでおります。これは、財政調整のために国が交付するものでございます。

目の2地域支援事業交付金（介護予防事業）、目の3地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、介護予防事業、要支援1、2の方の介護予防プラン作成や地域包括支援センターの運営事業でございます。

その下、款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金、目の1介護給付費交付金は5億2,007万4,000円で、前年度に比べまして1,572万8,000円の増を見込んでおります。これは40歳から64歳までの方の保険料として、社会保険診療報酬支払基金のほうから交付されるものであります。

12ページです。

款の6県支出金、項の1県負担金、目の1介護納付費負担金は2億6,232万4,000円、前年度に比べまして799万6,000円の増でございます。

その下、項の3県補助金、目の1と2は地域支援事業の県交付金でありまして、807万6,000円を見込んでおります。

13ページです。

款の9繰入金、項の1一般会計繰入金は2億6,754万9,000円で、前年度に比べまして829万8,000円の増を見込んでおります。

14ページでございます。

款の9繰入金、項の2基金繰入金、目の1介護給付費準備基金繰入金は784万9,000円、目の2介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は439万8,000円であります。

15ページです。ページの一番下のほうの表です。

款の12諸収入、項の2予防給付費収入は、1,038万2,000円を計上しております。これは、要支援1、2の方の介護予防サービスプラン作成費用の収入でございます。

続きまして、16ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、352万5,000円を計上しております。これは事務費でありまして、内容については説明欄のとおりでございます。

次に、17ページです。

項の2徴収費は116万6,000円、その下の表、項の3介護認定審査会費、目の1介護認定審査会費は883万1,000円、目の2認定調査等費は931万2,000円をそれぞれ計上しております。

18ページの下の方の表になります。

款の1総務費、項の5計画策定委員会費は、冒頭に説明しました平成24年度から平成26年度までの3カ年を対象とします第5期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定のための費用を計上しております。この計画の策定に当たりましては、菊陽町高齢者保健福祉推進委員会で議論して計画を策定したいと思っております。

次の20ページをお願いいたします。

款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費は16億9,565万円で、前年度と比べまして5,109万2,000円の増を見込んでおります。これは、第4期菊陽町介護保険事業計画の平成23年度の給付費見込み額に基づいて計上しております。

ページの一番下の表でございます。

項の3高額介護サービス等費は、3,034万7,000円を計上しております。

21ページでございます。

項の4高額医療合算介護サービス等費は、536万8,000円を計上しております。

次に、22ページから23ページにかけてでございます。

款の4地域支援事業費は、主に介護予防のための事業や地域包括支援センターの運営事業であります。

項の1介護予防事業費は、目の1と2を合計しまして2,387万8,000円を計上しております。

次に、23ページのところですが、項の2包括的支援事業・任意事業は、主に地域包括支援センターの運営事業で、目の1から5までを合計しますと3,414万9,000円になりまして、その金額を計上しております。

次に、25ページのところです。

款の4の地域支援事業費の中の項の3特定事業費は、介護保険制度以外の高齢者福祉サービス事業でありまして、699万8,000円を計上しております。

次、表をあげまして26ページのところでございますが、そのページの下の方の表です。

項の4介護予防支援事業費は、要支援1と2の方の介護予防サービス計画、いわゆるケアプランの作成に係る事業でございまして、1,225万2,000円を計上しております。

以上で説明終わります。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで議案第4号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第5号 平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（吉村豊明君） 日程第5、議案第5号平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（宮本義雄君） では、議案第5号平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算は、第1条で歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億6,704万6,000円と定めております。前年度に比ばまして1,805万9,000円の減となっております。

では、8ページをお願いいたします。

まず、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。

款の1後期高齢者医療保険料、項の1後期高齢者医療保険料は、特別徴収と普通徴収を合わせまして、保険料1億9,802万8,000円で、前年度に比ばまして913万7,000円の減を見込んでおります。

款の4繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1事務費繰入金は722万6,000円で、前年度に比ばまして681万9,000円の減を見込んでおります。これは、熊本県後期高齢者医療広域連合に納めます事務費負担金が前年度に比べて減額になったということが影響しております。

次の目の2保険基盤安定繰入金は、5,098万1,000円を計上しております。

次、9ページをごらんください。

款の5繰越金は、100万円を計上しております。

10ページです。



款の6 諸収入、項の5 受託事業収入は、799万9,000円を計上しとります。

その下、項の6 雑入は、150万円を計上しております。これは、人間ドック助成のお一人2万5,000円のうち、後期高齢者医療広域連合からの受託分として1人1万5,000円が来ますので、その1万5,000円の100人分を予算計上しております。

続きまして、11ページでございます。

歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

款の1 総務費、項の1 総務管理費は、170万4,000円を計上しております。内容は、説明欄のとおりでございます。

その下、項の2 徴収費は、111万6,000円を計上しております。

12ページです。

款の2 後期高齢者医療広域連合納付金は2億5,427万9,000円で、前年度に比べまして1,769万円の減であります。これは、後期高齢者医療広域連合に支払います事務費負担金と保険料収入が減額になったためであります。

13ページでございます。

款の3 保険事業費は、964万6,000円を計上しております。これは、健康教育、健康診査、その他の被保険者の健康保持のために必要な事業を行うための事業費であります。

以上で説明終わります。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで議案第5号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第6号 平成23年度菊陽町下水道特別会計予算について

○議長（吉村豊明君） 日程第6、議案第6号平成23年度菊陽町下水道特別会計予算についてを議題といたします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（山崎謙三君） 議案第6号平成23年度菊陽町下水道特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億4,050万4,000円と定めております。前年度と比較しまして6億9,996万9,000円、率にしまして45.43%の増でございます。

第2条で、地方債は第2表の地方債、第3条で、一時借入金は限度額を5億円、第4条で、歳出予算の流用について定めております。

4 ページをお開き願います。

第2表地方債でございます。起債の目的、1、流域下水道事業負担金、限度額8,420万円、2、流域関連公共下水道事業分2億5,840万円、3、下水道事業債特別措置分6,320万円、4、繰上償還借換債分4億1,910万円で、計の8億2,490万円と定めております。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

この繰上償還借換債についてですが、22年度の補正予算にも計上しておりますので、少々説明させていただきます。

通常繰上償還をする場合は、補償金の支払いが必要でした。この補償金といいますのが、具体的に言いますと、例えば30年の償還期間中、例えば15年で償還した場合、残り15年分の利子相当分が補償金として払うようになっております。国の政策で、平成19年度から3年間については、国の基準に該当するものについては補償金なしで繰上償還ができるようになりました。菊陽町では、19年度から3年間につきましては該当するものがございましたが、22年度に3年延長になりまして、その際基準が少々変わりました。それで、繰上償還ができるようになりまして、平成22年度と23年度、24年度に繰上償還をする予定にしております。

23年度につきましては、昭和60年度と平成元年、2年に借りました年利6%から6.2%の財務省から借りました町債4億1,919万600円を繰上償還し、新たに低い利率で民間金融機関から4億1,910万円を借りかえるものでございます。これによりまして、約8,000万円ほどの利が浮くこととなります。

次に、8ページをお願いいたします。

主なものについて説明させていただきます。

歳入でございますが、款の1使用料及び手数料、項の1使用料、目の1下水道使用料、本年度6億8,838万円で、前年比3,963万2,000円の増でございます。現年度分が6億8,418万円で、委託徴収分が3億4,066万3,000円、直接徴収分が3億4,351万7,000円で、人口の増加と企業の排出量の増加が主な要因となっております。

次に、9ページでございますが、款の2分担金及び負担金、項の2負担金、目の1下水道事業受益者負担金、本年度1,437万円で、前年比533万9,000円の減でございますが、受益者負担金の支払いが終了したことによる収入減でございます。

次に、目の2下水道事業費負担金、本年度501万5,000円で、前年度比47万1,000円の減でございますが、節の1下水道建設費負担金の下水道建設費他団体負担金は合志市からの収入になりますが、工事費の起債償還分でございます。節の2下水道管理費負担金は、これも合志市からの収入になりますが、ポンプ場関係の負担金でございます。

次に、款の3国庫支出金、項の1国庫補助金、目の1土木費国庫補助金、本年度2億1,400万円で、前年比1億700万円の増で、事業量の増加によるものでございますが、前年度まで未普及解消下水道事業費補助金、浸水対策下水道事業費補助金、地震対策下水道事業補助金と言われていたもので、社会資本整備総合交付金に名称が変わったものでございます。補助率

につきましては、変更前と同様の2分の1でございます。

10ページをごらんください。

款の5繰入金、項の2一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金、本年度4億7,775万5,000円で、前年比213万6,000円の減でございますが、使用料の増収により減額しております。

11ページに移りまして、款の8町債、項の1町債、目の1土木債、本年度8億2,490万円で、前年比5億6,210万円の増でございますが、事業量の増と、先ほどお話ししました繰上償還借換債が含まれております。

12ページをごらんください。

歳出でございます。款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節の13の委託料で、大津菊陽水道企業団徴収事務委託料のうち企業団徴収事務委託分については、1件当たりの単価が140円から138円に下がっております。それから排水設備接続勧奨、不明水調査改善指導業務委託料は、これは19年度と20年度にも実施しておりますけれども、下水道の未接続世帯への勧奨業務と無断接続の調査を委託するものでございます。企業会計移行作業業務委託料は、資産評価算定業務、開始貸借貸借表作成支援等のほか、財務会計システムのうちの企業会計システム導入業務の委託料も含まれております。

14ページをごらんください。

款の2維持費、項の1維持費、目の公共下水道維持管理費、節13の委託料で、15ページの上から3行目に、管路清掃等維持管理委託料が前年比434万5,000円増となっております。これは、昨年から長寿命化計画を策定しておりますが、23年度に延長5キロメートルほどカメラを管の中に入れて調査を計画しております。この管の調査前の清掃料が増額となっております。次の節の19負担金補助及び交付金の熊本北部流域下水道維持管理負担金の前年比244万7,000円の減でございますが、負担費用が1立方メートル当たり50円から1立方メートル当たり46円に減額されたため、排出量がふえましても負担金は減額となっております。

16ページの目の3セミコンテクノパークの下水道維持管理費中の節の19負担金補助及び交付金につきましても同様でございます。

17ページをごらんください。

款の3事業費、項の1公共下水道事業費、目の1流域下水道事業費、節の19負担金補助及び交付金の熊本北部流域下水道建設負担金の前年比4,257万9,000円の増は、北部浄化センターの電気設備の改築更新、処理池の増設、それから弓削ポンプ場の改築更新に係る負担金でございます。

18ページをごらんください。

目の2流域関連公共下水道事業費の節の13委託料でございますが、実施設計委託料の中には、汚水の実実施設計3本、雨水が1本、改築更新、長寿命化策定が4本含まれております。大きなものとしましては、第2土地区画整理事業地内の汚水及び雨水の実実施設計業務と花立地区雨水枝線実施設計業務、堀川汚水中継ポンプ場改築更新実施設計業務、それから菊陽町公共下

水道長寿命化計画策定業務、このほか堀川地区の集落内開発区域内の実施設計などがございます。節の15の工事請負費でございますが、前年比2億2,225万7,000円増額となっております。23年度は15件でございます。大きなものとしては、道明地区の白川左岸污水枝線築造工事、第2区画整理地内の污水及び雨水枝線築造工事、それから山内しょうゆ付近の集落内開発区域内の污水枝線築造工事などがございます。

19ページをごらんください。

款の4公債費、項の1公債費、目の1元金で、前年比4億5,561万4,000円増となっておりますが、この中には、冒頭で説明しました財務省の繰上償還分が含まれております。

最後に、21ページから28ページにかけて給与費明細書を、29ページに債務負担行為関係調書を、30ページに地方債の年度末残高の推移等について調書をつけております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで議案第6号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第7号 平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計予算について

○議長（吉村豊明君） 日程第7、議案第7号平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計予算についてを議題といたします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（山崎謙三君） 議案第7号平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、歳入歳出予算についてでございます。第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,254万9,000円と定めております。前年度と比較しまして、増額4,259万2,000円、率にしまして106.8%の増でございます。

8ページをお願いいたします。

主なものについて説明させていただきます。

歳入でございますが、9ページの款の4財産収入、項の1財産運用収入、目の1利子及び配当金、節の1利子及び配当金の前年比2万7,000円の減でございますが、定期の利率が下がったことによる預金利子の減収でございます。

次に、款の5繰入金、項の2一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金、節の1一般会計繰入金の前年度比4,261万9,000円の増額は、事業費の増によるものでございます。

10ページをお開きください。

歳出でございますが、款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節の13委託料につきましては、下水道特別会計と同様、企業団徴収委託料の1件当たりの単価が下がっております。また、節の25積立金の減額は、定期の利率が下がったためでございます。

11ページをごらんください。

款の2維持費、項の1維持費、目の1維持管理費、節の11需用費の修繕費でございますが、処理場の機械設備の修繕で449万6,000円の増額となっております。

12ページをお開きください。

款の3事業費、項の1農業集落排水事業費、目の1農業集落排水事業費、節の13委託料の前年度比781万円の増額は、白水浄化センター耐震補強実施設計を計画しております。節の15工事請負費の前年比3,000万円の増額は、昨年9月の補正でお願いしました実施設計分の工事になります。委託料と工事請負費につきましては、昨年同様、集落内開発制度の区域に指定されておりますので、開発申請が上がった場合、設計と工事が必要となりますので、前年と同額の委託料250万円と工事請負費700万円を含んでおります。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで議案第7号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第10号 菊陽町身体障害者等福祉手当支給条例を廃止する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第8、議案第10号菊陽町身体障害者等福祉手当支給条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

福祉課長、内容の説明を求めます。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 議案第10号菊陽町身体障害者等福祉手当支給条例を廃止する条例の制定について。

菊陽町身体障害者等福祉手当支給条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由でございます。菊陽町身体障害者等福祉手当支給条例を廃止する必要があり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容の説明をちょっとさせていただきます。

菊陽町の身体障害者福祉手当等につきましては、障がい者福祉の増進を図るための町単独事業としまして、本町の住民基本台帳に記載されている障がい者を対象に、平成元年度より1人

年額5,000円を支給している制度でございます。

本町の障がい者施策につきましては、さまざまな福祉サービスの充実を図っており、平成15年度から平成22年度までの支援費制度及び自立支援制度のもと、8年間において178%の伸びを示しております。現在まで施策の充実に努めてきたところでございます。また、平成22年度の児童デイサービスや施設通所サービスに代表される障害者自立支援法での支給実績は、毎月3,000万円を超える額を支給し、車いすや補聴器等の補装具及び日常生活用具の給付も実施しておるところでございます。そのうちの医療費についても、毎月約700万円の支給を行っている状況であります。

さらに、周辺3市町におきましても、既に平成14年度から平成22年度までに廃止し、障がい者団体への補助制度へと移行した経緯がございまして、本町も町内の障がい者団体の活動を支援することを目的としまして、補助金の交付を考えておるところでございます。

今回、この条例を廃止するため、今日議会の議決を求めるものでございます。

戻りまして、附則、この条例は平成23年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第10号菊陽町身体障害者等福祉手当支給条例を廃止する条例の制定について質問をさせていただきます。

今課長のほうから、障がい者福祉の増進で、平成元年から年額5,000円を支給してきたということで、全体的に福祉サービスの充実が図られたことと、近隣の町村が個人への支給をやめているということで移行ということでしたけれども、今まで1,206名の方で約600万円の障がい者手当が出てたと思いますけれども、23年度の予算を見ますと40万円で、結局団体へ補助するにしましても、560万円の差があるわけです。ということは、実際障がい者の方への、私自身は切り捨てになるのではないかというふうに思いますけれども、その点をどういうふうに考えられておられるかっていうことと、菊陽町は、税収は、平成22年度を見ましても、隣の大津町を抜いて県内トップで、町税を見ても約五十七、八億円というか、もう60億円近くあるわけで、私は、そういう財政力があり、これだけ平成元年から続けてきた制度を今年度廃止をせざるを得ない財政的な理由があれば、その2点についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） ただいまの福祉の切り捨てにつながるのではないかとご質問ですが、まず元年度からちょっと22年度までを調査しまして、一般会計の当初予算ベースなんですけれども、14年度までが措置費制度、それから15年から18年までが支援費制度、その後が自立支援制度という形で予算も推移しております。

その中で、措置費制度、14年までと、支援費制度が終了しました18年度までを単に扶助費だけで比較しましても、18年度の予算が14年度の予算に比較しまして422%、その間いろんなサービスを実施してきたところでございます。それから、自立支援制度につきましては、平成18年度と22年度を比較しましても、163%の伸びでございます。その中で、医療費関係も、先ほど申しましたように、月700万円以上を支払ってる状況でございます、全体的な障がい者に対する支援の制度を拡充しているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

（12番小林久美子君「税金との関係はどうでしょうか」の声あり）

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 税金のほうが非常に伸びておるということで、それだけの財政的な余力があるんじゃないかということでもありますけども、この障がい者関係の予算見てみますと、平成元年が8,000万円程度であったものが22年度では3億9,600万円ということで、4億円ぐらいの予算、当初予算ベースですが、そういうような状況であります。そしてまた、今年の当初予算の中でも、いわゆる町のほうがいろいろ取り組んでおります、特に学校関係のほうでも大きな金が要りまして、そういった中で基金の取り崩しを前年度よりも、不足分を、で対応しておるような部分があります。

そういう状況の中で、そしてこの税金はふえましても、やはり交付税を含めたところで見ても、非常に不交付団体で余力があるというような状況じゃなくて、税金、それから交付税含めましても、そういう一般財源に入るものを含めましても不足しておるということで、基金の取り崩しで当初予算も編成したというふうな状況があるということでもあります。

そういう面で、そしてこの条例、今回の手当のほうの支給条例の廃止関係にも、既に近隣の市町村の中でも、もう既に廃止されまして、また一方では福祉団体のほうから、他の市町村においては制度廃止の対案といいますか、そういった団体等への助成をしながら、そこで障がい者の方々に広くそういった活動を展開していただくようなところも取り組んでありますので、本町もそのような中で、今回廃止をいたしまして、またこの制度廃止に伴うことにつきましては、各団体の活動を支援するような目的で交付の予定をしているところであります。よろしくご理解願いたいと思います。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これで議案第10号についての質疑を終わります。

以上で議案第1号から議案第7号まで及び議案第10号についての質疑を終わります。

これより委員会付託についてお諮りをいたします。

会議規則第39条の規定によって、議案第1号から議案第7号まで及び議案第10号について、

議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時55分



# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成23年3月8日（火）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程 (3 日 目)

(平成23年第 1 回菊陽町議会 3 月定例会)

平成23年 3 月 8 日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第 1 議案第 9 号 菊陽町支所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 11 号 菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び菊陽町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 12 号 菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 13 号 菊陽町工場等立地促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 14 号 菊陽町中小企業等振興条例の制定について
- 日程第 6 議案第 15 号 菊陽町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 16 号 基本構想を定めることについて
- 日程第 8 議案第 17 号 町(字)の区域の変更及び字の区域の廃止について
- 日程第 9 議案第 18 号 町道路線の廃止について
- 日程第 10 議案第 19 号 町道路線の認定について
- 日程第 11 議案第 20 号 町道路線の変更について
- 日程第 12 議案第 21 号 平成22年度菊陽町一般会計補正予算(第 7 号)について
- 日程第 13 議案第 22 号 平成22年度菊陽町土地取得特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 14 議案第 23 号 平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 15 議案第 24 号 平成22年度菊陽町老人保健特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 16 議案第 25 号 平成22年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 17 議案第 26 号 平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 18 議案第 27 号 平成22年度菊陽町下水道特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 19 議案第 28 号 平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 20 同意第 1 号 菊陽町名誉町民の同意について

## 2. 出席議員は次のとおりである。

- |      |           |      |             |
|------|-----------|------|-------------|
| 1 番  | 坂 本 秀 則 君 | 2 番  | 北 山 正 樹 君   |
| 3 番  | 石 原 武 義 君 | 4 番  | 甲 斐 榮 治 君   |
| 5 番  | 芝 和 長 君   | 6 番  | 岩 下 和 高 君   |
| 7 番  | 佐 藤 竜 巳 君 | 8 番  | 大 塚 昇 君     |
| 9 番  | 福 島 知 雄 君 | 10 番 | 川 俣 鐵 也 君   |
| 11 番 | 吉 本 堅 君   | 12 番 | 小 林 久 美 子 君 |
| 13 番 | 酒 井 良 一 君 | 14 番 | 上 田 茂 政 君   |

15番 梅田清明君

17番 永野輝全君

16番 鍋島有志男君

18番 吉村豊明君

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

16番 鍋島有志男君

17番 永野輝全君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤三雄君

教育長 赤峰洋次君

教育次長 水上孝親君

総務部長 大川育男君

福祉生活部長 眞鍋清也君

産業建設部長 服部貞夫君

会計管理者兼  
会計課長 吉岡典次君

総務課長 阪本修一君

総合政策課長 松本東亞君

財政課長 實取初雄君

税務課長 廣野豊徳君

人権教育・  
啓発課長 堀川俊幸君

福祉課長 渡邊幸伸君

健康・保険課長 宮本義雄君

環境生活課長 吉野邦宏君

町民課長 堀川正信君

武蔵ヶ丘支所長 村田保孝君

農政課長 荒木一雄君

建設課長 松村孝雄君

都市計画課長 坂本恭一君

下水道課長 山崎謙三君

商工振興課長 平野誠也君

総務課長補佐  
兼庶務法制係長 服部誠也君

図書館長 堀行徳君

学務課長 松本洋昭君

生涯学習課長 佐藤清孝君

農業委員会事務局長 志垣敏夫君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君

書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第9号 菊陽町支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、議案第9号菊陽町支所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

武蔵ヶ丘支所長、内容の説明を求めます。

○武蔵ヶ丘支所長（村田保孝君） おはようございます。

では、議案第9号菊陽町支所設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由。花立区の分区に伴い支所の所管区域に加えるため本条例を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、最後のページをお開きください。

菊陽町支所設置条例の新旧対照表がございますが、改正する箇所は第2条の表、所管区域の欄でございます。この一番右の所管区域の欄で、境ノ松の次に「、南花立」を加えるものでございます。

なお、2枚目に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第11号 菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び菊陽町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、議案第11号菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び菊陽町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

環境生活課長、内容の説明を求めます。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 議案第11号菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び菊陽町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由としましては、一般廃棄物処理手数料の改正等のため同条例の一部を改正する必要があり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正は、菊陽町ごみ収集手数料の区分に特小を追加し、小の20円より安くしまして、15円の手数料を徴収するために改正するもの、及び粗大ごみ1個当たりの金額をわかりやすくするために改正するものでありまして、あわせて住民及び事業者の皆様にごみの再利用について町の施策に協力することのお願いを追加し、関係法令の改正に伴います適用条文についても対応できるように改正するものであります。

内容につきましては、4ページめくっていただきまして、参考資料の新旧対照表によりまして説明いたします。

改正部分につきましては、下線の部分になります。

まず、第7条の町民の責務についてであります。第5項に改正後の部分になりますけれども、「再利用並びに」を追加いたしまして、町民の方に再利用の協力をお願いし、第8条事業者の責務の第1項中の「再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号第2条第1項）」を「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号第2条第4項）」に改めまして、同条第3項中「適正な処理の確保」を「再利用並びに適正な処理」に改め、再利用の協力を求めています。

第12条は、「第2項及び第3項」を「第6項及び第7項」に改め、その下の第24条第1項中「第4項」を「第6項」に、下になりますけれども、第29条第1項中「第7条第3項第4号イからチまでのいずれかに該当するに至ったとき」を「第7条の3、第7条の4」に、下のほうの部分になりますけれども、「第36条第1項第1号及び第2号イからヌまでのいずれか」を「第41条第2項」に改め、これは法令の適用条文の変更による改正を行っております。

その下の別表第2につきましてが手数料の改正でありまして、小の20円の項の次に、特小の15円を追加いたしております。

ページをめくっていただきまして、別表第3ですけれども、粗大ごみ1個当たりの金額につきまして、ごみの種別、不燃性で2番目の項目の金属製品類の自転車の欄、スチール机、キャビネットの欄を、改正案のほうになりますけれども、自転車500円、ベビーカー、チャイルドシ

ート500円、机、テーブル、90センチ以上2メートル未満を1,000円、90センチメートル未満を500円、キャビネット、90センチ以上2メートル未満を1,000円、90センチ未満を500円に改め、下のほうのページになりますけれども、可燃性の木製品の欄の応接家具、机、食卓テーブルの部分をいす、ソファ2人がけ以上のものを1,000円、1人がけのものを500円、机、テーブル90センチ以上2メートル未満を1,000円、90センチ未満を500円、旧のほうの欄ですけれども、たんす類、食器棚類、本棚類、サイドボードの欄をたんす類、棚類、90センチ以上2メートル未満を1,000円、90センチ未満を500円、それとこたつの欄を設けまして1,000円といたしまして、その下のほうの布等製品類の部分にマットレススプリング入りは除くをマットレス1,000円、スプリング入りのものも現在収集するようにいたしていております。

ページをめくっていただきまして、前記以外の粗大ごみの括弧の部分を取りまして、前記以外の粗大ごみ、90センチ以上2メートル未満1,000円、90センチ未満500円。その下に備考欄といたしまして、粗大ごみの長さは品目における最大の辺、または径とするというような追加を行っております。

次の菊陽町収入証紙条例の改正は、ただいまの菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例によりごみ手数料の区分に特小を追加していますので、収入証紙の種類も追加する必要があり、菊陽町収入証紙条例の改正をするものであります。あわせまして、平成14年3月で販売を中止しています指定袋シールにつきまして、中止から8年が経過し、購入後の使用もなくなっておりますので、制度を廃止するために改正するものであります。

第3条の「別表第1」を「別表」に、下の第7条第2項中「1枚につき5円」を「1枚の額から次条の売りさばき手数額」に改め、第8条第1項中「及び指定袋シール」を削りまして、別表第1中「1、種類」を削り、同表のA及び指定袋シールを削りまして、めくっていただきまして同表中の「ウ」を「エ」に改めまして、同表に「ウ」としまして「次のような菊陽町収入証紙15円及び寸法」、「この証紙は菊陽町指定袋特小に印刷することをもって収入証紙とみなす」という項目を追加し、この「別表1」の表を「別表」に改めるといふふうにいたしております。

前の議案のほうに戻っていただきまして、参考資料のすぐ前になりますけれども、附則で施行期日を規定していきまして、同条例の施行日は公布の日から施行するとしていますが、第1条中の別表3のこれ粗大ごみの料金になりますけれども、粗大ごみの料金の施行期日は平成23年4月1日からとしております。第1条中の別表第2の可燃ごみに特小を加える改正、及び第2条中の別表に15円の収入証紙を加える改正につきましては、23年9月1日から施行するとしております。

経過措置としまして、次の部分になりますが、改正後の菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第3の粗大ごみの手数料は平成23年4月1日以後の収集の申し込みを受け付けるものについて適用しまして、同日前の収集の申し込みを受け付けたものについては、従前の例によるというふうにいたしてしております。

次の3番目に準備行為としまして、特小の指定袋の販売までに作成等の準備が必要になりますので、準備行為としまして菊陽町指定袋特小の売りさばき等の条例を施行するために必要な準備行為は、平成23年9月1日以前においても行うことができるというふうにいたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第12号 菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第3、議案第12号菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務課長、内容の説明を求めます。

○税務課長（廣野豊徳君） おはようございます。

議案第12号菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、税務課と健康・保険課の2つの課からの説明になりますので、最初に税務課から説明申し上げます。

提案理由は、国民健康保険制度の安定的かつ円滑な運営を図るため、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回の主な改正点は次の2点になります。

まず1点は、税率の改正であります。国保税の税率は後期高齢者医療制度の創設によりまして平成20年度から医療給付費分、介護納付金分、それから後期高齢者支援金分を加えた3本立てとなっておりますが、歳出側の保険給付費と後期高齢者医療制度の医療費を負担する後期高齢者支援金等の財源に不足が生じるため、今回医療給付費分では所得割の税率及び世帯別平等割額の税額を、後期高齢者支援金分等では所得割の税率、均等割額の税額及び世帯別平等割額

の税額を改正するものであります。

それから2点目は、現在、国民健康保険税の納期は6月から1月までの8期となっておりますが、これを納税者の各期の負担を軽減するため納期を1回をふやしまして、6月から2月までの9期に改正するものであります。

それでは、参考資料の新旧対照条文により詳しくご説明したいと思います。

第3条は、医療費分の所得割の税率を下線部になりますが、「100分の6.8」から「100分の8.0」に、第5条では(1)で世帯別平等割額の税額を「2万2,000円」から「2万4,000円」に、(2)で「1万1,000円」を「1万2,000円」に、第6条では後期高齢者支援金等の所得割の税率を「100分の1.5」から「100分の2.0」に、第7条で後期高齢者支援金の均等割額の税額を「5,000円」から「6,000円」に、第7条の2では(1)で後期高齢者支援金等の世帯別平等割額の税額を「5,000円」から「6,000円」に、(2)で「2,500円」から「3,000円」にそれぞれ改正するものであります。

次に、第12条は納期を規定しているところでありますが、先ほど説明したように納期を1期ふやしまして、改正案の下線部になりますが、2月までの9期にするものであります。

それから、税率の改正に伴いまして第23条の国民健康保険税の減額を規定しているところが改正になります。(1)から(3)までの略と表示されておりますが、この(1)の第1項が7割軽減について、(2)の第2項が5割軽減について、(3)の第3項が2割軽減についてそれぞれ規定しているところであります。今回先ほど説明しました医療費分の世帯別平等割額の税額が2万2,000円から2万4,000円に改正することにより、(ア)の特定世帯以外の世帯が1万5,000円から1万6,800円に改正するものであります。(2)の特定世帯1万8,700円から8,400円に改正するものであります。

以下、同様の形になります。

それでは、改正分に戻っていただきたいと思います。参考資料の1ページ前になります。

附則のところになりますが、第1条でこの条例は平成23年4月1日から施行するものであります。第2条で改正後の菊陽町国民健康保険税条例の規定は平成23年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険については従前の例によるものであります。

税務課からの説明は以上になります。引き続き、健康・保険課長が説明を申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） おはようございます。

今、税務課のほうで説明しましたのは議案ですが、議案と一緒に本日各議員さんに配付しております議案第12号菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案のこの説明資料についての説明をいたします。

下にページが書いてございますので、そちらのほうを参考しながら、1ページをあけて2ページをごらんください。

2 ページにつきましては、国民健康保険加入者等の推移が平成14年から21年度までの実績 8 年分、そして22と23が見込みで書いてございます。その中で特徴的なのは、平成20年度にこれは後期高齢者医療制度が開始されましたので、被保険者の方が平成20年度に大きく変わっております。平成19年度に被保険者の方が 1 万414人であったのが、平成20年度におきましては 8,500人と、1,914人の方が後期高齢者のほうに移られて対象から外れております。同様に、加入世帯のほうもこれ684世帯減しております。

次のページをお願いいたします。3 ページでございます。

3 ページにつきましては、先日の全員協議会の内容の説明に加えまして、平成14年から17年までの分をつけ加えております。

国民健康保険の会計の決算状況について、平成14から21までの 8 年間は実績、平成22、平成23は見込みであらわしております。この中で税率等の改正が行われましたのは、平成18年度と20年度でございます。ですから、14から17についてはこれは変わっておりません。

次に、ずっと各行のほうから簡単に説明します。

歳入のA、歳出のBがございしますが、それぞれ数字のとおりです。要は、各年度ごとの単年度収支でございますが、これは歳入から歳出を引いたものが単年度収支でございます。これをずっと平成14年から見ていきますと、平成16年と18年が黒字ということでございます。平成16年度が5,043万2,000円の黒字、平成18年度が2,371万6,000円の黒字であります。しかし平成14から15、そして17年、平成19から21年度まではずっと赤字が続いております。この中で一番大きいのは赤字としては平成22年度、今年度でございますが、約 1 億559万2,000円ほどの赤字の見込みということになっております。平成14年度以降は主に単年度収支としては赤字だったんですけども、繰越金とか基金をどうにか充てまして確保したと。あるいは、18年度、20年度に税率改正をしながら収入をふやしていったというところでございます。ですから、ここ平成14から22までの分の 9 年間というのは、大半が赤字というところでございます。

次に、繰越金は見えていただいて、次の基金繰入金です。

平成14年以降で一番基金の繰り入れが多かったのが平成15年度、これが 1 億1,357万8,000円でございます。あと、昨年平成21年度が6,000万円、今年度は8,000万円の繰り入れを予定しております。そして、その結果平成23年度で今繰り入れできる見込みが4,375万1,000円しかなくなってきてます。それとあと、一番下の基金残高でございます。基金残高については、各年度の年度末での残高をあらわしております。そして、その下のほうにも折れ線グラフがございしますが、見ていただくとわかるように、平成15年、16年、17年、18年、19年、20年というのは約 1 億8,000万円台の基金があったと。ここまではどうにか基金があったので、万が一の療養給付等の支払い増があっても対応はできたわけですけども、平成21年度からが財政的に非常に厳しくなったということでございます。平成21年度で6,000万円基金の取り崩しをしております。残高が 1 億2,375万1,000円、そしてさらに今年度平成22年度におきましては8,000万円です。残高が4,375万1,000円になって、さらに23年度については今のところ税率改正が行わ

れなければ、7,500万円の歳入欠陥と、財源不足ということになりますので、この7,500万円の分を何らかの財源確保、今回の場合は税率等の改正ということで議案第12号に反映しております。この表の中では、平成23年度は要するに基金が底をつく。そして、財源不足が生じるということをあらわしております。

では、次の4ページをお願いします。

4ページにつきましては、各年度ごとの療養給付等の推移、1人当たりの医療費の推移が書いてございます。ここは詳細の説明は省きますけども、年々右肩上がりにそれぞれ給付費、医療費がふえているというのが特徴かと思えます。

次の5ページをお願いいたします。

5ページにつきましては、国民健康保険税収納見込みということで書いております。これは、今回議案第12号に基づきます税率等の改正を平成23年度の改正案として数字を出しております。先ほど税務課長のほうで説明しました今回の改正は医療分、医療給付分と後期高齢者支援金の分を上げるというところがございますので、平成22年度、平成23年度と比べてみました。それぞれ医療分、後期分として増減が書いてございますが、合計で今回の分で8,413万5,000円程度収入がある見込みということで書いております。これは、去年の被保険者の方の所得というところを前提にしております。一応数字的にはその100%の徴収率でこの程度の分が入るのではないかと。それと、いわゆる増加率というのはふえた分ですけども、13.4%程度が増収になるということになります。一面では、その分が増税幅ということになってきます。それと、右側のほうは課税区分の対象年齢で、一応参考までに示しておりますが、国民健康保険の場合は支払う分が医療給付分、医療分と後期高齢者支援金分、そして介護分ということで3つにまたがっております。年齢がそれぞれ書いてありますので、一応ごらんください。

左下のところですが、今回の税率案でこの100%徴収があったときに8,413万5,000円程度が増収になるんですが、実質収納率が100%でありませんので、収納率が88%から92%の間で収納見込み額を出しております。平成21年度の収納額が大体92%程度でしたので、これでいきますと、収納見込み額が7,704万4,200円程度ということ。不足見込み額が先ほど4ページの中でありましたけれども、残った基金、あるいは繰越金を全部充てても7,500万円不足しますので、この分の財源確保ということで、今回の改正案については収納率92%程度でどうにか240万円程度残余があるぐらいで、どうにか財源不足は確保できるというところまでしております。

それと、その下のほうは今回の税率改正に伴いまして1人当たり、あるいは世帯当たり平均の税額の増額でございますが、1人当たりにつきましてはその右側増減で1万566円程度上がると。1世帯当たりは2万937円程度上がるということまでしております。一応、この表につきましては現在の平成22年度の賦課限度額で今回は算出しております。

次の6ページでございます。

具体的に、各世帯で国保税がどれぐらいアップするかというところを出しております。Aと

Bと2パターンでしております。Aの家庭が20代の要するに若夫婦お二人のところ、Bのところは夫婦40歳から64歳までの方の2人と子ども2人のところであらわしております。

まず、Aのところでございますが、Aは若夫婦2人ですので、払うのは医療分と後期高齢者支援金分を払っていただくと。その中で各世帯の中で所得のランクがありますので、所得に応じて一番高いところで300万円、次200万円、100万円、50万円、32万円ということしております。いわゆる所得ですので、収入から経費を引いたものが所得ということになります。この中で②のところの所得200万円のところですが、実際この所得の200万円以下の方が国保の被保険者の方の大体80%弱です。ですから、所得が300万円になってくるともう90%以上の方が、この大体300万円よりも下のほうなんです。ですから、ほとんどこれを見ていただくと、大まか被保険者の方の税率の分がわかると思います。一応仮に①の所得が300万円であれば、増税額が5万400円と、所得が200万円の方であれば、3万3,400円ということになっています。そして、今度は所得が100万円になってきますと、これは軽減がかかってきますので、1万5,600円ということにかかっています。あと、④、⑤につきましてはそれぞれ5割軽減と7割軽減でかかってきますので、この分は大分下がってきます。

Bのところにつきましては、これは夫婦2人と子ども世帯です。こちらについては、医療分、後期高齢者分に加えて介護分がまた新たに加わりますので、この分がちょっと出てきます。ここでも先ほどの分で行きますと、所得が300万円台の方で5万2,400円、所得200万円の方で3万5,400円程度の増税ということになってきます。あと、所得が100万円の方で5割軽減、50万円の方も5割軽減、32万円の方は7割軽減ということになっております。大まかに大体これぐらいのふうになる世帯が大半ということで行きます。ここあとは、それぞれの世帯の人数が変わってきますと、均等割が変わってきますので、若干あれですけど、これを見ていただくとおおよそわかるのではないかと思います。

次の7ページでございますが、これは各それぞれの今の日本の医療保険制度別の保険料、負担率比較表をあらわしております。

市町村国保のところは、これは菊陽町の国保です。あと国保組合、これは全国建設工事業の国保組合とか、あるいは病院の先生だけの国保組合もあります。熊本の場合は、医師の国保と歯科医師国保があります。この国保組合。次の協会けんぽというのは、旧政府管掌保険でございます。これは主に中小企業の方が加入されている医療保険です。一番右が健康保険組合。これがいわゆる一般のその大きな企業とか、一般の会社が入ってらっしゃる健康保険組合でございます。

各行の中で、まず一番上段が所得ということで、それぞれあります。その中で特徴的なのは、市町村国保の方が非常にほかの組合よりも所得が低いというところがございます。健康保険組合が154万円ですね。国保組合の場合は、いろいろの方がいらっしゃいます。病院の先生たちもいますから、ちょっとなかなか比較にはできませんが、比較したときにこの市町村国保と健保組合、端っこ同士を比べてみますと、やはり市町村国保のほうが半分ぐらいになってき

ます。あと、保険料の負担率ですけど、上から3番目ですが、これは全員協議会の中で説明しましたように、市町村国保の方につきましてはいわゆる所得に対する保険料の負担割合がほかの組合よりも多いと。これでいくと、10.5%の負担率と。安いところは3.95%。会社のほうでは5.91%ですから、この辺が違います。あとは、加入者1人当たりの医療費につきましては、市町村国保が28万2,000円、健康保険組合が12万6,000円ですから、これは倍以上になってきております。あと、中飛ばしまして、加入者の平均年齢につきましては、市町村国保が49.2歳、健康保険組合が33.8歳ですから、約16歳程度非常に違いますから、これで言えますのは結構高年齢の方で所得が少ない方が多く入ってらっしゃって、さらには1人当たりの医療費はほかの組合なんかよりも高いというのが市町村国保の特徴でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第12号の菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正条例の制定について質問をさせていただきます。

今、宮本課長のほうから説明資料に基づいた説明がありましたけれども、ページ、7ページの市町村国保で一番最初に所得が79万円、加入者1人当たり保険料が8万3,000円、保険料の負担率が加入者1人当たりが10.5%とありますが、ちなみに菊陽町が平成23年度条例を改正した場合といたしますか、これが負担率がどうなるのかということと、現在の町の加入者1人当たりの所得が幾らかということについてお尋ねをします。

それから、2つ目ですけども、法定減免の7割、5割、2割世帯が今何世帯かという点を質問します。

それから3つ目は、全国の市町村で一般会計から法定外に繰り入れている自治体は何割ぐらあるかと認識されておられるか、この3点についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） 質問が3項目あったと思いますが、まず一番最後のほうの質問からお答えさせていただきます。

いわゆる法定外繰り入れですね。これは、国のほうでは正式にルールとしていない分がいわゆる法定外繰り入れということでございます。いわゆる、その単年度収支の不足分を通常は国民健康保険税とか、あるいは基金で充当すると、充てるんですが、それ以外の分で赤字の穴埋めをするというのが法定外繰り入れなんです。平成19年度で厚生労働省が調べましたところ、全国で法定外繰り入れをした保険者は1,243です。全保険者が当時1,803ですから、70%になっております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） お答えします。

22年6月の国保の課税の資料に基づきまして、1人当たりの所得は149万8,854円です。

それから、減額世帯ですが、これも昨年6月現在の数字でいきますと、7割軽減世帯が医療費分で1,307世帯、後期高齢者世帯が1,307、同じですね。介護給付分が639件。5割軽減世帯につきましては、医療分が246、後期高齢者分が246、介護支援のほうは144世帯です。2割軽減につきましては、医療分が527、後期高齢者支援が527、介護支援分が274になります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 町長にお尋ねをしますが、今担当課長のほうから答弁がありましたように、やはり国保が非常に高齢になっている方が多いということと、あと今日はちょっと質問しませんでしたけれども、職があっても健康保険に入れない方とか、無職の方とか、年金生活の方とか本当非常に厳しくなっているんですけれども、それで菊陽町の所得を見てみましても、これは国民健康保険の被保険者1人当たりの所得なんですけれども、1984年にはこの県の調査で見ますと50万7,000円だったものが、2008年には47万714円でマイナス3万6,286円となっています。これは県下でマイナスになっている市町村は少ないんですね。ですから、国保は一方で値上がりしながら、所得はこの国民健康保険の被保険者を見た場合に、非常に厳しくなっているというのは、この一つの例からもわかると思います。全国での町村では、これ以上国保税の負担が重くなるのを耐えられないということで、一般会計から法定外の繰り入れを行うところが7割ということであるんですけれども、この点について昨日お尋ねをしたところ、なかなか考えていらっしやらなかったんですけれども、やはり今住民の暮らしを守るということで再度考える余地があると思いますが、町長の今の見解をお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問でありますけれども、この国民健康保険制度というのは今言われるように、加入者のいわゆる医療費の増大などで財源不足が生じた場合は、保険税率を改正して財源を図るのがもう原則であります。そういった中でありまして、本町のほうでも先ほどから説明しておりましたように、税率の改正ですね。これも18年度で改正をやって、これはもう減額のほうの改正でしたけれども、そういうことで小林議員もよく言われておるように、療養給付基金等の積み立てを取り崩しながら取り組んできたところでもあります。

そういった中ではありますけれども、今回の改正につきましては法定外の繰り入れということではできないかということだと思いますけれども、今回におきましても23年度の見込みで言いますと、単年度収支でそのままの状態でおけば、1億4,000万円ぐらいの赤字が出るということでありまして、残っておる基金、そして繰越金を充てても7,500万円の赤字が出るようなところでもあります。

そういうところで、この国保運営協議会のほうにも諮りましていろいろ検討していただいた

中で、今回の改正はさっきの説明からもありましたように、できるだけその負担が上がらないようなところではやっておるような状況です。そういうことで、徴収率が落ちれば、または所得がまた22年度の所得の中で見てますので、そういった面でいきますとぎりぎりのところの改正、赤字が出ないようなところで改正を予定しているところでありまして、近隣の菊池郡内のほうではこの国保税の今回の改正の案というのは、負担水準っていうのはもう高いほうではありませんので、そういったところで現在法定外の繰り入れまで至らないような改正の内容でありますけども、今後負担水準等が高まったときには隣接市町村の状況も見ながら、その法定外繰り入れというのも一つの選択肢として検討しなければならぬかなというふうに考えているところであります。ただそういたしますと、やはり一般会計のほうの財政のほう、こちらのほうも非常に厳しい状況でありますので、そういった面で一般会計のほうも圧迫するようになりますので、そういう状況にありますけども、その法定外の繰り入れについても繰り返しますけども、近隣市町村の状況を見ながら判断したいというふうに考えているところであります。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 近隣町村の状況を見ながら、障がい者の福祉手当などは近隣に合わせるといって今回廃止の案が出ましたが、近隣町村の状況を見れば、菊池市ではもう既に約1億5,000万円の一般会計からの繰り入れが行われていますし、お隣の天津町でも平成23年度の予算で1億1,000万円の法定外の繰り入れが行われているわけです。菊陽町はやはり平成21年度の町税を見ますと、町税の歳入額は59億5,000万円で、1人当たり15万9,700円です。この町税は近隣と比較しますと、天津町は1人当たり13万1,900円、合志市はちなみに9万3,600円で、県内でも税収は天津町を抜いて1番ではないですか。そういう税収がこれだけ伸びている町の財政運営を行う場合に、やはり近隣が今こういう国保の事態で非常に厳しいので、法定の繰り入れも既に考えているという中では、平成23年度の国保税の値上げ幅を抑えるためにも、やっぱり一般会計からの繰り入れを町長が行うという政治姿勢を持っていただきたいと思いますが、その町の全体の税収も伸びてる中での財政運営というところで再度町長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 税収面でいわゆる歳入を見る場合は、この市町村の財政というのが町税の分と、それから地方交付税、これが総体的に見る必要があります。そういった中で見ますと、普通交付税の不交付団体、いわゆる1.0以上になれば、そういった非常に効果が出てきますけども、ただ不交付団体になる前の状態では、税収でふえた分は普通交付税が減額になるような仕組みになっているところでございます。そういうところで、その税収だけではなくて、普通交付税が他の市町村では非常に特に多いような状況でありまして、そういう面からいいますと非常に税収でふえた分がそのまま全額収入でなければいいんですけども、交付税の計算をするときにはいわゆる基準財政収入額の中で、その税収で入った分は交付税の需要額から差引きされますので、そういった面から見ますと、税収がふえただけで他の市町村よりもいいというふ

うにはつながらないところがありまして、そしてそういった中でいろんなこの一般会計の中でも、昨日も申し上げましたように今回の予算を組む中で不足分については基金の取り崩しで対応しておるような状況であります。

そういうところでありまして、そしてまたこの国保税というのは特別会計というのは、やはり医療費の増大はこの保険税率の改正をするのが原則でありまして、今回の改正の中でももう少しこの負担率を上げるようなことも検討したんですけども、そうしますと非常に負担がかかるということで、見直しの中では最低といいますか、大津のほうも今回改正されるような話も聞いていますけども、大津の現行のところまでぐらいのところで見ているところでもありますので、改正しても不足する場合についてはやはり法定外繰り入れというのも出てくるようなところでありますので、今回の改正についてはその辺ご理解していただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 今の町長の答弁に対してお伺いいたします。

結局、法定外を70%全国で採用していると。そういう状況の中に、自分たち今選挙期間中であちこち回るとに、もう保険料が高いと大変苦情を受けるわけです。前に座っている課長さん方は国保じゃないので、関係ないかもしれませんがけれども、実際に私個人も昨年税務課に行って何でこんなに高いのかと文句言ったことがありますけれども、そのような状況の中にあつて、また上がるっちゃ大変なことなんです。町長も議員も一緒ですけども、町民の暮らしをどうするかという、そういったことに神経をとがらせてやっていくのが行政の姿勢ではないかと思うわけですね。そういった関係で大津町が23年度1億1,000万円も法定外を入れるということであれば、菊池郡内は足並みをそろえるというけれども、その辺もやはり努力してもらいたいとは思いうわけです。それと、収納率がだんだんだんだん下がって、要するに保険料が高くなれば収納率が下がる、それを見込んで計算してあるわけですね。本当は徴収率を上げなければいけないのに、そのようなことなんです。今回の改正にはどうしても納得いかないし、法定外を途中でいいから入れるような計画はないのか、お伺いいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今申し上げましたように、今回改正を加えましても、その所得の落ち込みあたりがあれば、当然不足額が出ますので、そういった面でこの法定外繰り入れも視野に入れた上での改正ということで今回お願いしているところでもありますので、非常に国保税、これはもともと制度上も何ていいますか、法定外繰り入れをやっていかなければできないというような状態までもう全国的になっているというところに、非常に制度上の問題もあると思うんですけども、今回の改正につきましてはそういうことも十分、その被保険者の方々への負担増になるということは感じておるわけでありまして、この国保の会計の中でこういう非常にそのままの状態にしとけば1億4,000万円もの単年度の収支で赤字が出るということでもありますので、最低っていいますか、運営協議会のほうにも諮りまして、協議会の中ではもう少し上のラ

ンクまで上げるべきじゃないかというところもありましたが、最終的には皆さん方、この被保険者への負担増というか、そういうところもあって、今回の改正の答申をいただいたところでもあります。そういうことで、いろいろありますけども、不足する場合についてはもう法定外繰り入れのほうでそういう対応のほうも必要になってくるかと思えますけども、今回の改正でできるだけ赤字の出ないようなところに持っていきたいというのが、そう考えているところでもあります。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 不足すれば、法定外をしたいということですけども、そうではなくて、町民が高額な医療で困っておれば、当然法定外をして、値上げよりも値下げするほうの方向でやっていくなら、町長の値打ちも上がるんじゃないかと思うんですよ。機械的に上げていくなら、そりゃ末端の町民はたまったもんじゃないと、そういうのが状況じゃないかと思うわけです。だから、もうこれ出ておりますので、途中で法定外繰り入れとかできるならばと思ってっておりますけども、その考えはないでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） もう改正をお願いしておりますので、できるだけその医療費のほうも上がらないことを願っておるわけでありまして、どうしても不足する場合はもう法定外の繰り入れで対応していきたいというふうに考えております。そして、さっきも説明がありましたように、所得の低い方々についてはいろいろこの負担率が下がるような軽減措置もありますので、そういう点ご理解していただきたいというふうに思うところであります。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 議案第12号について質問をいたしますが、今お二方が質問をされましたとおり、確かに町民の中ではこの国保税については非常に厳しい意見がございます。経済状況も非常に厳しいし、高いという話がありますが、一方では今度は私は昨年個人的なことですが、10月に父が倒れまして4カ月間入院をして、今度はそちらは非常にこれで助かるというふうな、そういう側面もございますが、非常にこう矛盾した気持ちの中に今おりますけれども、1点お聞きしたいのは平成18年に改定がされておりますですね。それから、20年にもされておると。今度も見てみますと、基金まで振り込んでしまって、繰り入れてしまって平成23年の見込みが7,500万円の赤字と。これを改定して、大体8,400万円がふえるというふうなことで、これが一応差し引き若干の黒というふうなことですが、どうもやっぱり見とってこれは対症療法だろうなど。根本的なことじゃなくて。こういう改定をして、どのぐらい大体その次の改定といったらまたおかしいですけども、もつのか、そういう見込みを持っていらっしゃるのか。今回の改定で、またその次の何らかの改定までどのぐらいもてるのか、その辺についての見込みをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） さっきご説明しました5ページのところが主なところになるのかというふうに思います。今回の改正につきましては、税率改正に伴いまして、この調定見込み額で今甲斐議員おっしゃったように8,400万円程度ふえる見込みと。しかし、これ収納率が100%でございませんので、92%で置きかえて収納見込み額がその表でありますように7,700万円。91%で7,600万円ぐらいになってきます。不足見込み額からすると、少ししか残らないという、それはおっしゃるとおりでございます。

町執行部及び国民保険運営協議会の話の中では、特に国保運営協議会の諮問の中では3つの案が出されました。その中で一番高い案がもう一つありました。しかし、それは納税者に対する負担が非常にきついということもありまして、今回の3つの案の中で中位くらいの、2番目のアップのやつになっております。本来は、国民健康保険の財政運営は毎年度見ると。収入、支出を見てするということが原則でございます。ただ、これまでは基金があったのでどうにかこうにか基金でやりくりして、財源不足のときには基金で補う、あるいは繰越金で補うということでしたが、やはりこれは医療給付とあわせて後期高齢者支援金分ですね。後期高齢者の医療費が増大しておりますから、その辺でいわゆるこの国保の方の負担分というのが、自分たちの負担分もさることながら、後期高齢者の医療に対する応援分ですね。その分が非常に近年ふえております。そういったところで非常に全国的に各市町村の財政が悪化しているというのが事実だと思います。

今回の菊陽町の場合は、確かに税率をもっとアップすれば、複数年度財政的にはもつかもしれませんが、やはり納税者負担を十分考慮していくということで増税幅をこの範囲にしております。13.4%ということです。平成24年度以降については、再度このところは財源は見ると。先ほどいろいろ法定外繰り入れとかもありましたが、もう実質基金はないわけですから、基金以外のもので保険税、あるいは法定外繰り入れも含めたところで選択肢をするということで、先ほど後藤町長から答弁がありましたので、本年度についてはもう23年度だけで考えております。24年度以降はまたゆっくり23年度に入って考えていきたいということで、この予算をつくっております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時59分

再開 午前11時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第12号について反対討論を行います。

国保税条例改正に対する討論です。

今回の国保税の値上げ幅は1人当たり1万566円です。このページ、6ページの町が用意されました国民健康保険税税率改正シミュレーションを見てまして、例えば夫婦40歳から64歳のご夫婦と、子ども2人世帯の場合、所得が200万円でシミュレーションしてありますけれども、大体年収が300万円と考えていいと思いますが、改正後になりますと36万8,000円の国保税です。増税額が3万5,400円で、これは所得の大体18.4%でもう2割近く国保税に所得の中から消えていくと、払わなければいけないということで、私は町民の実感としてはもうこれ以上の負担は耐えられない、これは今までも本会議や、また一般質問や国保会計の討論でも述べてきましたが、そういう状況だと思えます。それに追い打ちをかけて、今の暮らし向きは非常に苦しくなっています。私たちのした調査でも、苦しくなったという世帯が6割を超えています。町政の要望で一番高いのは、国保税の引き下げでした。それに続いて介護保険料の引き下げです。この条例改正の値上げは、その願いを正面から踏みにじるものとなっています。さらに、質疑でも明らかのように、先ほどお話ししましたように、菊陽町はいろいろ町長おっしゃいますが、でも県内でも財政力はトップのクラスです。それは間違いないです。しかし、町は厳しい国保会計に一般会計からの法定外の繰り入れを今の段階で行わないと明言をされました。ほかのところでは、近隣の市町村がそうやっているから、菊陽町もやるということをつくさん聞いてきましたけれども、このように近隣では菊池市で1億5,000万円、お隣の大津町では1億1,000万円の法定外の繰り入れを行って町民の暮らしを支えようと守る姿勢がある近隣町村には見向きもせず、実際町民に負担をかけるこの条例改正には反対をするものです。

国保税がこんなに高くなった原因は、国が国保会計の国庫負担を50%からこの間24%まで減らしてきたことが原因です。国庫負担をもとに戻し、保険税の引き下げ、減免の拡充によって払える国保税にすることが求められています。ところが、国庫負担の増額を公約していた民主党政権は公約を投げ捨てただけでなく、自治体に対して取り立てを強化して滞納をなくせと指導しています。全国の多くの自治体が平均1人当たり1万円を一般会計から繰り入れ、保険税を軽減しています。私は菊陽町でも県内でトップクラスの財政力を生かし、一般会計から1億円の繰り入れを行えば、値上げを抑えることができると思います。町長は地方自治法第1条に掲げてある地方自治体の一番の仕事は住民の福祉の増進である、この本来の仕事に立ち返って町政運営をしていただきたいと述べ、条例改正の反対討論とします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 本案に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

私も自分は国民健康保険ですので、今回の条例が可決されれば、自分の保険料も上がるということになります。しかしながら、賛成という形になりますが、私はほかの仕事として保険業を営んでおります。保険というのは、基本的に給付というのは掛金で賄っているわけです。ですから、掛金を代えなければ、その保険料サービスっていうか、保険料給付もあげられないわけですよね。今回、町のほうで出してきた資料の中の4ページのグラフを皆さん見ていただきたいと思いますが、基本的には医療費がどんどんどんどん右肩上がりであって上がっているわけです。これは住民の皆さん方の医療費の要求です。医療費の要求です。ぐあいが悪くなれば、病院に行って治療を受けていらっしゃる。保険料のほうの給付がふえれば、掛金が減るのは当然のことです。今回も生命保険料の改定ということも会社の中ではいろいろと討論っていうか、議論されているようですし、現に損害保険のほうでは値上げが決まっていますので、どんどんと上がっていく。これもすべて保険給付をする原資としての掛金が足りなくなったら、値上げをしていくという構図です。これは民間も国の制度も同じです。これは社会保障の問題ですが、年金にしろ、介護にしろ、この健康保険制度にしろ、働く仲間の健康保険、こちらのほうも全部赤字ですよ、今の段階では。医療給付を要求し続けているわけですから、この中で何をするかということなんです。

先ほども町長に対していろいろ質問をされておりましたが、確かに菊陽町は財政上上がっています。私も町を歩いている中で菊陽町は財政がいいですから何でもできますねと、そういう話をよく聞きますが、要するに交付税という国からの仕送りがその分減らせてるだけですので、大きなパイとしては全然何も変わりません。ですから、この中で私たちはさまざまな住民サービスを行っていくというようなことを言ってきました、私は。こういうふうにして下さいっていうことについても、できることとできないことがありますということで、反論されますけれども、そのことについてはきちっとできないことはできないというふうに僕は申し上げてきた。一般会計から法定外繰り入れを出せという意見があって、自治体の中の70%がもう既にやっているとというのは、そりゃ事実でしょう。しかし、一般会計というのはほかにもいろいろ使用目的があって、今回の予算づけで私たちは提案されていますが、その中でいろんな項目があって、いろんな支出をされてるわけじゃないですか。農業問題しかり、学校問題しかり、みんなそうですよ。そこから1億円出すっていうことは、そっから減らされるっていうことですよ。私たちは何を主体としてやっていくのかということをお我々は考えていかなければいけないわけです。保険料給付をこの町民の皆さんが求めるということであれば、そしてそれを認めていく、ぐあいが悪いから病院に行く。あなたぐあいが悪いんだったら、病院に行きなさいよと、そういうことを身内にも言う、友達にも言う、みんなに言うっていうことであれば、それに足りない保険料はみんなが負担しましょうということになればいけないんじゃないでしょうか。給付と負担というのは表裏一体の問題で、切り離して考えるべきではありません。今回これが赤字っていうことであれば、余計な医療費があるんだったら、みんなが気をつけてお医

者さんに行くのを制限しましょうねと。右肩上がりの医療費を何とか下げようと、みんなで努力しましょうねと、そういう話を私たちは今後していく必要があるんじゃないでしょうか。それをみんなでやっていくことを税ベースに考えて、制度としての国民健康保険制度を今年度1億円が約7,500万円、基金の分を入れると1億円以上になりますが、その分が赤字です。恐らく来年度はさらに療養費がふえていく、お年寄りがふえていく、あ、失礼しました。お年寄りがいっぱいというわけじゃないんですが、要するに医療費にかかる人たちがふえていく。毎年毎年この話について回りますよ。そのときに負担と給付というものを全体としてどう考えていくのか。我々は制度を守る責任があるのか、ないのか。その辺に立ち返って考えていかなければならないと、そう思います。

今年度については、先ほど町長の答弁にありましたように、もし欠損が出たときには法定外でということで追加の値上げはないということですから、私はこの23年度の改正案については現時点について賛成するというので討論をしたいと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

永野輝全君。

○17番（永野輝全君） 質疑のところから出る出ておりますように、私も以前この審査会に文教厚生常任委員会に属していたときに2年間属しておりましたので、その当時はいわゆる積立金が何億円かありました。2億五、六千万円あったんじゃないかと思いますが。それでしばらくは賄えるという財政上にはいい時期であったわけです。しかし、将来高齢化が進んでくると、医療費が大幅にふえるということで、この基金はやがて底をつくというのが6年か7年前だったと思いますが、指摘されておりました。できるだけ負担は低いほうがいい。当然でございますが、今両方がおっしゃってますように、それぞれ健康を維持し、負担を少なくするという観点からするならば、上げないほうがいいわけですが、やはりこの保険制度というのはもうご存じのように相互扶助の精神もあるわけでございます。元気な人は50、60、70、80でもほとんど病院に通ったことがないという人もまれには聞きます。私も50代まではほとんど検査以外は行ったことがありませんでした。しかし、一たん1つ、2つ、病名を指摘されてかかりますと、莫大な金が要ります。やはり、単年度で収支を賄うというのが原則でございますので、国の制度が問題であるということはあると言われておりますけれども、やはりできるだけ収支がとれるようにするという基本原則を守らなければならないのかなというふうに思います。財政が余裕があればいいわけですが、恐らく審議会の中でも先ほど3つの案が出されて、真ん中の案を提案という説明があったようでございますので、できるだけ上げないよという精神はそこからも感じますし、一方ではやはり健康保持をどのように広めていくのか、病気になるないようにするための対策もじわじわ進んでおります。あるいは、総合保険的な施設もやがては考えなければいけないでしょうし、長野県とか、近くでは湯布院あたりがそういうことを取り組んで、2割、3割の医療費が減額されてきているということも言われております。そう

というような取り組みを並行していきながら、だれしも好んで病気になる人はいないわけですので、できるだけ健康保持の対策も一方ではやっていきながら、負担が生じた場合はおおむね高齢者が多いというふうなデータもあるようですので、そういう方たちも長年地方のため、国のため仕事をしていただいているわけですから、そういうことの保障はみんなで負担するということで、今回やむを得ない措置ではないかということで賛成をいたします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 賛成討論ですね、今のは。

（17番永野輝全君「はい、賛成です」の声あり）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第13号 菊陽町工場等立地促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第4、議案第13号菊陽町工場等立地促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

商工振興課長、内容の説明を求めます。

○商工振興課長（平野誠也君） それでは、議案第13号菊陽町工場等立地促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

提案理由としまして、現に立地する工場等の増設や新たな企業誘致の促進を図るには、企業の積極的な投資を促すための優遇措置を強化する必要があるため、本条例を改正するものでございます。この改正に当たっては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正の主な要件でございますけれども、この条例自体が企業等誘致に当たって補助金等の交付を定めておるところでございます。その中で補助金交付の要件の一つは改正することと、その中の各補助金について補助率のアップ、それと限度額のアップを今回お願いしようとするものでございます。現行の補助金の交付対象としましては、土地の取得が3,000平米以上、それと土地を除く固定資産の投資額が2億円以上、それによって雇用される雇用者の数が10人以上であるということと、これすべて整った上で補助金を交付するという形になっております。ただ、現状の中で皆さんご存じのように、町のほうで誘致しました企業においては、300億円とか400億円とかの投資がなされております。それは要するに用地を伴ってはいないん

ですが、やはりそれだけの投資をされてるということに対しては、用地取得がなくても交付の対象とすべきではないかという判断に至って今回改正をお願いするものでございます。

その中で、まず補助金としては3つございますけれども、1つ目としまして工場等用地取得費補助金ということでございますが、現行ではその補助率が100分の20としております。今回の改正では、一応100分の25に引き上げたいということでございます。それともう一つ、施設整備補助金というのがございます。現行では、固定資産税額の100分の25以内に相当する額、この点は改正しませんけれども、1つの年度で限度額5,000万円、4年度限りということで定めております。今回の改正では、1つの年度の限度額を1億円とし、3カ年度限りというふうに改正するところでございます。

内容につきましては、参考資料の新旧対照表によってご説明を申し上げます。

まず、第2条の中で定義を定めておりますけれども、第4号の中で工場等の増設ということをやっております。先ほど申しましたように、現行の中ではあくまでも用地取得を前提としておりますけれども、今回の改正に当たりましては、その用地取得を伴わなくてもできるというようなふうにしておりますので、新たに工場等の建設をするという条文に改正するものでございます。

次に、7号でございますけれども、新規雇用者の定義でございます。ここではちょっと明確でなかったところもございましたものですから、労働基準法第14条に規定する労働契約において期間の定めのないものというふうに明文化しました。このことは、要するに皆さんご存じのように現在非正規職員というのがかなり多くなっております。ここでは、要するにもう正規職員として雇用があったものに対してというような形になるものでございます。

次に、第8号でございますが、現行では投下物等投下固定資産額という定めをしておりますが、これもちょっと明確にするために、同8号で固定資産というふうにちょっと明確に分けたところでございます。それとあわせて、9号を追加しまして投下固定資産額というのはどういうものかというふうな規定を定めました。

次に、第3条で補助金の交付ということで定めております。これにつきましては、今申し上げましたとおり用地の取得補助金につきましては100分の20から100分の25に、それと施設整備補助金につきましては限度額5,000万円を1億円に、それと交付する期間を4カ年度を3カ年度というふうに改正するものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。

第4条で補助対象事業者というふうに定めてありますが、先ほどからも申しましたように、現行条例はあくまでも用地取得を伴わないと、その交付の対象になりませんよということで定めておりますが、今回の改正によりまして用地を伴わなくても補助の対象にしようというふうに規定するところでございますので、現行の第1号の部分を要するに改正案では第2項というふうに位置づけしまして、用地取得を伴わない形であってもできるというふうに位置づけをしたところでございます。

それと、第5条でございますけども、工場等土地利用計画の認定ということで現行を定めておりますけども、これを適用施設等の指定ということで若干細かく分けておるところでございます。補助金の交付を受けようとする事業者は、この条例を適用する工場等用地及び施設等の指定を受けなければならないと。実際、指定を受ける際にはいろいろ事業計画を提出してもらいます。その中でこれが適正な工場であるかどうかというのは判断していくわけでございますけども、第2項で定めますように、指定を受けようとする事業者は規則によって町長の指定の申請をしなければならないと。それと、町長が前項の申請があったときはこれを審査し、適当と認めるときは適用施設として指定するというところでございます。

次に、第6条で特例措置ということで、これも先ほど来何回も言っておりますけども、用地取得を伴わなくても指定できるという案件でございます。工場等を増設する場合には前条の適用施設等に指定するというような項目でございます。

次に、第7条の部分ですが、これは補助金の返還等に関するところでございますけども、一応改正ではもう簡潔に明文化したところでございます。

以上、説明を終わりますが、この改正につきましてはお手元資料3ページの附則の中で一応平成23年4月1日から施行することとしております。経過措置としまして、この条例の施行の際は現に改正前の第5条の規定により認定を申請している者に対する補助金の額、及び交付する期間、並びに補助対象事業の工場等用地の取得、面積の基準については、従前の例によるということにしているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第13号について質問をします。

今説明がありましたけれども、この前全員協議会でいただいた改正案の主な内容のところを見ますと、要するに工場等用地取得補助金が取得額の100分の25なので、限度額を2億円とありますが、大体8億円の投資をすれば2億円まで出すということだと思わんですけれども、施設整備補助金というのがちょっとわかりにくくて、例えば固定資産税額の100分の25以内に相当する額ということなので、これは要するに4億円ぐらいの固定資産税額がある方は1億円補助金を出しますよと。それは、3カ年度毎年度出すというふうにとらえていいのかなどか、その辺をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） はい、今議員が言われたとおりでございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） この固定資産税額4億円相当にする設備投資っていうのは、大体どの

くらいなんでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） まず、固定資産についてはもうご存じのように土地、それと家屋、こういう工場等の場合は償却資産としていろいろな設備がございます。その今言われた額に達する税額というのがどうかというのはちょっと私にはわかりかねるところがございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

（12番小林久美子君「あ、すみません。今の税務課のほうはどうですか」の声あり）

税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） およそ285億7,100万円程度になります。4億円を1.4%で割り戻したものです。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 3回目ですけど。

○議長（吉村豊明君） 3回目です。

○12番（小林久美子君） 議案第13号ですけど、例えば285億円の設備投資をする企業ですね。実際どういうところが考えられるんでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 先ほど申しましたように、うちの場合でいきますと現在、富士フィルムとかソニーさんあたりが、先ほど言いました300億円とか400億円の今現在、投資を進められているということがございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今回の条例改正案というのは、町単独で考えられたことなのか、それとも近隣の天津なり合志市あたりの条例改正あたりを参考に考えられたのか。もし、近隣の市町の様子を見ながら検討されたということであれば、一番最初に言われました何か取得価格の100分の25以内とか、限度額を1億円とか、期間が3カ年度限りとかその辺が天津なり合志市というのはどのような状況であったのかというのを、もしわかればお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） まず、今のご質問にお答えする前に、現状の企業立地の状況をちょっとお話しさせていただきますと、もうこれは全国的な問題かと思えますけども、実際企業を誘致するに当たりまして、やはり企業側とすればそこに行くための何かメリットがないとなかなか立地をされない。それと、現にある工場であっても増設しようと思っても、やっぱり何らかのメリットがないとできない。その各補助率の問題ですけども、これはもうまちまちでございまして、本町と同じという形ではございません。ただ、やはり誘致するなり、増設を促すためには、それなりの優遇措置をしないとできないという状況にあることはご理解いただける



ことと思います。

先ほど税のお話でいろいろ討論もされたところですけども、これも以前お話ししたことがあると思いますけど、現在当初で110億円ですか、予算。それと、自主財源として60億円程度になろうかと思いますが、平成21年度の一応税収を見てみますと、主な企業だけで大体4分の1がその税収として上がってきてるところでございます。ただ、この税収は税収として、それに付随しまして雇用も相当数生まれていると。ひいては、やはり勤められてる方が本町にお住まいになつてるといふような間接的なもので、当初町長のほうから報告がございましたけども、全国で3番の人口の伸びがあるといふのはそういうのも含まれた上でのことだと理解しているところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 私が言いたいのは、例えばその取得価格の100分の20を100分の25と。極端に言うならば、100分の30でも100分の40でもよくはないかと。その根拠がどういふ根拠なのかと。また、下の5,000万円を1億円という話にしましても、200億円とか300億円とか、それ以上の投資があれば、微々たる金にはなるのかなと。その辺の根拠がどのような根拠に基づいてこういうふうな条例改正をされるのかといふところのお尋ねです。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） その最初の固定資産額の100分の25という規定につきましては、当初この条例を制定したときに、やはり県内の状況を把握された中でこの範囲ということが多かったように理解しております。その額の引き上げについては、それはもういろいろな根拠があるかと思いますが、最低これだけが必要ではないかといふふうに私は理解しているところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。3回目です。

○11番（吉本 堅君） 町長、今担当課長のほうからはそういうご意見なんですが、十分町長もその辺の条例改正に関しては町長の意見も入っていることだと思うんですが、やっぱり根拠が何か必要ではないかなと。総体的なこととはわからんでもないんですが、先ほど2回目で質疑をしましたように、何か根拠が欲しいのではないかなと。やっぱり大津はほんならどうなのかと、合志はどうなのかと。菊陽で言うならば、やっぱりセミコンテクノ、原水工業団地、一番近い場所にありますので、大津の様子、合志の様子、その辺がわかってないと全く比較できないならば、これよりもまだ条件をよくせにゃんかもしらんという思いも私は持つんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この企業誘致につきましては、やはり商工振興課長が申しあげましたように、有利なところにその企業が立地する場合は、非常に最近特にそういう条件がどうなってい

るかということによく問われるところでもあります。そして、近隣の市町のこともそうでありますけれども、それよりも企業が立地する場合は全国的なところから入って、いろいろ情報をとってきておりますし、うちに立地しておる企業も別な県に同じな施設を持つてるということで、非常にそちらのほうの条件がうちの町よりもいいというところがあります。ほとんど何年間か、全額税額の免除をしてるような、減免してるようなところもありますけれども、本町の場合はやはりいわゆる税金にどうはね返ってくるかということも見ながら、そしてやはり補助金として出していくことになれば、払った後、納めてもらった後でそういうものを確認しながらしないと、大きな金は何ていいますか、補助金として出すということになれば、そういう収入の見た面でも出しておりますので、そういう基準の中で交付税以上の取り扱いの中で税金が、収入額でどう見定めるかと、そういったものの率を見ながら判断しているところでもあります。今は立地した企業が非常にこの新たな企業も誘致活動を担当課と一生懸命やっておりますけれども、立地した企業がほかのほうに拠点を移すことのないような、そういうところもいろんな企業の情報もとりながら対応しているところでもあります。それで、その25%が30%ということもあるかもしれませんが、その辺は十分近隣の状況も見てはおりますけれども、やはり補助金で出すということになると、収入も見た上でということ判断して、今回の改正の率に持っていったところでもあります。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 菊陽町工場立地促進に関する条例について、私は以下の理由で反対を述べさせていただきます。

今、町長のほうから、本町の場合税金にどうはね返ってくるか、率を見ながら判断したいということがありましたけれども、私はこの間大企業、特に富士フィルムやソニーなどの雇用状況や税金等質問を本会議や今まで定例議会で質問したことがありますが、全然きちんと答えられたことはありません。また、雇用者数も地元の雇用者数が何名にあるのかっていうのも精査をしていただきたいと町をお願いをしましたが、これも回答はありませんでした。そういうところで、この税金の補助金を大幅に引き上げるということは、どういうふうに判断するとか、その辺の材料が十分示されないままのこの補助金を出すということには納得できないということで反対をします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第14号 菊陽町中小企業等振興条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第5、議案第14号菊陽町中小企業等振興条例の制定についてを議題とします。

商工振興課長、内容の説明を求めます。

○商工振興課長（平野誠也君） それでは、議案第14号菊陽町中小企業等振興条例の制定についてご説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますけれども、地域産業の発展に重要な地位を占める中小企業の振興が菊陽町の発展に欠かせないものであることの理解を地域で共有し、関係者の協働で地域経済の振興、活性化を図ることにより、もって地域の発展に資するため本条例を制定するものでございます。なお、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって議会の議決を求めるものでございます。

今回の制定に至るまでに経緯と申しますか、それについてちょっとお話をさせていただきますけれども、中小企業の振興につきましては、国の法律としまして昭和38年に中小企業基本法が定められているところでございます。この基本法に基づきまして各関連法によって各施策がなされてきたところだと思っております。この基本法を受けまして、これは昨年6月でございますが、お手元の参考資料のほうにもつけておりますが、中小企業憲章というのが閣議決定をされたところでございます。これを受けまして、町のほうでも要するに基本となるこういう条例等もございませんでした。施策としては個別にやってきた部分もございまして、やはり基本となるべき条例を制定して、各施策に取り組んでいくべきではないかというふうな判断に至ったところでございます。

この条例の条文につきましては、いろいろなところを調査しながら見てきたところでございますけれども、全国的にこの条例を制定するところはまだ数多くはございません。県内でいきますと、この条例と同様なやつは隣の合志市さんがこれ昨年でしたが、制定されたところでございます。当然、熊本県もその条例を定めておりますけれども、熊本市につきましてはこれはもう個別的な要件ということで財政上の措置を伴うような条例の制定をしている状況でございます。

それでは、条例の中身についてもうすべて朗読はいたしません、一応項目だけでご説明を申し上げたいと思います。

まず、第1条でございます。これにつきましては、この条例の制定の目的を定めておりま

す。この文はちょっと読ませていただきますが、この条例は中小企業等が菊陽町における経済の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、その振興について基本理念を定め、中小企業等の経営基盤の強化、及び持続的な発展を促進することにより中小企業等の振興を図り、もって活力ある地域社会の実現を図ることを目的とするというふうに定めております。

第2条では、定義ということで中小企業者、中小企業とはどういうものかというのを定めております。

次に、第3条ですが、これは基本理念ということで2つの項目の理念に基づいて推進されなければならないということで、まず1つが中小企業と自らの創意工夫、及び自主的な努力を尊重しつつ、中小企業等、及び町の協働によることを基本とし、地域経済の発展、及び町民生活の向上に寄与するものであること。2つ目としまして、地元消費及び活用が地域経済活性化のために必要なものであることにかんがみ、中小企業等がこれらの経済活動を進めるための中核としての役割を担うことというふうに、一応基本理念を定めております。

第4条では、基本的施策ということで9項目ほど上げております。この中では個別的に実際施策として取り扱っている部分もございますが、これを基本的な施策と定めた上で今後の中小企業等の振興を図っていきたいというふうに考えております。

第5条では、町の責務ということで掲げております。

次に、第6条では中小企業等の役割と努力という項目でございます。

第7条では、町民の理解と協力ということをうたっております。

それと第8条、ここ重要なところになろうかと思いますが、中小企業等活性化会議というものを設けまして、この中で一応本町における中小企業の振興のあり方等についていろいろ審議をいただきまして、施策に反映させていただいていくなればというふうに思っておるところでございます。

第9条は、委任事項でございます。

附則としまして、この条例につきまちは公布の日から施行したいというふうに思っているところでございます。

内容的には以上でございますが、日本における中小企業のパーセンテージといたしますか、95%以上が中小企業と言われております。そこに就業される人口としても、70%は中小企業就業者というふうに統計的には出ているような状況でございます。これは当初申しましたように、この条例は総合計画で言うならば基本構想的な取り扱いになりますが、先ほどの中小企業等活性化会議等の中でいろいろご審議、提案をいただいた施策をどう進めていくかというのが一つのかぎになるのではないかというふうに思っているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第14号菊陽町中小企業等振興条例の制定について質問します。

先ほど大企業向けには補助金等とありましたが、今回この条例を制定して平成23年度に反映される予算はありますか。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 今のご質問にお答えします。

一応この条例をご同意いただければ、これに基づきまして早速活性化会議等の設置を決めた中で、その中でいろいろ議論をしていただき、23年度中にできるような項目があれば、それは予算措置をして進めていきたいというふうに考えているところでございます。ですから、23年度の当初では一応予算的な措置は今のところはしておりません。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

昼食休憩いたします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時58分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第15号 菊陽町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第6、議案第15号菊陽町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） 議案第15号菊陽町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

ご説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、現在都市公園内には7台の自動販売機が設置されておりますが、これらの使用料の徴収につきましては菊陽町行政財産使用料徴収条例の規定に基づいて行っているところでございますが、今回この規定を菊陽町都市公園条例の中に明文化させるため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、参考資料の新旧対照表をごらんください。

左側が現行で、右側が改正案でございます。

これは菊陽町都市公園条例第9条使用料の第1項の別表でございますが、公園施設を設置する場合と公園施設を管理する場合の区分の中に、下線部分の「自動販売機1台1年につき売上額に100分の10を乗じて得た額」を加えるものでございます。この中で公園施設を設置する場合とは、屋外の土地使用料に設置する場合のことをいい、公園施設を管理する場合とは屋内の建物に設置する場合のことをいうものでございます。

次の備考欄の第2項につきましては、字句の整理をしております。

備考欄の第3項につきましては、自動販売機を設置する際に発生する電気等の利用に関する取り扱いについて記載したものでございます。

前のページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は平成23年4月1日から施行することということでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第16号 基本構想を定めることについて

○議長（吉村豊明君） 日程第7、議案第16号基本構想を定めることについてを議題とします。

総合政策課長、内容の説明を求めます。

○総合政策課長（松本東亞君） 議案第16号基本構想を定めることについて、第5期菊陽町総合計画基本構想を別紙のとおり定める。

提案理由。本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定める必要があるため、地方自治法第2条第4項の規定により議会の議決を求めるものであります。

目次をお開きいただきたいと思います。

第1部、序論では第1章の計画策定の趣旨から第6章のこれまでのまちづくりから見た主題を述べております。

第2部、基本構想では第1章まちづくりの将来方向、それから第2章施策の体系を示しております。

右のページ、第1部の序論に移ります。

平成13年に「人・緑・元気輝く生活創造都市」を町の将来像とする第4期菊陽町総合計画を策定いたしました。人を大切に、暮らしを快適に、パートナーシップによるまちづくりを3つの基本方向とした各種の事業を進めてきましたが、第4期菊陽町総合計画の基本構想の計画期間が平成22年度で終了いたしますので、この間10年間で本町を取り巻く社会情勢などの変化を踏まえた上でさらなる発展を図るための第5期の菊陽町総合計画を策定するものであります。

総合計画の中でも基本構想については、地方自治法において町は議会の議決を経てこれを定め、これに即して事務を行うように定められておりますので、今回議案に提案するものです。

次のページをお開きいただきたいと思います。

第2章計画の概要でございます。

1、計画の目的。第5期菊陽町総合計画は第4期総合計画の実績と評価を踏まえて、平成23年度から始まる新しい本町のまちづくりの指針となることを目的として策定します。

2、計画の構成と期間。この総合計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成し、平成32年度までの10年間とします。

4ページをお願いいたします。

第3章、本町の特性でございますが、ここから6ページまでこれには1、地勢、沿革、人口構造等を述べ、本町の特性を明らかにしています。全国的には、人口減少で少子・高齢化の傾向の中、本町は人口が今後とも各年齢層区分でも伸びることが予想されております。

7ページをお願いいたします。

第4章、時代の潮流と本町の現状と課題でございますが、ここから9ページまでは世界同時不況等に見られます世界的な社会経済情勢の変化がすぐに我が国の社会経済に影響を与えると、いった時代の潮流を8項目にわたって整理し、それぞれについて本町の現状と課題を述べております。

9ページをお願いします。

9番のまとめとして、これらに影響されることのない地方としての独自のまちづくりが求められております。

第5章、次のページをお願いいたします。

町民ニーズから見たまちづくりの評価と課題。ここから、10ページから11ページにかけて整理しておりますが、まちづくりの主要課題として11ページの中ごろでございますが、1つ、都市化に対応した生活環境整備、2、コミュニティ形成及び東部地区と西部地区地域の交流、3、町の将来像は単なる郊外都市でない個性のあるまちづくりを上げております。

次のページをお願いします。

第6章、これまでのまちづくりから見た主要課題でございます。

第4期菊陽町総合計画に対する施策事業の進捗状況等に対する評価を通して、12ページから14ページにまとめております。

15ページをお願いいたします。

ここから第2部の基本構想に入ります。

第1章、まちづくりの将来方向でございます。

1、第5期総合計画策定に当たっての基本的方向。これまで見てきました菊陽町の人口特性、時代の潮流、町民意識調査結果や第4期菊陽町総合計画の評価などから、下のほうの(1)人を大切にしたいまちづくりの推進、次のページをお願いします。(2)暮らしやすい魅力あるまちづくりの推進など含めました5項目についてまとめております。

17ページ、右側をお願いします。

まちづくりの基本理念でございます。

第5期総合計画の策定に当たって基本的な方向を踏まえて社会の変化に対応できる柔軟な行政運営とともに、独自のまちづくりの理念を確立することから、平成元年に定められた町民憲章を参考にして、一人一人が知恵を出し、心が触れ合い、活力ある協働のまちづくりを目指しますと基本理念を定めました。

18ページをお願いいたします。

3、将来像。基本理念に基づき10年後の将来像を「人、緑、未来輝く生活都市菊陽」と定め、すべての人が緑に囲まれた中で健康で楽しく、安全で快適に、また活力に満ち、心が触れ合える生活ができるような一人一人の未来が輝けるまちづくりを進めていきます。

3、まちづくりの目標、都市像です。

まちづくりの目標は将来像を実現するため、達成すべく町の姿を具体的にしましたものです。1つ、人を大切にする町、2つ、暮らしやすく安全で安心な町、3、活力にあふれにぎわう町、4つ、みんなで協働して支える町の4つとしました。

1の人を大切にする町であります。地域教育力を結集して教育内容の充実や人材育成を促進し、思いやりのある心と人をはぐくむとともに、スポーツや文化の振興などを通して人と人が触れ合うことのできる町を目指します。また、地域福祉のまちづくり、健康づくりや生きがいづくり、子育て支援などに関する取り組みを進め、人を大切にするまちづくりを目指します。

2以下のまちづくりの説明については、それぞれ記載のとおりでございます。

19ページ、右をごらんください。

この図は今までご説明した体系図でございます。

次のページをお開きください。

将来の人口について、その中で目標人口についてご説明いたします。

本町において光の森を初めとした住宅開発を契機にして、年少人口、生産年齢人口、老年人口、いずれも増加が予想され、これまで総人口は着実に増加しています。しかし、今後10年間においては人口の転出入が年々縮小し、人口増加も一段することが予想されることから、コーホート要因法という統計的な方法で求めて、本町の平成32年度の目標人口を4万3,000人と設定しました。

右をお願いいたします。

施策の体系でございます。

本計画では、図のように将来像の実現化を目指すため、4つのまちづくりの目標、都市像にさらに8つの施策の大綱、施策分野と、さらにその下に33の基本施策を定めました。

次のページをお開きください。

ここから最後のほうの26ページまでは、施策の大綱及び基本施策を説明したことでございます。これらの内容の説明については省略させていただきます。

基本構想案の内容については以上でございますが、この案は菊陽町総合計画審議会において3回の審議を重ねた後、基本構想に関して開催しました町政懇談会において出されましたご意見、ご要望等を第4回の審議会に報告し、それらを踏まえて最終審議を経て、2月16日に答申をいただきまして、今回の議会の提案になったものでございます。大綱の段階よりも具体的に取り組む内容につきましては、今後の基本計画を策定する過程において検討してまいるところでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） これはあくまでも構想ということだと思んですが、取り組みの中で何々を図りますとか、進めますとか、取り組みの様子は書いてあるんですが、基本計画の中でこれに基づいて進めていかれるということなんでしょうか。そういうことであれば、基本計画、町長の任期中、この基本構想に基づいてしっかりとやっていくということだと思いますが、何%ぐらいそういう思いで、何%ぐらいというか、これはもう100%そういう思いで町長の任期中は頑張りますという考えでよろしいですね。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） はい、言われるとおりであります。これはもう地方自治法のほうから来ておる内容でありまして、これらの基本構想が今回採決していただければ、これに基づいてまた基本計画、それからさらに下の段階に行きます実施計画のほうに盛り込んでいきたいというふうに思っております。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。
芝和長君。

○5番（芝 和長君） 第5期総合計画の基本構想と、それからこれ以前の第4次ですかね、これの総括はできておりますか。これ大変非常に美辞麗句で書いてありますけど、実施計画の中で第4期は当然あると思いますが、それに何%実行できたのか。それに基づいて第5期ができていないはずですから、その辺の総括的な説明をしてください。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亜君） 何%というふうな数字の把握ではございませんが、審議会の中で達成した事業、それから未達成な事業等分類いたしましてご説明いたしました。また、その内容についても住民懇談会のほうの中でご説明しておりまして、そういった意味での評価をいたしまして、積み残しのあった課題については第4期、及び5期に向かっての継続的な課題として計画の中に位置づけさせていただいております。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。
芝和長君。

○5番（芝 和長君） 今の説明では、どんな事業が何%達成されたのか、幾つのその計画の中に基本構想で示した計画の中でどんな事業が達成できたのか。そういうのをやっぱり個別に総括をされてると思うんですが、私たちはそういうのをちょっと具体的にわかりませんので、文章的にまとめたのがありますか。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亜君） 文章的にそういったまとめたものはございませんが、住民懇談会でお使い申し上げました説明資料で後ほど配付いたしまして、その中で取り組んだ事業等全体的に書き上げておりますし、未達成の事業についても書き上げさせていただいておりますので、明らかにすることができます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。
これから採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第17号 町（字）の区域の変更及び字の区域の廃止について

○議長（吉村豊明君） 日程第8、議案第17号町（字）の区域の変更及び字の区域の廃止についてを議題とします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長（阪本修一君） 説明の前に、まことに申しわけございませんけども、1カ所資料の訂正をさせていただきたいと思います。

参考資料を見ていただきたいと思いますが、その裏面のほうに町名変更地番一覧というのを付けております。その欄外に表示しておりますけども、現況地籍の面積の合計ということで4万4,006平米ということで表示しておりますけども、1つだけ計算漏れがありまして、4万4,136平米に修正をお願いしたいと思います。4万4,136平米でございます。

それでは、議案第17号町（字）の区域の変更及び字の区域の廃止についてご説明を申し上げたいと思います。

地方自治法第260条第1項の規定により次のとおり菊陽町の町の区域を変更、及び字の区域を廃止するものとしております。

提案理由といたしまして、住居表示の実施に伴い大字津久礼字下迎原が飛び地となっており、町の区域内の町（字）の区域を変更及び廃止する必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更する町（字）の区域でございますけども、真ん中の囲んだ部分でございます。変更前の大字が津久礼、それから字が下迎原。それから、区域といたしまして地番で表示をさせていただいております。それから、一番右の表なんですけども、変更後の町名は光の森1丁目となります。

それから、2ですけども、廃止する字の区域でございますけども、大字津久礼字下迎原でございます。

それでは、参考資料に基づきまして説明のほうをしたいと思いますが、一番最後の図面を見ていただきたいと思います。

それで、斜線を引いておりますけども、まず青い斜線の部分ですけども、こちらが土地区画整理事業による町名変更をした光の森でございます。それから、左側と右上になりますけども、赤い枠で囲んである部分が住居表示による町名変更をした地区でございます。それから、部分的には少ないんですけども、緑色の部分が光の森区画整理地外で、今回と同じように飛び地の解消のために光の森4丁目に変更した区域となります。黒い丸で囲んでおりますけども、この部分が本議案の区域となります。

なお、本議案の上程に伴いまして武蔵ヶ丘中学校と武蔵ヶ丘コミュニティーセンターの所在地の町名が変更されることとなりますけれども、地方自治法の規定で議決後に町名変更の告示を行う必要がありますので、最終日に追加議案として提案させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第18号 町道路線の廃止について

○議長（吉村豊明君） 日程第9、議案第18号町道路線の廃止についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） それでは、議案第18号町道路線の廃止についてご説明申し上げます。

提案理由は、道路法第10条第1項の規定によりまして町道路線を廃止するため、同法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回廃止します町道は、久保1号線、下原堀川線、横道合志2号線の3路線でございます。

内容につきましては、参考資料の位置図によってご説明申し上げます。

1枚目の久保1号線は、菊陽バイパス沿いのぐるぐる倉庫の東から県道熊本菊陽線までの町道でございます。菊陽第2土地区画整理事業地内の道路ですが、区画整理の施工に伴いまして道路がなくなるため廃止を行うものでございます。延長が411メートル、幅員は2.7メートルから4.25メートルでございます。

次のページをお開きください。

下原堀川線でございます。図書館横から菊陽バイパスまでの道路の開通に伴いまして廃止するものでございます。現在の下原堀川線の起点、町道菊陽空港線から終点の町道横道合志線までを一たん廃止しまして、次の議案ですけれども、議案第19号の町道路線の認定で提案をしてお

りますが、新たに下原堀川線を町道路線に認定するようにしております。

認定路線の起点につきましては変わりませんが、終点につきましては県道熊本菊陽線、JR豊肥本線、町道杉並木線をまたぎまして、県道新山原水線までとしており、図書館横から菊陽バイパスの区間の開通に伴いまして新たに町道を認定するため、現在の認定路線を廃止するものでございます。廃止する路線の延長が1,642メートル、幅員が16メートルから17メートルでございます。

次のページをお開きください。

横道合志2号線でございますが、図書館横の交差点から今度陸橋の名前決まりましたけども、杉並木陸橋まででございますが、今回の開通で下原堀川線となりますことから、廃止を行うものでございます。

以上、3路線の町道路線の廃止について議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 議案第18号の廃止路線というのと、次の第19号の認定路線というのが一緒に考えなければならぬ案件ではないかなと思うんですが、廃止するのはいいですが、次に認定路線ということで役場の前の通りですね、上がっておりますが、今度の路線が下原堀川線ですか、470号線ということでそのJR近辺まで、あ、先までですか、鉄砲小路まで上がっておりますが、つかさパチンコさんの周辺が今点線でできておりますけど、認定というのは法的には何も問題ないのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

（11番吉本 堅君「議長、議長、いいですか」の声あり）

吉本堅君、何。

（11番吉本 堅君「ちょっといいですか。もう一回いいですか」の声あり）

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） あくまでもこの第18号で廃止したほうがいいですけども、認定の段階でどうかと。ほんなら、ということでお尋ねしましょうか。申しわけございません。認定の段階でほんなら言います。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第19号 町道路線の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第10、議案第19号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） それでは、議案第19号町道路線の認定についてご説明申し上げます。

提案理由は、道路法第8条第1項の規定によりまして町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回認定します町道は、下原堀川線、下原堀川線側道1号線、下原堀川線側道2号線、下原堀川側道3号線、北下原1号線の5路線でございます。いずれも図書館横から菊陽バイパスまでの道路の開通に伴いまして認定するものでございます。

内容につきましては、参考資料の位置図によってご説明申し上げます。

まず、下原堀川線でございますが、先ほど説明しましたように起点が役場横の町道菊陽空港線で、終点が県道新山原水線でございます。この道路は都市計画決定された道路であり、全線が開通するわけではございませんが、今回の開通に合わせまして都市計画決定区間全線を町道認定するものでございます。

なお、この町道路線の認定議決後、供用開始の告示を行います。告示の区間につきましては、実際道路ができて通行できる区間の告示を行うこととなります。延長につきましては、3,590メートル、幅員が16メートルから24メートルでございます。未供用区間が参考ですけども、約370メートル程度かと思えます。

次のページをお開きください。

下原堀川線側道1号線、下原堀川線側道2号線、下原堀川線側道3号線、北下原1号線でございます。4路線とも下原堀川線の開通に伴うもので、下原堀川線側道1号線は県道熊本菊陽線の南側で、杉並木陸橋の東側の側道でございます。下原堀川線側道2号線は、同じく県道熊本菊陽線の南側で、杉並木陸橋の西側側道でございます。下原堀川線側道3号線は、杉並木公園側の杉並木陸橋の東側側道でございます。

以上、側道3路線につきましては、一方通行の道路となります。

また、北下原1号線はもとの横道合志線でございます。横道合志線を杉並木陸橋の西側側道にルートを変更した関係から、新たに町道認定するものでございます。

延長、幅員につきましては、左上に記載しているとおりでございます。

以上、5路線の町道認定について議会の議決をお願いするものでございます。よろしく願います。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 議長、私がちょっと思いましたのは、路線名が下原堀川線ですか。議案第16号で役場の前の通り、つかさパチンコさん前と今回第19号で出ました役場の前の認定路線。この議案をよければ今後は同時に並行して上げていただくといいのかなあというふうな思いがしました。

それはそれで今回上げてありますが、つかさパチンコさんのところの破線部分ですけど、いづろ完全な全体的な認定路線として扱われるような考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

（「認定路線」の声あり）

（11番吉本 堅君「認定というか、今のところは認定と。できそうかと、可能性がある」の声あり）

建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 先ほどちょっと申しましたけども、町道の認定についてはまだ道路がないときに認定することが本当だと思います。ここに道路をつくれますよということで知らしめて、区域の決定を行います。それから、道路の用地買収あたりをやって、道路ができて通行できるようになる前に供用開始の告示をする手順になっております。今ご質問のいづろ完成かということについては、区画整理との関係がありますので、都市計画課長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） ただいまのご質問はいつこの全体の路線が完了するか、いわゆるつかさの付近がいつ工事が終わるかというご質問かと思っております。今、平成23年度中には工事を完成させたいということで進めております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第20号 町道路線の変更について

○議長（吉村豊明君） 日程第11、議案第20号町道路線の変更についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） 議案第20号町道路線の変更についてご説明を申し上げます。

提案理由は、道路法第10条第2項の規定によりまして町道路線の変更をするため、同法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回路線を変更します町道は、富士フィルム前のあのJRとの間の杉並木線でございます。

内容につきましては、参考資料の位置図、及び3枚目に終点部の詳細図をつけておりますので、それによって説明申し上げます。

1枚目の図面は、杉並木線の現在の変更前の図面でございます。2枚目に変更後の図面でございます。それと、3枚目が終点部の詳細図でございます。

杉並木線は起点をJR光の森駅、終点が菊陽自動車学校の西側の横道合志線までとしておりましたが、下原堀川線の開通に伴いまして横道合志線のルートを変更したことにより、終点の位置が変わったための変更と合わせまして、起点側の町名変更に伴いまして町道路線の変更を行うものでございます。起点側の地名が津久礼字上迎原地内から光の森7丁目地内へ、終点につきましては位置及び地名が変わりまして、津久礼字久保地内から津久礼字駄飼代地内へ、延長が42メートル短くなりまして2,408メートルから2,366メートルとなります。幅員につきましては、4メートルから13.5メートルでございます。

以上、町道路線の変更について議会の議決をお願いするものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第21号 平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第12、議案第21号平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、議案第21号の平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

なお、今回の補正は年度末を迎えまして事業内容の決定によりまして、国庫支出金や町債などが決定したもの、または収入額が確定したもの、さらに歳出予算において事業の進捗状況等により過不足が生じたものについて見直しを行ったものでございます。

内容につきましては、減額等の主なものについてご説明申し上げ、詳細につきましてはご質問に応じ担当課長等からお答えしますので、よろしく願いいたします。

まず、1ページをお開き願います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に1億415万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を116億6,995万3,000円と定めるものでございます。

また、第2条で繰越明許費の補正を第2表に、第3条で債務負担行為の補正を第3表に、第4条で地方債の補正を第4表によると定めております。

2ページをお開き願います。

歳入でございますが、款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

1の町税1億5,400万円の増額は、町民税の増額によるもの、14の分担金及び負担金1,325万1,000円の増額は、負担金の増額によるもの、16の国庫支出金6,454万5,000円の減額は、国庫負担金の減額等によるもの、県支出金1,127万2,000円の増額は、県補助金の増額等によるもの、下のページで23の町債1,610万円の減額は、総務債、土木債、消防債の減額によるものでございます。

歳入合計といたしましては、補正として1億415万7,000円を増額し、歳入総額を116億6,995万3,000円としております。

4ページをお開きいただき、歳出でございますが、これも款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

2の総務費2億1,517万円の増額は、総務管理費の増額等によるもの、3の民生費5,304万3,000円の減額は、児童福祉費の減額等によるもの、8の土木費4,650万円の減額は、下のページで都市計画費の減額等によるもの、消防費は1,100万円の減額、10の教育費2,224万1,000円

の減額は、小学校費、中学校費等の減額によるもの、14の予備費は、3,241万4,000円を増額しております。

歳出合計といたしましては、補正として1億415万7,000円を増額し、歳出総額を116億6,995万3,000円としております。

6ページをお開きいただき、第2表の繰越明許費の補正でございます。

本年度内に完成が困難であることが予想され、年度内に支出が終わらない見込みがあります事業につきまして繰越額の限度額を定めるものでございます。

款の2総務費、項の1総務管理費で第5期菊陽町総合計画策定事業は、委託料で440万円、款の3民生費、項の2児童福祉費で保育所小規模改修事業は、国の補正予算によるきめ細かな交付金を活用した12月臨時会計上の工事費で278万5,000円、款の8土木費、項の2道路橋梁費で道路橋梁維持事業は、国の補正予算によるきめ細かな交付金を活用した12月臨時会計上の工事費で563万5,000円、それと三里木歩道橋改修工事委託料及び横道合志線舗装修繕工事で1,900万円、北小学校原水駅線道路改良事業は、工事費で2,121万5,000円、緑ヶ丘線道路改良事業は、これも工事費で3,641万6,000円、款の10教育費、項の2小学校費で小学校環境整備事業は、これは国の補正予算によります地方交付税の追加交付分を活用した12月臨時会計上の工事費及び委託料で1,266万円、項の3中学校費で中学校環境整備事業は、これも同様の工事費及び委託料で717万円を計上しております。

下のページは、第3表の債務負担行為の補正でございます。

1の追加として自立経営体育成資金利子助成は2件分で、平成23年度から32年度までの期間として限度額を39万4,000円に、口蹄疫対策資金に係る利子補給はこれも2件分で、平成23年度から24年度までの期間として限度額を11万4,000円と定めております。また、2の変更は限度額を契約額の範囲に変更するものでございまして、光の森地区公民館用地購入費は3,981万8,000円に、右のほうは補正後でございます。電話機器及びシステム借り上げ料は、859万6,000円に、電子計算機導入に伴う機器借り上げ料は、6,210万4,000円に、各小学校教育費コンピューター借り上げ料は、1億4,648万円に、菊陽中学校教育用コンピューター借り上げ料は、2,608万7,000円に、武蔵ヶ丘小学校プレハブ教室借り上げ料は、391万7,000円とするものでございます。

8ページをお開きいただき、第4表の地方債の補正でございます。

役場庁舎耐震補強事業は、530万円を減額し9,500万円に、北小学校原水駅線道路改良事業は、190万円を増額し1,220万円に、光団地建設事業は、450万円を減額し4,470万円に、防火水槽整備事業は820万円全額を減額するため、それぞれ限度額を変更するものでございます。したがって、地方債の総額といたしましては、1,610万円を減額し8億60万円としております。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法の変更はございません。

下の9ページ以降は、補正予算に関します説明書としております。

主なものの補正額についてご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

歳入でございますが、款の1町税、項の1町民税で目の2法人は、法人税割分で増額し、法人税総額で6億7,530万7,000円としております。

次に、款の14分担金及び負担金、項の2負担金、目の1で総務費負担金901万3,000円を計上しておりますが、款の22の諸収入からの組み替えでございます。

下のページで款の16国庫支出金、項の1国庫負担金で目の1民生費国庫負担金では、節区分の6子ども手当負担金を実績から7,200万1,000円減額し、児童手当と合わせまして6億4,457万3,000円としております。

16ページをお開きいただき、款の17県支出金、項の1県負担金、目の1民生費県負担金で節区分の5子ども手当負担金は、302万7,000円を減額し、これは児童手当分と合わせて1億541万5,000円としております。

次に、項の2県補助金、下のページで目の2民生費県補助金、節区分の2老人福祉費補助金で説明欄の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金1,440万円は、2つの介護施設開設準備経費としてそのまま交付するものでございます。

19ページをお開きいただき、款の20繰入金、項の1特別会計繰入金、目の1特別会計繰入金329万8,000円は、老人保健特別会計の廃止に伴います精算分を繰入金として計上しております。

20ページをお開きいただき、款の23町債につきましては、先ほど地方債の補正で説明した内容でございます。

22ページをお開き願います。

歳出でございますが、款の2総務費、項の1総務管理費、下のページの目の8財政調整基金等、節区分の25積立金で学校建設基金に2億5,000万円を積み立て、当該基金の年度末残高を5億6,162万円といたしたいと考えております。

24ページをお開きいただき、項の2徴税费、目の2賦課徴收费、節区分の13委託料で、説明欄の弁護士委託料は、消費者金融過払い金の債権差し押さえ、取り立て訴訟費用を予定しておりましたが、和解成立により全額を減額するものでございます。

29ページをお開きいただき、款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費、節区分の28繰出金で、説明欄の国民健康保険特別会計繰出金は、2,690万2,000円増額し1億8,047万4,000円に、介護保険特別会計繰出金は、1,544万5,000円減額し2億4,326万4,000円としております。

次に、目の老人福祉費では、節区分の19負担金補助及び交付金で、説明欄の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金1,440万円は、歳入の県補助金で説明したものをそのまま交付するものでございます。

31ページをお開きいただき、項の2児童福祉費、目の2児童措置費で児童手当及び子ども手

当分は、7,759万2,000円を減額し8億5,540万8,000円としております。

次に、目の4保育園費、節区分の19負担金補助及び交付金で私立分の保育所運営費負担金は、826万円を増額し、3億4,069万8,000円としております。

32ページをお開きいただき、款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の3環境衛生費、節区分の19負担金補助及び交付金で太陽熱温水器設置費補助金は、50万円増額し300万円に、太陽光発電システム設置費補助金は、240万円増額し1,020万円としております。

34ページをお開きいただき、款の6農林水産業費、項の1農業費では、目の4畜産振興費で節区分の19負担金補助及び交付金の堆肥化施設等整備事業補助金及び畜産環境対策支援事業補助金は、申請がありませんでしたので、全額を減額するものでございます。

次に、目の8土地改良費、節区分の19負担金補助及び交付金で県営のかんがい排水事業負担金では、上井手分を67万5,000円増額し192万5,000円に、下井手分を166万5,000円増額し541万5,000円とするものでございます。

37ページをお開きいただき、款の8土木費、項の2道路橋梁費では、目の2道路橋梁維持費の節区分の13委託料で工事委託料は、JRに委託して実施します三里木歩道橋改修工事で、歩道部分及び基礎等の改修工事を追加するため600万円を増額し1,200万円とするもの、また節区分の19負担金補助及び交付金で光の森駅自由通路管理負担金は、熊本県が管理いたしますようになりましたことから、全額を減額するものでございます。

次に、目の3道路新設改良費は、緑ヶ丘線及び北小学校原水駅線道路改良事業等で調整を行っております。

38ページをお開きいただき、項の3都市計画費で目の3公共下水道事業費は、下水道特別会計繰出金を5,277万9,000円減額し4億1,356万1,000円としております。

40ページをお開きいただき、款の消防費、項の1消防費、目の3消防施設費で節区分の15工事請負費1,100万円の減額は、執行が見込めませんことから、全額を減額するものでございます。

最後に、45ページをお開きいただきまして、款の14予備費を3,241万4,000円増額しておりますが、歳入補正額が歳出補正額を上回ったものにつきまして計上しているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第22号 平成22年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第13、議案第22号平成22年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、議案第22号の平成22年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

表紙をめくっていただき、1ページをお開き願います。

町長の提案理由にありましたように、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から142万6,000円を減額し、総額を2億3,469万3,000円と定めております。

8ページをお開き願います。

歳入でございますが、款の2繰入金、項の2一般会計繰入金は、不用額の170万7,000円を減額し2億3,353万円としております。

次に、款の3繰越金28万1,000円は、平成21年度事業費の執行残額を繰越金として計上するものでございます。

下のページで歳出でございますが、款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の3土地建物管理費142万6,000円の減額は、光の森地内の（仮称）菊陽町多目的広場の管理業務委託料、電気料及び上下水道料の不用額を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時55分

再開 午後2時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第23号 平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に  
ついて

○議長（吉村豊明君） 日程第14、議案第23号平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（宮本義雄君） では、議案第23号平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページを開いてください。

歳入歳出予算の補正は、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,008万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を31億6,058万円とするものであります。

今回の補正の主な内容は、歳入では保険基盤安定繰入金や財政安定化支援事業などの繰入金、一般被保険者第三者納付金等に係る諸収入の増額、歳出につきましては、国保連合会の電算システムに係る総務費、保険財政共同安定化事業のための共同事業拠出金、予備費の増額であります。

では、8ページをお願いいたします。

まず、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。

款の5国庫支出金、項の1国庫負担金は、高額医療費共同事業国庫負担金の確定により、270万1,000円の補正減をしております。

項の2国庫補助金は、この後この予算書の10ページの歳出、款の1総務費のところでご説明いたしますが、熊本県国保連合会に対して国保中央会の電算システムを導入する費用の特別調整交付金としまして324万2,000円の補正増をしております。

款の8県支出金、項の1県負担金は、先ほど款の5国庫支出金と同様に、高額医療費共同事業費県負担金としまして270万1,000円の補正減をしております。

9ページをお願いいたします。

款の13繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、節の1保険基盤安定繰入金

として952万8,000円、節の2事務費繰入金として14万8,000円、節の4財政安定化支援事業繰入金として1,722万6,000円の補正増をしております。

その下の款の15諸収入、項の4雑入、目の5一般被保険者第三者納付金は、実績分としまして519万8,000円の補正増をしております。

10ページをお願いいたします。

歳出についても、主な内容についてご説明申し上げます。

款の1総務費、項の1総務管理費、節の1一般管理費は、説明欄のとおり補正をしております。

目の2連合会負担金は、324万2,000円の補正増をしております。これは、熊本県国保連合会の電算システムに東京にあります国保仲介のレセプト審査支払いシステムを新規に導入しまして、平成23年4月診療分からこのレセプトのオンライン化を図るための保険者負担金であります。

11ページをお願いいたします。

款の2保険給付費、項の1療養諸費、目の2退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者の療養給付としまして324万円の補正増をしております。

その下の款の7共同事業拠出金、項の1共同事業拠出金、目の1高額医療費拠出金は、350万7,000円、目の2保険財政共同安定化事業拠出金は、540万2,000円、それぞれ確定通知によりまして補正増をしております。

12ページでございます。

款の12予備費は、1,303万8,000円の補正増をしております。これは今回歳入に補正増が生じたので、予備費により調整を行っているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第24号 平成22年度菊陽町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第15、議案第24号平成22年度菊陽町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（宮本義雄君） では次は、議案第24号平成22年度菊陽町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

老人保健特別会計につきましては、平成20年度後期高齢者医療制度の発足に伴いまして平成22年度まで過去の老人保健医療給付費の支払い事務を行ってまいりましたが、本年3月31日をもってこの特別会計を廃止しますので、このことを踏まえまして今回補正予算を組んでおります。

なお、今後の老人医療費の対応としましては、平成23年度、これは一般会計の中で歳出、款の3民生費、項の社会福祉費、目の12の老人医療費の中で新年度予算として13万7,000円を計上しております。

では、今回の補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条歳入歳出の予算の総額にそれぞれ47万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を672万8,000円とするものであります。

今回の補正の主な内容は、歳入では平成21年度からの繰越金、第三者納付金等に係る諸収入の増額、歳出につきましては諸支出金の増額、医療諸費の減額であります。

8ページをお開きください。

まず、歳入の内容についてご説明を申し上げます。

款の5繰越金、項の1繰越金は、平成21年度からの繰越金として40万4,000円の補正増をしております。

款の6諸収入、項の3雑入は、6万8,000円の補正増をしております。内容は説明欄のとおりでございます。

9ページです。

歳出についてご説明申し上げます。

下の段になりますが、款の2医療諸費、項の1医療諸費は、歳出見込みによりまして170万9,000円の補正減をしております。

10ページです。

款の3諸支出金、項の1償還金は、歳出見込みにより108万6,000円の補正減をしております。

その下、項の2繰出金は、老人保健特別会計廃止のため剰余金を一般会計への繰出金としまして329万8,000円の補正増をしております。

以上で説明を終わります。



○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第25号 平成22年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第16、議案第25号平成22年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（宮本義雄君） では、議案第25号平成22年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条歳入歳出の予算の総額からそれぞれ1億2,478万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を16億9,118万2,000円とするものであります。

今回の補正の主な内容は、歳入では保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金の減額、歳出につきましては基金積立金の増額、保険給付費、地域支援事業費の減額であります。

8ページをお開きください。

まず、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。

款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料は、1,087万6,000円の補正減をしております。これは、主に施設サービスにおける介護給付費用が計画額よりも少なくなる見込みでありまして、12ページ、歳出のところの款の2保険給付費が当初計画より減額になる予定であり、これに伴いまして保険給付費の財源であります保険料が減額できるためであります。

款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金は、先ほど説明いたしました

たけども、歳出のところの款の2保険給付費が減額になる見込みでありますので、2,133万5,000円の補正減をしております。

その下の項の2国庫補助金、目の1調整交付金も、先ほどと同じ理由で861万3,000円の補正減をしております。

9ページをお願いいたします。

9ページの中段ですが、款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金、目の1介護給付費交付金、款の6県支出金、項の1県負担金、目の1介護給付費交付金も、先ほどと同様の理由で補正減をしております。

10ページをお願いいたします。

款の9繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金も、先ほどと同様の理由で1,527万2,000円の補正減をしております。

目の3と4の地域支援事業繰入金は、歳出の見込み額に応じまして補正額を計上しております。

11ページです。

項の2基金繰入金、目の1介護給付費準備基金繰入金も、先ほどと同様の理由で538万4,000円全額の補正減をしております。

次は、12ページです。

歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費は、これまでも説明しましたように、この介護給付サービス費用が減額になる見込みでありますので、1億2,743万8,000円の補正減をしております。

13ページです。

項の4高額医療合算介護サービス等諸費は、補正額は0円ですけれども、財源の入れかえをしております。

14ページから15ページにかけての部分です。

款の4地域支援事業費、項の1介護予防事業費等、項の2包括的支援事業・任意事業は、歳出見込み額により410万円と144万円の補正減をしております。

16ページです。

款の5基金積立金、項の1基金積立金は、介護給付サービス費用が計画額より少なくなるため介護給付費準備基金積立金として799万円の補正増をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第26号 平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
について

○議長（吉村豊明君） 日程第17、議案第26号平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（宮本義雄君） では、議案第26号平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページを開いてください。

歳入歳出予算の補正は、第1条歳入歳出の予算の総額からそれぞれ348万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を2億8,804万4,000円とするものであります。

今回の補正の内容は、歳入では事務費に係る繰入金、健診受託事業に係る諸収入の減額、歳出については、健診費用負担金等の保健事業費の減額であります。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入の内容についてご説明を申し上げます。

款の4繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1事務費繰入金は、人間ドックの受診者が当初より少なかったため110万円の補正減をしております。

款の6諸収入、項の5受託事業収入、目の1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、特定健診の受診者が当初の計画より少なかったため345万円の補正減をしております。

その下、項の6雑入、目の5雑入は、平成22年度から始まりました熊本県後期高齢者医療広域連合の人間ドック助成の長寿健康増進事業費交付金としまして106万5,000円の補正増をしております。

9ページです。

歳出についてご説明を申し上げます。

款の3保健事業費、項の1健康保持増進事業費は、特定健診受診者と人間ドック受診者が当初の計画より少なかったため、節19の負担金補助及び交付金で348万5,000円の補正減をしてお

ります。

以上で説明を終わります。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第27号 平成22年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第3号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第18、議案第27号平成22年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（山崎謙三君） 議案第27号平成22年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、歳入歳出予算についてでございます。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,605万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を17億4,154万9,000円と定めております。

また、第2条で地方債の変更を第2表の地方債補正で計上しているところでございます。

4ページをお開き願います。

第2表地方債の補正で限度額の調整を行っております。

流域関連公共下水道事業分が増額になりましたことから、770万円を増額し、繰上償還借換債1億9,420円を追加し、限度額の総額を4億8,110万円としております。繰上償還につきましては、23年度当初予算の説明でもお話ししましたが、この借りかえで4,000万円ほど利が浮く計算でございます。

8ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の1使用料及び手数料、項の1使用料、目の1下水道使用

料、節の1現年度分を2,805万2,000円増額、節の2滞納繰越分を40万3,000円減額し6億9,638万8,000円としております。処理人口の増加によるものでございます。

次に、款の2分担金及び負担金、項の2負担金、目の1下水道受益者負担金でございますが、第2区画整理地内その他の新築住宅が増加したことにより、747万7,000円増額しております。

目の2下水道事業費負担金、節の1下水道建設費負担金ですが、免許センターの不用になった下水道管の閉削工事に係ります追加負担金でございます。節の2下水道管理負担金は、セミコンテクノパーク内の調整池維持負担金で、合志市分の追加負担金でございます。

9ページをごらんください。

次に、款の5繰入金、項の2一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金の減額でございますが、使用料及び受益者負担金などの増収によるものと、歳出の不用額及び入札残などによる減額に伴い繰入金5,277万9,000円を減額するものでございます。

次に、款の8町債、項の1町債、目の1土木債、節の1土木債では、熊本北部流域下水道建設負担金の増による流域下水道事業分の770万円増額と、繰上償還借換債1億9,420万円を増額しております。

10ページをごらんください。

歳出でございますが、款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節の27公課費を159万円減額しましたのは、前年度中間申告により予定納税しておりました関係で、今年度の支払いが確定申告で153万3,000円となったためでございます。これは消費税分でございます。

次に、款の2維持費、項の1維持費、目の1公共下水道維持管理費、節の11需用費及び27公課費については、不足分を増額し、13委託料では不用額を減額しております。

目の2調整池維持管理費、節の12役務費、15の工事請負費については、入札残の減額でございます。

目の3セミコンテクノパーク下水道維持管理費、節の11需用費については、不用額を、節の13委託料については、入札残をそれぞれ減額しております。

次に、款の3事業費、項の1公共下水道事業費、目の1流域下水道事業費、節の19負担金補助及び交付金は、熊本北部流域下水道建設負担金で、北部浄化センターの改築更新事業、弓削汚水中継ポンプ場の改築更新事業の追加負担金でございます。

目の2流域関連公共下水道事業費については、それぞれ不用額を減額しております。

次に、款の4公債費、項の1公債費、目の1元金につきましては、繰上償還分でございます。

目の2利子につきましては、不用額を減額しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第28号 平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第19、議案第28号平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（山崎謙三君） 議案第28号平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、歳入歳出予算についてでございます。

第1条で歳入歳出予算の総額からそれぞれ794万6,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4,059万8,000円と定めております。

8ページをお開きください。

歳入でございます。

款の1使用料及び手数料、項の1使用料、目の1下水道使用料の減につきましては、使用水量の減による12万円の減額でございます。

次に、款の5繰入金、項の2一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金の減額は、歳出の不用額及び入札残などによる減額に伴い繰入金782万6,000円を減額するものでございます。

9ページをごらんください。

歳出でございます。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節の9旅費、節の11需用費及び19負担金補助及び交付金については、不用額の減額でございます。

次に、款の2維持費、項の1維持費、目の1維持管理費、節の11需用費については、不用額

を、節の13委託料につきましては、入札残を減額し、節の12役務費については、汚泥処分の回数をふやすため増額としております。

10ページをお願いします。

款の3事業費、項の1農業集落排水事業費、目の1農業集落排水事業費、節の13委託料については、入札残の減額を、節の15工事請負費については不用額を減額しております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 同意第1号 菊陽町名誉町民の同意について

○議長（吉村豊明君） 日程第20、同意第1号菊陽町名誉町民の同意を求める件を議題とします。

総務部長、内容の説明を求めます。

○総務部長（大川育男君） 同意第1号菊陽町名誉町民の同意についてご説明申し上げます。

町長の提案理由にありましたように、前町長富永清次様が菊陽町の社会文化の向上発展に寄与された功績は大であり、菊陽町名誉町民に選定したいので、議会の同意を求めるものでございます。

菊陽町名誉町民条例第3条第1項で名誉町民は町長が議会の同意を得て選定する。第2項で前項の選定に当たっては、町長はあらかじめ名誉町民審査会の意見を聞くものとなっております。そこで、2月24日に菊陽町名誉町民審査会から全員賛成で菊陽町名誉町民として選定することに賛同しますとの答申をいただいたところでございます。

富永様は、温厚、誠実にして品行方正であり、卓越した識見と指導力は高く評価され、責任感も旺盛で常に地域問題に全力を傾注され、地域住民の高い信頼を得ながら、よき指導者として地域発展のために重要な役割を果たされました。

富永様は、昭和3年5月21日、菊陽町大字津久礼1747番地にお生まれになり、昭和20年に旧

制大津中学校を卒業後、同年に海軍兵学校に進まれておられます。終戦後は農業に従事する傍ら、昭和21年から菊陽町消防団に入団され、二十数年にわたり消防団員として活動されておられます。昭和42年には消防団長に就任され、地域消防団のリーダーとして消防、防災活動に尽力されておられます。

昭和46年5月から菊陽町議会議員として活動され、議会経済常任委員会副委員長等を歴任され、農業面において持ち前の手腕と指導力を発揮されておられます。そして、昭和53年10月、菊陽町長に就任され、議員時代に培った行政経験と卓越した政治手腕を発揮され、生来の人格と信望、持ち前の指導力をもって町議会と連携を図りながら、地方自治の振興、町政の発展と飛躍に大きな功績を残されました。就任当時、菊陽町は人口が増加傾向にありましたが、無秩序な市街地開発では土地利用上問題が多いと考えられ、昭和56年自然に満ちた活力ある生活都市の建設実現を目指し、インフラ整備が必要不可欠との政治信念のもとに、行政手腕とリーダーシップを発揮しながら多くの社会資本整備に力を注がれました。

昭和59年2月には、熊本北部流域関連公共下水道事業に着手、西部地区の市街化区域をスタートとして工事を進められ、町施工の土地区画整理事業と一体的な取り組みの中で対象区域の拡大を図られておられます。さらに、平成5年8月、白水地区農業集落排水事業に着手、市街化調整区域にも下水道事業を拡大させるなど、町民生活の質の向上、都市機能の整備等改善を図られておられます。

また、民間土地開発による無秩序な宅地造成を防止するため、昭和62年菊陽第1土地区画整理事業に着手、その後平成7年10月には菊陽第2土地区画整理事業にも着手され、道路、公園、上下水道など整備した良好な住宅地が生まれ、快適なまちづくりに寄与された功績は大であります。都市化が進展する中で、水や緑といった自然環境をはぐくみ、21世紀に向けて緑あふれる生活都市を実現していくため、平成2年ガーデンサバフふれあいの里づくりの地域指定、平成3年に国の採択を受けて町全体を一つの公園に見立てた整備計画を立案、推進されておられます。この計画に基づき、平成7年ふれあいの森公園、平成10年菊陽町杉並木公園のふれあい広場、スポーツ広場がオープン、町民がいを求めて憩い、集い、楽しめる広大な公園の建設に尽力されておられます。この公園は平成11年熊本未来国体の会場となり、高円宮ご夫妻をお迎えしたアーチェリー競技や皇太子ご夫妻をお迎えしたハートフル熊本大会アーチェリー競技の会場として利用されました。

また、町を東西に走る国道57号線の慢性的な交通混雑の解消と、住民生活の安全確保を目的としてバイパスの建設が必要であると考えられ、当時の建設省や熊本県に道路整備を強く訴えるとともに、用地交渉や地区住民への説明にも積極的に取り組まれておられます。バイパス建設に向けた長年の熱意と努力が実を結び、平成4年熊本市と阿蘇方面を結ぶ幹線道路、国道57号菊陽バイパスが全線開通し、交通渋滞の解消により物流の促進と地域活性化の原動力となりました。

さらに、交通体系を整備するため、H形道路整備計画を立案、平成9年に菊陽空港線、平成

10年に保田窪菊陽線、益城菊陽線、平成16年に麻生田三里木線の都市計画道路が開通するなど、町内を貫く幹線道路が整備され、都市機能の充実と発展に大きく寄与されました。

急激な人口増加と行政ニーズの多様化の中で、農村部と都市部の町民が交流できる場が必要と考えられ、平成12年に温泉施設、農産物直売所、地産地消のレストランを兼ね備えた総合交流ターミナル「さんふれあ」を建設されました。「さんふれあ」には、温泉や新鮮な野菜を求めて町内外から連日多くの人々が訪れ、地元農家からも高い評価を得ています。

また、教育面においても人口増加が著しい武蔵ヶ丘地区や三里木駅周辺の人口増加に対処するため、昭和56年4月武蔵ヶ丘中学校、昭和59年4月菊陽西小学校、昭和60年4月武蔵ヶ丘北小学校の開校に尽力され、西部地区における教育施設の整備を行われ、義務教育の振興に大きく貢献されました。また、住民の要望の高かった図書館の建設にも取り組まれ、財政の厳しい中であって平成15年10月に図書館が開館しております。

昭和59年の熊本テクノポリス計画で、菊陽町はテクノ回廊の母都市として地域指定を受け、平成9年にセミコンテクノパークが建設されています。すぐれた行政手腕と熊本県の支援により、平成12年に半導体製造を目的としたソニーセミコンダクタ九州株式会社が進出、平成13年に1号棟、平成18年には2号棟が完成し、町の製造品出荷額が飛躍的に増大しました。さらに、平成17年には企業誘致に対する熱意と努力が実り、紡績工場跡地に液晶用フィルム製造を目的とした富士フィルム九州株式会社が進出しました。これら先端企業の工場建設により、税収の増大と雇用の促進、地域経済の発展と浮揚が図られたことは、富永様の功績によるところが大であります。

平成6年には、旧国道57号線沿いの豊後街道菊陽杉並木に杉を補植されたのが縁で、交流がありました鹿児島県屋久町と姉妹都市盟約を締結されておられます。互いの産業祭における特産品や農産物の販売、そして子ども会や婦人会などの各種団体が世界遺産屋久島の自然と魅力を直接体験できる交流活動が現在も続いております。

このような施策や事業を展開されたことにより、平成17年の国勢調査において人口が前回調査と比べて14.4%増加するとともに、第4期菊陽町基本構想に掲げた「人・緑・元気輝く生活創造都市」を実現し、人と自然を大切に作る活気あふれるまちづくりを推進されました。

町外におきましては、熊本県町村会長や全国町村会の理事としても活躍され、熊本県市町村総合事務組合の設立などにも尽力されておられます。

このほかにもまだいろいろな功績がありますが、富永清次様が菊陽町の発展に寄与された功績は大きなものがあり、名誉町民としてふさわしい方だと思いますので、ご同意いただきますようお願いを申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 6点ほど質問をいたします。

そのうち2つぐらいは先ほど何か書類をいただきましたので。

1番目が、この菊陽町名誉町民条例というのがありまして、この条例は社会文化の向上発展に関し、功績卓絶な者に対してどうこうというふうな文言があります。それでは、社会文化の向上発展とはどういうことか。また、功績卓絶ということはどういうことか。

2点目が、審査委員会での意見としてどのような意見が出たのか。

次の問いが、具体的にどのようなことが菊陽町の社会文化の向上発展に寄与した功績が偉大であったと評価されたのか。これは、あくまでも委員会での話であります。今、総務部長が言われたことは執行部のほうでまとめられたことかなというふうに感じますので、委員会での状況をお尋ねします。

それから、最後になりますが、公平という立場からお尋ねいたします。

後藤町長は、2度の町長選挙において前富永町長の支援を受けられ当選されました。後藤町長個人にとっては、前町長は大変お世話になられたお方の一人であるかもしれません。しかし、町長選挙の相手陣営からしますと、このように名誉町民として推薦されると考えておられるのか、とりあえずこれだけお尋ねいたします。

今書いたのがちょっとコピーはしましたが、必要であればお渡ししますが、必要でなければお渡ししません。よろしくお願いします。

総務部長じゃなくて、これ全部町長にお尋ねいたします。

問い2と問い3は別紙をいただきましたので、それは必要ありません。私が今配付しました問い2と問い3という意味です。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 問い1の社会文化の向上発展とはという質問でありますけども、社会といえますと共同の生活を営む人間の集団ということで、そういうものが国語辞典あたりでは説明があつてるところでありまして、広い意味での共同生活を営む集団であるということと考えております。そして、文化とは世の中、いわゆる菊陽町が開け進んで生活水準が高まっていくこと、そういうものを文化、また人間が社会の成員として作り出していく物質的、あるいは精神的な生活のすべてということでもあります。そういうことでとらえております。

そして、そういう意味からしますと、ただいま総務部長が申しあげましたように、これまで前町長の富永清次氏が取り組んでこられた行政全般を含めて、そういった社会文化の中で貢献されたということでもあります。

卓絶というのは、ほかに比べるものがないほどすぐれているという意味でありますけども、そういうこれまでの功績の中で十分それに値する人だと思つているところでもあります。

審査会の意見ですね。どのようなのが出たかということでもありますけども、まずお一人の方でありますけども、今回のこういう審査会のほうに付していただいたということで大変よかつたという、そして長くこの方は民生委員、教育委員を務められた方でもありますけども、伸び伸

びとそういう中で町長の存在ということで、仕事をさせていただいたということでもあります。それから、合併の協議等があったときについても菊陽町の代表者として大変頑張っていたというので、ぜひ受けていただきたいという意見がありました。

それから、次の方でありますけども、昭和50年に転入したということでもありますけども、当時前町長が議員時代であったということで、武蔵ヶ丘地域に、先ほども部長のほうからも申し上げましたように、いわゆる熊本市との組合で中学校建設というような話があったけども、前町長のご尽力によって町立の武蔵ヶ丘中学校ができたということで、大変住民が住むのにありがたかったということでもあります。そして、それが現在の光の森の地域のほうにもつながっているのではないかと。その方は、特に教育面での実績を評価されております。

次の人ですが、約8年間議員として特にかかわりを持ってきたけども、温かな人格という人間性が高く評価できると考えているということでもあります。そして、子どもたちのオーストラリアの交流などにも大きな功績があり、また農村地域と西部地域との住民の相互理解の面でも大変ご尽力をいただいたということでもあります。

次の方ですが、婦人会、それから合併協議等をさせていただいたけども、前富永町長には頭が下がるような思いで、何も異存を言うことはないということでもありました。

次の方、菊陽町に高校がないので、大津町の文化の面でおくれていると言われてきたけども、立派な図書館もできたことや、県立技術短期大学校もできたということで、非常に業績は大きいということでもあります。

次の方ですけども、過去において財政状況非常に厳しい中で助役を置かない、また収入役を置かないような時期もあったということで、いろんなことを考えながら行政運営をされてきた。また、政治家としての行政手腕が大変すぐれた方であるという内容でもありました。そしてまた……

(11番吉本 堅君「町長、ずっと続くようであれば、あと一つか二つぐらいで」の声あり)

あ、もうこれで終わりです。以上ですね。

もう一つ、人に対してだれにでも非常に平等で接してこられる人であったということでもあります。

そういう意味で、名誉町民として選定することを挙手による採決の結果、全員賛成であったということでもあります。

それから、具体的にどのようなことが町の社会文化の向上発展に寄与した功績が偉大であったかということは、お手元のほうにも資料を差し上げておるかと思っておりますけども、総務部長の答弁でご理解いただきたいと思います。

それから6番目、公平という立場からということでもありますけども、今回の名誉町民のこの選定につきましては、いろんな個人的にどうこうっていう、私自身も大変職員時代から仕事を一緒にさせていただいて、非常にそういう面で尊敬する方でありまして、そのいろんな選挙絡

みのことでそういう意味で相手方の陣営からすると推薦されると考えておられるかということでもありますけども、そういうことは公平というか、そういうこれまでの功績の中から今回お願いしているところでありまして、その辺は菊陽町のこれまでの経歴で申しますと、21年の消防団員になられてから、この町長やめられるまでの間、いろんな功績があつて、そういうことで評価していただいて、ご判断いただきたいと思つているところであります。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 同意第1号の名誉町民の同意についてですけど、富永前町長はどうしてやめられた後すぐこの名誉町民という、功績がたくさんあるつていうのは今るるわかつたんですけれども、そういう提案をされなかつたのかと。

あともう一つは、やはり前富永町長は議員も経て町長を7期されたわけで、十分町民が評価をされて7期されたということで、政治家として十分何といひますか、評価があつたからしてこられたので、それで政治家としての評価つていうのは、もうそこで私は終わつているんじゃないかと思ひますけれども、その2つについてお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今回のということでもありますけども、いろんな近隣の市町村あたりでのそういう名誉町民あたりどういったことであるかということも、いろいろ調査等もしました関係もありますし、それと今回今までに至つたということでもありますけども、いろいろそういったものを整理しながら、その時期はこれまでいろんな人からもそういう早く名誉町民にというような意見も聞いておりましたけども、今回になつたということでありまして、特にすぐすべきじゃなかつたかというようなことかと思ひますけども、今回いろんなことを整理した中でお願いしてつてということで、ご理解していただきたいと思ひます。

それともう一点は……

（12番小林久美子君「もう町長として7期務められたので、もう十分評価されたんじゃないかと思うんですけど」の声あり）

そういうのはありますけども、やはりこの名誉町民条例というのがありまして、そういったその条例に照らして当然ふさわしい人だということで、この条例に基づいた中で今回7期28年間という長きにわたりされておりますけども、これまでの功績を踏まえて今回お願いしているところでございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 同意第1号について質問ですが、ちょっと困つておりますので、答えてほしいんですけども。

実は、町民の中からこの方、富永前町長をしっかりと検証せないかんという大きな動きが4年前にありましたし、私もその渦中におりましたので、よく記憶をしております。ただ、そのと

きには何かブロンズ像の話まで出てきましたけども、どっかで立ち消えになってしまって、それから時間が過ぎて、そして今回、今度の議会にこうして提案されてきたわけですけども、私の記憶するところでは、スタートは佐藤議員がこの前12月で一般質問ですか、そのときに推薦をされたのがスタートじゃないかという、私の考え違いかもしれませんが、何かその辺がスタートになっているような気がいたします。何か審査会も開かれたということですけども、佐藤議員は恐らく周りにいらっしゃった町民の方がそういうことを一生懸命やっぴり佐藤議員に頼まれて、その中での発言だったかと思いますが、本来はやっぴり私4年前のことを記憶してるもんですから、こういう名誉町民などという、こういう種類のものについては本当に町民の運動から盛り上がってきて、それを議会なり、あるいは町長が取り上げるというのが筋ではないかと思うんですが、それがなされずに今回のような状態になったと。なぜ今なのかというのがどうしても頭から離れません。

それから、こういった表彰というのは、あくまでもこれは全員賛成とまでいかななくても、本当にそれに近い状態をつくって、そしてご本人にも連絡をするというのが筋だというふうに思います。もしも、この討議の中でこれに傷がついたら、かえって失礼に当たるんじゃないかと。ですから、こういったことを議論する場合には、本当に細心の注意を払って、十分な条件整備をして、そしてご本人の意思等も確かめて、本当に表彰が丸くいくようなそういう配慮をすべきじゃないかという立場で、私は今言っております。どうもそうではないような状況が散見されると。ですから、これはもう少しやっぴり慎重に考えにやいかんのじゃないかという、そういう考え方を持っております。

一つは、もうあけすけに申し上げますが、選挙から余りにも近いです。提案の仕方がですね。誤解を受けます。これがあります。それから、私が聞くところによりますと、ご本人はそういう賞が来ても、自分は受けないというふうにおっしゃってたという情報を私は聞いております。その辺がどうなのか、これもよくわかりません。

もう少しこの問題については、本当にお祝いがお祝いになるような、そういう意思統一の仕方、これを配慮すべきじゃないかというふうに思いますので、町長にお聞きしたいのは1点だけです。もう少し時間をかけて、その表彰が表彰に値をするような、そういうめでたいものになるような手間暇をかけられるおつもりはないか。やっぴり今日提案したから、あくまでも今日この同意をここで決をとられるつもりか。その1点をお答えいただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 甲斐議員さんが言われますように、こういう内容のもので、ぜひ皆さん方に賛同した上でということで、お願いしたいと思っておりますけれども、いざにしましてもこれまでのご本人のこの功績、富永氏の功績、そういうもの、そしていろいろ時期を見た上ということでもありますけれども、私としましては今回近々また町議の選挙も迫っておりますけれども、議員さん方大変この前町長とのかかわりも十分知っておられる方の議員さんでありますので、ぜひ今回の中で決めていただきたいという思いで提案したところであり

ますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

永野輝全君。

○17番（永野輝全君） ちょっと休憩をお願いして全協を開いてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後3時8分

再開 午後3時35分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 議案が同意第1号菊陽町名誉町民の同意について、反対の立場で討論いたします。

菊陽町が昭和46年ごろ熊本市を中心とした熊本都市計画区域の一員となり、菊陽町第1、第2区画整理約200ヘクタール、熊本県住宅供給公社光の森開発100ヘクタールの事業と並行して、上下水道事業が完成間近であります。また、先ほど総務部長のほうから町長としての事業に取り組まれた経緯、いろいろ言われました。町長としてはいろいろな取り組みをされたと、富永町長の町への貢献というのは十分理解できるところであります。

しかし、これらの事業は町長を初め、役場職員の方々、関係者の方々の協力、先輩議員、現職の議員の方々が一緒になって取り組まれたことであると考えます。また、菊陽町名誉町民条例の目的である第1条の趣旨の私の受け取り方は、首長、職員、議員は町の繁栄のためにそれぞれの立場で業務に専念することは、当たり前のことであると考えます。町民の中には、町長や議員の考え方に対し賛成の考えを持っておられる方があれば、また反対の考えを持っておられる方々がいらっしゃいます。

私が考える菊陽町名誉町民条例、目的の第1条、社会文化の向上発展に関し功績卓絶などという文言のとらえ方は、先ほど町長に質疑しましたとおり、少し違うところがあります。私の考えは、首長や議員を推薦すべきではなく、一般の方で第1条にふさわしい方々を名誉町民に選定していただきたいと。後藤町長が前富永町長に対してもう少し配慮をしていただき、行政運営に取り組んでいただきたいと。もっと大局的な見方だという思いで、反対討論といたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 同意第1号に対して賛成の立場から討論させていただきます。

私は5期20年富永町長と議員として、また町長としての論戦をもう激しく争ってまいりました。その中で、図書館や文化会館を何回となく早くつくっていただきたいということも、大分食い下がりました。けれども、富永町長は文化の薫り高いまちづくりとあって、各町民センターが一番いいんだとあって各町民センターを7つほどをつくられました。各町民センターにおいては、いろんなものが本当にプロではないかと思われるぐらいきれいなものを展示してございます。そういった文化の薫り高いまちづくりに、町長は挑戦されたというのを現実にもって感じるところでございます。そして最後に、図書館と文化会館をつくられました。それから、区画整理も4つの大型区画整理、県が2つと町が2つ、400ヘクタールほどの区画整理をされました。人口面においても、大津町よりもかなり少ない、県下でも5、6番目の町村でございましたけれども、現在では第1番の断トツ1番の人口で、今定例会でも示されたように、全国でも3番目というすばらしい人口増に、それも区画整理があったからでございます。また、県の工業団地であるかもしれませんけれども、ソニーや、それから富士フィルムと、工場進出にも努力されて税収もかなり伸びております。

そのような功績があつて、また名誉町民賞が今回提出されまして、中には何でもっと早く出さなかつたのかといろいろありましたけれども、私も確かにその点は思いますけれども、後藤町長が今回提出されました。いろいろあるかと思ひますけど、この名誉町民賞は全員賛成のもとに決定し、提出しなければ重みが違います。その点、議員各位も思ひはいろいろあるかと思ひますけれども、全員賛成、同意のもとに可決していただきたいと思ひ、賛成討論にかえさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第1号は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時49分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成23年3月15日（火）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会



1. 議事日程(4日目)

(平成23年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成23年3月15日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 坂本秀則君 | 2番  | 北山正樹君  |
| 3番  | 石原武義君 | 4番  | 甲斐榮治君  |
| 5番  | 芝和長君  | 6番  | 岩下和高君  |
| 7番  | 佐藤竜巳君 | 8番  | 大塚昇君   |
| 9番  | 福島知雄君 | 10番 | 川俣鐵也君  |
| 11番 | 吉本堅君  | 12番 | 小林久美子君 |
| 13番 | 酒井良一君 | 14番 | 上田茂政君  |
| 15番 | 梅田清明君 | 16番 | 鍋島有志男君 |
| 17番 | 永野輝全君 | 18番 | 吉村豊明君  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 16番 | 鍋島有志男君 | 17番 | 永野輝全君 |
|-----|--------|-----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                   |       |               |       |
|-------------------|-------|---------------|-------|
| 町長                | 後藤三雄君 | 教育長           | 赤峰洋次君 |
| 教育次長              | 水上孝親君 | 総務部長          | 大川育男君 |
| 福祉生活部長            | 眞鍋清也君 | 産業建設部長        | 服部貞夫君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長    | 吉岡典次君 | 総務課長          | 阪本修一君 |
| 総合政策課長            | 松本東亞君 | 財政課長          | 實取初雄君 |
| 税務課長              | 廣野豊徳君 | 人権教育・<br>啓発課長 | 堀川俊幸君 |
| 福祉課長              | 渡邊幸伸君 | 健康・保険課長       | 宮本義雄君 |
| 環境生活課長            | 吉野邦宏君 | 町民課長          | 堀川正信君 |
| 武蔵ヶ丘支所長           | 村田保孝君 | 農政課長          | 荒木一雄君 |
| 建設課長              | 松村孝雄君 | 都市計画課長        | 坂本恭一君 |
| 下水道課長             | 山崎謙三君 | 商工振興課長        | 平野誠也君 |
| 総務課長補佐<br>兼庶務法制係長 | 服部誠也君 | 図書館長          | 堀行徳君  |
| 学務課長              | 松本洋昭君 | 生涯学習課長        | 佐藤清孝君 |
| 農業委員会事務局長         | 志垣敏夫君 |               |       |

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会議務局長 阪本健治君

書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

開会に先立ちまして、平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震によって東北地方から関東地方の太平洋岸を中心に、極めて広い範囲で甚大な被害が発生しました。マグニチュード9.0という想定外の大きな地震と津波によって多くの方が亡くなられたり、行方不明になっておられます。今、国を挙げて救命救援活動が行われているところであります。犠牲者の方のご冥福と被災者の方のご無事を心よりお祈り申し上げます。また、一日も早い復旧を心よりお祈りを申し上げます。菊陽町議会といたしましても、何かできることはないかということで、本日の一般質問が終了後、全員協議会を開催し、協議したいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日はご多用の中、傍聴においでいただきまことにありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（吉村豊明君） 本日は日程に従って一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、ご承知願います。

それでは、一般質問の発言の順位が決定しておりますので、報告をいたします。

1番小林久美子君、2番甲斐榮治君、3番吉本堅君、4番大塚昇君、5番芝和長君の順となっております。

なお、今回は1日間の予定でございます。

小林久美子君、一般質問を許します。

○12番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。

日本共産党の町会議員の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。

今、議長からもありましたように、3月11日に発生した東日本大震災は、日本観測史上最大の巨大地震と大津波により甚大な被害をもたらしました。言葉も出ない、私たちの想像を絶するものです。痛ましい犠牲となられた皆様方に対しまして哀悼の意を表するとともに、被災者の皆さんに心からのお見舞いを申し上げます。日本共産党としても、救援支援活動に全力で取り組みますが、菊陽町議会、また町当局としても最大限の支援体制をとっていただくようお願いしたいと思います。

また、4月には一斉選挙が予定をされていますけれども、私たち共産党はほかの党の方と検討し、選挙を延ばしてでも全力を投球して、やはり支援に当たるべきではないかと考えていま

す。その一つは、人的物的被害が極めて甚大で広範囲であり、原発の爆発事故や石油コンビナート火災など複合的被害の形で広がっているからです。また2つ目に、60カ国以上から国際的支援が寄せられ、政府の対応が世界的にも注目をされています。そういうときだからこそ、今は全国民、全自治体が救援と復興に党派を超えて力を集中するべきときではないかと考え、まず初めにそのことを述べさせていただきました。

それでは、通告に従い自席から一般質問を行います。

引き続き質問を行います。

第1に、街灯、防犯灯設置事業についてお聞きします。

私たち日本共産党は、昨年町民の皆さん全世帯に町政アンケートという形で町への要望などをお聞きしまして、お願いしました。さまざまな要望が寄せられまして、12月議会でもその一端について町への対応をただしたところです。今回、町政の要望などをお聞きしますと、その中でもカーブミラーや通学路の問題、さらに街灯の要望等が多く出されました。

1番目の質問ですけれども、現在の防犯灯の設置数はどうなっていますか。自治会の設置数と町の防犯灯の設置数について、まず初めにお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） おはようございます。

それでは、ご質問の件についてお答えしたいと思います。

まず、1点目なんですけれども、防犯灯の現在の設置数についてというご質問ですけれども、防犯灯につきましては各地区、それから自治会が設置します地区設というものがございます。地区と地区を結ぶ区間に、町が設置します公設というのがございます、一応設置については2種類ございます。

ご質問の各地区自治会の現在の設置されている防犯灯の設置数なんですけれども、今回正式に調査したものではありませんけれども、平成19年に一応調査した結果がございましたので、それに19年度と20年度の4年間の設置数を加算した数は、2,250基ぐらいではないかと思っております。

次に、町が設置しております公設の防犯灯につきましては、平成16年から本格的に整備を進めてまいっております。主に、小・中学生の通学路を中心に設置しておりまして、平成22年度の整備中のものも合わせますと、約397基を設置しているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 今平成19年度の調査で、たしか私がお話をお聞きしたときは、多分1,800か900ぐらいだったかなというふうに思うんですけれども、その4年間で2,250基になっているということですが、やはり例えば原水駅から住宅地に向けて非常に暗いので、防犯灯をつけていただきたいとか、あと光の森も町全体としては非常に明るい商業地になっていますが、その中でもやはり暗くてなかなか歩けないというような要望がありました。この防犯、街

灯ですね、自治会の設置数はその気になればきちんとすぐ調べられると思うんですけども、そういう毎年調査されるおつもりはありませんか。それと、私たちがいろんなことを要望したときに、やはり自治会がどれぐらい持っているかをわかっていないと、本当に要望してるのが足りているのかが町としても判断できないと思うんですけども、そこはどのように考えておられますか。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） 毎年調査をということでございますけども、調査をできないということではございませんけども、今まで19年度に1回調査したという結果でございます。それから、いろいろ要望でございますけども、町からの要望等については随時要望を受けまして、必要性等があれば、設置の方向でまいりたいと、そのように思っております。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） それでは、1番の3回目の質問ですけども、毎年調査できないわけではないということであれば、嘱託員会議等もありますので、すぐ実数をつかんでいけば、毎年度どれだけプラスになったかは、そう難しいことではないと思いますので、やはりそれはきちんと把握をしていただきたいと思います。そうしないと、どこを優先順位をつけて判断をされるのかがわからないんですけれども、今はどういうふうに判断をされてますか。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） 今の判断はですね、町で設置する部分については先ほど申しましたように、通学路関係、小・中学生、高校生等が通学路として利用しているところを中心に、設置のほうをしております。

（12番小林久美子君「違うんですよ。区でするところの優先順位です」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） 区で設置する優先順位ということでございますけども、これにつきましては各区の区長さんのほうから要望があったところを優先的に、必要性等を検討しながら、設置のほうを行っておるところでございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） なかなか食い違うんですけども、その区から要望があればすべて設置をできるならば、こういう質問はしなくていいと思うんですけども、予算がありますよね。ですから、きちんと今の時点で58ですかね、まあ60近くになっていると思いますけれども、自治会に大体街灯を何基ぐらい設置してるかっていうのをきちんとつかんでいただいて、そして要望があった場合に、こちらの方が少し数が多いから、今回は今年はこちらのほうを優先しようとか、そういう判断がきちんとなされていないのではないかとということで、私は聞いています。

次に、平成23年度の設置予定についてですけども、それでは区から要望があったのは、み

んなカバーできる予算が来年度ついているかどうかと、どの程度の予算になっているかと、それはカバーできるのかどうか。また具体的に、もう既にどういうところには設置する予定だっというのがわかっているならば、その点について、これは2番目の質問ですけれども、平成23年度の設置予定についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） ただいまのご質問にお答えしたいと思いますけれども、町による防犯灯の設置予定について申し上げますと、一応23年度の設置予定につきましては、県道のほうの熊本瀬田線、これは戸次から馬場楠間でございますけれども、その未整備区間の通学路と、それから原水のほう、上のほうを走っております県道大津植木線等について、町のほうでは23年度は計画をしているところでございます。予算額は、一応400万円程度の予算を計上しております。

それから、地区で設置する部分でございますけれども、これにつきましては各行政区のほうから要請がありましたらば、要望のあった地域、設置の先ほど申しましたけれども、必要性を検討し、随時整備を図っていきたいと、そのように思っております。一応、予算としては平成23年度は100万円を計上しておるところでございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） これだけ人口が急増して防犯灯の要望もある中で、この区の設置の場合、年間100万円ですら十分賄えますか。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） 一応予算上の100万円ということで、まだはっきりして要望が全部上がってきているものでもございません。一応、100万円ということ計上しておりますので、もし不足する場合等があれば、補正予算で対応したいというふうに考えておるところでございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 私は要望から見まして、これだけの人口増の中で、やっぱりカーブミラーもそうですし、防犯灯もそうですけれども、人口増に見合った設置というのが、どうもスピードができていないのではないかとこのように思っています。自治会での、それでは維持管理費、電気代など町としては把握されていますか。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） 3番目のご質問でございます。

維持管理費などを把握しているかというご質問ですけれども、現在各自治会の防犯灯の維持管理費について、現在のところは把握しておりません。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 大体大きな400、500世帯ぐらいでも、年間20万円ぐらい電気代かかっていますよね。それから、今馬場楠のほうの街灯とかおっしゃいましたけれども、そこでも馬

場楠は結構長い道路なので、かなり街灯をつけてるとおっしゃってまして、年間やはり10万円から、ほかの電気代と込みだけど、やっぱり十数万円かかるというふうにおっしゃってました。

私がなぜこのことを、自治体のことを取り上げてるといいますと、やはり菊陽町西部方面と南部方面っていいですか、今までの既存のところと非常に町の発展に差があるのではないかと、格差があるのではないかといいことはよくお聞きしますし、実際そういう部分があると思いますが、それを少しでも公平にしていくためには、やはり小さな区が持っている街灯代とかは非常な負担になるのではないかと思います、その電気代も把握してない、区に任せてる。そして、そういうことも余り頭がないということで、やはり西部とそういう周辺部との格差は、どういふふうに総務課長として考えておられるのかというのをお尋ねしたいと思います。

私は自治会費はもちろんその自治会で決めることですが、1年ぐらい前に各菊陽町の全自治会の区費を調べてみました。それも大きな差があります。花立とかそういうところは安かったと思いますけれども、年間4,000円から5,000円ぐらいで、高いところは今、鉄砲小路といいですかね、その辺も高かったし、あとやはり戸次とか道明とか戸数の少ないところは正確じゃないんですけど、1万四、五千円区費を払っていらっしゃるところもあるんですね。だから、やはり町全体今後いろいろなことを考えていく場合に、そういう区費との関係とか、街灯電気代が本当に区に負担をかけてないかどうかとか、そういうのもきめ細かなところですが、町がしっかり把握する必要があると思います。それを把握するのは何にも難しいことなく、嘱託員会議で来られたときに大体区の電気代は幾らかかっていますかと、街灯はどうですかと、何基ぐらい維持されていますかというのを調査すれば、それこそ1日でも済むことではないかと思いますが、そういうのを考えてはおられないんでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） ただいまのご質問ですけども、調査をするということであれば、嘱託員会議等を開催しておりますので、その中でお聞きすることは可能だと思っております。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 私が求めているのは、調査をして、町がそれをどういふふうに自治会の運営とか、そういうところを、まちづくりを次のプランにどう持っていくかというのを課長さんは考えないといけないんじゃないですか。と思いますが、どうですか。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） これもこれまでの経緯といいますか、防犯灯の設置につきましては、一応規定というものがございまして、その中で地区内に設置する部分については、その維持管理等については地区の方でということを決めております。

それから、先ほど申しましたように、地区と地区とで結ぶ区間の防犯灯を設置する場合は、町が全面的にその維持管理、また設置について費用を出すということで、そういった規定に基づいて今執行しているところであります。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。もう3回目でございます。

○12番（小林久美子君） 3番の3回目なんですけれども……。

○議長（吉村豊明君） いえ、もう3回して4回目になります。

○12番（小林久美子君） あ、そうですか。そしたら、4番に移ります。

1の4です。街灯、防犯灯の電気代などの維持管理は町で行ったほうがよいと思うが、どのように考えているのかという質問です。

今お話ししましたように、やはり既存の集落の方に非常に負担を強いている。今までそういう地域の方がこの菊陽町をもう営々と支えてこられたのではないかと私思うんですけども、そういうところに町としても少し問題意識を持っていただいて、これだけ南北格差があるというふうに言われている中で、今までこういうふうにしてるので、その次の施策は何にも一緒に今までと同じような施策で来年度もいきますよというのではなくて、これだけ町が人口も急増して、町並みも変わって、菊陽町大きく変わっているわけですから、本当に今までのやり方でいいのかどうかというのを、私は見直す時期ではないかと。本当に、身近な街灯、防犯灯のことからでもいろんなことが見えてくるのではないかとというふうに思っていますが、どういうふうに考えられるのか。

ちなみに、大津町ではこの街灯、防犯灯の設置事業は、すべて町の負担で行われています。確かに、大津町は面積は菊陽の3倍もあって広いんですが、予算とかをお聞きしてみますと、1年間1,500万円の予算を使って、そういう事業を、電気代の維持管理も町が持ちながらされてます。特に、ここは通学路だから、ここは町の問題で、ここは区といっても、子どもたちは2つの区を渡って学校に通ったりしますので、私としては町全体で持ったほうが公平だと思いますが、その点について町長か担当課長のほうからお願いします。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） 維持管理について町のほうで行ったほうがよいと思うが、どのように考えているのかというご質問ですけども、このことにつきましては平成20年6月議会において、また佐藤議員のほうから、この設置の防犯灯の電気料を町から助成はできないかと同様の質問がっております。

防犯灯の整備につきましては、住民の安全・安心を確保する上から、重要な照明施設という観点から、毎年地区からの要望等に応じるために、設置に必要な予算を計上し、整備に努めているところでございます。現在、地区のほうで設置する費用については、2分の1の助成を行っておりますけども、電気代等の維持管理につきましては、先ほど小林議員のほうから言われましたように、各行政区のほうで負担をしていただいております。各行政区においては、設置数が多くなり、維持管理の費用負担があり、大変かと思っておりますけども、町財政も同じく財政需要が増大し、厳しい財政状況の中、また行財政改革とあわせて推進しているところでございます。

また、今後そういった行財政改革の中で歳出の削減、それから抑制等を継続的に図っていく



必要があるんじゃないかと思っております。ご存じのように、本町では大型の施設整備等が控えており、また多くの事業を推進を図る必要があります、財政的に今後ますます厳しい状況が出てくるものと思います。このような現状をご理解いただきたいと、そのように思っております。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 町は財政が厳しいと一言で言われますと、なかなか次の質問ができないんですけれども、本当に厳しいですか。

町の税収は大津町を抜いて、平成21年度税収60億円ですよ。それが、菊陽町の税収が50億円あったのが40億円、30億円、20億円になってたら、私はこんなことは言いません。しかし、菊陽町は人口もふえ、固定資産税もふえ、税収60億円で隣の大津町を抜いてトップですよ。県内1番ですよ。それで、この街灯や防犯灯のわずか100万円の予算もふやせない。そんなに厳しい町、厳しい財政と言われても、私は納得できないし、町民の方の理解も得られないと思いますが、町長、いかがでしょう。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 確かに、この税収はふえておるような状況にはありますけども、小林議員の質問にも何度もお答えしたと思いますけども、この地方財政といいますのは、いわゆる町税とともにこの地方交付税制度というのがありまして、税収のふえるところにつきましては、地方交付税の方が減額されていくというような仕組みになっております。そういうところがありまして、いわゆる不交付団体、税収のほうは交付税も含めた中で、その交付税上の基準財政需要額を収入がふえた場合は不交付団体となって、その不交付団体、1.0の数字が1.3とか1.5とか上がれば非常に裕福な団体と言えますけども、そこを超えない間は税収のものは当然この収入のあった75%は収入として見らなきゃなりませんので、そういう面で、そして菊陽町の場合は非常にこの都市化も進み、今特に学校の関係で非常に大きな予算、ほかにもいろいろやらなくてはならない事業があるところであります。そういうところがありまして、この防犯灯につきましては、それぞれの地域の中でもうずっと長年伝統的に地区内の街灯につきましては、地元の方で取り組んでいただいて、それに町のほうから2分の1の補助を出しているような状況であります。そして、地域間をつなぐ、いわゆる地区外、そして特に子どもたちの登下校に関係するようなどころについては、今町のほうが防犯灯ということで町の費用負担、すべて設置から電灯代まで持っておりますけども、地域内につきましては、今のところ負担はかけますけども、いわゆる2分の1の補助を出しながら、今整備に取り組んでいただいているところであります。

また一方、町のほうでは行政区の運営助成金という制度を持っておりまして、ここで1行政区当たり定額で6万5,000円と、1世帯当たり200円というのを年額出しております。そういうものを、これはひもつきでありませぬので、そういった中からもそれぞれの地域、その地区内の会計も区費というのがあるって、費用負担もあるかと思っておりますけども、そういうものも活用しながら、さらにはぜひ進めていただければ、大きな資金源になるというのが、いわゆるごみの

リサイクル運動がありまして、ほとんど全地区でされておりますけれども、こういうものを活発にされますと、そちらのほうでも助成金等大きなところは年間数十万円、それで助成金も出しておりますので、そういったものも活用されて、地域づくりの中で取り組んでいただければと思っております。

そういう面で、すべて町が見るのが一番いいということにはなるかと思っておりますけれども、町としてはいろんな事業があるということで、そういう面にこの街灯については、ぜひ今の現状の中でのご理解をいただいて取り組みをしていただくならと思うところであります。

そして、現状としましては、各地区から要望のありましたものについては、2分の1の負担はありますけれども、ほとんどといたしますか、今までそれを今年予算がないということで遠慮していただいたことはありません。すべて受け付けておりますので、その辺もご理解いただきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 街灯についてはもうほとんど遠慮をしないで、要望があった場合は対応するという答弁でしたけれども、一つ町長のおっしゃったこの菊陽町行政区運営補助金交付要綱を見ますと、行政区に定額補助で1行政区当たり年間6万5,000円、戸数割で1世帯当たり年額200円ついてます。それで、私はこれは、私が以前電気代の維持管理は全体でできないかという質問をしたときに、いや、この運営補助金がついてますからというふうにおっしゃったんですけれども、回答があったんですけれども、これは地域づくりの運営に必要な経費なので、やはり地域づくりをどんなふうやっていくかのために私は出されてるというふうに、この要綱にも書いてありますから、理解しています。

それともう一つ、今の財政力のところで、もちろん税収と地方交付税の関係はわかっていますが、町、自治体が頑張った分を評価する、25%は評価する制度がありますよね。ただ単に、税金と交付税だけを足して運営していくというのではなくて、これだけ自治体が頑張っているんで、25%は使っていいですよとは言わないけれども、それはちゃんと認めますよという制度もありますから、そこもきちんとやっぱり見ておかなければいけないというふうに思います。

それと、最後なんです。もう一度お尋ねをしますけれども、私はその南北格差という自治会ごとの差ですね。それは、こういうソフトの面から、もう対応しようという考えは全くお持ちじゃないのかどうか。その点についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 小林議員のその南北格差というのが、具体的な内容がどういうものかちょっとお聞きしないとわからないんですけども、いわゆる行政を進める中で必要なものにつきましては、それはできるだけ実情をさっき言われましたように、実態がどうかということもきちんと把握しておるかということでもありますけれども、そういうものも把握しながら取り組まなきゃならないと思っておりますけれども、その小さいところがこの負担あたり、いわゆる区費あたりも高いついていうようなことで、この街灯のほうからの意味では、そういう面に余分に出せないか

ということかと思えますけれども、そういうところにつきましては、実際どういうところで、どんなところがどういうものがあるかというのは、1回、嘱託員会議あるいは、区長会もありますので、そういった場でどういうそれぞれが抱えられとる問題については、一応お聞きしてみたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 南北格差といいますと、今までも私は言ってきましたので、もう十分伝わるかと思ったんですけども、例えば菊陽町は光の森や光の森周辺はどんどん発展して、例えば白川から向こうは取り残されてると。もうほとんど変わらない。もう日陰の森って言われるぐらい、私言われたことがあります。それはとてもそこはすごくいろんな歴史があり、文化もあり、そういうとても大切な地域だと思いますけれども、そういうふうを受けとめられる部分もお聞きしましたし、やっぱりこちらだけ発展して、町全体が本当に発展しているのかどうかというのを見るのが町長の一番の仕事だと思いますので、そういう意味の少し格差といいますか、片方だけに偏った発展の仕方をしているのではないかと。それをやはり公平にしていくために、ひとつこういうことも視野に入れられたらどうでしょうかということで、この質問をさせていただきました。また、しっかり区長さん等にお話を聞いていただいて、また私のほうからはいろんな要望があるのをきちんとカバーできるような運営をお願いしたいと思います。また、環境に優しいLEDの電球など、今後も検討していただければということをお申し述べて、2番目の質問に移ります。

2番目は、介護手当の拡充についての質問です。

町では、菊陽町在宅重度要介護者介護手当制度があります。介護保険法の認定で要介護4、または5と判定された方で、過去1年間施設介護サービスを受けなかった人を在宅で介護した場合、年間1世帯当たり10万円の支給が認められています。予算書や決算を見ますと、大体約20人ほどの方が受けられていると思いますが、今のこの制度の実態、それとやはり介護という部分は非常にいろんな問題がかかわってきますし、また介護をされる方も大変ですけれども、介護をするほうは経済的、肉体的、精神的、また時間的にも非常に負担がかかります。施設に入所した場合は、介護給付費は多分1人当たり四、五十万円ぐらいかかるのではないかとこのように思いますので、本当にこの在宅で介護されている方への制度をより拡充していただければという立場で質問しますが、いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） おはようございます。

在宅重度要介護者手当につきましては、現在菊陽町在宅重度要介護者介護手当支給規則に基づきまして実施してるところであります。この菊陽町在宅重度要介護者手当は、日常生活において常時介護を必要とします高齢者を在宅介護している方に対しまして介護者手当を支給し、在宅介護者及び被介護者の精神的、経済的負担を軽減し、在宅福祉の向上に資することを目的としております。この受給資格者は、先ほど委員がおっしゃいましたように、要介護4、また

は要介護5と判定されまして、4月1日を基準として過去1年間に施設介護サービス等を受けなかった人を在宅で介護している町民の方が対象となります。この在宅重度要介護者手当は、平成2年にスタートしました在宅寝たきり老人等介護者手当を平成12年介護保険制度の発足を契機に、内容を一部変更したものであります。菊陽町では、平成12年度から1人当たり年額10万円を支給しまして、ここ最近においては、平成20年度21人、平成21年度19人、そして今年度22年度は15人の実績となっております。この10万円やその対象要件につきましては、国の方で決めました家族介護慰労事業がもとになっております。この事業は、後半部でまた説明いたしますけれども、家族介護用品購入費助成事業等とともに、現在は介護保険法第115条の44の規定に基づきまして、その地域支援事業の中の家族介護支援事業に位置づけられております。財源は65歳以上の方が支払われる介護保険料から20%、町の負担が20%、残りは国、県の負担となっております。

今回ご要望されております介護手当の拡充につきましては、受給資格者の拡大と介護手当の増額の2つの面から、今から考えていきたいと思っております。

まず、受給資格者の拡大でございますけれども、町の規則では介護者、被介護者がどちらも菊陽町の住民で同居していること、被介護者が要介護4、または要介護5の認定を受けていること、そして医療保険による入院など3カ月以上利用していないことが受給要件となっております。隣接のこの菊池郡市3市町をちょっと見てみますと、介護者の世帯は住民税非課税世帯に限定をしているところもあります。あるいは、介護されている方が1週間程度のショートステイを利用していないというような、菊陽町よりも非常に厳しい条件をつけ加えている市町村がありまして、菊陽町はそういった条件はつけておりません。したがって、受給資格者の要件については、在宅重度要介護者手当の目的や近隣市町村の状況から判断しまして、今の規則の内容で十分ではないかと考えます。

次に、介護手当の増額ですけれども、介護者と被介護者の精神的、経済的負担を軽減するというほかに、在宅サービスよりも介護給付費を多く必要とします施設サービスを利用しないで、家族の献身的な在宅介護を応援するという目的で、この在宅重度要介護者手当制度が生まれております。近隣市町のうち、菊池市、合志は年額12万円の支給、先ほど街灯の件で話がありました大津町とか熊本市は、介護手当の支給制度はそのものがありませんので、支給はしておりません。全国では、月額単位で5,000円程度、あるいは年額単位で10万円程度を支給しているところがあります。

あと、家族支援事業の一つであります家族介護用品購入費助成の支給額と合わせますと、助成の年額は菊陽町と菊池市、合志はほぼ同額となっております。現行は菊陽町の介護手当10万円はほかの自治体と大きな差はないと考えます。このなお、家族介護用品購入費助成につきましては、在宅重度要介護者手当と同様の趣旨により設けられまして、菊陽町家族介護用品購入費助成に関する規則により、要介護3、要介護4、要介護5に認定されている要援護者を在宅で介護している人に紙おむつ、あるいは尿とりパッドの購入費に対して毎月6,250円を限

度に助成しております。実績としては大体40人から50人です。そのうち、要介護3の方が半数はいらっしゃいます。そういったところで非常に町民の方からは好評を得ております。

この制度に関して先ほどと同じように、菊池郡市3市町と比較しますと、ほかの市町村は要介護4と5に限定しております。ですから、菊陽町は要介護3の人まで範囲を広げて対象としておりますし、さらに住民税の課税、非課税は関係なく対象としておりますので、ほかの市町村よりも対象要件を緩和して、この在宅介護を積極的に応援しております。

以上のことから、この在宅重度要介護者手当につきましては、当面は現状を維持していく方針であります。ただ、その在宅介護によって介護給付費の抑制につながっているというのは事実ですので、介護保険料や町財政への影響、あるいは隣接町の状況等を総合的に判断して、必要に応じてサービス内容を変更をしていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

今いろんな町民の方とお話ししますと、やはり介護、高齢者お二人でお暮らしでヘルパーさんが来ていたり、配食サービスがとても助かったり、いろいろなことがあります。でも、介護で施設の入所になりますと、経済的負担もかなり大きいものがあります。その施設によって幅はありますけれども、多いところでは十四、五万円かかったり、収入によっても違いますから、10万円から十四、五万円かかると。家族の方はもちろん長生きをしてもらいたいけれども、本当に本人の年金で賄えればいいのだが、やっぱりなかなか今厳しい状況になっていますので、そういうのが介護では背景にあるかと思えます。

それで、在宅で介護していらっしゃる問題等、今日は時間の関係でそこまでは言いませんけれども、特別養護老人ホームの待機者も全国で42万、県内でも1万人の人が希望を出しながら入所できずにいます。菊陽町は、もしわかれば特別養護老人ホーム等の待機者は何人ぐらいおられるのか、わからなければもう後で結構ですので、お尋ねしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） 今のご質問につきましては、12月議会のときにちょっと待機者については答弁したと思います。今日は具体的な数字は持ってきておりませんが、今おっしゃった特別養護老人ホームの現在の菊陽町の入所者、あるいはその施設と在宅の分について少しちょっと説明を加えたいと思います。

現在、菊陽町で特別養護老人ホームに入所されている方が76人いらっしゃいます。あと、先ほど在宅と施設との比較がありましたので、あわせて言いますが、在宅サービスの方が大体一月当たりの分で、サービス提供の分として大体9万9,000円ぐらい介護給付費がかかっていると。施設サービスの分が大体29万4,700円ぐらい。ですから、一般的に在宅よりも施設サービスの方が3倍ほど給付費のかかるということでございます。施設の中で特別養護老人ホームで1人の方が入所された場合の町の負担というもの、ちょっとあわせて言いますが、要介護

5という非常に重度のレベルの方で、年間でいきますと35万2,000円ほどは、これは町の持ち出しになると。あと、老人保健施設でいきますと、38万1,000円。あるいは、介護療養型医療施設については49万5,000円ほど、これは町の一般財源の持ち出しということでもあります。そういうことを踏まえまして、在宅よりも施設が3倍ほどかかりますし、施設の方が非常に在宅よりも町の持ち出しが多くなるものですから、先ほどの在宅の介護者手当というところで今しっかり在宅介護を応援してるところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） それでは、引き続きぜひ介護手当の拡充等も含めて今後とも検討を深めていただきたいと思います。

3番目は、町長の政治姿勢についてお尋ねをします。

国保税の値上げ、障がい者福祉手当の廃止など、この間3月議会に提案をされています。9月の町長選挙のときは、町長一番最初にやはり高齢者や障がい者を大切にすまらねばというのを公約の1番目に掲げられておられました。この平成23年度にこういうふう暮らしに直撃する内容を出されてきているのは、私は公約と逆行するのではないかと思います。その点についてお尋ねをしたいと思います。

今度の3月議会に国保税の値上げが提案されまして、私を含めた3名の議員は反対をしましたが、3月8日に1人当たり平均で1万566円の値上げが決まってしまうました。私は全員協議会でもこういう大切な問題はしっかりと委員会で議論をすべきだというふうに取り上げましたけれども、そこは合意が得られませんでした。所得が200万円で40歳から64歳のご夫婦と子ども2人の場合は、33万2,600円の国保が36万8,000円で、増税額3万5,400円です。所得200万円といいますと、なかなか傍聴に来ていただいている方もちょっとわかりにくいと思いますが、おおよそ年収が300万円とさせていただくとわかりやすいと思います。300万円の年収の世帯で36万8,000円の国保税を払わなければいけない。所得にしますと、200万円の約2割、18.4%が国保税ということになります。しかも、町民の暮らしは以前より苦しくなったという世帯が6割を超えています。2月25日の熊日の報道でも、2008年度の推計で市町村民所得は前年度と比べて1人当たり14万8,000円もダウンしています。ちなみに、菊陽町の1人当たりの所得は254万5,000円です。生活が厳しくなっており、また私たちのアンケートの調査でも、国保税の引き下げが町政に対する一番の望みでした。その願いを正面から踏みにじっています。菊陽町は先ほどもお話ししましたように、税収も約60億円、町の一般、1年間に使う予算が100億円から110億円ぐらいですので、50%私たち町民が払っている税金です。お隣の大津町を抜いて県内1番です。さらに、菊陽町は国民健康保険特別会計に一般会計からの法定外繰り入れを全く行っていません。全国の市町村では、もうこれ以上国保税の値上げは耐えられないと、町民や住民の運動もありますし、値上げを抑えるために法定外からの繰り入れを行っています。ちなみに、隣の大津町は1億1,000万円一般会計から国保の特別会計に繰り入れを行う

予定です。菊池市は、既に約1億5,000万円の繰り入れを行って、値上げを抑えています。それでも国の負担がどんどん減ってきていますので、もう払えない国民健康保険の実態となっております。

1つの質問は、町長はこの財政力を生かして、税収を抑えようとは考えられなかったのか。法定外の繰り入れを抑えてでも、町民の暮らしを守ろうという考えはなかったのかをお尋ねします。

2つ目です。障がい者福祉の切り捨てです。

菊陽町は、平成元年から22年間、障がい者の福祉の増進を図ることを目的に、身体障がい者等福祉手当として年額5,000円を支給されてきました。しかし、平成23年度からこの条例を廃止をされます。予算は600万円です。そして、それをそれぞれ身体障がい者や知的障がいを持つ親の会がありますけれども、団体にそれぞれ20万円ずつ平成23年度の予算で計上されていますが、計算しますと600万円から40万円引きまして、560万円削減するということです。これは、近隣が個人への手当を廃止してるからというふうに町は説明しますが、それでは隣の町がこういうふうがいいことをやっているの、菊陽町もされたらどうですかと提案をしても、それは町独自の問題ですと一方では言いながら、こういうふうに手当を廃止するときは、近隣がしているからということです。

しかし、障がいを抱えている子どもへの対応は大変なものです。知的障がいをお持ちのお母さんとお話をしますと、いつ子どもが外に出ていくかわからない。また、今障がい者の自立支援法で変わりまして、施設に働きにいてももらう工賃より払う利用料の方が大きい。これが実情です。また、やはり障がいを持っている子どもだちへの対応で、親は仕事をかげんしなければいけない、こういう事情もあります。親の仕事も、この経済状況の厳しさの中困難をきわめています。もちろん、親の方はその5,000円というよりも、なぜ障がい者のそういう弱いところから削減をしていくのか一番お聞きしたいというふうに思っておられます。町長の政治姿勢とやはり逆行すると思いますが、この点についての答弁を求めます。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問でありますけれども、まず人を大切にするその姿勢に照らしてどうかということでもありますけれども、この人を大切にするまちづくりというものは、この第5期の菊陽町総合計画の基本構想の中で、これは8日の議会で議員全員の皆様の賛成でご承認いただいたところでもありますけれども、この10年後のまちづくりの目標、都市像の4つのうちの一つにこの人を大切にするまちづくりを掲げたところがございます。この分野には、教育、文化、健康、福祉などの政策分野の政策をおおむねまとめたものであります。この政策分野の推進を図っていく上で、基本構想の計画の目的と役割の中で説明にありますとおり、基本構想は本町のまちづくりの指針でありまして、それは行政側の指針でありますとともに、町民の皆様の指針でもありまして、行政と町民が力を合わせてつくり上げていくという目標であります。

基本構想のまちづくりの目標の4つ目に、みんなで協働して支える町というのも掲げているところであります。この中では、町が行財政運営もしっかり行うようにうたっているところでありまして、人を大切にするまちづくりの目標の中にも、今回の国保税の値上げ、それから障がい者福祉手当の廃止など、町民の方々にこのご負担といたしますか、ご理解いただく施策も含めておりまして、町全体の他の分野にかかわる町民の皆様の施策も、同様に進めていかなければならないものであります。

そうした全体のバランスを考えた中での今回の提案でもあるということをご理解いただきたいんですけども、具体的には国保税、それから今言いました手当の関係は見直しをするような改正も加えてるところでありますけれども、一方ではいわゆる20年度から23年度までの社会福祉費、それから老人福祉、障がい者福祉、児童福祉、児童措置、それから母子福祉、保育園費、保健衛生総務費、予防費、健康増進費あたりに充てております町の一般財源でありますけれども、20年度が15億1,400万円、21年度が15億8,900万円、7,500万円ほどふえております。22年度になりますと、16億4,900万円ですので、21年度よりもまた6,000万円ほどふえたような状況です。23年度、今回これからそれぞれの常任委員会の中でご審議いただきますけれども、になりますと18億3,300万円ということで、1億8,300万円の増ということであります。

そういうことで、この全体の中では非常に小林議員が言われますこの人づくりの関係といたしますか、人を大切にするという中ではそういった非常にこう全体的に見ますと、こういった関係のいわゆる町の一般財源を充当しなければやっていけないようなということでありまして、障がい者福祉関係におきまして、個別に見てますと、いわゆる障がい者福祉サービス費あたりは22年度の2億4,000万円に對しまして今年が2億8,000万円ということで、4,000万円もふえておるような状況であります。

こういうような状況がありまして、福祉、それから国保といたしましても、やはり見直すべきものは見直しながら、また新しいものについては対応しなければならない新たな負担が出てくることも理解していただきたいと思います。国保のほうにつきましても、今回改正をお願いしたところでありますけれども、他の大津町あたりも法定外は出しながらも、またその税率の改正もされるというようなのを聞いているところでありまして、本町の場合も国保税の見直しはやりましたけれども、最終的には法定外繰り出しも出るような内容でのぎりぎりの最低ラインのその改正をお願いしたところでありますので、その点ご理解いただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） もう時間があと2分しかありません。

私はこの4期16年間、一方では無駄遣い、同和団体補助金、毎年400万円今でも出していますが、役員手当なども出ています。こういうところはもっと見直して、削減すべきではないかということを一貫して主張しましたが、全く手がつけられていません。山鹿市などは団体の役員さんと話し合って、100万円単位の削減が行われています。やはり、こういうところに手をつけないまま、一方のところだけ削減をしていく。特に、障がいを持って大変なところを削減



をしていくという町長の姿勢は、やはり町長選挙のときにおっしゃった、一番最初に高齢者や障がい者が大切にされる町というのを私は覚えていますけれども、それにかんがみて再考をお願いして質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時59分

再開 午前11時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君、一般質問を許します。

○4番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。

議席番号4番、甲斐榮治、16回目の一般質問をいたします。

町議に初めて当選しましたときに、これだけは絶対最低限やると思っていたことの一つが、議会のたびに必ずこの一般質問はやるということを心に決めておりました。今日で16回目ですので、これはまず一つは、自分に対する約束が遂げられるというふうに思っております。

さて、皆さん先ほどから、東北関東大震災、大津波の件が話題になっております。テレビの場面も全くこの映像で独占されておりますが、本当に場合によっては目を背けたい、そういう未曾有の大災害であるというふうに思います。私たち自身は遠く離れておまして、ささいながら家がちゃんとしてあり、水が通ってき、電気もちゃんと通じておりますし、家族もそばにおります。そういう確固とした日常の中におりますが、何かそのことが後ろめたいような、そういう感じもいたしております。が、これだけ離れておりますと、特に何ということはありません。私たちとしては、本当に犠牲になられた方のご冥福を祈り、また災害をこうむられた方には頑張ってくださいと言葉では言ってもどうしようもありませんが、頑張ってくださいという以外に表現のしようがないというふうに思います。東北地方の方々は、本当に不条理な日常にあらざる非日常の中にいらっしゃると思いますが、私たちは同じ国民として確固とした日常の中におりますけれども、国民が全部こういうときには余り対応に当たっている人々に批判がましいことを言わずに、緩やかな自制心を持って励ましていくという、そういう謙遜さが大事ではないかというふうに思いながら、過ごしております。

さて、一般質問でございますが、1期目を終わるに当たりましてぜひ議員の皆さんにも、あるいは執行部の皆さんにも、一言要望を申し上げておきたいと思っております。

一つはですね、一つといたしますか、もうこのことだけですけれども、人の評価というのは本当に難しいと思っております。ああ、あの人はこういう人だというふうに決めつけることは、私は間違いだと思っております。例えば、冰山を見たときに、冰山というのは一角が水面の上に出てる

だけですね。実際は、その3分の2は水の下にございます。だけど、私たちはその冰山を見て、ああ、これが冰山だというふうに理解をします。人というのは、全くの人の理解もそれに似ているという気がしております。何でこんなことを言うのか。なかなか相手がわからんときに、それをわかりやすくするために一番いい手っ取り早い方法は、レッテルを張ることです。レッテルを張る、ラベルを張るんですね。相手はつかまえやすくなります。本当に、私と同じぐらいの年代の方はよくおわかりと思いますが、一番わかりやすい例をとって申し上げますと、かつて赤というレッテルがありました。赤ですね。これは何かと云ったら、日本共産党員とそのシンパ、あるいはリベラルな考え方を持つ人たちまで含めて、赤というそのレッテルが張られた時期がございます。戦前、それから戦後のある時期、あるいはある意味では今でもそういうことがあるかもしれません。あいつは赤だと言われた途端に、その人のあらゆる人間的な要素というのは吹っ飛びます。そして、この赤というレッテルだけがその人を理解する唯一の要素になってしまいます。赤は赤であって、それ以外の何物であることも許されませんでした。

今、似たようなことが起ころうとしているんじゃないかなと心配をしております。それは、議会における与党と野党という言葉です。町議会における与党と野党ですね。それから、あるいは町長派と反町長派。レッテルであります。こんなレッテルというのは、人を固定化するという意味では人間の脳皮質に非常になじみやすい言葉ですけれども、人間理解にとっては危険きわまりないというふうに思います。人間関係を固定化します。あいつは町長派だ、あいつは反町長派だ。これだけですべてを弁別するということは、人間関係を固定化します。菊陽町にそのような事態はまだ起きてないというふうに私は思っておりますが、危険性は持っております。他の町には、既にそういう状態が出てきております。あいつが言うことなら、絶対賛成せん。あいつが行く、その集会には参加せんとかですね。こういったことは、ぜひ避けなくてはならないというふうに思っております。

民主主義の根幹というのは、人物、その主張が多様であると、いろんなものがあるということ許すことだというふうに思っております。単一の主張しか許さないというのは、これは独裁であって、全体主義であります。たとえ、面倒であっても、百家争鳴し、その果てに結論に到達するということが民主主義の命であり、また議会の姿ではないかというふうに思います。意見が違ふということを実は宝物のように大切にしなければならない、そういうふうに思います。鏡があって、初めて自分の姿を見ることが出来ます。意見をぶつけ合うことによって、人は自他の意見を確かめることができ、お互いの切磋琢磨によって議論をより高い、より深い次元へ進めることができると確信しております。どうかレッテルをお互いに、お互いに張り合わないにしましょう。少し人間の理解を柔軟にやろうではありませんか。

実は、今日も質問に上げましたが、中部小の問題で非常に厳しい対立をいたしました。そのために、わざわざこういうことを申し上げております。そのことによって、人にこうレッテルを張り合わない。意見は意見としてお互いに尊重し合う。しっかり耳を傾けて聞いて判断をす

ると。そういった意味で、私の質問に入りたいと思います。

あとは自席で質問をいたします。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 1番目の質問に入りますが、中部小建設問題は既に終わったという人も中にはおります。しかし、学校のハードウェアといいますか、よりよい教育環境をつくること、それから税の公正な使用ですね。このことについては、まさにこれからしっかり見ていかなくてはいけない問題だというふうに思います。最初に確認をしておきますが、議員の中のだれもこの小学校をつくるなどと言った議員は一人もおりません。何で意見が違ったか。建設の場所、それから合意形成のやり方、それから費用、こういったことについて鋭く鋭く意見が対立をしたと。そういうことを確認しておきたい。小学校はもちろんいいものをつくらなくちゃいけないというのは、みんなの合意であったというふうに、このことをまず確認しておきたいと思います。

それで、1番目に行きますが、事業の正式名称ですね。これは何であるか、お答えいただきたい。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今の事業の正式名称についてでございますが、今までいろんな名称、まだ定まっておられませんでしたので、これが今後の全体の事業名称として基本的に使っていただくという部分でございますが、今現在国であったり、県であったりに申請する書類の中で使用しております名称でございます。菊陽町立菊陽中部小学校改築事業ということで通しております。

そうはいいまして、今後平成23年から工事発注という状況に入っていくわけでございますが、この部分におきましては、各工種による工事名称ということになってこようかと思えます。ということで、例えば建物が4つとかございましたら、中央棟建築工事とか体育館棟建築工事という部分では名称がまた変わってこようかと思えますが、全体としては菊陽町立菊陽中部小学校改築事業ということでいきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） なぜこの質問をしたかと申しますと、先ほど課長もおっしゃったように、これは耐震補強に最初の動機があった事業ですね。耐震補強なのか、しかし内容は全面改築と。こういうことですので、何かその中をぶれ込んできたような気がしますので、それは1回きちっと確かめておきたい。全面改築事業と、こういうことですね。

それから、2番目行きます。

事業を進める手順についてですね。これも、本当にこの合意形成の中でなかなかうまく整理がつかずにもめてきたといいますか、そういうところでございます。過去を言いますと、町民への周知徹底の仕方、あるいは議会への周知徹底の仕方、そういったのがございましたが、これはもう過ぎたことですから申し上げません。

今回、全員協議会がこの議会の前に開かれて、そして事業費の概算等について全議員に周知がありましたけれども、その前に文教厚生常任委員会でその件は一度話されておりますですね。これは考え方の相違があるかもしれませんが、私としてはやっぱり議員全体に一応このことはきちっと知らせ、そして小さいところで、その細部で議論することがあれば、担当委員会である常任委員会にかけべきだと、そういう手順じゃないかと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今まで昨年度以来、いろんな形で皆様にご迷惑をおかけして、この中部小学校建設については今に至ってきたという状況がございます。そういう中で、まず手順としましてやはり議会で教育委員会の担当という形では、文教厚生常任委員会という部分がございます。そういう中で、やはりまず第一に相談をしながら、議員皆様のほうからも文教厚生常任委員会のほうに付託されてあったりとか、そういう部分が今までもずっと経緯としてございました。そういう部分を素直に私どもも受けまして、文教厚生常任委員会のほうにずっとそういう形でとってきおったものですから、今回も文教厚生常任委員会のほうに素直に、全く違うことでなくて、今回全員協議会で図りましたそのことそのものなのですが、そういう形で事前に文教厚生常任委員会の皆様方にご説明してという形をとらせていただいたというのが、素直なところでございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 本件につきましては、本質的に何か事業を左右するような手順の違いということではありませんので、疑問に思ったことを述べるにとどめておきたいというふうに思います。

次に移ります。

開発費増額7,760万円、これは平成22年3月2日の説明のときには、開発費が1億9,500万円。それが、先日の全員協議会では2億7,260万円というふうの開発費となっております。増額が7,760万円という増額ですけれども、この理由です。開発費ですから、恐らくあの運動場のかさ上げ工事、それからもう一つは、新規獲得耕地のうち畑を除いた部分、山地の部分ですね。その開発行為、工事費等が主であろうと思いますが、その辺の内訳等についても知らせてください。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの開発費の増額7,760万円の理由につきましてお答えしたいと思います。

まず、第1点目としましては、今議員申しましたように、今度新しく獲得しました中部小学校、さくら保育園の北側の山林でございます。この部分の山林のすぐ上の北側になるんですが、スカイビレッジという宅地造成された団地がございます。その方たちとの協議、段差がどうしても山林部分で今回私どもが設置しようとしておりますのが、山林部分は駐車場の部分と

いう形で造成したいというところでもございまして、その時点でどうしても段差が6メートルとかという大きな段差が出てまいります。そういう部分で、不安をどうしても払拭してあげたいという部分もありますし、住民のほうからもそういう要望がございましたので、そのあたりを住民の方と一緒に協議を進めました。そういうことで、各4回協議をしまして、期間的には半年ぐらいはかかったかなあとと思いますが、まず擁壁の高さをこのような形でいいのか、それと擁壁の構造の種類、それから落下防止策ですね、この関係をどのようにつくろうかという部分、まずはこちらの方から数案だったりそういう説明をしまして、たたいてきて、最終的にはご理解を住民の方から得られまして、こういう形で進めていただきたいというような状況で、私どももお願いしまして、そういう形で進めた結果として、造成の段差や擁壁の種類、それから構造、雨水の排水路、防護さくなどを決定した結果という部分が一つ大きな部分でございまして。

それから、2点目としましては、中部小学校建設検討委員会で検討された駐車場、山林部分ですね。この部分を何に利用していくのかという部分も、あわせて検討しておりました。そこで、結果としまして、駐車場配置という形で東、またそれにプラスしまして、今後つくります中部小学校の北側からの正門でございまして、これ1カ所ではどうかという検討がなされまして、山林の東側に進入路をもう一カ所やっぱりつくるべきじゃないかという部分がちょっと大きな変更点がございました。そういう部分で配置されたという部分が、2点目でございます。これに伴って擁壁等がまた新たな部分が発生してきているという部分がございます。

それから、3点目でございますけれども、今申しました部分の前段としまして、実際現地に入りまして地質調査の結果を踏まえ、許可権者である県の開発の担当部署との協議結果で、擁壁の基礎の構造をですね、土の強さ関係を調査した結果、こういう基礎構造じゃないともたないという部分とか、こういう形にしようという部分で確定されたということが大きなやはり要因で7,760万円というのが、今議員申されましたこの部分が出てきている部分でございます。

それから、引き続き運動場のほうもよろしいでしょうか。

(4番甲斐榮治君「はい」の声あり)

それから、ご質問の運動場のかさ上げ工事費ということでお尋ねでございます。

これにつきましては、工事の内容としましては、今現在中部小学校の運動場の高さでございますが、これは今南側に走っております県道の高さと同じ高さになっております。そして、校舎の部分が80センチほど高くなって建っております。そういうことで、その80センチという差をなくしてあげて、自由裁量を少し広げて校舎の配置が計画できるようにと。それからまた、グラウンドの広さも北側へできるだけ広げようという部分を工夫しました結果でございまして、運動場のかさ上げを約80センチを行う。そういうことで、工事費としましては6,460万円程度を見込んでおります。

それから、今先ほど説明しました山林部分の新規獲得耕地の開発費の内訳ということでお尋ねでございますが、これについては内訳費用ということで個別にお答えしたいと思います。

まず、先ほど申しました段差が6メートル程度、それから保育園との段差もやはり同じくらいの高さが生じます。そういう部分で、まず土を掘削したり、盛り土したり等する部分で土工事として3,000万円。それから、今申しました地質調査等県の開発部局との協議の結果で、大型ブロック擁壁積み工事という形でございますが、1億8,200万円。これが一番大きいものでございます。そして、部分的に山林部分に入ってきます保育園との段差のつなぎの部分でございますが、逆T式擁壁工事ということで2,400万円。それから、全体の開発の排水路を工事しますので、排水工事としまして山林部分が2,660万円。それから、駐車場部分の舗装工事という部分で1,000万円。これを合わせまして、ご説明しております開発費が2億7,260万円という状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） そうしますと、開発費の全体が2億7,260万円。その中で運動場のかさ上げ工事費が6,460万円ということになりますと、あの山地に関係する部分で約2億1,000万円開発費がかかるということですね。これはもう既に議会で決定をしましたので、それ以上は申しませんが、1つつけ加えて言わせてもらえば、何か無駄な工事費ではないかという感想を持ちます。これは、しかしこれにもう決定でありますので、とどめておきます。

それから、次行きます。

4番目、校舎費の増額が9億9,820万円ですね、当初の計画、概算よりも。平成22年3月2日より9億9,820万円ふえておりますが、この要因は説明が一応はありました。35人学級に対応しなくちゃいけないので、教室がふえると。それがプールの跡にその校舎を建てるので、その分がふえてきたというふうな説明でありましたが、この35人学級への対応というのは、中部小学校だけではなくて、ほかの中学校を含めて7校、ここでも当然出てくると思いますが、その対応はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今、議員お尋ねの部分としまして、35人学級の対応という形での答えでよろしいでしょうか。

（4番甲斐榮治君「はい」の声あり）

これにつきましては、私どもが中部小学校の建設検討委員会を、それから基本設計に入っておった時点で文部科学省のほうから発表された部分でございます。当初の予定と大きく変わったのは、今まさしく議員が申されましたように、30年ぶりに文部科学省のほうは今現在は各学校40人学級で1クラスという部分で設計しております。ですが、それをもう学級を見直し、10年ぶりに教職員の定数改善計画という部分の計画が打ち出されました。これが8月に打ち出されました。そして、その後その案が決定されたという状況でございますが、これにつきましては計画としまして、検討委員会で設計途中でございましたけども、大きくちょっと私どもも混乱したという部分は確かにございまして、その当時に発表されたのが、23年度から8年

間をかけて、小学校であれば1年生から6年生まで、それから中学校の1年生から3年生まで、これを40人学級の設計を35人学級に移行すると。それから、なおかつ小学校の1、2年生では、今現在熊本県では40人学級の部分を35人で1、2年生は運営をしております。この部分をあわせまして、35人をなおかつ30人学級にすると、1、2年生をですね。そういう部分で打ち出されてまいりました。そういうことで、中部小学校の設計途中、またほかの学校の校舎の教室数、このあたりも学務課等でもかなりちょっとすぐチェックという形をかけて、これは全国的な問題になっておろうと思います。

そういうことで、ほかの学校につきましても、当然今後はこれは文部科学省がこういう方向性の計画を出したということであれば、現在国の予算の関係がないという部分で、この計画が1年とか2年、それがおしてくるというのはあろうかと思いますが、もうこの計画で恐らく10年とか15年というスタンスの中では、もうこういうふうに移行してまいるという部分はもうわかりますので、ほかの学校につきましても、この学級数で対応をしていくような形で今計画をして進めていこうというところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 当然、ほかの7校でも将来この問題が起きてくると、こういうことですね。

それから、この約10億円ぐらいが平成22年3月の計画よりも今の理由でふえておるという説明なんです、実は私が文教厚生常任委員会の委員のときに、熊本市の慶徳小学校を見ております。ここは3階か4階かにプールがあるんですよ、市内の中心部にある学校で。ところが、これ見ましたら、もう支柱は物すごく大きな支柱を使ってありますですね。この中部小学校についても、恐らくは通常の支柱では屋上のプール、あるいは3階の体育館を支えられないと思いますが、その辺についても通常の場合よりも費用がかかっていると思いますが、その点はいかがですか。

○議長（吉村豊明君） 傍聴席の方に申し上げます。

私語は慎んでください。

学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今のご質問にお答えしたいと思います。

今、議員申されましたように、プールでございますが、プールの重さ的には深さが仮に1.5から90センチとか、そういう部分でございますが、1.5メートルあったとして、水の比重としても1.5トンという部分が乗ってくるという部分がございますが、そういう部分でプールが云々ということで、その力学的にはそう大きな力ではないという部分は確かにございます。ただ、やはり一般的に考えると、水が上に乗るといふ部分ではちょっとどうかなあという不安感というのは、皆さん持たれるのかなと思います。ただ、やはり加重的にはその分が少しは大きくなりますので、当然今申されましたように、柱の径、この関係は若干大きくなってく

るという部分はございます。ただ、極端にそれが大きくなるかというのと、そういう反映は部分的には構造計算の中で出てまいります、さほどその大きい影響というのは出ていないような状況でございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） それでは、そのプールや体育館に関連するその支柱、これが今のこの増額の部分に大きな影響はしてないと、こういうふうに理解していいですか。

（学務課長松本洋昭君「はい」の声あり）

それから、もう一点です。

これは3つ目になりますが、特にこのプールのその後のメンテナンスですね。屋上にありますので、この辺についてどういうことが、メンテナンスについてどういうことが想定されますか。何年か後になるかもしれませんが、どういうことが想定されるか。あるいは、どういうことを想定しておられるか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） プールの築造した後のメンテナンスという部分でございますが、これにつきましてはプールの今後つくりまします材質によって管理の方法が多少変わってくるのかなあという部分はございますが、基本的には今まで菊陽町で持っておりますプールにつきましては、配管関係とか給水関係の管理する部分の通路と申しますか、プールの下ですね、こういう部分があったりなかったりという部分がございます。そういうことで、今回は屋上につくるといふ部分もございます中では、下でつくる場合も一緒ですが、当然メンテナンス用の通路、配管のブースといいますか、部分をつくってまいります。そういう中でのメンテナンスの仕方としては、かなり楽になるのかなあと。

それから、具体的にメンテナンスといっても、10年、15年のところでのチェック、確認ですね。確認関係をして、余り想定はしてないんですが、例えば塗装の剥脱とか、そういう関係があれば、そういう部分での塗装部分は、当然水を抜いたりする中での塗装をかけたいという部分は、発生してくるのかなあという関係で、今回の東日本の大震災が起きております。その中での報告としては、まだ調査がいつりませんので、当然今から打ち出されてくるのかなと思いますが、こういう大きな地震の結果でプールがどういうふうに被害を受けてるのか、その辺が今回のちょっと大きいマグニチュード9を超すような状況であっておるんで、この部分が不明なんです、今までの日本で起きております地震の関係で調査しました結果では、さほどプールの屋上部分に対する設置している部分で二、三は確かに生じている部分もございましたが、ほとんど影響が起きてないという部分がございます。そういうことで、私どももそういうバックを持って、安心して今後の部分も入っていくという部分がございますけども、メンテナンス的にはさほど今のところは考えていないという部分ではございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 児童の安心・安全に関することですので、もうちょっと聞きたいんです



が、もう3つ目終わりましたので、次に移ります。

この運動場の地下に、これは運動場を80センチかさ上げする、その開発費、開発行為をやる以上は、その調整池が必要だということで、スペースがないので運動場の地下につくるといことですよね。規模がどの程度のものか、それから調整池のその一番上の、要するに運動のこの表面との構造の問題ですね。そういったことはどういう状況であるか、これまとめて、時間もありますので、簡単をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの調整池についてお答えしたいと思います。

調整池というのが皆様当然わかられるとは思いますが、一応調整池の機能としましては、今現在中部小学校2万平米弱ありますが、この部分から水が流れている部分というのが現状の水路のほうへ流れ出していつている部分でございますが、今回私どもが新しく山林部分等も購入しまして、駐車場として開発をしていくという部分も含めて、アスファルト舗装をかけるという部分が大きく変わってくる部分があります。今まで山林であったところがアスファルト舗装をかけるということはどういうことかといいますと、やっぱり雨が降ったら一気に外へ流れ出すと、スピードが変わってまいります。そういうことで、今まで流れている以上の水の余分な部分ですね、大きく流れる部分を一時学校の敷地内に貯留して、時間調整して放流していくという部分の機能を持たせるというのが、基準的にはどれぐらい要するのかという部分でございますが、大きさとして2,212立米、水で言いますとトンですね。2,212トンの大きさの池が要ということになりました。これはもう河川の関係の設計する中で、流量関係を定めて決めるものですが、この計算としましては過去50年間で一番雨が降った部分を計算の根拠として、その部分で保つような状況をとっていくという部分で、今回採用しました年次としましては、昭和28年の災害がやはりこのあたりで一番大きい降雨量になっているということで、この部分から算出したという部分でございます……

（4番甲斐榮治君「運動場の表面、トップの。調整池の」の声あり）

はい。もう一個、調整池は今申しましたように、2,000トン、2,200トンでございます。そういう中で、コンクリートでつくったり、地下につくるといことになります。コンクリートで箱型でつくるとい部分と、プラスチック重ねて、プラスチックの中に空洞におさめていくという手法等があるわけです。大きくは、大体その2つかなあとと思います。これを選択していくという部分で、今から進めていくわけでございますが、深さはおよそ今グラウンドを今度計画しますところから約2メートル下までが調整池になるのかなと。それから、表面から約40センチから50センチ、この部分がグラウンドの舗装になります。それにつきましては、表面から10センチ程度を今は大体グラウンドが山砂っぽい赤色のもともと舗装してあったんですが、それを改良しまして、水もち、水はけ、両方保てるような10センチ程度の土に改良して、それを敷き詰めると。なおかつ、その下に舗装でございますので、強度を持たせるという意味

でクラッシャーラン等をまた20センチなり張っていくと。そういう状況で保湿ももつし、排水もよくするという部分が相反することなのですが、そういう舗装構成で、下に地下に調整池が入るといふ状況に今設計を進めているところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） この調整池大体図面で見ますと、運動場の地下4分の1弱ぐらいですかね、スペースになりますですね。費用が1億1,200万円ですか。ちょっとこれもため息が出ますが、これも決定事項でもういかんともしがたいことですが、そういう感想を持ちます。

それから、次行きます。

仮設校舎関連費を時間もありませんから簡単に教えてください。一応仮設校舎については1億9,740万円という、これはもう額が決定しておると思いますが、このほかに何か費用がかかりますか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今のご質問にお答えしたいと思います。

今、議員言われました1億9,000万円のほうの今現段階での仮設校舎を発注が終わっております、契約を結んだ金額でございます。今後費用が何かかかってくるのかというお尋ねでございますが、今後の費用としまして今現在わかっている部分としましては、建築仮設校舎といえども建築確認を受けて、許可をもらって建てるという部分でございます、これについて今回ハートビル法、要は障がい者等、高齢者の方に優しいつくりをするという部分の法律でございます。この部分に実質仮設校舎としては直接当てはまるかという分は、もともと私どもは考えておりませんでした、県の建築主事のほうからアドバイスの的にどうしても校舎への出入口については、やはりハートビル法にそぐうようなつくり方をしてほしいと。そういう部分と、通路、町道から校舎内の正門、建物の玄関へ行くまでの点字ブロック、これについても配置していただけたらという部分がございます、このあたりについてはやはり増額という部分が出てくるのかなというふうに考えております。

それからあと、これは以前からお話ししたんですが、この費用として引っ越しの費用ですね、これを今詰めております、学校のほうとですね。どの部分を業者で対応して、どの部分を先生方なり、学校で対応していただくかという部分が、その部分が若干出てくるんじゃないかなというのは、以前から申しましたとおりです。

それから、雨水関係の処理でございますが、どうしても梅雨、グラウンド部分に校舎を建てまして、雨が降りましたら排水ができない部分という対処の費用がどうしてもかかってくるのかなあと。そのあたりが出てくるのかなと。

それから、仮設校舎を25年8月移行に撤去という状況に入りますが、この部分で撤去した後の今町民グラウンドとしての機能回復、この部分の費用が今後のその時点での計画をして、どういうふうな費用をかけて復旧するかという部分が発生するという部分がございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 7番目は、ちょっとこれは時間の関係で省略をいたします。

中部小関連で多少またほかに金が要ってると思いますけれども、例えば町民グラウンドの夜間照明、これが当然使えないので、それだけじゃないかもしれませんが、北小学校に夜間照明が移ってます。そういった関連事業費も出てくると思いますが、これはさほど大きなものではないと思いますので、一応これは省略をいたします。

結局、総事業費が45億5,711万2,000円、これ概算ですけれども、それが総事業費になります。私の過去の経験からしますと、これは高等学校がやがて建つような、そういう費用になるかというふうに思いますが、もともとその27億円、これは当時のごくあらあらの計算でしたから、それでC案は出発をしましたですね、27億円。それが約1.7倍にこうなってきたおるんですね。これもちょっとびっくりするんですけれども、2点お答えください。

これ以上のその膨らむ可能性が、大きく膨らむ可能性が、事業費の膨らむ可能性があるのか、ないのか。これが1点。もう一点は、この概算27億円で始まったこのC案の事業費、これが1.7倍の約45億6,000万円近くになっておると。こういったことについて、町長としてはどういうふうにお考えか。この点は、町長からお聞きしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのこれ以上の関連事業費等膨らむ可能性についてというご質問でございますが、今申しました仮設校舎関係の事業費、これが大体想定されるということでございまして、これ以上の膨らみというのは今のところ想定は、災害等が起きない限りはないかなというふうに考えております。

それから……。

（4番甲斐榮治君「あとは町長」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 事業費が大きく膨らんできたところでありまして、これはやはり一番大きく原因したのは、やはり40人学級が35人学級のほうに切りかわったということで、約10億円ほどふえた。これが私どもこういうのが改正されるということは、全然想定しておりませんでしたけど、その分での拡大。そして、あとは裏の山のほうを用地を取得しました関係のそういった分での広がりかと思っておりますけれども、非常にこの事業費が膨れ上がったということにつきましては、ほかにまたいろいろ予定しておる大きな事業もありますけれども、そういったものに、さらには他の学校でもやはりその35人学級の分が具体的にいろいろ出てくれば、大きく影響するんじゃないかと。その辺は、非常に慎重に対応していかなければならないというふうに考えてるところであります。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） もう少し聞きたいんですが、ほかにまだ予定しておることがありますの

で、あとのことについては簡単に述べて次に移りたいと思います。

特に、これは議長にお願いですが、2番の今後の主要な事業と町財政については、私のほうでこういうことを考えておるといふうなことを述べるにとどめたいと思いますが、よろこびますか。

○議長（吉村豊明君） はい、許します。

○4番（甲斐榮治君） それで、総工費45億5,711万2,000円、概算ですが、その中で28億3,870万円が地方債ということになっております。これは、当然今後何年かかけて返さなくては行けないと、こういうことになるわけですが、2番目との関連で近い将来に予定される事業がたくさんございます。これはもう指摘するにとめておきますが、例えば菊陽中学校の耐震補強工事、概算15億円と聞いております。それから、菊陽西小学校の増築工事、約8億円程度。それから、35人学級に伴う小・中学校の増築工事、これはまだ概算は出てないと思いますが、しかるべき金がかかると思います。それから、8校の冷暖房工事ですね。それから、光の森公共用地の多目的施設、これも七、八億円はかかるというふう聞いております。それから、光団地の改築工事、これも数億円の金がかかる。町営体育館、町運動公園、いろんな事業がメジロ押しになっております。その辺の優先順位、実施時期、事業費の概算等についてもお聞きしたいところですが、今日はそういう問題があるということをお知らせするにとめておきたいと思っております。

簡単に申しますと、私はこういった大変大きな経費を要する事業が次々に出てきておるといふことで、町財政が果たして健全な資金繰りができていくのかどうかという危惧を持っておるといふことを指摘しておきたいと思っております。

あと13分ですが、住民の方々の非常に大切な要望ですので、その件について質問をしたいと思っております。

これは、町長に質問をいたしますが、これは町長の姿勢云々とかそういうことではなくて、頑張ってもらいたいという意味で質問を申し上げたいというふうに思います。

1番目ですが、全県、大津署管内、菊陽町における警察機能の配置の現状についてどう認識されておられるのか。また、それはどうあるべきだと考えていらっしゃるのか。熊本県警は、警察署が23ございますですね。熊本市を除けば、大津署は2番目に管内人口が多い。13万人を超えます。この警察官の増員というのは、これは予算を伴いますので、なかなか難しいと思っております。その中で、菊陽町に警察署、あるいは大型交番とかそういったものを誘致するとすれば、警察署の再編しかないという状況だと思いますが、その辺について町長はどういうふうな現状を認識していらっしゃるか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今、甲斐議員が言われましたように、県内には23の警察署がありまして、このうちの3つの警察署が熊本市に所在しまして、残りの20の警察署が県内各所に配置されてるところであります。熊本市内3署と菊池、山都、芦北、上天草の警察署が1つの自治体だけを管轄しております。

して、八代市は八代市を管轄しているものの、八代市のうち旧鏡町、旧東陽村、旧泉村と合わせた氷川町を氷川署が管理しておるような状況であります。

このほかに、警察署はすべて複数の自治体を管轄しておりまして、県下23警察署のうち10カ所の警察署は、管内の人口が菊陽町の人口を下回っているというふうに聞いておるところであります。その中で、大津警察署の管轄区域は、菊陽町のほか大津町、西原村、合志市の1市2町1村、13万1,000人程度の人々が生活しておりまして、その中で県内唯一の人口増加地域で、今後本町を含めましてさらなるこの人口増加によりまして発展が続く地域を管轄しているような状況であります。

また、大津警察署管内の各地域には、交番等の出先機関が配置しておりまして、合志市に合志菊陽交番、須屋の交番2カ所、野々島、竹迫駐在所の2カ所が設置されております。大津町には本署のほか、杉水、錦野、駐在所2カ所、西原村は駐在所1カ所が設置されておるような状況であります。その中にありまして、菊陽町であります。大津警察署本署は菊陽と大津の町界にありまして、そして合志菊陽交番は、また同じ市町界の中のそれぞれ菊陽町、合志市にあるということでもありますので、町内には役場近くにある津久礼駐在所の1カ所だけで、2名の警察官が配置されておるとというのが現状であります。

このような事情でありますことから、菊陽町に住む人々が安全で安心して生活できるように、この地域に、いわゆる菊陽町に警察力の強化のため警察官を増強し、せめて24時間体制で活動できる利便性のある最低交番の2カ所を各町内に新設してほしいと思っております。願わくば、警察署の新設も求めているというふうに考えているところであります。そして、県下随一の今人口がふえておる菊陽町、やがては4万人にも達するかということでもありますけども、そういった中でそれにふさわしい警察力が必要じゃないかと考えておりまして、警察力の強化というのは菊陽町の人々に利益をもたらす大きなものであるということに考えてるところであります。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 町長のご認識は大体わかりましたけれども、今お話にありましたように、3万7,000人の町に対して駐在所が1カ所ですね。これはやっぱりどう考えても、納得のいく状態ではないかというふうに思います。これは町民の方ともよく話をするんですが、警察署にしても、あるいは大型交番にしても、もって誘致するということになる、地元の熱意ですね、地元の熱意が一番大事になると。よく引き合いに出されるのが九州大学ですね。もうずっと前の話ですが。九州大学を誘致するときに、手を挙げたのが熊本県と長崎県と福岡県です。その中で、そのときのその情勢を文書で見えますと、熊本と長崎のほうが福岡よりも優勢な状況ですね。にもかかわらず、福岡に持っていかれたと。その辺からも、熊本と福岡のこのいろんな差がどんどんついていきます。これは何かというと、やっぱり福岡県が手を変え、品を変え、それから場所を提供する、補助金を出す、そういう熱意であそこに九州大学を持っていったということみたいです。それから、今大津町の法務局が支局になってますですね。阿蘇を

合わせてですね。これも地元のやっぱり熱意が随分あったと。そういうことですので、ひとつ町長これ頑張っていたきたいというふうに思います。

2番目に行きますが、今住民の中から警察署配置の再編と適正配置の運動が皆さんご存じのように起きております。署名運動が起きてますけれども、これと町長はどういうふうにかかわっていかうというふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今言われますように、まず過去のことですけれども、平成の初頭に、20年くらい前にこの熊本市の武蔵ヶ丘周辺と菊陽、旧の合志町を含めまして、この地域を管轄する警察署を新設しようというような住民同士の広域的な運動があったということでもありますけれども、結果的には実現できなかったということでもあります。そういった中で、この菊陽町、いわゆる菊陽町と県の住宅供給公社が進めました武蔵ヶ丘東ニュータウン、現在は光の森と言っておりますが、ここに大型施設等もできて非常に人もふえ、町自体の人もふえておりますけれども、町内外から土曜、日曜になれば6万も7万人も人が押し寄せるといことで、犯罪あるいは交通事故もふえておるような状況であります。そういった中で、現在のこのさま変わりした状況の中から、今日のこの町で生活する人々が犯罪や事故のない安全で安心して生活できるまちづくりということを住民運動としても、特に区長会を中心に出てきたところでありまして、声を大きくして切望されて、今署名運動あたりを展開されていると思います。この件につきましては、私のほうも全く同じような思いで、安全で安心な町をつくるために、この警察力の強化というのをまちづくりの選挙の際の公約の中にも入れておったところであります。

そういったことがありまして、同じような思いの方は住民の方におられまして、昨年1月に警察力の再編検討願いたいというこの新聞投書もあったところでありまして、それぞれの町内の各地域で警察力の再編強化など、町民運動として上がってくるということは非常にありがたいと思っております。町のほうも、このいろんな取り組みとしては、全国の自治体に先立ちまして、学童の通学路、学校施設、安全を守るために町が運営するスクールパトロール隊を発足させ、活動させてるところであります。また、役場職員による町内の夜間パトロールも適時行っておりまして、夜間の危険なところには防犯灯の設置も進めているところであります。

そういった中で、町民の皆様におかれましては青少協、自治会、自治会の自警団、交通指導員、少年補導員、消防団等によってそういったボランティア活動もあるような状況でありまして、今後そういうことありますけれども、やはり安全で安心なまちづくりを目標に頑張っておりますけれども、その治安のかなめというのはやはり警察であるというように思っております。このため、今署名運動が起こっておりますけれども、こういうものがまとまりまして、住民の方々の代表とともに、今月中には県知事のほうにその要望書を添えて、町のそのもちろん意見書も添えまして、知事のほうに提出し、そして警察力の強化のため関係機関、いわゆる県警本部あたりのほうにも働きをかけまして、安全・安心のまちづくりに努めていきたい。そのために

は、また町でいろいろ取り組まなければならないことも出るかと思えますけども、全力で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 合志市では、事情の違いもあるかもしれませんが、市長さんが先頭に立ってらっしゃるみたいです。聞くところによりますと、菊陽町はこれは一生懸命やられるのは構いませんが、一囑託員の動きしか何か見えてこないようなそういう状況もあるようです。ぜひ町民の皆さんの意を酌まれて、町長、努力をしていただきたいと、先頭に立っていただきたいということを申し述べて、私の一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時20分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時14分

再開 午後1時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本堅君、一般質問を許します。

○11番（吉本 堅君） 皆さんこんにちは。吉本でございます。

先日、観測史上最大の東日本大震災によって一瞬にして市や町が飲み込まれ、壊滅的な被害を受けました。ただただ自然の脅威を見せつけられたところでした。お亡くなりになられた方々に対しましてお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に対しましてお見舞いを申し上げます。

それでは、通告しております質問に移ります。

今回は4項目を通告しておりまして、1番目が消防の広域化について4項目、2番目が集落内開発制度について3項目、3番目が企業進出における町の対応についてということで2項目、4番目が副町長制度についてということで4項目を準備しております。

あとは質問者席のほうで質問をいたします。どうぞよろしくお願ひしときます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 質問項目の1番ですが、消防の広域化について①で熊本県や県下13消防本部の管理者が消防の広域化を進める理由はとしております。

この東日本大震災を踏まえ、熊本県や県下13消防本部の管理者が消防の広域化を進める理由は何か、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） ただいまのご質問に対してお答えしたいと思います。

平成6年9月に消防庁から、全国の消防対応力強化の観点から、都道府県が策定する消防広

域化基本計画が示されております。それに基づきまして平成9年3月に管内人口10万人以上、それから消防職員100人以上を目安とする熊本県消防広域化再編基本計画が策定されたところでございます。

この本計画に基づきまして3地域において協議を重ねられ、平成17年2月に菊池広域消防本部が発足いたしまして、現在県下ただいま議員が申されましたように、13消防本部体制に至っております。さらなる広域化の推進を図るためということで、国は自主的な市町村消防広域化を推進する必要性から、平成18年6月14日の消防組織法の一部改正が行われまして、それに基づきまして同年7月に管轄人口を30万人以上の規模で、自主的な広域化の推進等を内容とする市町村の消防広域化に関する基本指針が示されております。こういった指針に基づきまして、都道府県で広域化を推進することが必要と認める場合は、推進計画を定めることとなっております。熊本県では、同年11月に県下13消防本部の管理者等による熊本県消防広域再編検討会を設置をいたしまして、自主的な消防の広域化について対象市町村の組み合わせを中心に協議を重ねられた結果、広域化の必要性等への理解が得られております。

この消防広域化推進計画の内容について申し上げますと、まず1点目なんですけれども、計画の目的及び内容についてでございます。

消防体制の充実強化を目指し、消防の広域化を計画的かつ推進するために法第33条第1項に定める計画として、広域化の推進に関する基本的な事項、市町村消防の現状及び将来の見通し、それから対象市町村の組み合わせ等の必要な事項が定められております。

2番目なんですけれども、広域化の期間についてでございます。

推進計画の対象市町村は、組み合わせごとに法第34条の広域消防運営計画を作成する等広域化に向けた取り組みを行い、推進計画策定後5年以内の平成24年度をめどに広域化を実現することを目指しております。計画の対象についてですけれども……

(11番吉本 堅君「課長、それは2番目の質疑の中に入ります」の声あり)

はい、一応そういった内容で広域化が進める理由ということで、法の改正がございましたので、国からのそういった指示が示された内容に基づきまして、広域化を進めるということでございます。計画の対象については、熊本県ではすべての市町村を計画の対象とされております。

以上の点が、ご質問の熊本県や県下13消防本部の管理者が消防の広域化を進める理由でございます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今の課長の答弁は、先ほどちょっと横やりを入れましたが、2番目の質問項目にも触れておったのかなあという気がいたします。

それでは、2番目の県下13消防本部の管理者が消防広域化へ向けての取り組みはというところに入りますが、先ほどの答弁の中でダブるところもあったかもしれませんが、県下13消防本



部の管理者が消防の広域化へ向けての取り組みとしてどのようなことを決めて、いつまでに消防広域化の計画が予定されているのか、そこだけ簡潔にもう一度ダブるかもしれませんが、答弁を願いたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） お答えしたいと思います。

まず、城北ブロックなんですけれども、この城北ブロックについては17市町村ということで4つの消防本部がございます。有明広域消防本部、それから山鹿植木消防本部、それから阿蘇広域消防本部、それから菊池広域連合消防本部ということでの広域化の構成が予定されておるところでございます。ほかの3つのブロックなんですけれども、ちょっと説明しますと中央ブロックでございますけれども、こちら11市町村です。熊本市の消防局、それから高遊原南部消防本部、それから宇城広域消防本部、上益城消防本部で構成されております。それから、天草ブロックなんですけれども、これは3市町村ということで、これは天草広域連合消防本部のみの構成となっております。それから、一番南になりますけれども、城南ブロックということで15市町村程度ありますけれども、八代広域消防本部、それから水俣芦北広域消防本部、それから人吉下球磨消防本部と上球磨消防本部で構成されているということございまして、ご質問の県下13ブロックの管理者、消防広域化への取り組みの状況というご質問であると思いますけれども、個別な消防本部の状況等についてはちょっとわかりませんので、天草を除く各ブロックの消防広域化に向けた進捗状況について少し説明をさせていただきたいと思います。

平成20年度から3ブロックにおいて消防本部会、それからの担当者会議等が行われておまして、広域化に向けて検討されているところでございます。1つの中央ブロックの消防広域化の推進状況を申し上げますと、平成21年2月に第1回の設立準備代表者会が開催されております。それから、同年の8月に第2回の設立準備会ということで、その後協議会が設立をされております。平成21年11月に第1回の消防広域化協議会、それから同年の8月に第2回の消防広域協議会が開催されておまして、そういった中で事務局で広域化検討資料の作成中ということでございます。

それから、天草のほうはもう1つの消防ブロックということでありませんけれども、城南ブロックの進捗状況について申し上げますと、平成21年1月に第1回の設立準備代表者会議が行われております。それから、同年の3月に第2回ということでの準備会が開催され、その後協議会が設立をされておまして、同年の5月に第1回の消防広域化協議会、それから22年2月に第2回の消防広域化協議会、それから事務局の中で広域化検討資料等の作成が行われております。それから、22年7月に第3回の消防広域協議会、それから第4回の協議会からは協定項目の協議等を開始するというような状況になっているところでございます。そういった内容で今の準備が進められているということをお聞かせしております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今、総務課長の答弁は周りのほうはそういうふうなことでの取り組みが

されているというふうな話をされたのかなど。このように、県下13消防本部の管理者が消防の広域化へ向けての取り組みをされているということは、後藤町長はこの消防の広域化に賛成をされたということではないのか。また、消防広域化へ向けての取り組みに関しては、後藤町長は町の取り組みとして菊池消防組合の一員として何か検討されているのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 菊陽町はこの菊池の広域連合の中で1市2町、菊池市、合志市、大津町、菊陽で構成しておるその消防関係でやっておりますけども、その中で平成20年度中に城北の各消防本部と協議、担当課長会等があつておりまして、21年2月に菊池管内のそういった消防本部のほうから20年度中に出た結果等について21年2月に報告がありまして、その中で会議等があつているような状況であります。

それから、22年5月から7月にかけて各消防本部との協議がありまして、そういった中で菊池広域連合のほうはいわゆるこの城北のほうに参加するというのじゃなくて、まず消防本部と県によるその勉強会ということで消防の消防長あたりがその勉強会に出たという経緯はあります。

そして、11月に城北の、いわゆる4消防本部の消防長会議がありまして、また12月には市町村の消防担当課長会議があつているところであります。

そして、23年にですね、今年の2月にこのいわゆる広域連合の市長、町長、いわゆる菊池市、合志市、それから大津、それと私も入りまして、その中で協議会の方への不参加の表明をやったところであります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 次の3番の消防広域化のメリット、デメリットはということしております。

このとおりでありますが、消防広域化のメリット、デメリットとしてどのようなことが考えられるのか、簡単に、時間の都合もありますので、お願いします。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） 簡単にということでございますけども、幾つかの点に要点を絞って答弁させていただきたいと思っております。

まず、住民サービスの向上及び消防体制の効率化としてのメリットなんですけども、1点目が消防署の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮、それから2点目が災害発生時における初動態勢の強化、及び統一的な指揮のもとでの効果的な部隊運用、それから3点目が本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強、それから4点目なんですけども、救急業務や予防業務の高度化及び専門化でございます。それから、最後の5点目なんですけども、各本部に類似した施設等を整備するといった重複投資の回避による経費の節減でございます。それから、もう一つなんですけれども、消防体制の基盤の強化として言われてるのものが、財政規

模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備ということで、以上のようなことがメリットとしても挙げられております。

それでもう一点、デメリットということでございますので、これについては一応課題とか問題点で申し上げたいと思います。

まず、財政面についてですけども、広域化することによるコスト縮減の根拠が明確ではないというのが一つございます。

それから、2点目なんですけども、庁舎改修、それから消防用車両等の更新整備に関する財政確保の問題。要するに、各市町村の負担割合が当然そこに出てくるということでございます。

それから、②で組織体制面でございます。

1点目が消防職員の充足率が低い中、安易に広域化することで適正な人員配置ができるのかというのが一点ございます。それから、2点目が消防署の配置と組織の意思決定に時間がかかってくるということが課題として残っております。

それから、3点目の施設整備についてですけども、その中で広域化しても消防署の増設は困難、サービス向上につながらない等が課題として挙げられるのではないかとというふうに考えているところでございます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 4番目の町長が消防広域化に反対する理由ということで、今の総務課長の答弁でデメリットというのが今心配をされてる財政負担の割合とか組織体制、幾つかの課題を言われましたが、そういうふうなことで反対をされているということで、町長、よろしいんでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま言ったのは、総務課長が申しあげましたのは、いわゆるメリット、デメリットといいますか、いろんな課題について答えたところでありますけども、今菊池広域連合の中でいわゆる2市2町のそういった連合町、またほかの3町も私どもを含めまして副連合長という立場でありますけども、そういった中でいろいろこの話を詰めてきた内容といいますのは、菊池広域連合というのが平成17年に国、県の指導によりまして菊池広域行政事務組合、菊池市ほか3市町村と菊池消防連合、菊陽町ほか3市町との統合によりまして消防業務の拡大、広域化が図られたところであります。そうしていろいろ吉本議員もご存じのように、平成21年度には消防指令センターを菊池広域消防本部内に建設しまして、消防の出動態勢の強化が図られたところでありまして、さらに平成22年度において今、菊池管内の今後の消防力の強化充実を進めるべくということで、今菊池広域連合消防整備計画をこの22年度で策定したところでありまして、この前報告があったところでありますが、その中で広域連合の中で西消防署の建てかえ、それから南消防署の耐震化、また菊池市のほうからは新たなその施設要望等も出ているようなことであります。

そういうものが浮き彫りになってきたところでありまして、城北ブロックの消防広域勉強会にこれ消防長等が参加し、検討したところでありまして、現段階ではこの菊池広域連合の消防力の強化を図ることが当面の最優先課題とし考え、広域化についてはこの2市2町の中で賛同できないというようなところであったところでありまして。菊池郡市2市2町といたしましては、今回の城北ブロック協会の参加については、現消防組合の管轄内の消防力の強化を図ることが優先ということで意見が一致して、参加を表明しないということに至ったところでございます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今の町長の答弁では、いろいろ協議を重ねた結果というふうなことでありますが、当然同文議決とかいろいろなことは出てくると思うんですが。菊池地域が2005年に消防を広域化し、基本計画を策定したばかりかもしれませんが、災害が起きたときにいかに素早く対応がとれるかということが必要ではないかなというふうに思います。また、菊池消防組合管内が大きな被害を受けたとき、隣接広域消防組合に支援要請をすることが考えられます。あるいは、被災状況によっては、今回の大震災のように世界じゅうからの支援の手が差し伸べられることが考えられます。消防広域化に対して町長が町の財政的な負担を考えておられるのであれば、その辺まで実際に出してみる必要もありはしないかなというふうな思いもします。その辺考えばかりではなくて、町独自でもどのくらいの財政的負担があるのか。こういう広域というのを私はもうちょっと議論をしてから答えを出してもいいんじゃないかなという思いがあるとこなんです。最初から財政的な負担がどのくらいあるのかということがわからないうちから反対と言われるよりも、検討を腹いっぱいした上でということをして私は進めたいと思うんですが、町長、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） お答えしたいと思います。

この広域連合の統合につきましては、一応事務局のほうでシミュレーション的なもので今後の事業の負担の状況ですか、そういったものが提示されております。平成24年度から平成34年度までということでのシミュレーションをした結果なんですけれども、単独の消防で行った場合、広域化後の消防本部ということで単独で多くなった場合ですけれども、一応611億円の費用が出てくるということでございます。全体事業費がですね。それで、広域化をすることによりまして595億円程度出てくるということで、削減額が統合によって15.6億円ぐらいいは出てくるんじゃないかという試算が出ております。これを先ほどの消防本部ごとに今の数字を見てみますと、削減額で申し上げますと山鹿と植木についてが3億3,000万円程度削減ができるのではないかと。それから、阿蘇広域が5億3,000万円、それから有明消防本部は6億7,000万円程度の削減、菊池消防本部なんですけれども、大体2,000万円程度の削減ということで、このシミュレーションの結果では他の消防組合と比較しますと、菊池郡の削減額が非常に少ないということでございます。

(11番吉本 堅君「町長」の声あり)

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、財政的なこの城北が一本化した分と、それから菊池広域連合1本でいった場合のが出たところでありまして、財政的な面では非常にこの菊池広域連合のいわゆる経費の削減というのは2,000万円程度というような状況でありました。そしてまた、その消防の広域化につきましてはこの城北でといいますか、もう一つもともとあったその県下1本で組織したらというところがありまして、そちらのほうあたりが進んでいきますと、菊陽町としてはこの近隣、いわゆる熊本市とも接しますし、益城あたりとも接してくるようになることであります。現状の中では、この城北の中で一本化されても、菊陽町はほかのところとは直接接するようないところもないというようなところもありまして、大津あたりも言っておられたような状況でありますけれども、熊本県下の一本化が進むようであれば、そちらのほうについては参加するといいますか、非常に他の団体等にも理解しやすいんじゃないかというようなところであります。現状としては先ほど申し上げたとおり、まず菊池広域連合のこの管内の消防力の充実強化を図るところが当面の課題として取り組んでいきたいと考えてるところであります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 消防に関しては、町長のほうでは広域に関しての考えというのはそんなにはないのかなあと。しかし、いずれそういうふうな時代も来るかもしれませんので、準備は必要ではないかなと思います。

時間の都合で次に移りますが、2番の集落内開発制度についてと。

①の自己用開発、非自己用開発における道路後退幅員の考えの違いとはとしております。

今まで市街化調整区域内での住宅建設は多くの障がいがありました。集落内開発制度によって集落内開発区域内であれば、だれでも家を建てるできるようになりました。しかし、一般的に集落の中の道路事情は4メートル以内の道路幅員がほとんどであり、4メートルの道路幅員が確保できないところが多いかもしれません。この地域に住宅を建設するとき開発申請が必要になり、市町村を經由し、熊本県が開発行為の許可権者となるということです。

そこで、これらの地域に個人住宅を建設する場合の自己用開発、それ以外の非自己用開発において接道する道路後退幅員規約の違いについてお尋ねします。あと何項目ありますので、簡潔なところでお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） それでは、お答えします。

簡潔にということですので、詳しい内容はちょっと割愛させていただきたいと思っておりますけれども、まず開発行為におきます道路幅員の確保につきましては、都市計画法第33条第1項第2号に規定されておまして、これにつきましては集落内開発制度だけではございませんで、市街化区域も同じでございますけれども、自己の居住の用に供する住宅の建築以外、いわゆる非自己用の開発行為についてはいろいろな要件がございます。その要件いろいろございますけ

れども、現在菊池地域振興局におきましては、この非自己用開発の場合は6メートル以上を確保することということで許可されております。

しかしながら、自己用住宅のための開発行為につきましては、都市計画法上は特に規定がございません。そういうことで、建築基準法の規定を適用いたしまして、4メートル以上の道路の確保が必要ということになっておりますので、自己用の住宅開発、あるいは非自己用の取り扱いが違っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今、課長のほうからの答弁では、第何条、何条というふうなことでの答弁ですが、なかなかちょっとわかりませんので、具体的なところで話をさせていただきたいと思います。

要は、自分の個人の住宅を建てる場合の自己用開発のときは、接道する道路幅員が4メートルであれば、後退する必要はないが、分譲住宅等の非自己用開発の場合は、一方的に2メートル後退することになるということのようですね。道路の進行方向に対して自己用住宅の建設箇所では、4メートル道路幅員となるが、非自己用開発では非自己用開発が段違いに行われた場合、凹凸のある道路ができ上がり、左へ6メートル幅員であったり、右へ6メートル幅員であったりとして、将来的には8メートル幅員になるのかなというふうな感じを受ける道路になるということなんでしょうか、お尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） それでは、ちょっと具体的にということでございますので、まず都市計画法第33条第1項第2号の規定でございますけれども、いわゆる非自己用の開発行為につきましては、道路、公園、広場、その他の公共の用に供する空地が環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上、または事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ開発区域内の主要な道路が開発区域外の相当規模の道路に接続するよう設計が定められていることというふうに規定されております。議員ただいまおっしゃいましたように、これは私が先ほど言いましたように、市街化区域でも同じですけども、市街化調整区域の集落内開発制度の区域内に限りましては、4メートル未満の道路の場合は一方後退ということで、市街化区域であれば4メートル未満の場合は中心後退で4メートル、あるいは非自己用の場合は中心後退で6メートルということで、線形的に通りますけども、集落内開発制度区域内につきましては一方後退ということで、議員がおっしゃいましたようにジグザグの道路ができってしまうというふうな状況は事実でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 次の2番に移りますが、集落内開発における道路後退の考えについて町の意見がどのように反映されたかということを通告しております。

開発区域の面積が1,000平米未満の場合、非自己用開発の場合の接道条件として6メートル道路に接する必要があるということのようですが、集落内地域では道路幅員が6メートル確保される場所はほとんどないのではないのでしょうか。集落内開発による道路後退の考えについて町の意見がどのように反映されたのか、今後どのように反映していこうと考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） お答えします。

集落内開発制度につきましては、県の条例及び規則の規定に基づきまして県知事が区域を指定するというようになっておりまして、幾つもの区域指定の要件がございますけれども、そのうち道路幅員に関しましては、主要な道路の幅員は6メートル以上とし、6.5メートル以上の区域外道路に接続していることというふうに規定されております。

しかしながら、今議員さんおっしゃいましたように、市街化調整区域内の集落内には規定を満たすような道路はほとんどがございませんので、規定の中で、ただしこれによることが著しく困難と認められ、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上、または事業活動の効率上支障がないと認められる場合は、いずれも4メートルとするというただし書きがございますので、このただし書きを適用していただいておりますので、区域の指定に関しましては町の意見が反映されているというふうに思っておりますけれども、道路後退に関しましては先ほど申しましたように、都市計画法あるいは建築基準法等の規定がございますので、道路後退に関しまして町が意見を申ししても、意見の反映はできないものかというふうに思っております。

なお、道路の後退に関しましては、都市計画法第32条第1項で開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならないというふうに規定されておりますので、その公共施設の管理者、いわゆる町と協議し、同意を得るということがございますので、その協議の中で町の意見はある程度反映できるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） いろいろ県の方でも、町の方でも検討はされてると思うんですが、そういうふうなことで町の意見を言えるところはあると思いますので、十分意見は意見として言っていたきたいと思います。

それから、先日菊陽町、益城町、嘉島町、合志市の議員がそれぞれ首長さん方と一緒にこの集落内開発の件で県庁に陳情に行きました。そのときは、陳情に行く前日たまたま菊陽町議会議員の全員協議会がありまして、明日県庁に陳情に行くので、議員も同行を願ういうことでした。そのときは、議員としてその条件について検討する時間が全くなかったのではないかと思います。今後、議会を動かすのであれば、陳情に行く前日に説明をするのではなく、もっと早く議会に説明していただきたいと考えますが、町長、いかがでしょう。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 前回、急遽でありましたけども、本町の議会からも議員さん方大変お忙しい中、同行していただいてありがたかったところでもありますけども、これまでは議長のほうには同じメンバーになっておられますので、出ていただいておりましたけども、あのときは急遽その会の会長が益城の町長がされておまして、急な要請でありましたので、ああいう事態になりましたけども、今後につきましてはそういった統一的な行動をとる場合につきましては、事前に十分情報提供をしながら協力をいただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 次の3番ですけど、集落内開発道路の計画幅員を決め、事前に決めるということなんですが、その幅員を開発許可基準の参考にするには考えられないかという質問であります。

集落内の道路幅員を各行政区の意見を聞きながら、道路計画幅員を決めることはできないのか。例えば、その道路幅員が将来的に5メートルでよいと決まれば、自己用開発においても4メートル道路に移設している場合、後退幅員50センチを町に寄附していただくというようなことを今の段階から決めておかないと、自己用住宅が建設された後では道路後退をすることは不可能となります。また、その都度道路後退協議をするとなると、考え方の統一が図れなくなりはないか。そのためには、集落内開発道路の計画幅員を決め、その道路幅員を開発許可基準の参考にするため早期の対応が必要と考えますが、その辺の検討をされる考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） お答えいたします。

現在の集落内開発制度の道路幅員の許可基準でいきますと、先ほどから出ておりますように、非自己用開発の場合は基準幅員が6メートルということでありまして、その場合道路の両サイドが開発されますと、お互いの道路後退の条件となりますので、接道が5メートルの道路の場合は7メートルとなりますかね。4メートルの道路の場合は、8メートルの道路となります。また、道路の右側が開発されたり、道路の左側が開発されますと、先ほど申されましたように蛇行した道路になるかと思っておりますけども、そのため今言われましたように、最初から計画幅員を決めて、それに従って開発が出た場合は、その幅員に合うように指導したらどうかということでございますけども、非自己用開発の場合は、原則6メートルの確保であるため問題ないと思っておりますが、自己用住宅の開発に対しましては4メートルでよいと、規定以上の道路後退を要求することになります。敷地に余裕のない場合などにおいては、地権者の理解が得られるかの問題が発生するものと考えます。

これらの問題は、集落内開発制度の市街化調整区域に限らず、市街化区域の開発でも同様の問題が発生することが考えられます。このことにつきましては、これまで建設課内部でもいろいろ検討しましたが、結論に達しておりません。開発される土地に接続する道路の形態もいろいろ



ろありますし、また開発のやり方もさまざまなケースが考えられますことから、今後自己用住宅の開発の際の道路後退の問題や、市街化区域での開発も含めまして検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今、建設課長の言われましたように、十分検討していただきたいと思っております。

3番目の企業進出における町の対応についてお尋ねをします。

①で民間企業進出に伴う町の企業誘致、通常の企業誘致進出における用地取得に対する町の対応、この考えを問うとしております。

菊陽バイパスが開通し、菊陽バイパス沿線への企業の進出に伴う土地取引が平成16年に行われたにもかかわらず、いまだに問題解決に至っておりません。この件への町のかかわりを問うところであります。今後もいろいろな企業の進出が考えられますが、町の誘致企業、通常の企業進出における用地取得に対する町の対応として、民間と協力して用地交渉するのか、それとも用地交渉には全く関係しないのか、どのように考えておられるのか、これは町長にお尋ねいたします。するのもしないのかだけでいいです。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

(11番吉本 堅君「町長、時間の都合で町長お願いします」の声あり)

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 企業誘致を町で今いろいろやっておりますけども、積極的に行う業種といましては雇用の創出、地域活性化はもとより、地場産業との生産連携、取引業務等の拡大等が促進され、そして地域経済に及ぼす効果が期待されるものとしております。具体的には、この統計法という中での製造業、及び電気、ガス、熱供給業を営むもの、並びに開発研究施設などがあります。これらの業者の進出に当たりましては、その企業が誘致するに相当と認めた場合においては、用地取得に係る協力を行うこととしておりまして、対象企業からの要請によりまして地権者等引き合わせるといった業務等は行っているところであります。

ただし、土地の譲渡に関しましては民間の問題でありますので、また利害も絡みますので、直接企業にかかわって用地交渉等を行うようなことは現在はやっておりません。また、企業誘致を積極的に行う業種以外の企業につきましては、大型商業店舗等の企業が考えられますけども、これまで大型商業店舗等の企業については、企業誘致対象としておりませんので、用地取得等に関する協力は行っておりません。大型店舗等の進出は雇用機会の創出、町内への流入人口の増大、地域の活性化に寄与することは否定できないところでありまして、しかしながら反対に地域の既存の店舗等への影響も大きいことで、積極的に関与していくようなことは考えていないところであります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今の町長の答弁は、企業誘致に関しては町が引き合わせはすると言われたんですかね、地権者の方と。用地は行わないというふうな答弁だったかと思うんですが、町の工業団地や町の土地開発公社等、町が用地確保をする場合を除き、たとえ町の誘致企業といえども、町が用地交渉に参加すべきではないと考えます。町職員の方が不動産関係業者の方と一緒に地権者の自宅を訪ねてこられ、その業者の方が常に町と一緒にしていると言われれば、だれしも町と一緒にその企業誘致をしておられるものと考えます。今回の場合、役場職員の方がどのような考えで動かされたかはわかりませんが、土地の地権者とすれば、役場職員の方が個人的に来られたのか、役場職員が公務として来られたかどうかは区別が付きません。たとえそのことが上司に報告されていなかったとしても、役場職員の方が昼間来られているのであれば、当然公務で来られたものと受け取るのが普通ではないでしょうか。今回の場合は、町職員の方が民間企業の進出に向け用地をまとめるために、民間業者と一緒に土地の所有者宅を訪問されたということのようです。このような場合、トラブルに巻き込まれた関係地権者だけの責任であり、町には何の責任もないと言い切れるか。また、町が介入したのであれば、最後まで調整が必要ではないか、町長にお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの件は、役場のほうに吉本議員が来られていろいろ関係職員のほうで対応した、その件ということによろしいんですか。

（11番吉本 堅君「はい」の声あり）

その件につきましては、もう私のほうも以前吉本議員がそういった被害に遭われた地権者の方と一緒に同行されたときもお答えしましたように、町の職員はそちらのほうにはかかわっていないということでありまして、一人の職員がそれを報告したし、行動したということについては、町としてはそこはもう知らないといえますか、そういう承知しなかったところでのことでありまして、何度もそこに関係するといえますか、いろいろ開発の関係してきた都市計画課、あるいは建設課あたり、それから商工振興課あたりの職員のほうには確認しましたが、かかわってはいないことでもありますので、町のほうの責任ということでは、それを町の責任としてはとらえておりませんので、もう何度も申し上げたとおりであります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今、町長のほうは、個人的に職員の方が動かされたということで、町とは全く関係ないという話のようですが、町の企業誘致であったとしても、町が土地取引の仲介業者にはなれません。民間の土地取引においては、土地所有者の考えはさまざまです。地権者によっては、用地交渉に町の職員の方が同席されたから信用してしまわれるケースや、町のためならば仕方がないという思いで契約をされるケースが考えられます。企業の進出は、町の自主財源確保のためには大変ありがたい話ですが、町が民間の用地交渉に入ってトラブルに巻き込まれることが考えられますので、十分注意をしていただきたいと思います。

時間の都合でまだここは行きたいところなんです、あとが残っておりますので、次の課内部での翌日の業務連絡体制を問うとしております。

事業課に限ったことではありませんが、課内部では翌日職員がどのような作業をするのか、課長、部長は課内部の翌日の業務連絡体制を把握されているのか。このことは町全体に言えることです。このことについて、産業建設部長と町長はどのように考えておられるのか、お尋ねします。簡単にいいです。

○議長（吉村豊明君） 産業建設部長。

○産業建設部長（服部貞夫君） お答えいたします。

現在、各担当のほうからそういった用地交渉、それから企業誘致に関して会社のほうに行く場合は複数で行っておりまして、その後復命を上げていただいておりますと、そういう状況でございます。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 企業誘致関係につきましては、いろいろ何ていいますか、人と接するような場合については、指示しておりますのはもう単一行動ではなくて、いろんな後にきちんすべきものにつきましては複数で対応するようなことを指示しておりまして、担当する課長等以下職員は同一情報を共有し、同一認識を持って、そういった即応できる体制を整える必要があると考えておりまして、そういう指示をしておるところであります。ほかの件につきましても、いろいろ協議、また交渉、あるいは要望等があったものにつきましては、その経過をきちんと内容の把握が求められるよう協議記録簿というのは整理を当然させまして、業務における報告、連絡相談は随時担当であれば、課長、そして部長等を通じて私のところまで報告があつているところであります。

（11番吉本 堅君「町長、申しわけありません。そのぐらいでいいです」の声あり）

はい。そういうふうな状況です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） このたびの土地取引においては、地権者に確かにすきがあつたかもしれませんが、トラブルに巻き込まれた数名の方がおられるのも事実です。この件に関しては、町の一議員として疑問を感じるものはあります。

4番目の副町長制度についてというところに入りますが、①の助役制度が廃止され、副町長制度が新設された理由はととしております。

助役制度が廃止され、副町長制度が新設された理由は何なのか。多分、地方分権に伴い各自治体に権限を移譲することによって、首長の業務を分散する必要があるため、副町長に対し今まで以上に権限を与えるということか、それでよければそのとおりですと。違えば違うということでの説明を求めます。簡単をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） 簡単ということでございますけども、一応これは自治法の改正によるものでございまして、平成18年6月7日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日に施行されたことによって同法第161条第1項の規定に基づき、それまでの助役にかわり副町長を置くものとされたことによるものでございまして、先ほど吉本議員が言われた内容のとおりだと思います。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） そのとおりということですから、②の菊陽町副町長の定数を定める条例第2号が制定されることをどうとらえるかと。

地方自治法第161条第2項の規定に基づき、菊陽町副町長の定数は1人とするという条例が存在しますが、この条例をどうとらえるのかと。副町長を置いても置かなくてもよいというふうにとらえておられるのか、町長にお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これは今総務課長も申しあげましたように、自治法の中でその市町村に副町長を置く。ただし、条例で置かないことができるというような条文であります。そこで、本町では、この今議員が言われました地方自治法第161条第2項の規定に基づいて条例で定める必要がありますので、平成19年の菊陽町議会第1回定例会において菊陽町副町長の定数を定める条例の制定について定数を1名とすることを議決いただいたところであります。改正前の法では、市町村の場合助役を1人置くことが原則でありました。例外として置かないこともできる、あるいは増員することもできましたが、市町村の規模の拡大、事務事業の増加等によって組織体制を強化する必要が高まってきたことから、助役という名称から副町長に変わりました、その数につきましては条例で任意に定めることが原則となったところであります。ただし、従来どおり例外規定もあるということとで……

（11番吉本 堅君「町長、置くのか置かないのか、私の答弁だけに答えをお願いします」の声あり）

それは、条例としてはですね、条例の中では1人置くということで、もう19年の議会のほうでお願いしてできておるところであります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 町長のほうで今大分答弁の準備はされておりましたが、多分副町長を条例で置くということは、置かなければならないというふうなことではないかなと考えております。

3番目に移ります。

菊陽町に副町長を設置しない理由はととしております。

前任者の副町長が健康上の理由で辞任され、1年4カ月を過ぎましたが、菊陽町ではどのような理由で副町長を設置されないのか。副町長が不在でも菊陽町は何不自由なく行財政運営ができ、副町長設置の必要がないと考えておられるのか。簡単に、町長、時間の都合で。町長で

す。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 言われるように、前副町長が病気の都合でやめましたので、その後の後任ということでありまして、ふさわしい人ということの人選についてはもう検討してきたところでありまして、現在まで選任には至っておりませんが、設置するというだけでは、置きたいということでは考えているところであります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今ちょっとにおわせぶりの答弁をされたんですが、副町長を置かないのであれば、先ほど町長の答弁のとおり、副町長を置かないという条例の設置が必要だと思いません。

4番目に移りますが、副町長人選の考えを問うとしております。

地方自治法第162条に副町長は普通公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任するとあります。後藤町長は副町長の人選をされる時、どのような考えで人選をされるのか。例えば、町長自身の選挙で貢献された方や町長の同級生の中から優先的に人選されるのか。あるいは、町長が個人的にお世話になった方のご意見で副町長の人選をされるのか。どのような考えで人選をされるのか、まずお尋ねします。簡単をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 人選についての考え方ということでありまして、菊陽町非常にこの急激な人口を伴う複雑多様化するさまざまな行政需要に対応できるようなこの執行体制を強化することが必要であると考えてるところであります。第5期の総合計画の基本構想も議決いただいたような状況でありまして、今後非常にこの厳しい財政状況の中、メジロ押しをしております事業をどうクリアしていくかというのが課題でありますけれども、そういった増加する行政需要並びに課題を総合的に判断するためには、やはり調整能力を持った人材を確保するということが行財政運営の面で大変重要であると考えておるところであります。さらには、熊本市が政令都市にもなられます。隣接町であります本町におきましては、今後さまざまなそういった影響も受けることが考えられるような状況であります。

このようなことを考えまして、今回は菊陽町の副町長にふさわしい人として行財政面の面で幅広く市町村とのかかわりがあります熊本県の方から本町の副町長としてふさわしい方を派遣していただきたいということで協議を進めておりましたが、このたび協議がまとまったところでもあります。副町長の選任につきましては、本議会の最終日に提案させていただく予定でありますので、その際はよろしくこの同意いただきますようお願いしたいと思っております。そういうことで、最終日に提案させていただきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 確かに、人はいつ病気になったり、けがをしたりするかわかりません。

まずは、健康であることが必要です。民間企業であれば、社長の考えで人事の入れかえが可能

です。しかし、失敗すれば会社はたちまち傾くかもしれません。民間では、それぞれの会社が責任をとりませんが、役場を傾かせるわけにはいきません。町の将来のためにも、職員のやる気を起こさせるためにも、町役場内部の若手職員を副町長に推薦するぐらいの職場づくりが必要ではないかと考えます。

今、町長は副町長の人選を熊本県に依頼されているということを言われましたが、副町長の人選を熊本県に依頼されて菊陽町として何を期待されるのか。もしも、熊本県とのパイプ役を望んでおられるのであれば、そのパイプ役はそれこそを町長の役目であり、町の議員、県議会議員の役目ではないか。それらの方々では役不足なのか、力不足と考えておられるのか。時間がありませんので、先まで行ってしまいます。

菊陽町にはすぐれた人材がおられると考えますが、副町長の人選を熊本県にお任せをされるということは、町長自身の考えで副町長を人選されるのではなく、副町長はだれでもよいという考えで熊本県に投げられたということか。また、菊陽町には後藤町長を支えられる人材はおられないということなのか。今のところは時間がある限り答弁をしていただきまして、地方自治法第165条の条例からしますと、前副町長が辞任されるとき、退職願は20日以上前には町長に提出されているはずであります。町長が次期副町長の人選を考えておられる時間は十分あったはずです。1年4カ月以上も副町長不在とは、これこそ条例違反と言われても仕方ありません。自分にとってだれがよいかではなく、町にとってだれがふさわしい副町長であるかを真剣に考えていただくことを願うばかりです。

町長、先ほどの2問ほど答弁に答えられるところがありましたら、答えていただきたいと思います。時間のある限り。

○議長（吉村豊明君） もう時間がないぞ。

(11番吉本 堅君「まだあるじゃないですか」の声あり)

○町長（後藤三雄君） 県のほうには、菊陽町が今どういう状況にあるか、そしてどういった人材を求めているか、そういうことも十分相談しながらお願いしたところであります。

○議長（吉村豊明君） 時間が来ましたので、速やかに終了願います。

吉本堅君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時19分

再開 午後2時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大塚昇君、一般質問を許します。

○8番（大塚 昇君） 皆さんこんにちは。

宮城県を中心とする東日本大震災が発生し、想像を絶する大惨事に言葉もないような思いで

あります。マグニチュード9というのは、地球上で起こり得る最大級の地震とのことでありますが、時間がたつにつれて被害の深刻さに亡くなられた方へのご冥福を祈るばかりではいけない気持ちがします。福島原子力発電所の問題もあり、これ以上に災害が拡大しないように、私どもはただただ祈るばかりしかできませんが、自然の怖さ、恐ろしさをつくづくと感じたのは私ばかりではないかと思えます。

さて、今回の定例議会は平成23年の当初予算を審議する第1回定例議会ですが、私も議員にとりましては任期中において最後の議会であります。私は2期8年の任期の中で、一般質問は今回の質問で15回目になります。そのすべてが農業に関する問題であり、また地域格差の是正についての質問であったと思います。新設されました家畜排せつ物処理法や、昨年の口蹄疫と緊急性のあるものに関しては素早く対処していただきましたが、将来の農業の展望や地域間格差是正といったものについては、なかなか見出せないものがあります。しかし、今回もまた懲りずに農業問題と地域間格差是正についての質問を行います。

今回は、10年ごとに策定されます第5期総合計画の中の基本構想を本議会で議決しましたので、第4期総合計画で達成できなかった部分、また第5期での新たな取り組み等を検証しながら、項目に合わせて質問を行います。

あと自席にて行います。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 最初の問題であります農業問題についてであります。

これまでの14回の一般質問で毎回取り上げてきました現在のTPP問題を踏まえて、一番現在農業問題について懸念されることは、農業従事者の年齢であります。企業なら定年となる65歳以上が全体の6割おります。2010年の販売する目的での農業従事者は、全国で260万6,000人とされておりまして。その中で、最も多い年齢層が65歳以上で、61%です。その中でも、70歳代が一番多いとのことでもあります。特に、35歳以下についてはわずかに4.9%しかおりません。菅直人首相は若者が参入しやすい農業を盛んにと言われておりますが、農業離れが進み、耕作放棄地も現在人口676万人の埼玉県がすっぽり入る面積であります3,960平方キロメートル、菊陽町の面積37.57平方キロメートルに換算しますと、100個分の面積が耕作放棄地としてあります。そういった農業問題についてこれから質問をしてみたいです。

いろいろ農業問題を取り巻く情勢というのは厳しくなっておりますが、そういう状況の中で行政やJAなど組織を挙げて生き残りをかけて、それぞれの市町村の特性を出した農業に取り組んでいるところであるかと思えます。我が菊陽町におきましても、産地指定を受けている菊陽ニンジンがあります。今年は大変価格もよくて、農家の方も大変喜んでおられております。土壌面からも、ニンジンというのは大変菊陽町に合う作物であるかと思えます。その菊陽ニンジン、国の産地指定を冬、春、夏と受けております。その菊陽ニンジンのさらなるブランド化を目指す手段として、現在にんじんの里マラソン大会を開催されておりますが、なかなか役員といえますか、協力をする人たちが年々減って、その開催自体にも大変問題が出てきておりま

す。そのにんじんの里マラソン大会を菊陽ニンジンのさらなるブランド化を進める上の大きな一つの手段として、ぜひ町のほうでも支援を強化ができないか、まずその点について質問を行います。

○議長（吉村豊明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） ご質問のにんじんの里マラソン大会の件ですけれども、この大会はもうご存じのとおり、菊陽ニンジンの指定を受けて、その記念といえますか、そういうのを記念して63年から始まっております。昨年11月に開催されて今23回目を数えたんですけれども、最近では健康志向とか、あるいは高齢者の進展の中で日ごろの健康づくり、体力づくりを目指した大会となっております。参加者には各自の目標に合わせて10キロ、5キロ、2キロのコースに挑戦していただいているところでございます。参加者につきましては、一昨年は250名、それから昨年は360名の参加がっております。菊陽ニンジンにちなんだ大会ということで、開催行事の中の町長等のあいさつの中に菊陽がニンジンの産地であること、そして昨年はニンジンしょうちゅうが有名になりましたので、その辺の酔紅の宣伝なんかもさせていただいて、そしてまた参加者のほうには数少ないんですけれども、ニンジンを参加賞としておあげしているというようなことで、PRしているところでございます。

さて、この大会の主催なんですけれども、先ほどおっしゃいましたように、昨年は体育協会のほうで主催をしていただきました。あと大会の運営に当たりましては、もちろん主催者の体育協会、あるいは陸上競技会の役員の皆さん、それから教育委員会、体育指導委員会、それから交通指導委員、それから町の社会福祉協議会の協力を得て開催されております。ただ、10月、11月といいますがご存じのように文化の秋、スポーツの秋ということで、この時期にはこのにんじんマラソン大会のほかにミニバレー大会とか、すぎなみフェスタ、職場対抗スポーツ大会、町の文化祭、鼻ぐり井手祭、これは同じ日にあっております。そして、武蔵ヶ丘コミュニティセンター祭、秋のキャンプなど、毎週毎週役場とかスポーツ団体関係のイベントが数多く行われております。この間にいろんな各方面のボランティアの方に本当によく出たいただいて、ご協力をいただいているというような状況でございます。

ご質問のこのような中で、やはりにんじんの里マラソンをさらに盛んにしていくという部分では、今の状況ではやはり開催日といえますか、それもやっぱり検討しなくてはいけないかなあという思いがあります。それから、体育協会が中心になっておりますけど、以前は陸協のほうをやっておりました。そういう体制といえますか、そういったものをもう一回考え直さないといけないし、それから町や役場の関係、それからボランティア団体等の支援体制ですね。やはり行事がたくさん重なっておりますので、その辺をやっぱり全体的な流れといえますか、そういったものを個別に相談しながら、次回に向けて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。



○8番(大塚 昇君) その運営面におきまして時期的な問題もあろうかと思ひますし、その体制づくりといひますか、本来はにんじんの里マラソンでありますので、ニンジン生産者がこぞつてそのPRに努めるのが本来の姿であるかと思ひます。しかしながら、いろいろな町にも事情がありますし、町の農業にも事情がありまして、JAばかりが一つの町の組織、農家における組織ではなくて、ここのいろいろな組合に属しているところがありますので、一本化して全員でマラソン大会なりを応援する、支援するというのがなかなかこう困難になってきております。そういう意味で、町の体協なり、指導員なりの方々に応援をしていただかなくてはならない面もあるかと思ひますが、生産者に対しましてはぜひ今まではほとんど無関係でありまして、私どもも陸協をやっております、昨年は360名とのことでしたが、最低のときは140ぐらいまで下がりまして、その運営自体が危ぶまれたときもありました。そして、いろいろと参加者の方から苦情もいただきまして、大変苦慮したときもあります。やはり本来ならば、生産者、体協一丸となって菊陽町のニンジン生産の一つのPRなり、ブランド化に努めていくことが一番の望まれる問題であらうかと思ひます。

先日といひますか、このニンジンについてのシンボルタワーの話もあつたかと思ひます。シンボルタワーは新設しなくてはなりません、このにんじんの里マラソンは23回もの歴史がありますので、これを十分生かしてこのニンジンのPRに、またブランド化に努めていただくことが一番と思ひますので、今後ともぜひ協力をしていただきたいと思います。

それでは、2番の次の市街化区域のある農業地区と全くない地区では農業後継者の数にも差がある。どのように対処していくか。また、TPP問題も含めて町の農業をどのようにとらえるのかということをお聞きしたいと思ひます。

○議長(吉村豊明君) 農政課長。

○農政課長(荒木一雄君) お答えいたします。

近年の農業を取り巻く環境の変化に伴い農業従事者の高齢化が進んでいる中、農業を将来にわたり発展させ、活力に満ちた豊かな農村を築くために、その推進力となる認定農業者を長期的視点に立って育成していくことが重要であると考えます。菊陽町は農業より他産業の数が上回り、熊本均衡への通勤が便利なことあつて、農業者が減少しています。質問の農業後継者の数にも差があるということですが、町の59行政区の中で農家がある地区が26地区あります。その中の認定農業者で見ますと、市街化区域を含む農業振興地区に属する地区が8地区で、50歳未満が15名です。市街化区域を含まない農業振興地区に属する地区が18地区で、31名おられます。これから判断しますと、差はないものと考えます。この8地区のほうでは、1地区あたり1.8人になります。それから、18地区でいきますと、1地区あたり1.7人ということになります。

それから、農業者の対象としましては、町独自の事業としまして担い手規模拡大推進事業を行っております。この事業は規模を拡大する農家への農地の貸し借りを推進するもので、借り手の認定農業者、貸し手の所有者に対して5年以上の貸し借りを契約した場合、推進費を交付

しておるものです。また、国の補助事業としまして認定農業者、経営発展志向農業者、新規就農者を対象に農業機械施設等導入の初期投資の軽減を支援する経営体育成事業の推進を図っています。このほかにも県による支援事業があり、希望者に対しましては町と県と連携をとりまして、本人の希望がかなうような支援体制を組んでおります。また、町の営農指導員もおりますので、きめ細やかな相談ができるようになっております。

それから、T P P問題につきましては、食料、自然環境、農地を守り、農業のさらなる発展のため町農業委員会、J Aにおきましては参加しないような署名活動を展開されています。町といたしましても、国の政策や動きを見ながら対応していきたいと考えております。また、今後の農業は規模拡大や機械利用によるコスト削減、自由化の影響を受けにくい作物の選定が必要だと考えます。そのためにも、農地の生産性の高い認定農業者等に農地集積を誘導する施策を拡大する環境を整えていくことが必要だと考えます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） ただいま課長から答弁をしていただきました。詳しく答弁をしていただきました。市街化区域のある地区と市街化区域の全然ない地区、もうちょっと差があったほうがよかったですけども、なかなかですね。これは課長が言いましたように、50歳以下ということですので、多分30歳以下はまだ差があるものと思います。

この農業後継者の問題といいますか、今は農業後継者ばかりでなくて、担い手、いわゆる認定農家を含めた担い手、下は20歳の若者から、上は75歳以上の高齢者まですべての方々も担い手であります。農業を営む者でありますので、そういった面で先ほど1番目に言いましたように、年齢が高くなってきておるところであります。しかしながら、今後は大変それがずっとそのまま行けば、若者が減っておりますので、大変危惧されるところであるかと思えます。

担い手推進大会が先日ありましたけれども、大変厳しい情勢の中でもう少し参加者が多いかと思っておりましたら、大変少なくて、いい講演の内容でありましたけれども、残念だったと思います。同じ農業者として残念であったと思います。やはり、そういったものにも参加して、同じ問題意識を持つということが農業者にとっても大事ではなかろうかと思えます。

次の質問ですけれども、基本構想の中でうたっております活力のある産業をはぐくむ町にありますように、農業振興への取り組みについては農産物加工場を備えた販売施設などの検討、グリーンツーリズム、堆肥生産組織の検討、推進があるが、具体的な展開までは至っていないと基本構想の中に書いてあります。町長、この展開までに至っていない理由は何と思われませんか。お答えをいただきたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問でありますけども、基本構想の中でこの前期の第4期の構想の中で掲げたもので、そこまで取り組みが至らなかったものについても上げておりますけども、やはり町として進めるといいうところもありますけども、いろんなやっぱり農業者の方々

にはね返ってくるものにつきましては、その合意形成をとりながらやっていかないとなかなか難しいところがあると思います。そういった中でありまして、前回の計画で積み残しになったものについては、また第5期の中でどうしてそういう至らなかった、また大塚議員さんあたり特にこの農業の代表者でもありますので、検証しながら、そしてどうあるべきかということについては、また今後の計画の中で詰めをさせていただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 大塚君に申し上げます。

通告にない事項でありますので、今度からは質問は認めません。

先へ進んでください。

大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 通告にないというような注意を受けました。これが一番の私は問題だと思っております。

第3期でも、第4期でも、第5期でも文言に少し「は」が「が」になったり、「が」が「は」になったりするぐらいで、ほとんど進展がないというのを言いたかったわけです。ぜひこの菊陽町というのは先ほど言いましたように、いろんな組織がありますので、なかなかそれをJAとかでまとめてやるというのが困難ですので、そういう意味で行政にその指導をしていただきたいという意味で申し上げたつもりであります。ぜひそういうことで、町独自で今後も取り組んでいただきたいと要望して、次の2番に移ります。

次は、航空機燃料譲与税についてであります。

この問題につきましては、平成17年6月、平成17年12月、平成19年6月のそれぞれの議会で一般質問を行っております。内容につきましては、その航空機燃料譲与税の用途についての見解は、また一般財源として適切であるか、また用途についてはその使い道については県への報告義務があるが、その事業と金額はということで、それぞれ質問をしております。そのときの答弁としましては、譲与税として市町村に交付されるものであり、菊陽町全域が空港周辺とするという答弁で、何回も答弁を受けております。

今回の質問は、その譲与税の中で対象世帯数143戸とあるが、算定額に影響あるのかとしております。これは昨年の12月議会、総務委員会でこの143戸というのを初めて耳にしたわけがあります。その143戸がこの譲与税の算定額に影響あるのか、まずお聞きします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいま質問がありました航空機燃料譲与税の算定の基礎となりますものに、世帯数の143戸がどのように影響があるかということでございます。

まず、平成21年度の本町におきます航空機燃料譲与税でございますけども、7,443万9,000円でありました。ところで、空港関係の都道府県及び市町村に、今回被害で仙台空港の話題がありましたけども、空港があります関係の都道府県及び市町村に譲与されます航空機燃料譲与税につきましては、その3分の1が着陸料収入額により案分され、さらにその5分の4が関係の市町村、残りの5分の1は都道府県でございますが、さらにそれを空港面積と滑走路等の面積

により案分して計算されております。

なお、この部分の本町の譲与額は推計でしか算定することはできませんけども、7,443万9,000円のうちの7,332万9,000円ではなかろうかと思っております。これは、国全体の譲与税額、それから3分の1あるいは5分の4といった計算の過程、それと熊本県に譲与されている総額、さらに熊本県の関係市町村でございますけども、熊本空港関係、天草空港関係合わせたもの、それから熊本空港関係の菊陽町、大津町、益城町に譲与されている譲与税額、その金額から逆算して推計を行ったものでございますけども、割合といたしましては98.5%ということでございます。基本的には、着陸料収入額の方が3分の1で、残りはこの後申し上げますけども、世帯数のほうが3分の2ということでありまして、全国の空港の状況によりまして譲与をされてきますので、結果といたしまして熊本空港の関係の菊陽町の譲与額は98.5%に、着陸料収入からのものが比率が高いということでございます。

今回、質問にありました部分でありますけども、残りの3分の2につきましては航空機の騒音が特に著しい地区内の世帯数で案分され、その5分の4が空港関係市町村に譲与されますが、世帯数につきましては熊本空港が東西に伸びていることから、熊本空港用地から東西にそれぞれ2キロメートル、それから南北にそれぞれに0.8キロメートルの範囲に含まれます字に位置します世帯数により算出しております。その結果、今議員が申されたように、菊陽町では143戸ということで報告しとるということでございます。例えば、福岡空港などのように空港周辺に密集した住宅が広がっている場合には、この部分の数値が高くなってまいります。熊本空港の場合には全体の世帯数が少のうございますので、世帯数から成る部分というのが低くなっていくということでございます。

なお、先ほども申し上げましたように、菊陽町が報告しました世帯数は143戸で、この部分の本町の譲与額は、これも推計の範囲でございますけども、111万円で譲与額の1.5%に当たるのではなかろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） この143戸というのが基準財政譲与額です。基準財政額に対しての重みが航空機燃料譲与税の中では、ほとんどがその98.5%が交付税の中に含まれているということで、143戸は金額にすれば111万円、1.5%にしか当たらないということであろうかと思えます。しかしながら、その143戸の中でも特に滑走路の東西に位置します戸次とか道明地区においては、その騒音というのは大変すごいものがあるかと思えますし、大変迷惑をされておるかと思えます。ただこの111万円で片づけてもらっては困ると思えますのが、ぜひその迷惑をされているという点を重く見ていただきたいと思えます。これまでそういう迷惑をされている方があって、その空港、飛行場というのは成り立っているということをぜひ忘れないでいただきたいと思えます。

そういうことでありますが、今後もそのそういった割合からすれば、1.5%しかないという

ことで、空港周辺というのはほとんど菊陽町が全部周辺という考えというのは、そういう意味であろうかと思いますが、ぜひ何回も言いますが、空港のこの騒音というのは大変その場にはないとわからないところもあると思います。夜間貨物便の説明会で道明と戸次に行きましたけれども、ちょうどそのときに飛行機が着陸しました。また、道明では発進といいますか、離陸しましたので、そのときの騒音というのは一時会議を中断しなければならないぐらいの騒音があります。そういう場所が菊陽町において他の区にあるかといえば、まずないと思います。そういうことで、大変迷惑といいますか、そういう迷惑をしながら空港というのは成り立っていることを、そして町もその恩恵で譲与税が7,400万円も来るということ、そしてまた今議会でも議案の第13号、第14号にあります企業への支援ということで議決をしましたけれども、その誘致の条件でありますのは交通の便利性等か地下水量等があるかだと思います。空港が近いということは、大変誘致に関しては高い評価を得るものだと思います。そういう面からしましても、この空港周辺、特に先ほど言いました143戸というのは絶対忘れてはならないと思いますので、今後ともそういうことを踏まえて地域のこと、活性化にも力を入れていただきたいと思えます。

そういうことで、この航空機燃料譲与税については終わりたいと思えます。

その2番の空港周辺とは町内全域なのかということは、今までの質問でもありましたので、あえて言いませんけれども、ぜひ町内全域ではなく、滑走路周辺、特に南校区の戸次、道明であることを忘れずに、今後もしていただきたいと思えます。

次、3番ですけれども、鼻ぐり公園についてを質問いたします。

この鼻ぐり公園につきましては、400年の時を超え今なお181ヘクタールの水田を潤しており、役割を果たしている現役の水路であります。そして、私たちに多くの恩恵を与えております。この鼻ぐり井手は、平成9年度より約4億円をかけて保存、修復され、公園化もあわせて15年度に完成したものと思われまます。この鼻ぐり井手建造400年祭を契機に、見学者もここ3年間で約を1万5,000人と、今なお見学者が絶えない状況にあります。昨年もトイレの設置をしていただきまして、大変便利になったかと思えます。さらに、公園化を整備し、周辺地域の活性化にも役立つものであるということで、役立たせていただきたいということで、菊陽町南校区区長会長、鼻ぐり井手祭実行委員会会長、鼻ぐり井手保存会会長さんの名前で町長に要望書が出されたものと思えます。今回出されております。歴史資料館、及び物産館や駐車場の用地確保をぜひしていただきたいということの趣旨であろうかと思えます。そのことについて、まず町長にその考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま大塚議員のほうから言われましたように、お尋ねの陳情書でありますけれども、23年2月1日付で南校区区長会の会長、それから鼻ぐり井手祭実行委員会の会長、菊陽町鼻ぐり井手保存会の会長さんの連名によって2月10日に提出されたものであります。

内容は、今議員が言われましたように、鼻ぐり井手公園の用地確保について、それから文化財保護意識の高揚に向けて観光と地域の活性化を図るために、歴史資料館及び物産館、駐車場の3項目にわたってその内容を記載した陳情書でありました。言われるように、平成20年度で加藤清正公築造400年を記念した鼻ぐり井手イベントを契機に、その後の21年度、22年度も毎年鼻ぐり祭が陳情のあった南校区を挙げた実行委員会を中心に開催されまして、鼻ぐり井手の所在が町内外のほうにも知られるようになりまして、見学者もこの3年間で今言われましたように1万5,000人を超える活気が出ているということで、このような中鼻ぐり井手周辺を生かした整備開発をこのさきの目的に沿って取り組んでいただきたいとの熱意のこもった地域からの陳情であったところであります。

現在の鼻ぐり井手公園でありますけれども、これも議員が言われましたように、平成9年度から15年度にかけて県営歴史的土壌改良施設保全事業として整備されたものでありまして、当初計画より約半分の事業化となったため、県道南側の高台まで含めた整備構想が途中までの状態で今日に至っておるというような状況であります。これまでの地域活動の盛り上がり、そして先月ですか、町民懇談会を南校区のほうで実施しましたとき、そういう懇談会におきまして平成23年度の当初予算の中で鼻ぐり井手関係の予算計上をさせていただいているところであります。

1つ目でありますけれども、鼻ぐり井手文化財的価値を高めるため、熊本県文化財指定の中の農業土木遺産として指定申請に必要な調査、資料の作成に取りかかる予定であります。これは町のほうの文化財指定検討委員会ということ立ち上げまして、その中で資料づくり等に入っていきたいというところであります。

もう2つ目が、県道南側高台への拡張整備も含む鼻ぐり井手公園活性について、調査報告書を予定しているところであります。今の出されている、この今回出されたものも平成5年に策定してあります鼻ぐり井手公園周辺整備構想に沿ったところでありまして、その中での実施できなかつた分ですね、そういったものが今回の要望の中に入っておりますけれども、そういうところも踏まえながら今回取り組むようなところで予算計上をしておりますので、検討を重ねるところから取りかかりたいと思っております。

次のまた質問があるようですので、そちらで答えます。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） ただいま町長のほうから文化財としての指定を受けるということと、県道南側の調査をやる、また資料館等を含めてであろうかと思っております、の予算を300万円ほど計上されております。1つの南校区といいますか、鼻ぐり井手をより以上に発展させるためには、やっぱり早急な検討をするといいますか、取り上げていくことが大事であろうかと思っております。その点におきましては、この300万円という多額かどうかわかりませんが、ついたということは一歩前進したことではあるかと思っております。ぜひ進めていただきますようお願いしたいと思っておりますが、町長には大変いつも南校区のことを気にかけてはいただいております。その

点、ぜひ独自の発想で南校区が何ていいですか、先ほども質問にありましたように、東部と西部との格差、一番ついている地域でもありますので、それを埋めるためにもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、2番目の質問に移ります。

この鼻ぐり井手は南校区ばかりでなくて、町観光の目玉としても、また先ほど言いました南校区の活性化の拠点としても、早急に取り組む必要があると思います。そういうことで、300万円はついておりますけれども、ぜひ検討委員会等を立ち上げていただきたいと思いますけれども、その点について質問をいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今述べました鼻ぐり井手公園活用の調査を進める中で、まず地域の方々との話し合いの場を設けて意見交換を交えながら、整備内容の検討、整理をしたいと思っております。24年度につきましては、この23年度でそういった話し合い等の調査をやりまして、そのまとめまして、整備に係る基本設計等に取りかからなければならないと思いますけれども、なお並行的に国、県等ですね、これも何回も言っておりますけれども、今非常にこの以前はこういうものを整備する場合、国のほうのちゃんとした補助制度があったわけでありまして、現在そういうものが非常に補助として取り上げていただくものがないような状況にありまして、厳しいところありますけれども、ぜひ国、県等の補助交付金事業についても引き続き調査しまして、できるだけ補助対象の中で単独費のほうを抑えながら努力したいと思うところでありまして、この今回の調査の中で、先ほど陳情のあった内容につきまして、これは平成5年当時のこの整備計画でありまして、その後かなり状況等が変わりまして、例えばすぐ近くにきくちのまんまがありますし、また杉並木公園の中でも直売所等も持っているところがあります。そういったものもありますけれども、そういう中で鼻ぐり井手の場合どうそれを図っていくかというのが、地元の方々との話の詰めの中で大事であるかと思っておりますけれども、この鼻ぐり井手公園の拡張も含めて活用のビジョンについて、現実的な解決すべき課題や可能性を整理するのが先決じゃないかと思っておりますのでありますけれども。

そして、農業後継者とといいますか、地域の方の農業関係の方々の地域の農産物等を使った展開とかということであれば、そういう面でもきちんとしたですね、地元でどういう取り組みが協力できるか、また自分たちで展開されたいと思っておるのか、そういうところも詰めながらきちんとした形で取り組みを始めたということですので、それを23年度から入っていききたいということで今予算のほうも措置し、そして文化財関係の方も予算措置しておりますので、両方のほうで進めていきたいというふうに思っております。特に、大塚議員さん等は地元のほうでもありますので、ぜひそういう場のほうにもいろいろご意見等いただければと思っております。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） ただいま町長のほうから説明をしていただきまして、いろいろと問題提

起、問題を解決しながら進めていくというようなことであり、大変ありがたいことであろうかと思えます。菊陽町におきましては、耐震による小・中学校の建設補強等で多額の予算が要するというのは十分知っておりますけれども、この格差の是正につながります鼻ぐり公園の整備というのは、一つの南校区にしますと、起爆剤であるかと思えますので、ぜひ実現に向けて努力をしていただきたいと思います。そういうことで、この鼻ぐり公園について終わりたいと思います。

最後になりますが、一つ終わりに申し上げたいと思います。

昨日、菊陽中学校の卒業式に行きまして、校歌のレリーフですかね、あれが新聞にも載っております。すばらしい卒業生の記念品が紹介されております。その菊陽中学校の校歌の中、2番の歌詞を知っている方は思い出していただきたいと思います。音程に少し難がありますので、あえて歌いませんけれども、「源遠き白川の流れを分かち三つの村。一つ心に結ばれて、拓かん我ら土の幸」とあります。基本構想の中にもあり、「一つ心に結ばれて」はみんなで協働して支える町として今回の基本構想の中にもあり、これは可能性があると思います。しかし、本題は「拓かん我ら土の幸」であります。土の幸とは、農業であります。農業は町の基幹産業として、また多面的機能を持ち、自然をはぐくむ大事な産業として今後もぜひ農業振興に取り組んでいただくように、町長に強く要望しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 午後 3時17分

午後 午後 3時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

芝和長君、一般質問を許します。

○5番（芝 和長君） 皆さんこんにちは。

4年間の最後の質問、そしてラストを飾ります。

今、東日本の大地震、それから津波被害、大変なことが起こっておりますが、私は冒頭に被害を受けられた方、また不幸にして亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、お見舞いを申し上げたいと思います。

さて、昨日東京電力が計画的停電を提言しておりました。幸いにして、やったところ、やってないところとありますけれども、今朝の新聞を見ると非常に混乱をしたというような状況を盛んに新聞、テレビ等が報道をしております。今、私たちが考えることは何なのかと。被害を受けなかった者は、正常にして日常生活を送ってるわけですね。不幸にしてあのたくさんの方が悲しい思い、あるいは非常にどうしようもない虚脱心に覆われてるときに、正常に暮らせる



我々が不平不満、これを非常に持つということは、日本人の心をもう一回持ち直すいい機会じゃないかと思います。今我々がやるべきことは、全員一丸となって復興のために心を砕くことだと思います。これが日本人の心を取り戻す唯一の機会だと私は考えております。

先日、玉名のほうに出かけましたので、新幹線の駅の開通状況を見ました。そこに大学生が2人募金箱を持って立っておりまして。しばらく観察をしましたが、だれも見向きもしない状況です。私は2人おったから、1人ずつ分孫と一緒に、おまえはこっち、僕はこっちといって募金をしましたがね。我々、ああ、今熊本の人は新幹線の開通で少し浮かれておりました。しかし、東北のほうでは悲しいことがいっぱい起きてるという、その状況を把握したときに非常に涙が出るほど悲しかったです。

過去に起きましたあのイラクの戦争の後始末に自衛隊が出動しました。このとき私は東京にいたんですが、後方にいる我々は今、先遣隊あるいは本隊として行く自衛官のために何ができるかということを生懸命考えました。そして、イラクの復興については政府が実行するであろう。しかし、我々は現地に派遣される自衛官のために何をすればいいのかということを考えました。そして、それでは現地に行ったときにあの荒れた地域で隊員の保全を願うのが第一だということで、現地の子どもたちに文房具等の用品を送って、民政を安定させ、派遣された隊員の安全を願うという域に達したわけです。それで、私はそういう志を持った方と一緒に自衛官のOB等に呼びかけ、募金を集めてイラクに送りました。イラクでは本当に子どもたちが喜んでくれて、隊員の安全も図れたなという気持ちでございました。そういう心をこの大災害においても、私たちは今、平常的に暮らせる我々が何をすべきかということをもう一度考え直して、復興の手助けをやりたいと考えております。皆さんも一生懸命一緒になって考えてもらいたいと思います。

あとは、通告どおりの質問を自席で行います。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 最後の質問は、町の小・中学校における給食費についてお尋ねをいたします。

生命の根幹は食であります。この食について、いわゆる子どもころの精神発達にもこの食は非常に影響すると思いますので、あえてこの問題を取り上げました。

まず、第1項目の給食費の徴収状況について伺います。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 給食費の問題については、19年にも1度ありましたし、去年は6月と9月に坂本議員、北山議員からのお尋ね等もあった状況でございます。それほど学校給食っていう問題は、重要な問題であろうかなと思うところでございます。

今、お尋ねの件についてお答えをいたしたいと思います。

徴収の方法としては、大きくは2つ。PTA役員等による手集めが1つと、口座引き落としの大きくは2つでございます。現在、学校は11カ月分の給食費を徴収をしておりますし、学校

手集めの状況は8校のうち3校が手集めでありまして、あと残りが口座引き落としという形でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 今、給食の徴収方法は、口座引き落としと手集めということでありまして、けれども、この中で未納額というのはないのか。あるいは、それがあれば、学校ごと把握しているかどうか、その状況を伺いたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 未納額はございます。各学校の把握もしております。この前の一般質問でも学校名、あるいは未納の価格等についてはお答えをしませんでしたので、大変申しわけありませんが、お答えはいたしません、未納額は確かにございます。

それと、全国では約22億円、4兆何億円の給食の中で22億円等がたしか未納であったと思えますし、現在熊本県の教育委員会での調査でいきますと、18年からずっと状況は多少違いますが、2,300万円から2千四、五百万円、その辺が未納額になってるんだろうと思います。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 未納額については、いろいろ差しさわりのあることだと思いますけれども、学校ごとにあるとすれば、どのようにそれを当事者として分析をされておられるのか。あるいは、その対処をどういうふうにやっておられるか、その辺をちょっと伺いたいんですが。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 結局は、未納者の分は払わずじまいの方もいらっしゃるわけですから、払った人の分で給食を食べさせているという現実がございます。これはもう実際そういう状況で処理をしていくということでございますが、給食費未納がある場合の実施方法ですが、中学校の1食単価というのは、大体私どもが学校訪問をするときには、教育委員は1人240円を中学校に持ってまいります。小学校に行くときは220円を持って、給食を食べるときですね、そういう形で今支払いをしている状況で、大体その前後が各学校における給食1食単価の給食費であろうと思いますが、どうしても未納額が出てくるという状況であれば、その分を支払った分で処理をしていくという状況になりますから、1食単価の調整をどうするか、その辺が調理員さんの非常に苦勞をするところでありまして、菊陽町の給食はご存じだと思いますが、大体統一献立でございますから、各学校同じ献立でいきますが、地域の状況で野菜の使い方等が違いますので、多少中身が違ってくる状況がございますが、そういった状況でそれぞれの学校で調整をしていくという状況でございます。もう中学生は卒業いたしました、少し3月は余裕があるなというときは、多分中学3年生卒業ですから、デザートの一品をつけるとか、日ごろデザートの一品を削るとか、そういったカロリーとか食材等を落とすことはできませんので、そういった価格調整をし、献立の見直しをしながら、未納についてはこう処理をしているというような状況でございます。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） いろいろ栄養士さんやら現場の調理の方々、それから父兄の方々、それぞれに知恵を出し合ってその対応をやっておられると思いますが、先々週でしたかね、テレビを見てましたら、長野県の上田市だったと思うんですか、給食にマツタケが出てるんですね。それで、非常に子どもたちが喜んで食べてましたけど、このマツタケは生産者の方が寄附をして、1年に1回子どもたちのためにやっておるといふことで、自分自身としては非常に痛手であると。高級なマツタケですからね、そういうふうな談話を発しておられましたけども、マツタケが出たり、カニの給食が出たりするところもあります。そういうことですから、非常に未納者があれば、それに対応するほうも大変だと思います。しかし、何もその未納者があるからといって、そのまま見過ごすということも僕は一つ問題があるんじゃないかなと。何らかの対策を立てる、そういうふうなのがやっぱり行政なりの手助けの一環じゃないかなと信ずるわけです。

それで、2番、3番、4番、大体教育長の話でわかりましたので、5番目の未納者があれば、保護者間で不公平感が生ずると思われそうですが、そのような状況があるのかなのか。あるいは、あるとすれば、どのように行政として受けとめていらっしゃるか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 未納者に対する対応策は、いろいろあると思いますが、現在は未納者に対しては口座引き落としであろうと、手集めであろうと、PTAの役員さん、あるいは学校長が行ったり、教頭が行ったり、栄養士さんが行ったりという形で家庭訪問をしながら、未納者のお宅に行って、一応給食費を納めてくださいという、そういった取り組みが学校によって多少違いますが、そういった取り組みが行われております。菊陽町の状況としては、大体完納している学校が3校ございます。あと5校については、数的には大体数名、多いところは十数名というところがございますが、そういったところは特にPTAの会長さんを初めとして、每晚お出かけいただいて、未納者に対するお話をされてるという状況もございます。

学校そのものも学校教育の一環であります学校給食については、やはり学校給食という食育の面からのそういったお話もしていかなければならないんですが、全体的に来てほしい人が学校には来ない現実がございます、非常にその辺も難しい状況もございますが、しかし学校給食の必要性と申しますか、子どもたちにとってどれだけこのことが大事かというようなことのお話もしていかなければならないと思うところでありますが、ただ議員おっしゃいますように、未納者というようなのは確かにあるわけですから、不公平感というものは否めないと思います。大変遺憾に思うところでございます。

全国の状況を見ますと、3カ所か4カ所になると思いますが、法的措置をしているところがございます。ただ、裁判まで持っていったところは、私の知る範囲では1カ所だったと思いますが、給料を差し押さえるところまで行ったところがございます。これは、これ以上に菊陽町

でも未納者が増加するという状況であれば、やはり給食費に関する法的関係の整備も考えていかなければならないと思いますが、結局は法的に訴えるっていうことは、自分たちのPTAの仲間を裁判にかけるといような現実でもあるわけでありますから、非常にこれは人道的には忍びない面もございます。できれば、そういうのがない状況が一番好ましいわけでありますから、今大変PTAの役員さんあるいは先生方ご苦労なさってますが、それぞれ家庭訪問をしていただいて、その辺の理解をしていただきながら、未納者に対するそういう徴収をするという努力をさらにしていただければ、大変ありがたいと思うところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 未納のパターンも幾つかあると思いますけど、やはりどうしても払えないという方は、これはもうみんなが手を差し伸べて助けるのが道理だと私は感じます。しかしながら、余裕があっても何らかの理由をつけて払わないというのは、これはもう非常に人間性を疑うというような状況にもあるような場合があると思いますね。その辺の対応をしっかりとやっていってもらいたいと私は感じます。

ちなみに、私はこの前親戚の法事に年老いたお婆と一緒に福岡まで行った帰りの車の中で、その未納の話が出たんですけど、私のそのお婆さんは子どもたちが2人私立の高等学校に山都町から、当時その私立学校に通わせるというようなのは余り家庭的にはなかったんですけども、2人行って、経済的には非常に苦しい状況にあったんですけども、下の子どもが中学校に入って、その給食費の集金が毎月20日と決まってるわけですね。それで、おじの給料が25日にしか支払われないと。その5日間の間にやっぱり苦しい状況にあるから払えないということを学校に申し出て、そのときお婆の決心は、よし、3年間弁当を持たせると。そういう決心をして、3年間その一番下の子どもには弁当を持たせて、まあ悲しい思いをさせたということをお話してくれましたけど、その子は今県庁に勤務しておりますけども、やっぱりそういうふうに親の姿を見せて子どもたちは育つわけですから、そういうPRとか、何かそういう子どもに影響があるよというような払う方法の一環として何かそういうふうにやれることはないかなと模索してもらいたいと思います。

最後に、そういう未納もいろいろ問題があるとすれば、町当局として少しでも子ども全体を助ける、いわば全体の形を手助けをするという意味で、町の町民が全員子育てのためにそういう勇断をもって給食費をゼロにするとか、あるいは当初は全額負担はできないけども、2分の1にして学校に通ってるお子さんの親御さんたちのそういう不公平感があるすれば、そういうことを解消するために町全体で包み込んで解消してあげるというような方法をとっていただければ、最高じゃないかなと私は感ずるわけです。

その辺で町長に伺いたいと思います。全額でなくても、2分の1、いわゆる医療費の無料化が小学校は3年生まで、それが次に6年生まで、あるいは中学校3年生まで延長するというような勇断をもってやられたから、できないということはありません。その辺で町長の決心を伺い

たいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 菊陽町の学校8校あるわけですけども、教育委員会のほうからお聞きしますと、給食費の総額が約1億2,881万円ですかね、あるということでもあります。例えば、2分の1助成しても、6,440万円が要るということでもあります。そういった中で、いわゆるこの町としまして今生活困窮世帯の救済措置として準要保護世帯といいますけども、現在313名の児童に対しまして総額1,300万円等の助成をしているところでもあります。そして、今年また子ども医療費も中学3年生まで引き上げたような状況でありまして、さらには子ども手当等も出ておるような状況であります。そういった中でありますので、今現状の中では、教育委員会から聞きますと、未納者というのはごく少数に限られておるということでもありますので、今のところまだそこまでの助成というのまでは考えていない状況であります。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 財政的には非常に苦しいという状況だと思います。しかしながら、町の計画で子育ては町全体でやると。あるいは、そういうことに関しては、やっぱり老人も若い者も一緒になって子どもたちの育成に努力するのが、僕は協働の精神じゃないかなと思います。それは、確かに年金で暮らしておっても苦しいことわかっております。しかし、半額の6,400万円か500万円、これをお互いの志で支えていけば、余り大したことじゃないかと私は思います。そういう意味で、町の当局が1人苦勞するだけじゃなくて、町の住民全体でやっぱり子育てに参加をして、立派な将来の大人に育て上げるというのが非常にいいんじゃないかなと、私は自身のその姿としてそういう思いを持っております。やはり、子どもは宝であるし、将来の日本を担う大切な子どもたちなんです。それで、それはこういう給食費の不公平感とかなんとかという小さな余り何でもないようなことかもしれませんが、やっぱり町全体で子どもたちを育成をしていくという姿を持って行政をやってもらいたいというのが私の願いでありまして、徐々に町のほうも努力をされて、給食費の未納云々と言われることなく過ごせるように無料にさせていただきたいと、このように願っております。

以上で私の質問は終わります。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君の一般質問を終わります。

以上で通告されました一般質問は全部終了しました。

明日は各常任委員会を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦勞さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時53分

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成23年3月16日（水）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成23年3月17日（木）

（ 第 6 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成23年3月18日（金）

（ 第 7 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成23年3月22日（火）再開

（ 第 8 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（5 日 目）

（平成23年第 1 回菊陽町議会 3 月定例会）

平成23年 3 月 22 日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第 1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

日程第 2 （議案第29号）菊池広域連合規約の一部変更について

日程第 3 議員の派遣について

日程第 4 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

日程第 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第 1 議案第30号 町（字）の区域の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 2 議案第31号 土地の譲与について

日程第 3 議案第32号 大津菊陽水道企業団の規約の一部変更について

日程第 4 同意第 2 号 副町長の選任について

日程第 5 議案第33号 平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第 8 号）について

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|------|-----------|------|-------------|
| 1 番 | 坂 本 秀 則 君 | 2 番 | 北 山 正 樹 君 |
| 3 番 | 石 原 武 義 君 | 4 番 | 甲 斐 榮 治 君 |
| 5 番 | 芝 和 長 君 | 6 番 | 岩 下 和 高 君 |
| 7 番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 8 番 | 大 塚 昇 君 |
| 9 番 | 福 島 知 雄 君 | 10 番 | 川 俣 鐵 也 君 |
| 11 番 | 吉 本 堅 君 | 12 番 | 小 林 久 美 子 君 |
| 13 番 | 酒 井 良 一 君 | 14 番 | 上 田 茂 政 君 |
| 15 番 | 梅 田 清 明 君 | 16 番 | 鍋 島 有 志 男 君 |
| 17 番 | 永 野 輝 全 君 | 18 番 | 吉 村 豊 明 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

| | | | |
|------|-------------|------|-----------|
| 16 番 | 鍋 島 有 志 男 君 | 17 番 | 永 野 輝 全 君 |
|------|-------------|------|-----------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-----------|-------------|-----------|
| 町 長 | 後 藤 三 雄 君 | 教 育 長 | 赤 峰 洋 次 君 |
| 教 育 次 長 | 水 上 孝 親 君 | 総 務 部 長 | 大 川 育 男 君 |
| 福祉生活部長 | 眞 鍋 清 也 君 | 産 業 建 設 部 長 | 服 部 貞 夫 君 |

| | | | |
|-------------------|-------|---------------|-------|
| 会計管理者兼
会計課長 | 吉岡典次君 | 総務課長 | 阪本修一君 |
| 総合政策課長 | 松本東亜君 | 財政課長 | 實取初雄君 |
| 税務課長 | 廣野豊徳君 | 人権教育・
啓発課長 | 堀川俊幸君 |
| 福祉課長 | 渡邊幸伸君 | 健康・保険課長 | 宮本義雄君 |
| 環境生活課長 | 吉野邦宏君 | 町民課長 | 堀川正信君 |
| 武蔵ヶ丘支所長 | 村田保孝君 | 農政課長 | 荒木一雄君 |
| 建設課長 | 松村孝雄君 | 都市計画課長 | 坂本恭一君 |
| 下水道課長 | 山崎謙三君 | 商工振興課長 | 平野誠也君 |
| 総務課長補佐
兼庶務法制係長 | 服部誠也君 | 図書館長 | 堀行徳君 |
| 学務課長 | 松本洋昭君 | 生涯学習課長 | 佐藤清孝君 |
| 農業委員会事務局長 | 志垣敏夫君 | | |

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 阪本健治君 |
| 書記 | 山川真喜子君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

開会に先立ちまして、全国町村議会議長会と熊本県町村議会議長会の表彰の伝達及び無欠席者の表彰を行います。

なお、表彰伝達の進行を議会事務局長にさせます。よろしく申し上げます。

○議会事務局長（阪本健治君） それでは、議長の命によりまして、全国町村議会議長会と熊本県町村議会議長会の表彰の伝達及び無欠席者の表彰の進行を事務局のほうからさせていただきます。

まず初めに、全国町村議会議長会からの表彰です。

町村議会議員として15年以上在職し、功労のあった人に贈られます。

該当者は、吉村議長と小林議員のお二人です。

代表で小林議員に受け取っていただきたいと思います。

小林議員、前のほうにお願いします。

表 彰 状

熊本県菊陽町 小林久美子殿

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績はまことに顕著であります

よって、ここにこれを表彰します

平成23年2月9日

全国町村議会議長会会長 野 村 弘

（拍手）

○議会事務局長（阪本健治君） 次に、熊本県町村議会議長会からの表彰です。

正副議長として7年以上在職し、功労があった人に贈られます。

該当者は吉村議長です。

永野副議長のほうから伝達していただきます。

永野副議長、前のほうにお願いします。

表 彰 状

菊池郡菊陽町議会議員 吉村豊明殿

貴殿は多年町村議会の正副議長として地方自治の振興に貢献せられ、その功績は顕著であります

よって、ここにこれを表彰いたします

平成23年2月1日

熊本県町村議会議長会会長 錦 戸 久 幸

（拍手）

○議会事務局長（阪本健治君） 次に、同じく熊本県町村議会議長会からの表彰です。

町村議会議員として在職23年以上で功労のあった人に贈られます。

該当者は、鍋島議員と梅田議員のお二人です。

梅田議員は都合により辞退されましたので、今回は鍋島議員お一人です。

鍋島議員、前のほうにお願いします。

表 彰 状

菊池郡菊陽町議会議員 鍋島有志男殿

貴殿は23年以上の長きにわたり町村議会議員としてよくその職責を遂行され、もって地方自治の振興発展に尽くされた功績はまことに顕著であります

よって、ここにこれを表彰します

平成23年2月1日

熊本県町村議会議長会長 錦 戸 久 幸

（拍手）

○議会事務局長（阪本健治君） 次に、同じく熊本県町村議会議長会からの表彰です。

町村議会議員として在職15年以上で功労のあった人に贈られます。

該当者は、吉村議長と小林議員のお二人です。

代表で小林議員に受け取っていただきたいと思います。

小林議員、前のほうにお願いします。

表 彰 状

菊池郡菊陽町議会議員 小林久美子殿

あなたは多年地方自治の振興に貢献され、その功績は顕著であります

よって、ここにこれを表彰いたします

平成23年2月1日

熊本県町村議会議長会長 錦 戸 久 幸

（拍手）

○議会事務局長（阪本健治君） 次に、定例会、臨時会の無欠席者に対しまして菊陽町議会議長から感謝状が贈られます。

該当者が15名おられます。

代表で坂本議員に受け取っていただきたいと思います。

坂本議員、前のほうにお願いします。

感 謝 状

坂本秀則殿

あなたは平成19年菊陽町議会議員として当選以来、4年間無欠席にて議員としての職責を全うされ、地方行政発展のため尽力された功績はまことに大であります

よって、ここに感謝の意を表します。

平成23年 3 月 22 日

菊陽町議会議長 吉 村 豊 明

(拍手)

---

○議会議務局長（阪本健治君） 以上をもちまして表彰の伝達を終わらせていただきます。

○議長（吉村豊明君） それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（吉村豊明君） 日程第 1、委員長報告を行います。

各委員会に付託審議をお願いいたしました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長において一括して報告を求めます。

順序は、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会、総務常任委員会の順といたします。

なお、議案第 1 号平成23年度一般会計予算については、各委員会に関連しますので、各委員長の報告後に質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、文教厚生常任委員長川俣鐵也君、付託案件についての報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） おはようございます。

それでは、委員長報告をいたします。

今回文教厚生常任委員会に付託されました案件の審議の経過、結果を報告をいたします。

文教厚生常任委員会に付託されました付議事項は、議案第 1 号平成23年度菊陽町一般会計予算のうち文教厚生常任委員会に属する事項、議案第 3 号平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、議案第 4 号平成23年度菊陽町介護保険特別会計予算について、議案第 5 号平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、請願第 1 号「菊陽町身体障害者等福祉手当支給条例」の存続を求める請願書について、議案第 10 号菊陽町身体障害者等福祉手当支給条例を廃止する条例の制定について、以上 6 議案が付託をされました。

2 日間にわたり、各担当課長、係長から詳細な説明を受け、質疑、応答を行った後、慎重に審議いたしました。

なお、西小学校の増築の現地調査を行い、担当課より説明を受けました。

議員各位には、要点筆記した資料が配付をされておりますので、重要な主な部分だけを説明をさせていただきます。

まず、武蔵ヶ丘支所、これについては特別ありませんでした。

次に、町民課。10月から菊陽町、今まで県で取り扱っておりましたパスポート業務が町に移管をされるということで、パスポートについての質疑がありました。パスポートの発給までの期間は、大体10月より始めるけれども、10日間ぐらい申請からかかると。県で申請する場合だったら1週間ぐらいで済むやつが、町としては10日間ぐらいかかるということでした。

環境生活課。清掃総務費が昨年と比較して1億2,739万1,000円減額されているが、原因は何かという質問に対して、課長のほうから、原因の大きなものは環境保全組合の負担金で、平成22年度が4億5,583万円と本年度が3億2,508万9,000円と、1億3,074万1,000円減額となっている。組合負担金が減額になった要因は、起債償還額が2億1,180万3,000円の減額と平成21年、22年度で行われた大規模補修が終わり、全体で4億5,353万3,000円減額となっている。このことにより負担額も減額となっているということでした。

次に、健康・保険課。この健康保険に関して、今度値上げの条項が出りますが、一般会計からの法定外繰り入れをするつもりはないのかという質問に対して、町民の中には会社の健康保険組合等の医療保険、被用者保険に加入され、自分の社会保険料を支払っている方もおられる。法定外繰り入れを実施するということは、社会保険の加入者は、自分の保険料を払った上で、さらに国民健康保険の保険料を払うといった二重払いになってしまう問題が起こる。それをよしとするかは町長の判断であるが、法定繰り入れを実施すれば、本来町が行うべき事業に予算が回らず、各種の行政サービスが実施できなくなる。現段階では法定外繰り入れは行わないという考えだ。また、大津町の場合は、負担水準が当町より高い上、基金がなくなったため、法定外繰り入れを余儀なくされましたが、当町は近隣市町と比較してもまだ負担水準が低かったため、法定外繰り入れを見送った。今後は法定外繰り入れも選択肢の一つとして考えるという答弁でした。

次に、介護保険料特別会計。車の運転ができなくなった高齢者の病院への通院や買い物ができない高齢者への支援として、タクシークーポン券の配付や電話による買い物などができるような総合的な支援はできないかという質問に対して、買い物難民については、以前に一般質問でも答弁したとおり、今のところ町からの買い物支援については考えていない。また、病院への通院については、外出支援サービスがあると。クーポン券を配付するということになる。対象者をどこまでとするか等の検討が必要だ。住民のニーズが本当にある事項については町としても検討していくという答弁でした。

次に、福祉課。老人福祉費におけるシルバー人材センターに対する補助金が前年度比で増額となった理由は何かという質問に対して、平成22年度は緊急雇用対策事業で嘱託員1名を雇用しておる。平成23年度においては緊急雇用事業が終了するが、嘱託1名を雇用する必要があり、その分で増額となっているという答えでした。

今度の一番、文教厚生常任委員会で議論の一番大きな対象となったのが、請願第1号「菊陽町身体障害者等福祉手当支給条例」の存続を求める請願書についてでした。

執行部から詳しいこの経緯を説明してもらって、その後の質疑において、すべての障がい者の方は何らかの障害福祉制度を利用できるため、福祉手当の義務が薄れてきており、制度は廃止するという、この今度の条例の廃止についてはこういう解釈でいいかという質問に対して、部長のほうからは、障がいの程度によって利用できる制度は異なっていると。身体障がい者の方の中でも、障がい程度が軽度で就労されている方など、自立されていればいずれの制度も利

用できない方もいると。障がい手当の支給対象は、知的障がい者及び身体障がい者だけで、精神障がい者は支給対象ではないと。これは、以前精神障がい者に対する措置は県が実施していたが、しかし障害者自立支援法が施行されたことにより、身体・知的・精神の3障がい者が市町村業務として指定された。このため、以前は県から町に対して、精神障がいの方について情報がいっておらず、町として対象の把握ができていない状況であったため、福祉手当の支給対象とはなっていないと。

また、単純計算でも、平成元年から平成22年度までの間で、障がい福祉費は27倍の予算になっていると。これを考慮すれば、町として障がい者の方に対して広く手厚く事業運営されていると。町で個別に相談を受け、対応することには限界があり、外部の団体に補助委託を行うことで、より広くきめ細やかな取り組みができるものと考えておると。

また、団体の給付でよいのではないかと。措置制度から支援制度に移行していき、町としては手厚く事業実施されていると。福祉手当を受給されている方に話を聞いたこともあるが、年間5,000円の手当をもらうことよりも、他の制度で支援してもらったほうがよいという意見も多いと。

もろもろいろんな意見が出ました。これについて、文教厚生委員会として、本請願については採択を行いました、賛成少数で否決をしました。

身体障害者等福祉手当支給条例の廃止については、今の内容で、賛成多数で可決をしました。

次、図書館。図書の購入方法は一括か分割購入か、現在の蔵書数は、寄贈図書の取り扱いはどうしているか、図書の廃棄はという質問に対して、館長のほうから、図書の購入は月2回で、年に24回程度分割購入していると。21年度末で12万9,000冊蔵書しとると。寄贈蔵書は、既に図書館に所有している図書についてはお断りしていると。未所有の図書の場合でも受け入れられない場合もあることを承諾していただき、寄贈を受けていると。受け入れられない場合も、捨てずにリサイクル図書としているという回答でした。

学務課。中学生海外派遣補助金について、町内在住の私立の中学生は対象とならないのかという質問に対して、町立中学校2校を対象とする補助金とは別に、単独でホームステイを行う学生に対しては10万円の補助を行っているという回答でした。

それから、菊陽西小学校の設計委託料が上がっているが、基本構想はどうなっているかという質問に対して、基本構想については、今年度予算において案を作成している。現敷地でどのような増築の配置が可能か、4パターンほど検討して、それをたたき台として、教育委員会、学校等と検討し、議員の意見を聞きながら詰めていく予定であるという答弁でした。

それから、生涯学習課。社会教育推進員の成り立ちについてということで質問がありました。非常に私たちもなじみが薄かったですけども、委員のお一人から説明を受けました。ちょっと読み上げます。私も、昭和54年、55年、地区の社会推進員をしました。当時は、区長と地域公民館長が一緒のところが多かった。当時の教育委員会では、地域を活性化させるために

は区の行事と公民館の行事を分離し、社会教育の推進を行うことが必要と考え、公民館長の設置を進め、その補佐的な役割を行うために社会教育推進員の配置を進めた経緯があります。現在、長くなり、その意向が薄れて、役割があいまいになっているのではないかと。これについては、地域公民館長と社会教育推進員が一緒のところもある。また、自治会長と公民館長を兼ねているところもあるので、そこを行政に精査をしてもらって、本当にこの予算が要るかどうか、もう一回検討してもらいたいという意見が出ました。

それから、南部町民センター、ふれあいの森研修センターについては特別な質疑はありません。皆さん方に書いてあるとおりです。

生涯学習の委員からの要望で、まちづくり大学等の町講演会や行事等について、参加についてはPTAが動員され、県や町も含め、3学期に集中し開催されるので、できれば庁内で検討して、このダブリがないように計画を進めてほしいという注文の意見が出ました。

以上、大まかな説明をしましたが、皆さん方の机の上に検討の内容が書いてございますので、質疑については自席で行わせていただきます。

失礼いたしました。以上が審査の主な経過でございます。なお、付託された6議案について採決を行いました結果、議案第1号平成23年度菊陽町一般会計予算のうち文教厚生常任委員会に属する事項については、全員賛成で可決しました。

議案第3号平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計予算については、賛成多数により可決いたしました。

議案第4号平成23年度菊陽町介護保険特別会計予算については、全員賛成により可決いたしました。

議案第5号平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算については、全員賛成により可決いたしました。

請願第1号「菊陽町身体障害者等福祉手当支給条例」の存続を求める請願書については、賛成少数により不採択といたしました。

議案第10号菊陽町身体障害者等福祉手当支給条例を廃止する条例の制定については、賛成多数により可決といたしました。

これで文教厚生常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。質疑については自席で答弁をさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

議案第3号平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 委員長にお尋ねします。

国民健康保険法をお読みいただいたことがあるかどうか、その点だけで結構です。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長川俣君。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） ありません。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について反対討論を行います。

今回の町の国民健康保険特別会計は、1人当たり約1万500円の値上げが行われています。この値上げについては、条例改正のときも討論をしました。私は、議会の全員協議会の中で、町民に増税額8,400万円の負担をかける予算であり、議員としてはしっかりと慎重審議をしなければいけないのではないかと提案しましたが、残念ながら賛同はなく、議案は可決をされてしまいました。

しかし、今文教厚生常任委員会の委員長も国民健康保険法は読んだこともないという中で、やはり議員は勉強不足ではないかと思えます。反対討論でも、普通の保険と一緒に考えて、生命保険の掛金も利用がふえれば掛金上がる、だから国保の値上げもしょうがないというような討論もありましたけれども、これも勉強不足ではないかと思えます。

国民健康保険の第1条の目的は、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするというものです。だれでも、いつ病気になるか、また障がいを抱えるかわからない、そういうときに、もちろん保険税を払いながら、支え合って、社会保障制度として、国や県、また自治体がきちんと持っていくという制度です。ですから、今までこういう国からの負担が約5割あったときもあるわけですから、やってきた制度です。今回、国保税1人当たり約1万500円の値上げで、増税額が8,400万円です。町民の命と暮らしにかかわる問題です。せめて近隣市町なみに1億円の一般会計からの財源措置を行い、国保税の値上げを抑えるべきだと考え、反対討論とします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 議案第3号平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場で討論をいたします。

菊陽町の中の国民健康保険という制度というよりは、日本の中の国民健康保険制度ということについて、私の討論理由をちょっと述べたいと思えますが。

今勉強不足云々というのがありましたけれども、確かにそれはもう精神的にはわかるんですよ、精神的には。ただし、今の現状どうなってるかっていうことですね。最近出た本でこうい

う本があります。「財政危機と社会保障」という本です。簡単に書いてありますので、もし興味があれば読んでみられたらいいと思いますが、この中では、社会保障の約5割、それは共済、健保も全部含めてですけども、さまざまなものを含めて大体5割が公費負担、国からの負担で賄ってますよ。私たちは、国民健康保険税というのを納めてるとはいいながら、その倍以上の実は医療費を使っている、そういうことです。

前に、後期高齢者医療制度がスタートしたときに、僕がそのときの意見で、北部ヨーロッパの例を挙げました。日本は、国民負担率っていう税金からすれば40%です。北欧のほうは、押しなべて70%余りで非常に税金が高いんです。その中で、医療制度、スウェーデンとかどうなってるんだという、風邪を引いた、けがをしたとするじゃないですか。病院に行ったとしても、そのときは診てもらえません。予約をとらないといけないんですよ。予約をとって、1週間後にもう一回来てくださってと言われるんです。70%の税金を負担して、そういうものです。日本は、公費負担が50%あります。その中で、ぐあいが悪いと思ってそのとき病院に行けば、そのとき診てもらえます。私たちは、世界一のすばらしい医療制度を持ってるんですよ。ただし、これは大きな赤字財政の上で運営されているということをもう一つ眺めてみないといけないんです。

今回、万やむを得なく値上げをするという話がありました。私は、もう値上げはやむを得ないものと思いました。なぜならば、保険料制度でやっている限り、給付は保険料で賄うべきだと思うからです。ヨーロッパは、今回の財政危機を後の世代に残さない、そのために今の税負担も高く、しかも医療給付も抑えているわけです。ですから、このことは、僕は、その保険料制度がいいのか、税制度がいいのかというのを、この地方議会も含めて真剣に議論する時代に入ってきたと、僕はそのように思っております。

いろんな関係するところで、社会労働調査室っていうところで、健康保険をめぐる最近の動向とか、こういう論文はいっぱいあります。その中でやっぱり述べてるのは財政危機なんですよ。今これ以上財政危機を進行させる、そのことを目の前にして、甘い顔をして運営はできない。そのことに対して、私たち、その政治の現場にいる、行政の現場にいる人たちは、明確に、町民ていいますか、その利用者ていいますか、国民に対してその方針を示していかなければならない。批判されることもあるだろうし、非難されることもあるでしょう。しかし、必要なものは必要である、そういうことを勇気を持って言うべきだ、僕はそう思っております。

したがって、今回の国民健康保険の23年度の予算案につきましても、別段悪いところは何もございませんでしたので、私も賛成といたしました。それをもって賛成の討論といたします。議員の皆様方も、この国民健康保険制度という制度を今後ずっと日本の中に残していく、ぐあいが悪かったらすぐ診てもらえる、その制度を維持していくために必要なものは何なのかという観点で態度を示していただければ、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成23年度菊陽町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号平成23年度菊陽町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決され

ました。

次に、請願第1号「菊陽町身体障害者等福祉手当支給条例」の存続を求める請願書について質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 文教厚生常任委員長から報告がありましたけれども、その議論の中で、1つは、平成元年から平成22年度までの間で、これは北山議員さんの質問だと思えますけれども、障がい福祉費が約27倍の予算になっている、これを考慮すれば、町として障がい者の方に対して広く手厚く事業を運営されているというふうにあります、これは今まで町がやっていた部分と、障害者自立支援法が施行されたことにより市町村業務が大きく変わって、ふえたところがあると思うんです。そのことは、この障害者自立支援法が施行されたことにより、どの程度市町村業務がふえ、予算がどの程度ふえたのかはご存じでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長川俣鐵也君。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） その具体的な数字っていいいますか、執行部からの説明の資料が私たちの委員会に提案をされとりますが、障がい者施策としての扶助費の推移ということとで説明を受けました。具体的な数字はいろいろ、380%の伸びとか、402%の伸びとか、まず措置制度が始まって、それから支援制度に移行し、次に自立支援制度として現在に至るとるわけですけども、確かに障がい者に対する施策の仕方といいいますか、当初この身体障害者福祉手当の5,000円というのは、やはりその障がい者に対する支援制度が不足……

（12番小林久美子君「いやいや、それはいいです。予算が変わったのをどの程度ご存じかだけでいいんです」の声あり）

どの程度といいいますと。

（12番小林久美子君「障害者福祉費が約27倍の予算になってると書いてありますが、これは国からと制度は変わってると思えますけれども、その認識だけで結構です」の声あり）

その認識といいいますと、執行部から私たちの委員会に説明があったやつについては十分認識をしております。そういう認識を持って、やはり組織としての障がい者支援という、その確立が今なされとるし、経費的にもサポートできとる状況で、この個人に対する障がい者手当としての5,000円の意味合いというのはもう薄れてきているんじゃないかと。それよりも、やっぱり団体としてのその活動に対する補助制度のほうが望ましいじゃないかということで、そういう判断を下しました。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 2回目の質問です。

今、障がい者福祉費のこの約47倍の予算の制度によって、大きく町が業務を請け負わなければいけなくなったその変化については認識が、質問に答弁がきちんとなされていないと思いま

す。

それであればもう一点、監査委員からも、個別給付は望ましくないという、団体に補助をすることで取り組みを進めるほうがよいと思うというふうにあります。酒井議員さん、監査もなさってますのでよくご存じだと思いますけれども、同和団体の助成金などは、中身は全然精査されなくて、事この障がい者の福祉手当の分だけ個別給付がよくないっていうのはどういうことなんでしょうか。委員長はそういうふうに認識されておられますか。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長川俣鐵也君。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） その同和対策の事業費と今回のこの身体障がい者の福祉手当支給というのは全く観点が違うと。現に同和対策事業というのは、あの法律がなくなっても、県もその措置をしておりますし、各近隣町村もすべてやっております。

（12番小林久美子君「それはもういいです。その……」の声あり）

実際、この制度が残ってるのが、大津町はもう平成14年度で廃止、合志も平成20年廃止、菊池市も平成20年廃止です。ですから、やっぱりそういう意味で、各近隣市町村もこの意義は薄れているんじゃないかという認識のもとに、菊陽町も最後まで町独自の施策として残しておいたけども、やっぱり今後の福祉政策については、総合的に支持していくほうがいいんじゃないかという方向性で、この個別補償というのは廃止にしたらどうかという提案を支持をいたしました。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） それでは、同和の問題については、私はあとの一般会計でまた述べますからあれですけれども、172名の方がこの賛同署名を出されていますが、その重みや、それぞれ抱えておられる状況などを委員長としてはどういうふうに認識されたのかが1つ、それからもう一点ですけれども、身体障がい者の団体がありますが、何名ぐらい組織されているのかご存じですか。お願いします。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長川俣鐵也君。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） 確かに今回の委員会でも、この身体障害者等福祉手当の支給条例という、170名の請願がありました。これは非常に重く受けとめました。私たち健常者からは想像ができない日々のいろんな困難さがあるということは十分認識しつつも、先ほどから申しましたように、個別の補償というよりも、その団体としてのお互いの活動ということに関して支援をしていったほうがよりベターじゃないかという認識のもとにそういう結果をとりました。

それと、身体障がい者の組織率。

（12番小林久美子君「はい。何名いらっしゃるかご存じですか」の声あり）

その身体障がい者と知的障がい者、約1,200名おられるということですね。

(12番小林久美子君「ええ。団体ですね。団体が何名か」の声あり)

それぞれの団体が、数が。

(12番小林久美子君「はい」の声あり)

すみません、その正確な数字は把握しておりません、その両方の。全体で1,200名ということだけはわかっています。

(12番小林久美子君「はい」の声あり)

○議長(吉村豊明君) 小林君、3回目でございます。だめ。

(12番小林久美子君「いやいや、討論をします、討論。いやいや、質疑じゃなくて。討論お願いします」の声あり)

(「質問がある。まだ質疑があります」の声あり)

ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番(甲斐榮治君) 委員長に質問いたしますが、個別給付よりも団体への給付がよいのではないかという大方の結論だったようですけれども、その一制度が廃止されるわけです、これは。たしか予算も、個別給付が廃止されて団体への補助金というふうになる段階で大幅に何か削られたという、そういう認識をしておりますが、この団体への給付がよいということは、一つの方向性としてそういうふうに出されたんでしょうか、あるいはもう少し具体的な、その団体への補助が今後どうなるとか、そういう具体的なものがあつたんでしょうか、お聞きします。

○議長(吉村豊明君) 文教厚生常任委員長川俣鐵也君。

○文教厚生常任委員長(川俣鐵也君) この身体障害者等支給条例ができた平成元年、そのときの事情と今の情勢というのは非常にやっぱり変化があつてい我想います。ですから、先ほどからも、これは全員協議会でも説明があつたと思つていますが、その施策として、最初のもち代という意識から、その生活費の補助というとおかしいですけど、そういうことじゃなくて、やっぱり全体的な組織として保護していこうというシステムを充実してきとるし、将来的にも、金銭的にも非常に金のかかる状況の中で、皆さんが満足できるような組織に対する援助の方向性のほうがいいんじゃないかというつもりで結論を出しました。

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番(小林久美子君) 「菊陽町身体障害者等福祉手当支給条例」の存続を求める請願に対して、委員長の報告は不採択ですが、この請願の趣旨に賛成して討論を行います。

今委員長に質問をしまして、皆さんもおわかりになったと思いますけれども、文教厚生常任委員会は、団体数が、今回のこの廃止された場合、今まで年間町は1,200名の方に約600万円の財政支援をしていました。1年間、12月に5,000円です。それを、23年度から2つの団体、身体障がい者をお持ちのところと知的な障がい者をお持ちの親の会に、2つ団体にそれぞれ町は20万円ずつ予算措置をするということで、結局560万円予算を削減するわけです。団体の加入数、組織の数も、文教厚生常任委員会では全然明らかに、つぶさにわからない中で、ただ個人の手当を切って団体に回せばいいじゃないかということが、そもそも慎重に審議をされてないと私は思います。

なぜなら、身体障がい者の方たちは、以前は300名ほど組織をされたというふうに事務局の方から聞いてますが、最近では80名ぐらい、組織しかできないと。それで、なかなかその活動ができないので、少しでも運営などをもっとできるようにしたいという意向だと思います。その意向は私も十分わかるんですけども、そういう実情があると。ただ、団体に出した場合に、もちろん身体障がい者の方が多いんですけども、今まで年間、多額ではないですよ、やっぱり5,000円のお金が出されてきて、それが、組織をされない、団体に加入されない方には切り捨てになるわけです、実質。そこがやはり1つ大きい問題だと思います。

私は、22年間、障がい者の福祉の増進を図ることを目的に、町はいろんな、財政が厳しいと言いつつも、これだけは長く継続されてきて、町が周りの市町村に誇っていい制度だと思います。私は、後藤町長は町長選のときに自分の公約として、福祉を大切にする、一番最初に高齢者、子ども、障がい者を大切にするまちづくりを自分はしたいということで町長になられました。障がいを持っての方も安心してまちづくり、任せるといふことで当選されたんだと思いますけれども、当選した途端、次の年度からこういうふうには打ち切りをする。私は、600万円であれば、この菊陽町財政力は、私たち税収は60億円近く町民は払っているわけです。私は、十分、いろんなところを考えれば賄える財源だと思います。

私は、知的障がいを持っている親の会の方にやっぱり直接お話をお聞きしたいと思っていて、参加させていただいてお聞きしました。お金の問題もありますけれども、やはり町がそういうところまで手を差し伸べて考えてくれるかどうかと、町長の福祉を大切にする心、その姿勢が、これを大切にしてほしいという思いがやはりあふれていました。やはり知的障がいを持つお子さんは、なかなかお話をしてもよくわからなくて、自分が自営業で仕事を忙しいときに、子どもが帰ってきてても話を十分聞いてやれない。そしたら、やっぱり外に出ていってしまっただけで、警察に保護されたりすると。本当に仕事もしないといけないし、子どもにももっと目をやりたいというふうにお話をされました。個人的な情報がいろいろありますから余り詳しくは言えませんが、あるタクシーに乗られてる親御さんは、全盛期の今は5分の1しか収入がない。親はばたばたして仕事をしている。でも、施設に入っている子どものこともしっかり考えて面倒を見ている。また、一番障がいを持っている親御さんたちが心を痛められるのは、自分が頑張っただけで元気なときはいいけれども、自分たち親が亡くなったときに子どもがどうやっ

ていけるのかっていうのが、これは障がいを持つてる親御さんに共通することです。この町からもらっている貴重な5,000円を、そのことを考えてしっかり貯蓄をしてるんだ。それは何も、やはり将来子どもたちが障がいを持ちながらも本当に自立してやっていけるだろうかという中でやられてます。また、作業所などに行っても、払う利用料のほうが大きくて、子どもさんが作業をしながらもらってくる工賃はわずかです。

ですから、やはりこういうふうに大きく施策を変えるときは、もっと今障がいを持つてる子どもさんをお持ちの親御さんや町民の方の意見を、私は町長がしっかりと聞かれたり、団体に入って、本当にどうでしょうかと相談をされたり、そういうところが福祉の心の通う町政だというふうに思います。ですから、この団体の加入者もわからない、そういう中で決めていかれてるというところに、やはりまだまだ議員としても責任を果たしてないのではないかと思わせるを得ません。

以上の理由から、この手当については存続をしていただきたいということで、委員会の不採択に反対をするものです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論はありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） それでは、本請願書に対しての委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

今小林議員が語る述べられたことについては、確かに僕も、その障がい者の方々に対してみれば大変厳しい、そのことはわかるつもりです。しかしながら、この問題をミクロで見ると、マクロで見るとかっていうことなんです。この委員会のときに、委員長がここまでしっかりと、時間の関係だったんでしょうけど、説明されなかったんですけども、私たち委員会のほうには一つの資料を出していただきました。この資料を見れば、平成元年のときに、確かにもち代というのと、それからこれは重度心身障がい者のための施策から始まったんですね。そのときの金額としては1,450万円余りです。その後、今年度、22年度までずっとさまざまな施策が伸びてきて、合計すると48の事業に、補助の対象であるとかが進んできてるわけです。その中には、途中年度で始まって、また途中年度で終わっている事業もいっぱいあります。障がい者の方々に年5,000円廃止をする、その結果600万円浮く。その600万円を取り上げるという見方をされているようですが、実際言えば、今年度、22年度のこの障がい者に関する給付の総額3億9,528万3,000円。一番最初は1,500万円で始まったものが、今年度は3億9,528万3,000円です。来年度は、さらにこっから300万円余り増額しているんです。その600万円削って、一般会計のほかの事業に使うわけじゃないんですよ。その600万円削ったとしても、それを入れて、さらに300万円ふやした4億2,600万円という予算を今回組んでいるわけです。僕としては、その障がい者の方々に対して、単純計算すると27倍ですよ。先ほどそういう意見が出たと、僕から出たということを書べられたんで、そのとおりです。これは、その障がい者の

方々の直接給付じゃないので、じゃあ5,000円が27倍になったのかといえばそうじゃないんですよ。それでも、さまざまな形で菊陽町の中には福祉を待ってらっしゃる方がいっぱいいるわけですよ。決して障がい者の方々の5,000円だけで済まないわけです。ほかの施策も求める方々がいっぱいいるわけですよ。

僕は、今回172名の署名が、一緒になって出していただきました。僕はその方々に聞きたいですよ。皆さん方の5,000円とられても、大変かもしれないけど、でもほかの施策を待ってる方がいて、菊陽町は1,500万円から4億円余りまで事業としては膨らんできてるんですよ。その中で、数少ない額の中でやりくりをして、ここは当然ちょっと泣いていただきたいところがあるんですが、本当にこの辺のいきさつはご存じですかと僕は聞きたいです。1,500万円から4億円までふえてるんですから。それを知った上で、自分、まだ5,000円出してくれて本当に言うのかなって。ほかに待ってるんだったらいいです、私の5,000円は、じゃあそういう人たちに回してくださいって、僕はそういう人もいっぱいいると思いますよ。僕は、それが人間の心だと思うんです。ミクロで見て、この問題がなくなる、なくなるというだけで議論をすると、僕は大きな方向を間違えるのではないかと感じております。

もう一つ、僕としては、団体のほうに給付をして、団体が運営をするというのに賛成をしました。それは、以前、講演とかそういったものでもNPOとかそういうものを立ち上げてということをお願いした、それに一緒になるんですけれども、町が全部を、全部の町民の皆さんに対して直接つながってるっていうやり方は、町の業務が複雑になって、多岐になって、人件費がかかっていくっていうことにしかありませんので、小回りのきく制度というのは、やはりNPOとかそういう外部団体だと思ってます。行政というのは、Aさん、Bさん、Cさんという特別なものを特例扱いして適用できるっていう制度じゃありません。一つの制度を万民に対して適用していくっていう組織ですので、小回りをするのであれば、やはりNPOとか外部団体、僕はそういうふうにしてました。ですから、今回の600万円というものを、全額じゃありませんが、そういう団体に資金を出して、その団体がきめ細かなその障がい者の方々のケアをして、窓口になっていただいて、町長、今度こういうものが必要ですよ、こういうふうにしていただければ助かるんですよ、こういう声が多いですよっていう窓口になって、次の年度以降、さらにこの障がい者の福祉の手当を厚くしていく、その一里塚、一歩とさせていただければ、僕は今回のこの廃止ということについては大変意義がある制度ではないかと。意義があるというと妙に聞こえるかもしれませんが、今までの48事業のうち、23年度で実施されるのは21の制度です。つまりもう47制度っていうのは年度でも消えてるわけです。ですから、制度というのは、その年度、その年度、そのときそのとき、やはり必要なものは加え、必要でなくなったものは廃止していく、そういうきめ細かな柔軟性というものをあわせて持つべきだ、そういうふうにして、委員長に報告に賛成という立場で議論をさせていただきました。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

念のために申し上げます。採決は委員長報告に対して行いますので、お間違いのないようにお願いします。

請願第1号「菊陽町身体障害者等福祉手当支給条例」の存続を求める請願書について、委員長の報告は不採択であります。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、議案第10号菊陽町身体障害者等福祉手当支給条例を廃止する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号菊陽町身体障害者等福祉手当支給条例を廃止する条例の制定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時57分

再開 午前11時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設常任委員長佐藤竜巳君、付託案件についての報告を求めます。

○産業建設常任委員長（佐藤竜巳君） それでは、産業建設常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果を報告いたします。

産業建設常任委員会に付託されました付議事項は、議案第1号平成23年度菊陽町一般会計予算のうち産業建設常任委員会に属する事項、議案第6号平成23年度菊陽町下水道特別会計予算について、議案第7号平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計予算について、以上3議案が付託されました。

3月16日から18日の3日間にわたり、建設部長、各担当課長、係長等から詳細な説明を受け、質疑応答を行った後、慎重に審議を行いました。

なお、3月18日に現地調査を7カ所行い、担当から説明を受けました。

議員各位に配付されておる中から主なものだけ報告いたします。

最初に、農政課。農機具保管庫用地の借地料の内容はに對しまして、地域改善事業で購入された農機具を同じ事業で私有地に保管庫を建設しており、その借地料を支払うもので、農機具は個人のもので、保管庫は町所有で、馬場と中代の2カ所にあります。

また、委員から、借地料を町が支払うのではなく、使用者が支払うべきではに對して、馬場の借地料は利用者で支払う協議を進めたい。中代については廃止の方向で協議を進めたいということでした。

町有林管理委託はもっと安くできないかについては、計画的に現場状況に依じて適切な委託料を計上したいということでした。

次に、農業委員会に移ります。報償費は余りにも目標が低いのではに對し、足りない場合は補正で、関連で、成立謝金5万円は、成立した場合だれでも受け取れるのかに對し、結婚を成立させた仲立ちさんになりますということでした。

次に、下水道課に移ります。三里木ジャスコ付近の雨水管布設の予定はないのかに對し、平成22年度で委託しており、設計中です。

停電時の対応策として、16カ所を年次計画を立て、発電機を購入すべきではないかに對して、町内全域が停電になることはないと思ひ、あと三、四台が必要だと思ひます。議員から、十分検討の上、購入をお願いしたいということでした。

次に、都市計画課に移ります。緊急輸送道路沿道建築物とはというに對しまして、県、町が指定した路線で、基本的には町の主な幹線で、幅員等は関係なく、通行を妨げられるおそれのある建築物についての耐震診断補助金ですということでした。

司パチンコとの交渉は順調に進んでいるのかに對して、弁護士を同席させての協議でしたが、平行線のままであり、町としては最悪の場合は法的な手続になることをはっきりと申し上げたということでした。

町道下原堀川線杉並木陸橋の開通式はないのかに對しまして、開通式は予定してないということでした。

次に、商工振興課に移ります。緊急雇用対策関係事業における雇用者数はに對し、緊急雇用創出資金事業が30名、ふるさと雇用再生特別基金事業が6名を予定しているということでした。

観光費の中の委託料でプロモーションビデオ作成とあるが、無駄になる可能性があると考えられる。ある程度の成果を求めるなら、それ相当の予算を計上すべきではないかに対しまして、業者選択に当たっては、プロポーザル方式による選定も考えられるため、予算の範囲内で効果的なものができればと思っているということでした。

次に、建設課に移ります。役務費の杉並木保険料の内容はに対しまして、J R北側の町道杉並園の杉並木が原因で起こった事故に支払われる保険です。

また、ほかの樹木事故に対しては対象になるのかに対しては、ならないということでした。

光団地の今後の工程はに対しまして、造成工事が6月、建築工事が7月発注し、来年2月までに完成する予定。その後、3月には対象住民20戸の引っ越しをお願いする予定ということでした。

関連で、プレハブ小屋の建築の撤去費は入居者の負担ですかに対しまして、入居者の負担で、原形復旧することの誓約書を交わされているということでした。

以上が審議の主な経過でございます。

なお、付託されました3議案につきまして採決を行いました結果、議案第1号、議案第6号、議案第7号、3議案とも全員賛成により可決いたしました。

これで産業建設常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑に対しては自席のほうで答弁いたさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第6号平成23年度菊陽町下水道特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号平成23年度菊陽町下水道特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、総務常任委員長大塚昇君、付託案件についての報告を求めます。

○総務常任委員長（大塚 昇君） それでは、総務常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果を報告いたします。

今回総務常任委員会に付託されました付議事項は、議案第1号平成23年度菊陽町一般会計予算のうち総務常任委員会に属する事項、議案第2号平成23年度菊陽町土地取得特別会計予算について、以上2議案が付託されました。

3月16、17日の2日間にわたり、各担当課長、係長等から詳細な説明を受け、質疑応答を行った後、慎重に審議を行いました。

議員各位には要点筆記した資料が配付されておりますので、主なものだけを報告させていただきます。

それではまず、人権教育・啓発課。補助金をもらっている運動団体の加盟人数はという質問に、係長より、同和会は30人程度と確認できているが、解放同盟については、集会等で活動されている方は二十数名いらっしゃるということであるが、正式な会員数については正しく確認できていないということでありました。

また、これまで込み入った経過は十分承知しているが、運動団体への補助に法的根拠は既がないので、時間をかけてでも廃止に持っていくべき、他の自治体の状況はどうか、減らす指導というのはされているのかという質問があり、係長より、周辺の自治体はすべて同じ状況であるということでありました。

そしてまた、係長より、話し合いは毎年やっているが、なかなか厳しいという答えでありました。

それとまた、その後課長より、行政ではどうしても不十分なので、運動団体の活動に頼らざるを得ない。そのため、助成金は必要であると考えているという説明がありました。

また、委員より、担当の方は大変苦勞されていると思う。予算を見ると、同和関係にすべて

使われているが、他にもいろいろ人権問題があると思う。北朝鮮関係などどう考えているかという質問に、係長より、人権教育・啓発課イコール同和ではない。外国人の問題などいろいろあるという答弁でありました。

以上が人権啓発です。

それでは、総務課に行きます。委員より、要望、意見として、町として区、自治会の境界線を明確にしてほしいという要望に対しまして、行政区は町が設置しているものだから、区域が必要だと認識している。今後検討するという答弁でありました。

また、総務課においては、自主消防について、費用は全額町が負担すべきではという質問に、係長より、課題として、少しずつ改善を検討しますという答弁でありました。

次に、財政課に移ります。譲与税や交付金は基準財政収入額に含まれているのかという質問に、課長より、譲与税は100%、交付金は75%、また財源移譲分の町税が100%、その他の町税は75%で見込み額が含まれているとのことでありました。

ほかに、委員より、交付税は三位一体改革で削られたものが若干回復しているという理解でよいのかという質問に、課長より、昨年度に引き続き、別枠として地域活性化や雇用対策関係で配慮をいただいている。ただし、臨時財政対策債が交付税制度を圧迫していくという面があり、大変注意が必要だと思っているとのことでありました。

ほかに、委員より、東日本、また関東の地震による影響があると思われるかという質問に、課長より、影響は出てくると思う。特別交付税については例年より減るのは間違いないと思うとの答弁でありました。

委員から、これからいろいろな事業を控えており、今後町の財政が固定化せずに動いていけるために注意すべき点は何かという質問に、課長より、毎年10億円程度町債の償還をしている。元金が減っているのだから、それを考慮して新規事業を実施していけば、若干無理する年度は出てくると思うが、うまく乗り切っていけると考えている。ただ、学校以外で、例えば何十億円というような施設整備事業が出てくるようであれば、先延ばしするなどの調整が必要な場合があると思うとのことでありました。

また、委員から、ある程度財政状態がよくなってから新規事業に取り組むべきという意見に、課長より、光の森の南側の複合施設は実施せざるを得ないという答弁でありました。

また、委員より、施設整備の早い段階で議員も意見を言えるような力をつけていかなければいけないという意見がありました。

課長から、菊陽町としては、5万人は難しいが、4万5,000人を目標にしたまちづくりを進めていくものと考えているとの答弁でありました。

また、委員より、そのことについて、南台地を整備すればすぐにそのくらいに人口がふえる。現在は全然話が進んでいないという意見が出ました。

以上で財政課を終わります。

次に、総合政策課です。委員から、行政評価委員会はどういう手法で実施しているかという

質問に、係長より、総合計画の実施計画に基づく事務事業を対象に評価をしている。21年度までは事務事業の評価を実施、22年度は総合計画策定時期であり、施策レベルの評価を実施し、事務事業ベースで数えると、約250の事業を評価したということでありました。適正に事業が行われているかということや町民にとって必要な事業なのかなど、町民の目線で評価をいただいているとのことです。

委員より、事業仕分けのように公開してオープンにしてはどうかという質問に、係長より、次回の評価委員会に向けて検討するという答弁でありました。

また、委員から、評価委員の議事録は公開しているのかという質問に、係長より、議事録の公開はしておらず、評価委員会として意見を取りまとめた報告書を公表しているとのことであります。

また、委員から、光の森複合施設について、検討委員会はどういう人たちで、時期はいつごろ行う予定かということに対しまして、阪本課長補佐より、検討委員会のメンバーは、関係団体や光の森地区の住民の方々を中心になるかと思うが、20名程度を考えている。どこの地域の人がどれだけいるかはまだまだこれから検討する。立ち上げの時期は、できるだけ早くと考えているとのことでありました。

次に、税務課です。委員から、固定資産税評価がえ関連業務委託について質問がありまして、西本課長補佐より、地方税法に基づき、土地の評価、特に宅地を中心に評価を委託しているものである。家屋については、国の評価基準に基づき、職員による評価を行っているとのことでありました。

以上が総務常任委員会での審議の内容を報告いたしました。

土地取得特別会計につきましては、説明の後、質問等はありませんでした。

以上が審査の主な経過でございます。

なお、付託されました2議案につきまして採決を行いました結果、議案第1号平成23年度菊陽町一般会計予算のうち総務常任委員会に属する事項については、賛成多数により可決と決しました。

議案第2号平成23年度菊陽町土地取得特別会計予算については、全員賛成により可決と決しました。

これで総務常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑につきましては自席から答弁させていただきます。

○議長（吉村豊明君） 総務常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりました。

これより案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず最初に、一般会計予算から行います。

議案第1号平成23年度菊陽町一般会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉本堅君。

○11番(吉本 堅君) 文教委員長に対しての質疑なんですけど、一般会計予算の9ページです——ああ、今総務と言いなったですか。

○議長(吉村豊明君) 総務です。

○11番(吉本 堅君) すみません、ほんなら。

○議長(吉村豊明君) ほかに。

はい、どうぞ。吉本堅君。

○11番(吉本 堅君) 一般会計ですから、よかですね。

ページ9ページなんですけど、第2表の継続費ということで、款の10の教育費、項の2の小学校費なんですけど、23年度、24年度、25年度と、総額の42億5,950万円ということなんですけど、3カ年度にわたるとということで、町有林を使うとかという話も出ておったかと思うんですけど、町有林の杉を使うのか、ヒノキを使うのか、立米当たりの幾らなのか、その辺のところは、もう木の切り出しをすれば、単価も十分検討をしなければならぬし、町有林を使うのであれば、乾燥とかいろいろな準備も必要になってくるというふうには思うんですけど、その辺のところはどのようになっておるのか、どういうふうな工程になつとるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長(吉村豊明君) 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長(川俣鐵也君) そこらあたりの具体的なことについての議論はありませんでした。

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番(甲斐榮治君) 文教厚生常任委員長に質問をいたします。

中部小学校関連ですけれども、総工費が45億5,711万2,000円という概算になっております。なおかつ、この前の私の一般質問では、引越し費用であるとか、あるいは雨水処理費用であるとか、町民グラウンドの原状回復の費用とか、劇的な変化ではなからうけれども、一定の追加があるというふうなお答えでありました。それが1点。

それから、総工費の中で28億3,870万円が地方債であります。その返済計画等もまだ聞いておりませんが、その辺の議論がなかったのかどうか。

それから、この28億3,870万円というのは債務として残るわけで、そういったことと、光の森公共用地の問題、それからその多目的施設あるいは菊陽中学校の耐震補強工事、それから35人学級実現に伴う小・中学校7校の増築工事、それから8校の空調工事、光団地の改築工事、体育館を含めた町運動公園とか、非常に多額の予算を必要とするような事業がメジロ押しに並んでおります。そういったことについて、先ほどの委員長の報告にはほとんどありませんでしたし、さらにこの記録の中にもその辺の議論があったというふうには見えませんが、こう

いった問題については全然討議が、あったのかなかったのか、その件だけお聞かせください。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） まず、1番目の質問ですけど、総工費が大幅に増加していることについての質問だったかと思いますが、これはもう全員協議会の場でも詳しく説明を執行部のほうからされたと思いますが、その設計というか、当初の計画の段階以降、国の指針によって35人学級にするということで、教室の数がふえたということが一番大きな原因だということで委員も説明を受けておられると思います。一応そういうことです。

2番目のその返済の、その28億円の、町債の返済の方法ですか。これは、具体的に、委員会としての議論はこれについてはありませんでした。これも、一応全員協議会で全員の方には大まかな概略の説明はあったことと思います。それで一応納得をされているんじゃないかと思っております。

3番目に、光の森の複合施設を初め、今後町が進めていく施設整備について莫大な金がかかると、これについての議論はなかったかということについても、これは方向性としては説明を受けております。具体的な実施時期とか金額とか、そういうことについての具体的な説明というか、その議論については文教のほうとしても意見が出ておりません。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 他に質疑ありませんか。

永野輝全君。

○17番（永野輝全君） 総務のほうにお願いします。

先ほど報告があった2ページのところで、いつも問題になります同和団体への寄附や同和教育のあり方についての質問の中で、先ほど来、法的根拠がないのになぜするのかという意見がありますが、執行部はその法的な説明はどのようになされたのか、ここには載っていないようですので、法的根拠に基づいて人権教育や啓発活動は進めていると私は理解しておりますが、どうでしたでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（大塚 昇君） ただいまの質問ですけれども、法的根拠の説明等は、啓発課長のほうからはありませんでした。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第1号平成23年度菊陽町一般会計予算について反対討論を行います。

す。

平成23年度予算は、大きくは中部小学校の建設工事、光団地の建てかえ、仮称菊陽町光の森複合施設建設に向けての基本設計などが予算化をされています。さらに、中学3年生までの医療費無料化、教育関係では小・中学校への特別支援助手の配置などが組み立てられており、評価できると思います。

しかし、国保税の値上げを町民に押しつけながら、近隣町村が行っている財政支援措置をとっていないこと、22年間続けてきた障がい者への福祉手当の廃止、切り捨て、その一方では、山鹿市などでは100万円単位で見直しを行っている同和団体助成金には一円の手もつけていないこと。その内容を見ても、団体の人数も把握しないまま助成金を出し続けていること。解放同盟のほうは二十数名だけれども、正式な会員の把握はしてないということでした。また、事業計画書や報告書も、私は委員会で提出を求めたにもかかわらず、いただいておりません。

こういう、先ほど障がい者の件については、話は違うようですが、団体に補助金を出すということですが、今まで出してきたこの団体助成金等の内容についてはほとんど透明になっていないことも大きな問題ではないかと思えます。人権教育費に、平成23年度は1,245万7,000円、人権啓発推進費に2,771万1,000円と多額となっております。

そういう中で、行政ではどうしても不十分なので、運動団体の活動に頼らざるを得ないというふうな委員会での答弁がありましたけれども、正式な人数も把握せず、また役員手当も、年間1人当たり10万円の手当も出し続けて、また活動計画書も私たちに示してもらえない、こういうやり方で、どうしてもその不十分な、これだけ人権教育費とか多額の予算を使っているのに、これ以上何を頼るのか、そしてまたその中身をどうして検証しているのか、私には、資料もいただけませんし、理解できません。国の特別対策法も数年前に終了しているので、やはりこの点についてはしっかりと見直しをするべき時期だと思えます。

以上の理由から反対とします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

酒井良一君。

○13番（酒井良一君） 議案第1号平成23年度菊陽町一般会計予算について賛成の立場で討論を行います。

まず、歳入では、景気の動向などから不安材料がある中で、町長の提案理由にもありましたように、人口が1年間で970人、世帯数が550戸増加をしております。町全体として、前年度より増額の55億円の計上となっており、そのことも含め、自主財源が2億円増ということであり、このことはこれまでのまちづくりの成果であり、高く評価するものでございます。

なお、これらについて、適正な課税、受益に見合った負担額、使用に合った使用料の設定を行うことも視野に入れて進めていただくとともに、収納率の向上に向けてさらに努力をお願いするものでございます。

また、財源不足に対応すべき財政調整基金及び減債基金の合計で6億1,000万円が計上されております。当初予算編成時点ではやむを得ない処置であると思いますが、これらの財政調整機能を持つ基金については、予算執行の中で一定規模以上の額が確保できるよう配慮していただきたいと思っております。

さらに、依存財源のうち将来の負担となる町債の発行については、前年度から約6億円の増となっており、将来の元利償還金の全額が普通交付税の基準財政需要額に算入される臨時財政対策債も含め、継続費に計上されている地方債の元利償還金が将来の財政の大きな負担とならないよう、計画的な発行をお願いするものであります。

一方、歳出では、民生費、保健衛生費及び教育費が全体の50%を占め、また前年度から約12億円増として計上されておりますことは、人を大事にするまちづくりを進めようとする町の姿勢が強く感じられます。特に公立保育所8園と私立保育所3園での確実な保育行政の推進、子ども医療費助成制度の中学校3年までの拡大、健康づくりのための予防接種や健康診断などの充実、学校教育施設の整備やソフト面の教育環境の充実が見受けられます。その中で、菊陽中部小学校改築事業及び菊陽西小学校増築事業は、より早急に、かつ確実に進めるべき事業であります。

また、土木費においても、町営住宅光団地の建てかえ、個人住宅等の耐震診断や改修への助成制度の創設などが計上され、これもある意味では人を大切にす施策であろうと思っております。

なお、安心・安全なまちづくり、生活環境や基盤の整備、環境対策、産業の振興などについても、継続事業を含め、計画的な確実な展開の中で、快適で活力あるまちづくりを進めるための予算が計上されております。

以上、お願いする事項も含めて申し上げましたが、予算計上された事業が効果的に展開されることを期待し、私の賛成討論といたします。議員各位のご賛同よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 議案第1号平成23年度一般会計予算について反対の立場で討論をいたします。

予算案については、私は初めての反対の表明であります。この当初予算というのは、住民の生活に一番密接に関係してくることですので、よほどの瑕疵がない限り認めていくというのが議員の立場ではないかというふうに思っておりますけれども、今回につきましては、ただ1点、非常に今後の継続事業にも関することで、主要な部分について異議があります。

中部小学校の建設については、これまでも不備をいろいろ指摘してまいりましたけれども、できればそれが一步でもよい方向にいけばという思いで来ましたが、どうも賛成するというふうに意見を変えるに至らない現状であるという意味で反対を表明いたします。

改めて指摘をしておきますけれども、中部小学校の改築について反対の議員は一人もいなかったし、恐らくは今もないと思っております。ただ、その建設地、建設計画の内容とその進め方及

び建設費等について意見が対立をしましてまいりました。紆余曲折を経て今日に至って、もはや後戻りができる状態にないことは、私もそういうふうに認識をいたしております。本件に関するさまざまな評価をつけられるのはもはや歴史しかないというふうに思っております。しかし、今日の決定的と言える段階を迎えて、今となってはせめて議員としての良心と責務のために、自分の考え方と姿勢を議事録に明確に残しておきたいというふうに思います。

第1点目です。平成21年の説明会の時点では26億6,810万6,000円であったC案の総工費概算が、1年たった平成22年3月2日時点では34億7,968万2,000円となって、今回はもともとの1.7倍の45億5,711万2,000円という巨額になっております。このほかにもなお増額が見込まれております。事業計画は、もうここに来れば完全に自己増殖の過程に入っておると言わざるを得ないと思います。とめられません。新しい土地での建設を否定する町長の最初の理由は、新しい土地では四十数億円の巨費がかかるということではなかったでしょうか。とすれば、このような総工費を提案すべきではないというふうに思います。少額から出発をして値を上げていくような手法、これは町民の税を預かる者としていかなものかというふうに考えます。

2点目です。既に決したことではありますが、中部小学校西側の菜園、北側山林の購入と開発、仮設校舎に関連する費用、運動場地下の調整池等は、現地以外の建設地であれば不要の出費だという思いをぬぐえないでおります。また、傾斜地での校舎造営、とりわけ屋上へのプール配置、3階の体育館という構造は、基礎教育の学校校舎としては危険度が高過ぎる。長い目で見た児童の安全とよりよい教育環境を考えれば、現地以外での建設がベターであると今なお考えます。

3点目です。予算の組み立てを見れば、平成23年度5億660万円、平成24年度32億8,460万円、平成25年度に4億6,830万円となっております。しかも、平成23年の内訳を見ますと、国庫補助金6,925万1,000円、地方債3億4,140万円、一般財源の支出はわずかに9,594万9,000円となっております。すなわち目の前の決済については、議員が負担にならない、気持ちの負担にならないような額になっているのではないかと勘ぐりたくになります。しかし、一たんこの決定をしてしまえば、我々は28億円強の負債を後世に残すこととなります。この後、多額を要する事業がメジロ押しに並んでいることを思うと、町財政が硬直化していくのではないかという危惧を抱きます。

4点目です。仮設校舎についても、既にもう方針は決定しております。だれかが主張しましたように、現校舎が危険で仮設校舎が安全だとすれば、仮設校舎に児童を収容して安全が担保されるのを機会に、計画の再考をすることはできないものか、そういう思いさえ禁じ得ません。もう既にかないませんが、そういう思いを禁じ得ません。

最後です。一事不再理の原則は十分に理解しております。しかし、中部小学校建設計画については、計画の合理性、計画遂行の手順、住民の税である予算の効率的使用、公正な運用から考えて、不条理が多過ぎます。一般会計予算の他の部門については納得をいたしておりますが、過去、現在、未来において膨大な予算を費やす中部小建設計画は、多くの面において納得

しがたく思います。それが予算案に組み込まれている以上、議案第1号平成23年度菊陽町一般会計予算については反対せざるを得ません。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

永野輝全君。

○17番（永野輝全君） 平成23年度一般会計予算案に対して賛成の立場で討論をいたします。

大部分については、さきに述べられた方とダブりますので、いい点は評価しながら、先ほど質問いたしました人権教育関係に関して絞って意見を述べたいというふうに思います。

法が改正されて、一部は廃案、終息をいたしました。それは2002年だから、平成14年3月末でもって特別措置法の地財対策法が終了したわけですが、やはり観点をどこに置くのかということで大きく変わると思いますし、もう釈迦に説法かもしれませんけれども、私なりにこれまでの経過と現在の位置づけを今から述べますようなことで考えておりますので、しばらく時間をいただきたいと思います。

同和問題は、当然人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題でありますので、当然日本国憲法に保障されている基本的人権にかかわる最も重要な課題であります。日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態に置かれて、現代社会においてもなお著しく基本的人権を侵害され、特に近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていない、こういう状況が最も大きな社会問題として指摘されてきたところであります。

同和地区は中世末期から近世の初期に構成されてきているわけですし、普通、ふだんの言葉では、私たちも学校で封建社会の政治経済の勉強をしたときによく出てきた問題であります。そういう社会的諸条件に規制されながら、一定地域に定着して定住することにより形成された集落であるというふうに理解しております。封建社会の身分制度のもとにおいては、社会生活のあらゆる面で厳しい差別扱いを受け、人間外のものとして人格を踏みにじられてきたのであります。明治維新がありました折に、非常にそういう差別の撤廃ということで喜んだのはご存じのとおりです。1869年に版籍奉還、これによって、版籍奉還はもうご存じと思いますが、天皇に領地や領民、これは戸籍ですね、版図、地図、そういうのを天皇に一たん返して、政府が全部それをおさめるという形をとったわけですが、そういうことで、2年後に太政官布告が出されて、いわゆる解放令、市民平等というのがうたわれたわけですが、これは形式的なものにすぎなかったと。そして、昭和になって、その間、大正時代、米騒動とか、全国水平社の結成とかいろんな民主的な運動が起こったわけですが、戦後の平和憲法のもとに、新たに新憲法で人権の保障をうたってきたわけでありまして。しかし、それでもなお且つ、先のような差別事象は解消できなかった。それは何であったのか。やはり行政がそれを、社会も含めて放置してきたということで、それを認めて答申を出したのが同対審答申というものであったわけで

す。

この差別の状況については、いろんな要素がありますので、大きく分けて心理的差別と実態的差別というふうに言われていますが、やはり言葉文字、封建社会の身分の賤称あたりを使っての誹謗中傷、そういうことが起こってみたい、あるいは就職や教育の機会均等が実質的に保障されなかったというような事柄が問題として指摘されてきました。変遷をして、それをやはり国の責任と国民的課題だということで、特別措置法によって法が施行されてきたわけですが、一番そこで問題なのは、平成8年5月に出ている地域改善対策協議会の意見具申というところで、ここで案が示されたというのが、事業関係と教育啓発関係、被害者救済関係、こういう分類をすることでかなりハードな面は進んできているので、事業関係を一般対策法へ円滑な移行を望むという具申が出されたのがきっかけであります。そして、それは、その部分については2002年3月31日に終了した、この部分は法的には終了したわけでありまして。しかし、教育啓発関係と被害者救済関係の分野については、なお差別の実態があるという調査がなされて、それをもとに、平成12年12月6日に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律というのが成立しております。これをもとに、国や県、地方自治体は、それぞれ人権擁護条例とか、本町においては平成7年、1995年に既に条例を制定しておりますが、今の平成12年に成立した法律に基づいて、18年3月に菊陽町人権教育啓発基本計画というのを策定して施行しているわけがあります。

そういう意味からして、やはり12月の決算の会議でも指摘しましたように、町なかでも、あるいは県内でもいろんな形で差別事象が起きておりますし、学習会の必要性も、あるいは当事者の団体の啓発活動あるいは勉強、この学力というのが何であるかいつも問われますけれども、私は、学力とはいろんな場面で生きる勉強をすることと同時に学習を積み重ねることであると、もちろん教科の力をつけるというのもそうでありますけれども、やはり最も大事なことは、生きることに對する学習をどう深めて生きる力をつけるのかというのがこの学習の基本であるというふうに思いますし、これはいろんな男女差別の問題や、あるいはほかの高齢者、子ども、障がい者、外国人、そういうことへの対応するのもこういうところが基本になって、社会で、行政で、あるいは地域で、企業で進めていかなければいけないということで、立派に私はこの法律によって運営されていっているものであるし、国の責任であるし、国民的な大きな課題であるということを、常時正しいそういう歴史的な背景、認識を持って進めていかなければ、この前のような、コインランドリーでの発言のように……

(12番小林久美子君「まとめて話してください。長いと思います」
の声あり)

言いよるでしょうが。

(12番小林久美子君「議長、少しまとめてもらってください」の声
あり)

まとめよるからいなさい。そういう事象を……

(12番小林久美子君「余りにも長いでしょう」の声あり)

○議長(吉村豊明君) 黙っとってください。

○17番(永野輝全君) 事象を見て判断しなければいけないというふうに思います。
ぜひ皆さん方のご理解を求めて、賛成をお願いしたいというふうに思います。
以上です。

○議長(吉村豊明君) ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(吉村豊明君) ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号平成23年度菊陽町一般会計予算について、各委員長の報告は可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(吉村豊明君) 賛成多数です。したがって、議案第1号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成23年度菊陽町土地取得特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉本堅君。

○11番(吉本 堅君) 議案第2号土地取得特別会計予算について質問いたします。

この案件に関しましては、本来の町が土地を購入するときは目的があつての土地購入であるべきなんですが、この土地に関しては、10年以内に利用目的を決め、施設建設を終えることを条件に購入することができた土地というふうな説明のようでしたが、この土地の利用目的についての説明はなかったのか。それから、もしも利用目的が決まっていないということであれば、利用目的を決めるための取り組みについてなどの議論はなかったということなんですが、委員長はこの2点についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長(吉村豊明君) 総務委員長。

○総務常任委員長(大塚 昇君) この平成23年度菊陽町土地取得特別会計予算については、先ほど報告でもしましたとおり、用途についても、またどういった考えであるかについても、委員会では特別に議論はありませんでしたし、行政からの説明等もなく、ただ特別会計予算につきまして、除草等の管理費として127万1,000円が上がっているだけであります。

以上です。

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号平成23年度菊陽町土地取得特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時7分

再開 午後1時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第29号 菊池広域連合規約の一部変更について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、議案第29号菊池広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長（阪本修一君） それでは、議案第29号菊池広域連合規約の一部変更についてご説明を申し上げます。

地方自治法第291条の3第3項の規定により、菊池広域連合規約の一部を別紙のとおり変更するというものでございます。

提案理由といたしまして、広域連合の規約を変更しようとする場合は、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を得る必要があり、議案を提出するものでございます。

それでは、参考資料のほうお願いいたします。

3枚目になりますけれども、左側が改正後でございます。それから、右側が改正前ということになっております。一応別表ということになっておりますけれども、消防費の負担割合ということで、表の下から2行目になりますけれども、改正後の下線のとおり、均等割については変更はございませんけれども、10%でございます、新たに人口割10%を加え、基準財政需要額を「90%」から「80%」へ改正するものでございます。

それからまた、同表の備考欄でございますけれども、第5項中の下線部分なんですけれども、「見直す」ということで以前はなっておりましたけれども、「協議すること」に改正するものでございます。

この改正につきましては、消防組合が合併をした時点の協定、規約の中に、統合した後、5年後に1人当たりの消防費の負担額の格差について毎年度見直すということがうたっておりま  
す。この協定内容を受けまして、統合から5年を経過した時点の昨年の平成21年12月、一昨年  
になりますけども、21年の12月の議会において負担割合の改正の議決が行われております。本  
年度についても、規約に基づきまして見直しの協議が行われ、本議案が提案されたところでご  
ざいます。

2枚目に戻っていただきたいと思います。こちらのほうに、附則として、この規約は平成  
23年4月1日から施行するとなっております。

それから、この議案につきましては、構成団体、菊池郡市2市2町の同文議決を必要とする  
ものでございます。

以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成なしです。したがって、議案第29号は否決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議員の派遣について

○議長（吉村豊明君） 日程第3、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に、4月から6月にかけて県内や県外へ議員派遣を生じるような行事や研修
が発生した場合、会議規則第122条第1項の規定により各種研修会等に関係議員を派遣したい
と思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、各種研修会等へ議員を派遣することに
決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（吉村豊明君） 日程第4、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（吉村豊明君） 日程第5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件はすべて終了しました。

お諮りします。

追加議案が5件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から第5として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。

以上5議案を日程に追加し、追加日程第1から第5として議題とすることに決定しました。

議案は、さきに議員各位に配付しましたとおりであります。

議案審議に入ります前に、町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員各位におかれましては、3月4日から本日までの19日間にわたる平成23年第1回菊陽町議会定例会に提案しましたすべての付議事件について慎重審議の上、ご承認を賜り、心から感謝を申し上げます。

大変お疲れのこととは存じますが、急を要する案件が生じたので、追加提案としてご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

追加提案します付議事件は5件であります。付議事件の順に申し上げます。

議案第30号は、町（字）の区域の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

菊陽町大字津久礼の一部を光の森1丁目へ町名変更することに伴い、区域内にある武蔵ヶ丘中学校と武蔵ヶ丘コミュニティーセンターの所在地が変更になるため、関係条例の一部改正を一括して提案するものであります。

議案第31号は、土地の譲与についてであります。町が所有しております土地の一部を第三者に無償譲与するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第32号は、大津菊陽水道企業団の規約の一部変更についてであります。大津町と菊池市にまたがる矢護川地区簡易水道組合が解散され、同組合の大津町大字矢護川地区の区域を大津菊陽水道企業団の給水区域とするため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

同意第2号は、副町長の選任についてであります。議員の皆様もご承知のとおり、副町長が不在になっておりましたが、熊本県にお願いしましたところ、今回熊本県から推薦いただきました中富恭男様を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

中富様は、熊本県職員として、総務部、福祉生活部、企画開発部、議会事務局、商工観光労働部、環境生活部、農林水産部などで32年間勤務されていますが、現在は農林水産部農林水産審議員兼農業技術課課長補佐であります。行政経験も豊富で、性格は温厚で誠実、仕事熱心で意欲的、状況判断も的確で、部下の指導能力も高いとの評価であり、副町長として適任であると考えていますので、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第33号は、平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）についてであります。東北地方・太平洋沖地震等による死者・行方不明者が2万1,000人を超えるなど、甚大な被害であり、被災され、家を失い、家族をなくし、原子力発電所からの不安におびえて、何もない状態で生活しておられる多くの皆様がおられ、病気の方もおられます。役場そのものが被災されたところもあるような状況であります。

菊陽町といたしましては、熊本県などの要請も踏まえ、救護マット100枚、マスク1万枚を提供可能な物資として上げ、また住宅の提供といたしまして、建てかえを進めております町営住宅光団地及び古賀原団地の中で、一時的な利用になるかと思いますが、補修等を行えば対応できるものが16戸あり、県等からの要請に応じ、予備費または専決での予算を約480万円程度計上させていただいた上で補修を行い、対応していきますとともに、下水道技術職員などの派遣要請に対しましても、できる限りの範囲で対応していきたいと考えているところであります。

また、町民の皆様には義援金を呼びかけておりますし、職員からの義援金も募っているところ

であります。こうした中、土木建設業組合、建築業組合及び建築業協会、そして各地区のほうでもこういった義援金の取り組みが始まっているところであります。このような状況の中、町といたしましてもより早急な対応を図りますために、菊陽町町民全員からの災害見舞金として、平均的な大人が生きていくために必要とされる水分が1日2リットルであります。町民1人につきペットボトル2本分程度の、4リッターになりますけれども、程度の水を送ることの換算から、1,000万円を町の予算から執行することで、被災される皆様の励みになればと考えているところであります。

なお、本来であれば国を挙げて対応すべき分野であると思っておりますが、地方公共団体の財源調整と財源保障から配分される地方交付税のうち、特に特別交付税は、交付される金額の範囲内で、地方公共団体において急な地震等の災害などの特別な事情がある場合はその事情が加味されて交付され、本町の3月分の特別交付税額は1億2,457万7,000円に交付決定する通知を受けたところであります。この額は例年ベースであり、地震等による被害等に対するものは一部しか調整されなかったことから、その特別交付税の交付状況も踏まえて災害見舞金を支出することに決定したところであります。

そこで、予備費を1,000万円減額し、東北地方・太平洋沖地震見舞金として1,000万円の計上をさせていただいたところでございます。

以上、追加提案しました付議事件の要旨について申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際にご説明申し上げますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第1 議案第30号 町（字）の区域の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 追加日程第1、議案第30号町（字）の区域の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長（阪本修一君） それでは、議案第30号町（字）の区域の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、町（字）の区域の変更に伴い、区域内の町施設の所在地変更が生じ、関係条例を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これにつきましては、3月8日の定例議会におきまして、議案第17号で町（字）区域の変更及び字の区域の廃止について議決をいただいております。それをもちまして、3月10日付で区域の変更及び字の区域の廃止を行っております。

最終ページに、菊陽町告示第19号ということで、一応告示の写しを添付させていただいてお

ります。この廃止の告示を受けまして、今回追加議案として議案を提出させていただいております。

4枚目をお開きいただきたいと思います。第1条菊陽町立学校設置条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。左側が現行で右側が改正案でございます。現行の下線部分「大字津久礼」を改正案の下線部分「光の森1丁目」に変更するものでございます。

次に、下段の第2条菊陽町武蔵ヶ丘コミュニティー設置条例ですけれども、現行が、下線部分「大字津久礼3517番地の3」、改正部分の下線部分「光の森1丁目3517番地3」に変更するものでございます。

前のページに戻っていただきたいと思います。表紙から2枚目なんですけれども、附則として、平成23年4月1日から施行する。

以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 議案第31号 土地の譲与について

○議長（吉村豊明君） 追加日程第2、議案第31号土地の譲与についてを議題とします。

商工振興課長、内容の説明を求めます。

○商工振興課長（平野誠也君） それでは、議案第31号土地の譲与についてご説明を申し上げます。

提案理由でございますけれども、町が所有します財産、これは土地になりますけれども、これを第三者に譲与するために、地方自治法第96条第1項第6号の規定によって、議会の議決を求めるものでございます。

内容については、まずこの譲与する土地の位置関係を知るために、参考資料をお開きいただきたいと思います。

まず、参考資料の1枚目でございますが、土地譲与位置図ということで、上段に書いている箇所部分、これは書いておりますけれども、合志市が東京エレクトロン株式会社へ譲与を受ける土地でございます。下のほうですが、これが菊陽町が東京エレクトロン株式会社へ譲与する土地の位置になります。

参考資料の2枚目ですけれども、菊陽町のほうから東京エレクトロンへ譲与する土地の箇所図ということで、現在緑地として利用している部分の一部でございます。

それと、次のページですけれども、合志市が東京エレクトロンから譲与を受ける部分の箇所でございます。既設としてございます配水池の隣、隣接に一応譲与を受ける予定でございます。

それでは、1枚目、表題にお戻りいただきたいと思っております。

まず、1番として、譲与する土地でございます。所在地、菊池郡菊陽町大字原水字下大谷4480番6の一部。地目は宅地でございます。面積は21.71平方メートル。2番として、譲与する相手方、東京都港区赤坂5丁目3番1号、東京エレクトロン株式会社代表取締役社長竹中博司。譲与する理由です。別紙のとおりということで、次のページをお開きいただきたいと思っております。本件は、セミコンテックパーク及び原水工業団地へ配水を行う合志市水道事業日向第2配水池施設の能力増強に伴うものでございます。当該施設における配水状況は、その配水能力の上限に達しており、今後セミコンテックパーク内に立地する企業の工場増設及び原水工業団地への企業立地等が予想される中、合志市水道事業者では配水量の不足が懸念されるため、新たな井戸、第3水源を確保し、配水能力の増強を図ることが必要と判断されました。そこで、新たな井戸を掘削するため、当該配水池に隣接する東京エレクトロン所有土地の一部が必要となったものでございますけれども、東京エレクトロンからは金銭の授受を伴わない代替地の方針を示され、結果当該土地、緑地でございますが、これを代替地とするよう求められたものです。このため、水道事業者である合志市より、平成18年6月28日に締結しました公の施設の区域外設置及び利用に関する協定書第6条に基づきまして、協議の願い書が提出をされました。当該土地の取り扱いについては、間接的ではございますけれども、水道事業の用に供するための施設整備に必要でございます。セミコンテックパーク内企業や原水工業団地への安定した配水及び適切な管理運営に資するものと認められると判断しまして、譲与することとしたものでございます。

なお、東京エレクトロンが合志市に譲与する土地は次のとおりです。所在地、合志市福原1番18の一部です。地目は宅地でございます。面積は21.71平方メートルです。今説明しましたとおり、面積的には同面積となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 最初に3点、後で3点、よろしいですか。

1番目が、この別紙ということで、本件はセミコンテックパーク及び原水工業団地へ配水を行う合志市水道事業日向第2配水施設の能力状況に伴うものと、以下ちょっと書いてあるんですが、今後原水工業団地への配水は、将来的にも合志市の水道事業日向第2ですか、増強なのかわかりませんが、この配水池施設から賄うことが望ましいという考えられる理由、これが1点。

2点目が、今後セミコンテックパーク内に立地する企業の工場増設等が予想されるため新たな井戸が必要となったということですが、この井戸でどのくらい規模の工場を賄うという考えなのか、それが2点目です。よろしいでしょうか。

3点目、水源地の面積としては最低限の必要面積のようであるが、さらに将来井戸用地が必要となることは考えられないのか。水源地用地は今の段階で広く確保する考えはないかということで、とりあえず3点です。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 今後の配水状況でございますけども、仮に原水団地、あと半分ほど契約が残っておりますけども、そこに企業が立地した場合に、当然町からの給水というのは今のところではできない状況でございます。これは、当初セミコンテックパークを県が造成したときに、ある程度の想定をもって配水の施設をつくったところでございますので、やはり現在ある施設の配水池から持ってくるのがやっぱり望ましいというふうに考えます。

それと、第2点でございます。立地する際に、今回増設する理由と、その量的なものかと思っておりますけれども、現在、今回の増設に伴うものは、簡易水道の部分ということでお知らせを受けているところでございます。現在、簡易水道の能力としまして、日300トンが施設の部分としてはございます。今度の増設で、一応560トンまでは引き上げたいというふうに報告を受けているところでございます。

3点目ですけれども、さらに必要となるということになるかと思いますが、現在、いろいろお話を聞いていると、東京エレクトロンにしろ、ソニーにしろ、増設等を計画されてる部分もございます。そうしますと、当然今上限に達している状況でございますので、当然その増強は必要かというふうに思っているところでございます。

それと、原水工業団地側、先ほど言いましたように、9ヘクタールほどの残地がございます。これにつきましては、数カ所から一応お話があつて、進めてるところでございますけれども、ただその水の使用量というのはどれだけかというのは現段階でわかっておりませんので、今後水が必要となれば、さらなる水源地の確保というのは当然出てくるのかというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番(吉本 堅君) 2回目です。今会社のほうでも独自に井戸を掘ってからくみ上げておられるのかどうか、もし、くみ上げる量は町で把握されていないかもしれませんが、なかなか難しいかもしれませんが、出す量というのが下水道のほうにかかってくるのかなというふうな思いなんです、この下水道のほうへの流入量というのはどのようにして確認をされているのか、これが1点。

それから、菊陽町の用地譲与をすることにより、譲与分の用地を別に、緑地公園用地として別に確保する必要はないかと。面積はわずかではあると思うんですが、これが2点目です。

3点目が、菊陽町が譲与する土地には井戸が掘ってあるようですが、すぐにでも利用できる井戸のようです。セミコンテクノの拡張あるいは菊陽町の拡張のとき、この井戸が利用されるようなことは考えられないのか、その3点、お尋ねします。

○議長(吉村豊明君) 商工振興課長。

○商工振興課長(平野誠也君) 流量計のお話が出たんですけども、議員も言われましたように、それぞれ企業においても自己用の井戸を掘っておられます。それは、量的には今の工業用水等で賄い切れない部分だというふうに思っているところでございます。そのくみ上げた水、当然今度は排水として出ていくわけでございますが、それにつきましては、当然下水道のほうで流量計等をもってその排水量は確認されているところでございます。それが、当然使用料として、これは大口の使用料になりますから、その分、結局相当な使用料が入ってきているというような状況でございます。

それと、2番目、今回町のほうの緑地部分を譲与するわけでございますけれども、これにつきましては、もともとセミコンテクノパークを造成したときに、緑地として県のほうから無償で譲与を受けた部分でございます。ですから、一応県のほうにこの譲与に当たってお話をさせていただきました。今回の場合は、その公共の用に供するというので、その分を新たに確保することはないということで回答をいただいたところでございます。

それと、現在、今言われましたように、予備井戸ということで掘ってございます。これを町が使用するということは現時点では考えられないというふうに思っております。

以上です。

(11番吉本 堅君「将来」の声あり)

将来的にも、場所的に、仮にあの部分、工業団地を拡張という話になれば別なんでしょうけれども、この配水に関しましては、一応合志市のほうが担当しておるといえるのか、維持管理をなされておるんで、将来的にも合志市のほうから配水を受けるという形になろうかと思っております。

以上です。

○議長(吉村豊明君) 吉本堅君。

○11番(吉本 堅君) 公園緑地を、今回は面積も少なかったからだとは思いますが、それではどのくらいの面積になったならば、別に新たに公園緑地として確保しなさいということなのか、もし協議をされておるんであればお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 今の面積の件については難しいところはあると思いますけれども、これはまた協議しなければなりません。ただ、現在のセミコンテクノパーク内における緑地等の面積というのは、要するに基準以上の緑地面積がございますので、それについても、何平米までだったらオーケーですというようなちょっと回答はできません。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 追加日程第3 議案第32号 大津菊陽水道企業団の規約の一部変更について

○議長（吉村豊明君） 追加日程第3、議案第32号大津菊陽水道企業団の規約の一部変更についてを議題とします。

環境生活課長、内容の説明を求めます。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 議案第32号大津菊陽水道企業団の規約の一部変更について、内容の説明をいたします。

今回の規約改正は、大津町と菊池市にまたがる矢護川地区簡易水道組合が解散されまして、同組合の大津町大字矢護川地区の区域につきまして、大津菊陽水道企業団の給水区域を拡張するために改正を行うものであります。

矢護川簡易水道組合につきましては、その事務を大津水道企業団に委託契約して遂行されてきましたが、平成20年に企業団及び矢護川簡易水道組合に熊本県より事務執行のあり方について行政指導があつておりまして、企業団の区域統合への要請がなされております。

大津水道企業団では、給水施設の状況、財政状況など慎重な検討がなされ、統合後における早期の施設改修につきましては、大津町から財政負担がなされる予定であり、統合における企業団経営の影響はないとの見解であり、また地方自治法や水道法の趣旨等により、構成団体である大津町、菊陽町を給水区域として安定的な水の供給を図り、住民の福祉に貢献するよう努力すべきとの見地からも、統合に問題はないというふうになされております。

なお、矢護川簡易水道組合の解散の議決につきましては、3月10日の日に菊池市、大津町議会のほうで可決されているというようなことです。

内容につきましては、議案をめぐっていただきまして、大津菊陽水道企業団規約の一部を変更する規約ということで、その真ん中のほうになりますけれども、第3条中「(矢護川地区簡易水道組合の区域を除く)」を削るとしております。

附則としまして、この規約は県知事の許可の日から施行するというふうにいたしております。

参考資料といたしまして水道企業団規約の一部を添付しております。その中の第3条の下線部分「矢護川地区簡易水道組合の区域を除く」、この部分が削除されることとなります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(吉村豊明君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(吉村豊明君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(吉村豊明君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(吉村豊明君) 全員賛成です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第4 同意第2号 副町長の選任について

○議長(吉村豊明君) 追加日程第4、同意第2号副町長の選任について同意を求める件を議題とします。

総務部長、内容の説明を求めます。

○総務部長(大川育男君) 同意第2号副町長の選任についてご説明申し上げます。

中富恭男様を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

中富様は、熊本市下硯川町2243番地156にお住まいで、昭和31年7月28日生まれの54歳であります。昭和54年3月、熊本大学法文学部法学科を卒業され、同年4月熊本県職員に採用され、玉名事務所の税務課に配属されておられます。その後、総務部広報外事課、福祉生活部県民生活総室、天草事務所税務課徴収係長、企画開発部交通対策総室主幹、議会事務局議事課主

幹、総務部税務課課長補佐、商工観光労働部工業振興課課長補佐、環境生活部環境生活審議員兼食の安全・消費生活課課長補佐等を歴任され、現在は農林水産部農林水産審議員兼農業技術課課長補佐であります。

町長の提案理由にもありましたように、中富様は熊本県職員として長い行政経験をお持ちであり、人柄もよく、副町長として適任であると考え、選任の同意を求めるものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 一般質問でも取り上げておりましたが、答弁のほうがちよっと時間がなくて、町長のほうから答弁される時間がありませんでしたので、再度質問いたします。

とりあえず4項目を準備しております。とりあえず流して聞いていただくと、あとはコピーをしておりますので、渡しても構いません。

1番目が、前任者の副町長が健康上の理由で辞任をされ、1年4カ月以上過ぎましたが、菊陽町ではどのような理由で副町長を設置されなかったのか。副町長が不在でも、菊陽町は何不自由なく行財政運営ができ、副町長設置の必要がないと考えておられたのかと、これが1点目です。

2点目、町長は副町長の人選を熊本県に依頼をされたということですが、副町長の人選を熊本県に依頼されて、菊陽町として何を期待されるのかと。

3点目が、菊陽町にはすぐれた人材が数多くおられると考えますが、副町長の人選は町長自身が選ぶ責任があるのではないかと。

4点目、条例からしますと、前副町長が辞任される時、退職願は20日以上前には町長に提出をされておったはずであり、町長が次期副町長の人選を考えられる時間は十分あったはずで、1年4カ月以上も副町長不在とは、これこそ条例違反に該当しないかと、とりあえずこの4点についてお尋ねします。

町長、必要であれば、これコピー渡しても構いませんが。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 質問の1番目でありますけども、前副町長が辞任した後、1年4カ月たったということでありまして、この件につきましては、この前の一般質問で答弁したところでありまして、何不自由なく財政運営ができ、その必要性はないと、そういうことは全く考えておりません。やはりこの副町長の設置というのは必要であると考えているところであります。

そして、なぜ設置しなかったかということでありまして、この件につきましては、人選等いろいろやっておりましたけども、そこまで至らなかったというところであります。

そして、熊本県に依頼したということでもありますけども、今言いましたように、菊陽町、いろいろ都市化していく中で、やはり熊本県というか、いわゆる上部のほうの県という立場の中で、先ほど私のほうから申し上げましたけども、そして総務部長からも言いましたように、いろんな行政経験が豊富な方ということで、また町の行政とは違った視点のほうから、そういういろんな面でもご尽力をいただきたいということでもあります。特に、菊陽町都市化しております、いろんなところから多くの人たちが移り住んできておられるような状況でありまして、そういった中で、いわゆる県の職員として経験を生かした中から、いろいろ町のために頑張っていたきたいというところで思っております。

それから、3番目の副町長の人選は町長自身が選ぶ責任があるのではないかとということでもありますけども、これにつきましては、県のほうに依頼して、県のほうからそういった人材をお願いしとるということも私の責任でお願いしているところでもありますので、ご理解していただきたいと思えます。

それから4番目の、条例からすると条例違反ではないかとか、そういうご質問でありますけども、これにつきましては、早く設置したいという、そういった中でありましたけども、いろんな事情があつてできなかったということでもありますけども、条例のほうの違反には該当しないというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 2回目です。

1番目の、もしも副町長の人選を熊本県に依頼された理由が、行政経験豊富などというふうなことも言われましたが、熊本県とのパイプ役を望んでおられるということであれば、そのパイプ役はそれこそ町長の役目ではないかなと。一般質問でも言うたんですが、町の議員、県議会議員の役目ではないかと、そういうふうにするもんですから、町のほうにはそういう人材はおられなかったかどうか、再度そこはお尋ねしたいと。

それから、何年間副町長として菊陽町に籍を置かれる予定でおられるのか、その辺をお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 県とのパイプ役っていいですか、それは、やはり県から来ていただきますので、県の事情も通じておられますから、いろんな面で、県のことについて、必要な場合についてはやはりそういった力も発揮していただきたいと思っております。

そして、町に人材はいなかったという、そういうことは、それはもう町の中にもいろいろいらっしゃるんですけども、今回につきましては県のほうからということでしたところであります。

そして、何年かということでもありますけども、この任期は4年ということがありますけども、今考えてるのは、2年間程度、今私としては考えるところで、また現職でありますので、県

が派遣される場合は基本的には2年間ということを知っているとあります。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第2号は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第5 議案第33号 平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（吉村豊明君） 追加日程第5、議案第33号平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、議案第33号の平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

町長の提案理由にありましたとおりでございます。今回補正での追加または減額はございません。歳出予算の中で調整を行ったところでございます。

5ページをお開き願います。

下のほうでございますけれども、歳出のみでございます。款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費の中で、節区分の26寄附金を設けまして、東北地方・太平洋沖地震見舞金として1,000万円を計上しております。

また、その計上に伴いまして、次の款の14予備費につきましては1,000万円の減額を行い、補正後の金額を9,105万5,000円としたところでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成23年第1回菊陽町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月4日に開会されました本定例会も、本日をもちまして19日間の会期を終了することができました。これもひとえに議員各位及び後藤町長を初めとする執行部の皆様のご理解とご協力のたまものであり、心から感謝申し上げる次第であります。

さて、今定例会におきましては、平成23年度の当初予算を中心に、町政の重要課題について論議をいただいたところではありますが、限られた財源の中で事務事業を精査し、論議したところでございます。

今後とも、町民の皆様方のご意見を伺いながら、総合計画及び菊陽町行財政改革大綱を柱に、町の発展のために全力を傾注しなければならないと考えております。

我々議員の任期もあと一月ほどとなりましたが、今後ともさらなる町勢発展のため、一層のご尽力とご協力を心からお願い申し上げますとともに、各位のご健勝を祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

高いところからではございますが、一言お礼とお別れの言葉を申し上げます。

今月いっぱいをもって退職されます大川総務部長、服部産業建設部長、村田武蔵ヶ丘支所長、阪本議会事務局長におかれましては、長年にわたり本町の発展のためにご尽力いただき、心から感謝申し上げます。

職を退かれた後も、本町の発展のためにご助言を承りますようお願いを申し上げますとともに、退職されます皆様のますますのご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、お別れの言葉といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後1時59分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため
にここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 吉 村 豊 明

菊陽町議会議員 鍋 島 有志男

菊陽町議会議員 永 野 輝 全

菊陽町議会会議録
平成23年第1回3月定例会

平成23年3月発行

発行人 菊陽町議会議長 吉村 豊明

編集人 菊陽町議会事務局長 阪本 健治

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 432-0781 (代表)

~~~~~  
菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919